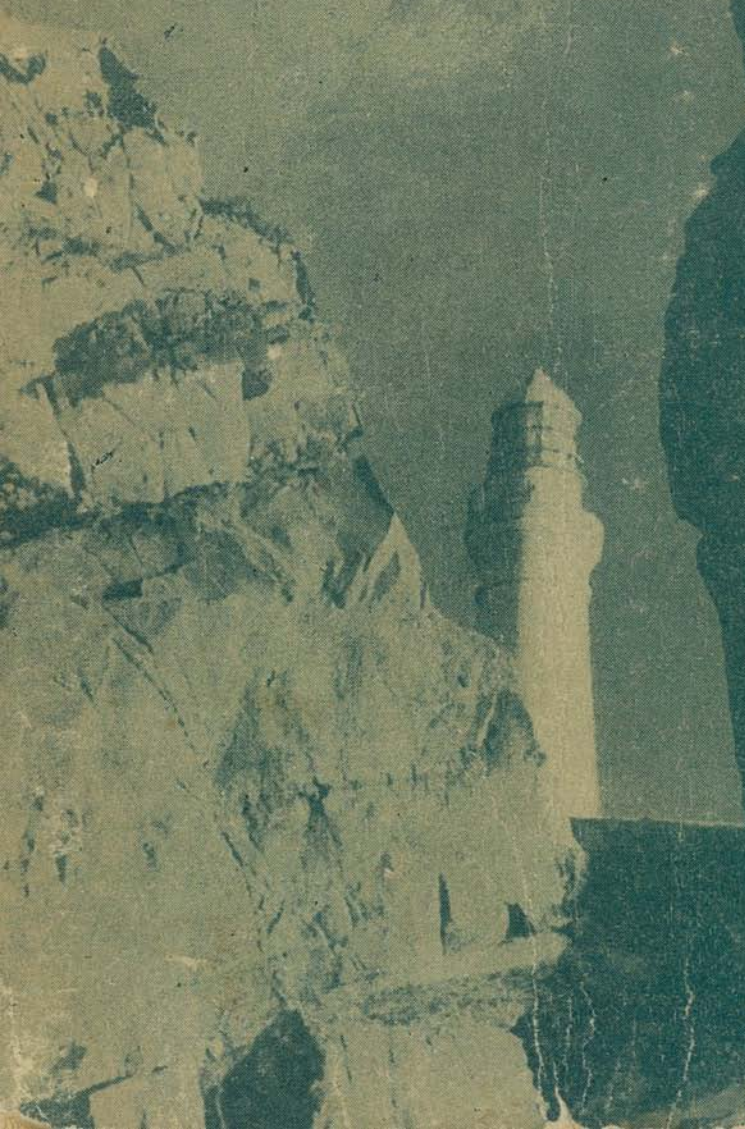


療

品



翠波書房

東京港区虎ノ門二丁目九番十四号
光明会館四階
東京化粧品工業会

國民医薬品集収戴

綿家庭衛生



日本衛生家庭綿販賣協會

日本衛生家庭綿協會

專務理事
會長
三谷祇賀
新村隆吉

事務所

東京都中央区木挽町四丁目三
雜織維會館内
電話 京橋 (56) 1739・1738

東部衛生棧料協議會

東京都豊島區高田南町二丁目六九六番地
電話九段(33)四二二〇・四二二六・四二二八
四二二七・四二二九番

愛知縣衛生棧料商工業協同組合

名古屋市西區兒玉町十一番地
電話 西 (53) 一八八九番

西部衛生棧料協議會

大阪市東區北濱二丁目七二番地
電話土佐堀(44)二四一四・二四一六番

祝療品發刊

關東衛生家庭綿研究協議會

會長 吉村 壯
專務理事 高瀬 虎吾

關東衛生家庭綿販賣協會

會長 青木 文哉
專務理事 高瀬 庄吾

東京都台東区淺草烏越三丁目十二番地

電話淺草 (84) 四九二八番
四八九七番

贈呈

療 品

厚生省療品課編



翠波書房刊

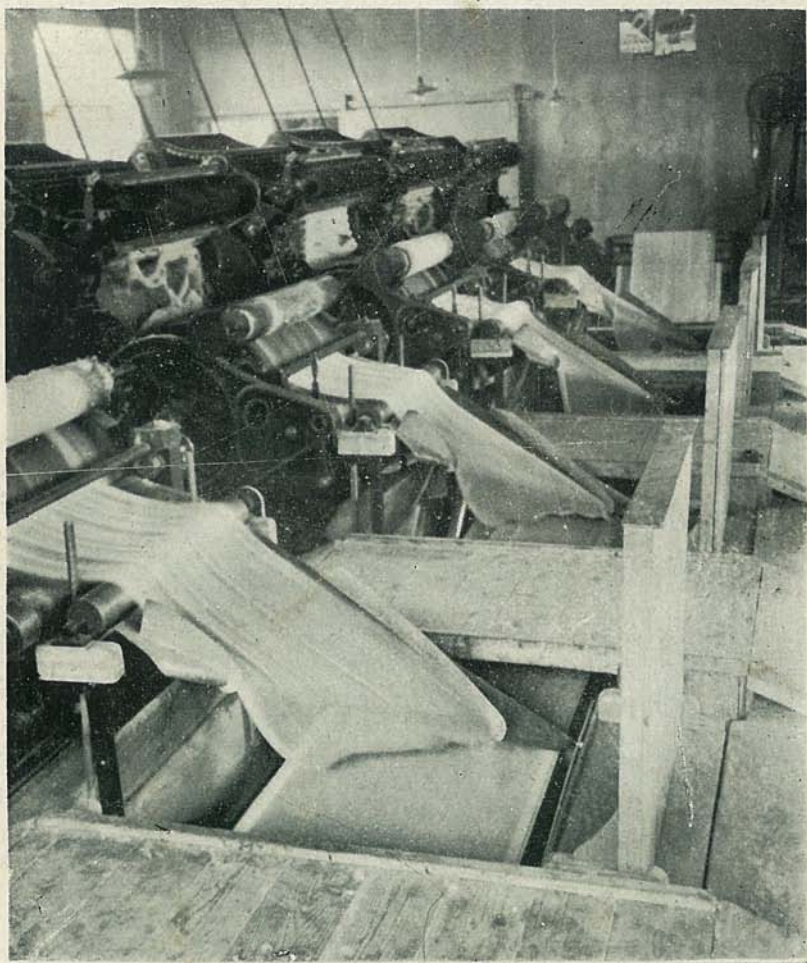
關東化粧品工業株式會社

圖書番號 42

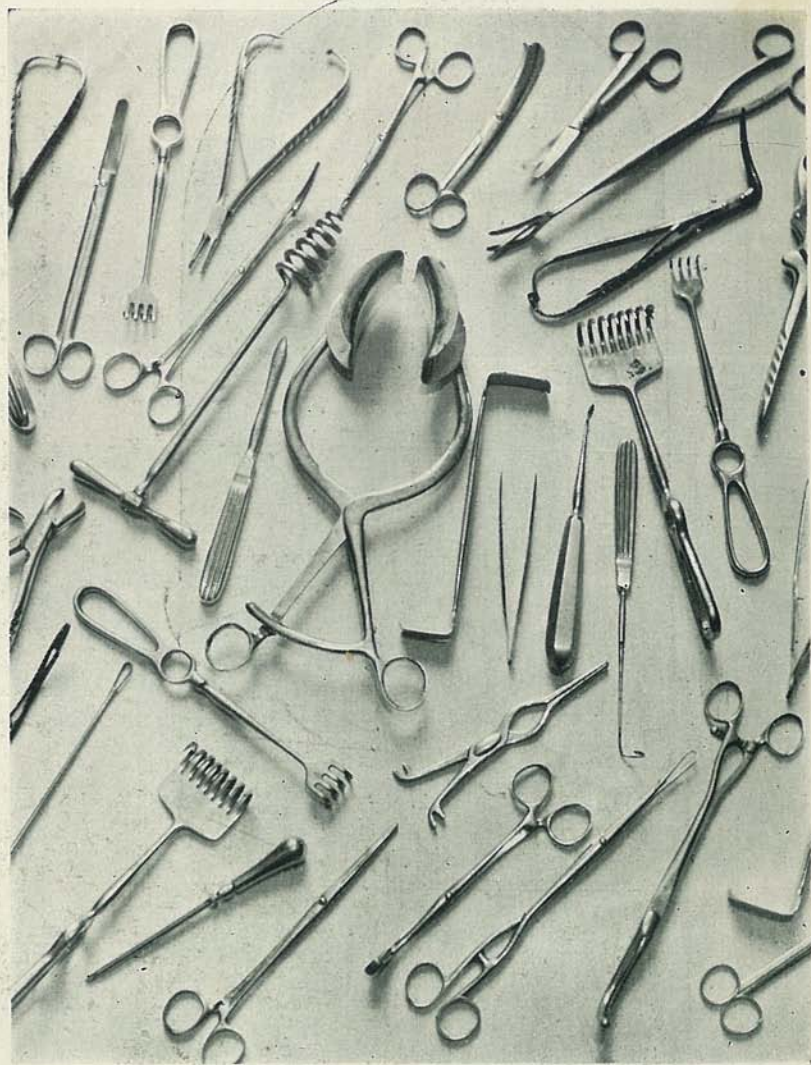
昭和 24 年 8 月 日購入



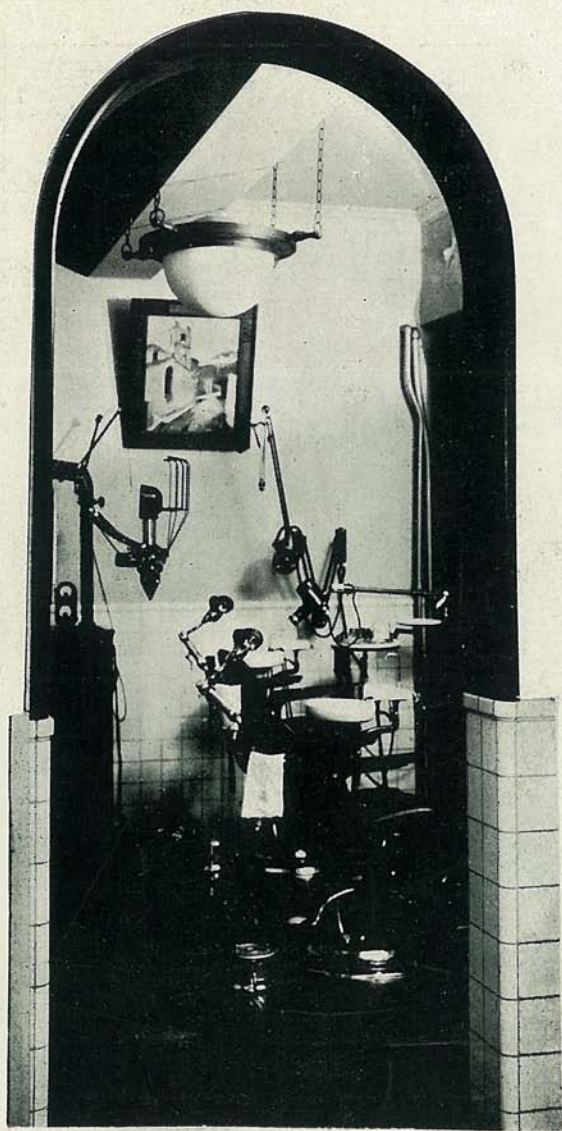
ほ う た い



衛生材料の梳綿工程



醫 科 器 械

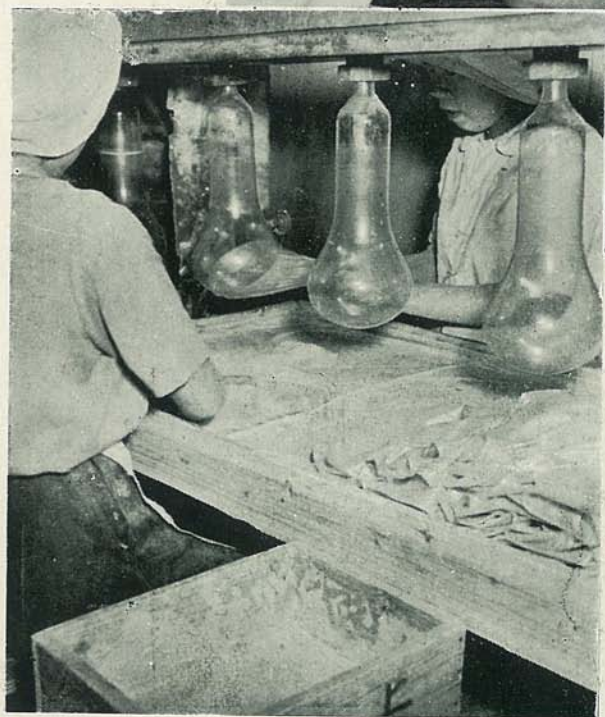


齒科診療設備の一部

サ

！ツ

ク



氷

囊

醫療ゴム製品の生産工程



最近のアメリカ化粧品

序

醫藥品並にそれ以外の衛生用物資、即ち衛生材料、齒科材料、齒科器械、醫療用品、醫科器械等所謂療品は保健衛生上必要不可欠なものであつて、これらに關する行政は醫療行政とは表裏一體をなすものであり、その生産或は供給についての指導が重要なことは多言を要しない。

醫藥品については日本藥局方の公布以來六十年を經てゐる通り從來とも種々な規正があつたが、療品については、僅かにその一部について取締があつたに過ぎなかつた。然るに昨年七月公布された新藥事法によつて療品―化粧品も含めて―もまた一般的に法的規正を受けることとなり、藥務局に療品課が設けられ、同課において積極的に生産その他の供給の指導と世

話を見ることゝなつた。然し療品の種類は極めて多岐多様であり、その取扱について疑義の生ずる場合もまた尠くないので、これについての手引の必要性が痛感されていたのであつた。幸にも今般療品課關係官の企畫によつて本書が提供されるに至つた。

今や我々は經濟九原則の目標に向つて不斷の努力をしつゝあるが、本書はこれらの經濟問題を採り上げると共に藥事法の實施に伴う諸手續或は指定生産資材に關する手續等を網羅し、更に關係業界の名簿を附加する等必要な事項を親切に取り入れている。即ち本書は眞に時宜に適したものであり、療品業界人は勿論關係官公吏等も多くの便宜が與へられることゝ信じ、敢えて推薦の辭を以て序にかえるものである。

厚生省藥務局長

慶

松

一

郎

齒科用品の沿革	(四)
化粧品の沿革	(五)
齒磨の沿革	(六)
ゴムの沿革	(六〇)
一、衛生サックの沿革	
二、月經帶の沿革	
三、おしめカバリの沿革	
四、ベツサリーの沿革	
オブラートの沿革	(七〇)
醫療用紙製品の沿革	(七三)
藥事法によつてしなければならぬ諸手續	(七五)
一、製造業の登録	(七六)
二、輸入販賣業登録	(七七)
三、販賣業登録	(七八)
四、登録の更新	(七九)
五、製造品目許可	(七九)
六、許可事項の變更の申請	(八〇)
七、登録票再交付申請	(八一)
八、登録變更の申請	(八二)
九、届出	(八三)

目次

序

厚生省薬務局長 慶松一郎

經濟九原則の實施と療品業界の今後

厚生省薬務局療品課長 中村光三……………(一)

1 はしがき……………(一)

2 經濟九原則の概説……………(三)

3 企業合理化の問題……………(五)

(1) 企業設備の合理化

(2) 企業運営の合理化

4 輸出可能性の問題……………(三)

5 療品業界に於ける企業合理化と輸出可能性の問題……………(三)

——療品業界の今後——

6 むすび……………(一六)

療品とは何か……………(一九)

衛生材料の沿革……………(二四)

醫科器械の沿革……………(三)

十、登録票の返納及び提出	(八四)
十一、タール系色素の使用許可申請	(八五)
十二、登録についての注意	(八五)
登録基準について	(八七)
薬事法規並参考例規	(九九)
薬事法	(九九)
薬事法施行規則	(一〇四)
薬事法に関する件(厚生次官通牒)	(一〇〇)
申請書届出書一覧表	(一〇三)
薬事法に関する件(厚生省薬務局長通牒)	(一〇六)
指定生産資材申請手續等について	(一〇九)
衛生用品用指定生産資材割當基準	(一一一)
一、醫藥品製造用指定生産資材割當基準	(一一一)
二、醫療用具製造用指定生産資材割當基準	(一一四)
三、衛生材料製造用指定生産資材割當基準	(一一四)

四、醫療衛生用品製造用指定生産資材割當基準	(一五五)
五、義肢製造用指定生産資材割當基準	(一五九)
指定生産資材割當申請について	(一六七)
指定生産資材割當規則(拔萃)	(一五八)
指定生産資材割當手續規程	(一七八)
醫藥品の生産に要する指定生産資材割當實施要領	(一八四)
指定生産資材の割當方式の改善に關する件	(一八六)
物資の割當に關する手数料等の徴收に關する法律	(一九九)
輸出品生産資材等確保要領	(一九五)

配給統制について

一、衛生材料の配給について	(一九九)
醫藥品等配給規則	(二〇〇)
醫藥品等配給規則中一部改正について(厚生省業務局長通牒)	(二三三)
同 (厚生省令第二十五号)	(三五)
二、齒科用貴金屬の配給について	(三〇)
齒科用貴金屬配給手續規程について(厚生省醫務局長通牒)	(三二)

齒科用貴金屬配給手續規程	(三二)
貴金屬使用及び消費に關する事項調	(三四)
三、醫療用紙製品の配給について	(三五)
醫療用「紙製品」取扱方針について	(三五)
(厚生省藥務局長 商工省生活物資局長 通牒)	(三五)
療 品 生 産 狀 況	(三六)
輸 出 貿 易 に つ い て	(三七)
一、民間貿易輸出手續	(三七)
二、輸出品取締法	(三七)
資 金 に つ い て	(三八)
建 築 許 可 並 資 材 の 申 請 に つ い て	(三九)
臨時建築制限規則	(三九)
臨時建築制限規則等に基く厚生省特定部門の取扱について	(三九)
(建設省建築局長 厚生省官房總務課長 通牒)	(三九)
臨時建築制限規則による築造計畫模式一部訂正方について	(四〇)
(厚生省藥務局長 通牒)	(四〇)
衛生用品部門の建築並に補修用板硝子取扱要領について	(四一)
(厚生省藥務局長 通牒)	(四一)
同	(四二)
(厚生省藥務局資材課長 通牒)	(四二)

特定部門の建築中衛生用品關係の細部取扱について(建設省建築局監督課長 通牒)

(四八)

新藥事法實施についての質疑應答

(四三)

あとがき

(四五)

表紙・口繪寫眞	カ	装
	ツ	幀
	ト	
架	宮	鳥
柴	崎	海
敏	丈	
男・其の他	二	齊



經濟九原則の實施と療品業界の今後

厚生省藥務局療品課長 中村光三

I はしがき

中空に張り渡された一本の綱の上を一人の男がバランスをとり乍ら危げに渡つて行く。一步を誤れば墜落惨死である。まずい比喩だが、これが經濟九原則實施下の日本經濟の具象化された姿だ。

進むべき途は、經濟九原則という狭い枠で區切られた一筋道である。この枠を無視して進もうとすれば、足を踏み外して墜落するほかはないのである。全神経を緊張させ、全身のバランスをとり乍ら安定と自立の彼岸を導く細い綱の上を渡つて行かなければならない。非常に危険の多い道である。だが、併し、この細い一本の綱を措いては、日本經濟を安定と自立の彼岸を導く一呉れる道はないのである。

放漫な赤字財政、赤字融資とストックの喰い潰しとに支えられて、不健全極まる状態の下に終戦以來今日まで米國の對日援助を受けることによつて辛うじて日本經濟は生き續けて來たのであるが、通貨の濫發と生

産基礎の縮減とは、悪性インフレーションをいよ／＼昂進せしめ、この儘で進めば日本經濟は破滅の他はなかつたのである。米國の對日援助は無限に續くものではない。殊に國際情勢の變化は、一日も早き日本經濟の安定と自立とを要求しているのである。ここにおいて、經濟九原則の實施に關するマックアーサー元帥の書簡が日本政府に對して發せられるに至つたのであつて、この綱渡りは、ただに日本經濟にとつてのみならず、世界經濟の安定と發展のためにも必要な藝當なのである。

上述の如く日本經濟は終戰以來今日まで、その生きるに必要な食物を赤字融資、ストック及び米國の對日援助という形で得て來たのであるから、このような状態の良し悪しは兎に角として、今突如としてこの糧道を斷つことは日本經濟に自殺を命ずるに等しい。この糧道を狭めることは、日本經濟に衰弱死を齎らすかも知れない。少くとも日本經濟が今迄のような遣り方で、他國の援助に期待する態度を改めないならば、經濟九原則の峻嚴なる實施は、何等か他人からの支えを期待し乍らヨタ／＼と綱渡りに乗り出すようなもので、途中での墜落慘死は免れ難いであらう。ここに、經濟九原則の實施を受ける日本經濟の心構えの六ヶ敷さがあるのである。

比喩の形を離れて云えば、赤字財政や對日援助にばかり頼つて、イージー・ゴイングな運営を續けて來た日本經濟を、九原則の實施によつて、均衡財政方策の下に貿易尻の可及的均衡を圖り乍ら進む健全な運営に切り替へて行くには、ただ單に經濟技術的な困難さがあるばかりではなく、日本經濟を運営して行く人々の心構えの根本的な轉換という六ヶ敷さがあるのである。また、かかる轉換を可能ならしめ、進んでは、かかる轉換を強力に推進する政治力又は政治體制の整備されることが必要であるが、このことには更に一層六

々敷い問題があるであろう。總ての條件、即ち政治的經濟的及び社會的條件の整備と均衡を俟つて、はじめて日本經濟は、經濟九原則の實施によるその安定と自立の目標に到達する可能性を獲得し得るであろう。

經濟九原則の實施が經濟界に與える影響に關しては、各方面において色々に論ぜられている。特に、これが中小企業界に與える深刻な影響は既に現前している。「中小企業は、大企業に、先立つて、早くも整理過程に入りつつあり」として、その救済對策が要望されている（五月三十日朝日新聞論說）。

中小企業の一分野を構成する療品業界において、經濟九原則實施に伴ふ對策が眞剣に討究されているのは蓋し當然である。本稿は、この問題に對して幾分なりとも役に立つことが出來たならば、との考に基いて、出來上がったものである。

II 經濟九原則の概説

經濟九原則は、極めて端的に、わが國がその經濟の安定と自立とのために採るべき目標を示しているのである。従つて、この九目標は、大別して日本經濟の安定のための施策とその自立のための施策とに分けて考えられる。即ち（1）財政の均衡化（2）徵稅の強化（3）金融の引締（4）貨銀の安定（5）價格統制の改善強化までは經濟安定のための施策であり、（6）外國貿易管理の改善及び外國爲替管理の強化（7）割當配給制度の改善（8）重要國產原材料の増産（9）食糧供出計畫の能率向上までが、日本經濟の自立化のための施策であると云い得るであろう。

而して、マックアーサー書簡は、その末尾に、「これら九目標は、單一外國爲替相場を早期に設定できる

様な諸條件を確保することを目標として推進されるべきである』と述べて、日本經濟の安定と自立のために、日本は早急に貿易の振興を圖るべきであり、そのために萬難を排し、インフレーションを收束し、國內物價水準を國際的物價水準に合致せしめ、以て單一外國爲替相場を設定せねばならぬと斷じているのである。

戰時中の軍需産業中心の、云はば局部的インフレ政策は、敗戦によつて當然に揚棄せられて、日本經濟復興を目標とするインフレ收束の段階に轉換すべきであつたにも拘らず、今日まで歴代内閣はその決斷を有せず、客觀的情勢は、逆に全面的インフレ政策によつて推進されて居るかの如き相貌を呈し、インフレーションは益々悪性化しつゝあつたのである。老大な人口を養うには餘りにも貧困化した資源と生産力とを以て敗戦以來今日まで兎に角四年を過ごして來得たのは、總ての經濟的矛盾の解決を米國の對日援助と資本の喰潰しとに求めることが辛うじて許され得たからである。

第二次大戰後の世界經濟は、第一次大戰後のそれに較べて、經濟の計畫性と統制との高度化により、遙かに早く恢復し安定化するであろうと豫想され、事實上も、米國のマーシャル計畫の強力な實施によつて英佛をはじめ、マーシャル計畫の參加國においては、計畫的に着々とその經濟復興が齎らされつつあるのであるが、東洋においては、中國は果てしなき内亂によつて、日本は他力本願的なその日暮しによつて、經濟復興は遅々として進展し得ない狀況に在つたのである。上述の如く米國は、マーシャル計畫の實施、對中國援助及び對日援助等の形によつて世界經濟の恢復、その安定、ひいては世界平和の維持のために非常な危険を犯しながら莫大な資本を世界の各國に投下しつつあるのであるが、米國のかかる世界資本主義安定政策に對す

るソ連を中心とする共產主義的勢力の反攻は、また日増しに激化されつつあり、殊に東洋諸地域においては逐次その戦果を擴大しつつあるとも觀られるのであつて、米國にとつては、東洋諸國の一日も早き經濟的安定と自立化の實現即ちこれらの國々の世界資本主義圏の一員としての安定と自立化の實現が最も必要となつて來ていたのである。經濟九原則の實施による日本經濟の安定と自立化が強く要請される背後には、かかる世界經濟的な事情が存在していることを銘記しなければならないのである。

經濟九原則は、均衡財政の見地に立つ二十四年度豫算の成立、一ドル三百六十圓の單一爲替レートの設定によつて着々と具體化され、實施に移されつつあるのであるが、九原則實施の要請の背後に究極的には日本經濟の國際經濟への復歸という目標があるとするならば、われわれは、國際經濟への復歸を前提としての日本經濟の合理化という問題を中心として經濟九原則實施の問題を把握すべきであらう。これを更に具體的に云えば、企業の合理化について色々の問題を検討すると共に日本經濟の輸出可能性を論ずることが、經濟九原則の實施と業界の今後とを考へる場合の最も重要な問題であらうと思はれる。

III 企業合理化の問題

日本經濟に課せられた經濟九原則の實施という要請が、上述せる如く、世界經濟の一環としての日本經濟の安定と自立化のためのものであり、従つて日本經濟が國際經濟へ復歸し得る條件を造出するための日本經濟合理化の問題が、經濟九原則實施の中心課題をなすものであるとするならば、ここにいう企業合理化の問題は、國際經濟から孤立して營まれる日本經濟の狭い範圍内の企業合理化（戦時中の企業整備の如し）とい

う意味においてではなく、國際經濟的水準における企業合理化の問題として考えられなければならないことは云うまでもないことであらう。

わが國に果して純粹な意味の資本主義經濟が成立し、發展して來たかどうかというような六ヶ敷しい議論は別としても、日本經濟が色々な點において資本主義經濟として充分には合理化せられて居らず（家内工業的な中小企業や農村經濟の問題）、殊に國際經濟から全く孤立して戰時經濟を營まざるを得なくなつてから今日に至るまでの期間において經濟の合理化が甚しく遅らされたことについては、何人にも異論の無いところであらう。特に、敗戦以來今日までの期間に、昂進する悪性インフレーションに抗してわが國の企業は、資本主義的合理性を無視した運営を續けざるを得なかつた結果、その再生産的基盤は甚しく蝕蝕され、企業能率は極度に低下してしまつたのである。戰災による生産設備の損害、引續く酷使による機械設備の損耗は、補充され得ず、勞働攻勢の激化は、人件費の増嵩を齎らしている。

かくの如く生産性の低下した企業を短期間に國際的水準えまで合理化せんとすることは、極めて多くの困難が伴つてゐることを覺悟しなければならない。わが國企業の經濟的水準について、戰前においてわが國の製品が海外に進出し、英米等の製品を驅逐せんとする勢を示した實績を回想して自惚に陥つてはならない。當時のわが國の輸出工業は、絶大な國家的保護の下に、不當な社會的條件を利用しての低賃銀政策を強化しつつ、いわゆる飢餓輸出によつて國際市場へ進出したのであつて、このことは、一般的にわが國の勞働賃銀が國際的に觀て極めて低い所に在つたことを利用して、勞働の犠牲による無理な輸出だつたのであつて、決してわが國の企業水準が國際的に優れてゐたために輸出が可能であつたと云う譯ではなかつたのである。敗

戦によつて日本帝國は没落し、新憲法による日本國が誕生し、基本的人權が確立された今日においては、國家權力の庇護による特權的な輸出や勞働搾取による不合理な輸出は最早や許されない。従つて、われわれは企業合理化の程度として、戦前の企業水準への復歸を目標とするだけでは足らず、この際明治以來數十年間における日本經濟の遅れを可及的に取り戻して、國際的企業水準えまで飛躍して行く覺悟がなければならぬのであつて、この意味で、今日における企業合理化の問題は、その幅と深さにおいて從來にない大きな規模を持ち、云はば日本經濟の近代化、廣く云えば日本社會の近代化の一翼としての企業合理化として取り上げられねばならない。斯くの如く企業合理化の問題は、これを單に當面の經濟的應急策として簡單に處理するだけでは足りず、企業の據つて立つ社會的基盤の合理化と關連させて考へて行かねばならぬという所に最も大きな困難さを持つてるのであるが、この小論でこのような點にまで觸れて論ずることは到底不可能であるので、唯かかる社會問題との深い繋がりが今日の企業合理化問題の根柢に在ることを示すに止め、差し當り考察を要すべき經濟的對策について述べ、それに關連する限りにおいて、出来るだけこの問題にも觸れて見よう（特に、家族勞働や徒弟勞働を利用する中小企業の合理化の問題を考へる場合には、この問題は極めて重要であるから）。

(1) 企業設備の合理化

一ドル三百六十圓の單一爲替レートが設定され、輸出入調整金も漸次整理廢止の方向に向うものとすればこのレートで企業採算性が成り立たない企業においては、極力コストの低化を圖つてこの危機を切り抜けね

はならないのであるが、この場合最も有力な手段は設備の高度化によるコストの引下げである。鐵鑛資源の不足と工作機械工業の未發達のため、生産過程の機械化には自ら一定の限度があるであろうが、勞働賃銀の低廉さに頼つて、充分な生産の機械化を怠つて來たわが國の企業にはまだ機械化の餘地が相當にあることと思はれる。殊に豊富な勞働人口の存在によつてその發展が齎らされ、わが國工業の中軸となつて來た中小工業においては、低廉な勞働賃銀が唯一の基礎とされ、企業の合理化は甚しく立ち遅れているのであるから、舊い傳統や因習に捉はれずに斷行するならば、生産過程の機械化による企業合理化の餘地はかなりあるであろう。新憲法の下に勞働權が確立せられた今日、昔日の如き低賃銀の利用による企業の繁榮を再び夢みることは到底不可能であるから、中小企業においては、生産技術の高度化機械化について眞劍に考へて行かねばならない。特に、鞏固な家族制度によつて支えられて居つた、優越なる戶主權が消滅し、封建的感情によつて支えられ來つた徒弟制度が清算されざるを得なくなつた今日、家内工業乃至問屋制手工業はその存立の基礎を失ひつつあるのであるから、この分野における企業合理化又は生産形態の合理化については、徒に因習に捉はれることなく果斷にこれを實行して行く必要があるであろう。而もかかる中小企業こそ、將來のわが國輸出工業として最も有望な産業部門なのであるから、國際經濟的水準への向上を目指して、萬難を排して企業合理化に邁進すべきである。

生産過程の機械化、企業設備の高度化が急務であるとしても、これらの要求を實現するためには先づ資金の問題を解決して行かねばならない。ここにも大きな困難があるのであつて、實は日本經濟が中小工業を中心に發展せざるを得なかつた有力な原因も、他面から考へるならば、資本の缺乏にあつたと云うことも出來

るのである。而して、資本問題の解決策としては、同一部門に屬する各企業が、協同組合等の形態によつて各自の設備又は資本を集中してヨリ大きな企業形態を形成し、これによつて企業の合理化を圖る方法と他資本の投下を俟つて、自力にては不可能な高度の合理化を圖る方法とがあり得るのであつて、前者の方法は、獨占禁止法の緩和や中小企業等協同組合法の制定と相俟つて、今後大いに活用されねばならぬことは云う迄もないのであるが、日本經濟の現状から觀るならば、その資本蓄積にも一定の限度があるので、後者の方法特に外資導入による企業合理化の方法についても、今後大いにその對策を考究しなければならぬ。この點についても、外資が安んじて、積極的に導入されるためには、單に經濟的條件を整備するのみでは足らないのであつて、未だに牢乎として抜くべからざる如く見える偏狭な排外思想の清算された合理的な社會の形成されることが特に必要であると思はれる。

(2) 企業運營の合理化

今日まで、わが國の企業は、昂進するインフレーションの波に揉まれて充分に合理的な企業運營を圖り得ずして、いや、時には合理的運營を故意に避けて、インフレーションの波を悪用して、極めて不健全な生産的基礎の上に辛うじて生きて來つたのである。このような不健全な状態で兎に角わが國の企業が生きて來られたのは、偏えに適切な米國の對日援助と、インフレーションの悪化をも敢えて恐れざる如き赤字融資の濫發及び再生産的資本蓄積を無視した自己資本の喰潰しの企業運營のお蔭であつたのである。併し、斯くの如き不健全極まる運營によつて大半の企業は、早晚破滅の淵に臨まねばならなかつたのであるが、經

濟九原則は、日本經濟をこの破滅の一步手前で救うべく、實施されるに至つたのである。それ故に、不健全な企業運営の繼續を可能ならしめていた赤字融資は、九原則具體化の第一歩たる均衡財政の樹立及び金融引締め方針の下に眞先きにその續行が許されなくなつて來るであらう。これは、至極當然なことであるとは云い乍ら、複雑怪奇に發達した經濟統制が企業の赤字を強要している一面もある實情から考へるならば、赤字融資が急激に不可能になることは、わが國の企業にとつては極めて深刻な問題であるに違いない。經濟を統制するということは自由を基調とする資本主義經濟を前提とする限り、そもそも極めて不合理な事柄に屬するのであるから、統制經濟の下で企業の運営のみを經濟的に合理化せよとは大いに無理な話である。ここに企業經營の合理化についての最も大きな困難が横たわつていたのであるが、九原則の峻嚴な實施は、われわれに可能な範圍において可及的に企業運営の合理化を圖るべきことを要求しているのである。赤字融資の不可能によつて企業は運轉資金の缺乏に甚しく苦しむに至るであらうが、これに對しては販路の確立又は短縮化と販賣組織の整備による資金回轉期間の短縮代金回収の迅速化を圖らねばならない。インフレーション昇進下の經濟取引の常として、わが國の現状においてもブローカー的取引の横行、従つて正常なる販路の攪亂、賣惜しみ、買溜めによる商品流通の停滞などによつて賣掛代金の焦げつき、運轉資金の固定化等の現象が相當に見受けられるのであるが、これらの現象を排除して、取引の正常化に努めるならば、資金の回轉期間の短縮化、代金回収の迅速化を圖ることも相當程度可能であると思はれる。

次に、金融引締め方策の實施によつて、中小企業に對する金融は、相當に窮屈に成るものと思はれるが、これに對する對策としては、輸出産業の進出及び政府出資又は半官半民組織による中小企業専門の金融機

關の設置などが考えられる。前者即ち輸出の振興による企業運営の合理化の問題は、前述せる如く中小企業にとつて特に可能にして極めて有望な対策であつて、この點については更に項を改めて輸出可能性の問題として詳細に論ずるが、後者即ち中小企業専門の金融機關設置に關しては、政府においても國民金融公社法（假稱）の制定を企劃し、その實現に努力中であると聞く。

これらの對策の實行によつて中小企業の運営の合理化が相當に推進され、九原則實施による經濟的打撃がかなり緩和されるであろうが、最後に財政均衡化政策の當然の歸結として租稅負擔の加重化が企業運営の合理化に關連して考えられねばならない。九原則の要請として、悪性インフレーションの最大原因たる赤字財政が禁ぜられた今日、歳出面の節約を極力圖ると共に歳入の増加、特に租稅收入の増大が企圖されているのであるが、二十三年度における税金攻勢に對してさえ、わが國の企業は四苦八苦の窮境に陥つた程であるから、更に一層その租稅負擔を増大することは、この儘の状態では多くの企業にとつて、その破滅を意味すると同様な打撃に成るに違いない。併し乍ら、總國民所得に對する課稅總額の比率を見るならば、假りに國民所得の推定が不正確であると見て、總國民所得の額を割引して考えて見ても、課稅率がそれ程に高率であるとは云い得ない。従つて、課稅の正確公平化を期し得る行政組織の早急なる樹立が傳えられている今日、企業側としては速かに會計制度の合理化を圖り、明確な帳簿システムを採用して、不正確不公平な課稅に對し正當に抗辯し得る基礎を確立し、不當な課稅によつて企業の破滅を招くことのないようにしなければならぬ。

IV 輸出可能性の問題

日本經濟の安定と自立は、その國際經濟への參加が可能になつた時に初めて確實なものとなるのであり、國際經濟への參加が可能になるためには、日本經濟の輸出能力が、日本の必要とする輸入物資の購入を可能にするために充分な程に伸びる可能性を持ち得なければならぬ。經濟九原則の究極的な狙いが、世界經濟の一環としての日本經濟の安定と自立に在るとするならば、輸出可能性の問題は、即ち經濟九原則實施の可能性を決する重要な問題であると云はねばならない。而して、一國の輸出可能性は、その國の經濟的水準が國際的經濟競争に勝ち得る水準に到達している場合又はその國の企業水準が必ずしも國際的に優れていないにも拘らず、特殊事情を利用することによつて他國の追従を許さざる獨自性を持ち得る場合に成立するのであつて、輸出可能性を論ずるには、この二方面から考察して行かなければならない。

所で、率直に云つて、日本經濟の輸出可能性を論ずる場合に、問題を正面から取り上げて、國際的經濟競争に打ち克ち得るための企業合理化の限度を論ずることは、論理的には一應肯き得るが、當面緊急を要する實際問題としては、輸出不可能性を簡單に導き出す最善の方法を論ずる結果に終つてしまふであらう。廻りくどい表現になつてしまつたが、これを要するに、日本經濟が短期間に國際市場において勝利を得るためには、日本經濟の後進性を利用して國民が耐乏生活を繼續することにより、低賃銀に基づく低コストの商品を諸外國に送り出す以外には原則として方法がないということである。企業の合理化を圖り、生産性を向上せしめることは、日本經濟の安定と自立のためには極めて必要なことではあるが、輸出可能性の急速な確立を

必要とする今日、企業合理化の方法によつてのみ輸出可能性を生み出さんとすることは、日本經濟の現状からは望み得べくもないことである。従つて、決して自慢になることではないが、具體的に云えば手工業的製品その他、人間の勞働力の投入を多量に要するために先進國においては最早や經濟的に成立し得ない産業部門の製品又はその生産に高度の精密さを要するために機械的生産に向かない製品等の輸出を圖ることによつて、日本經濟は充分にその輸出可能性を獲得することが出来るであらう。更に、東洋及び南方諸地域の如く英米等の優秀にして高價なる製品の市場としては向かない地域に對しては、わが國の低賃銀による低廉な工業製品の輸出も亦可能であらう。このような輸出は、戦前におけるわが國の輸出の形態から一步も前進しないものの如くであるが、前述したように、今日においては既に勞働權も確立せられ、勞働の酷使は嚴に禁ぜられているのであるから、この點をカバーするために企業合理化、生産效率の向上を、併行的に實現しつづ行かなければならない。

V 療品業界における企業合理化と輸出可能性の問題

——療品業界の今後の問題——

本節においては、前々節及び前節において一般論として述べた問題を、更に具體化して療品業界の問題として述べようとするのであるが、出来るだけ重複を避けて、具體的に考えて見よう。

先づ、企業合理化の問題であるが、療品關係の産業は、中小企業であり、而も概ね手工業的範疇に屬するものであるとは云え、その製品は、衛生材料にしても醫科器械齒科器械にしても或はその他の衛生用品にし

でも、總てが現代の保健衛生上の要求から、熟練した高度の技術によつて生産されねばならないものであつて、單に古い傳統又は因習の力によつて、その生産が手工業的段階に止まらしめられてゐるものではない。従つて、未だ多少の技術的改良の餘地は有ることとは思はれるが、その生産過程における飛躍的な企業合理化は不可能である。

それ故、企業設備の合理化、機械化によつて、經濟九原則の實施から来る色々の悪影響を避けて行く餘地は殆ど無いのであるが、企業の運営の合理化によつてこれを避けて行く方途は、衛生材料や衛生用品の分野において終戦後に企業整備の復活その他で相當に企業體數の増加を見てゐる現状から考えて、充分にあり得ることと思はれる。醫科器械、齒科器械、齒科材料の分野においても、それらの企業が比較的小資本を以て經營し得たために、企業體數が極めて多い業界であるから、企業の合併又は協同組合形式による連合體の形成などによつて集中生産方式を採用する餘地もかなりあるであらう。又、その製品の供給先が比較的限定されてゐるといふ特殊性から、販路の確立、販路の短縮又は販賣組織の整備によつて代金回収の迅速化を圖ることも可能であらう。常識的には、病院診療所等を相手方とする取引においては、代金回収に要する期間は比較的長いものとされ、又この種の取引においては、慣習的に信用取引が多いといつた事情もあるのであらうが、取引關係が比較的固定してゐるだけに、現金取引への轉換又は代金回収期間の短縮を圖ることは他の一般的業種に較べて割合に容易であらう。

金融の引締めは、療品業界が國民の保健生活上必要不可欠な物資を生産してゐるものである以上、それ程に苛烈に適用されないであらうから、個々の企業經營が堅實な基礎に立ち、銀行の信用貸與を濫らせない限

り、それ程心配することもあるまいと思はれる。租税負擔加重の問題については、一般論とし第三節第二項において述べた所が當て嵌まるのであるから、急速に會計制度の近代化と近代的帳簿システムの採用とを心懸くべきであらう。

療品業界における輸出可能性については、戦前及び終戦以來現在までの輸出実績に徴して見ても、大いに自信を持つてよいのであるが、更に輸出申込の受入れ態勢を統一整備すると共に貿易商談の經驗を積むことによつて、一段とその伸展を圖ることができであらう。元來、技術的に見ても、療品關係産業は、極めて輸出産業に適當な業種なのであるから、日本經濟の將來にとつての輸出の重要性を認識して、一層その製品の質的改善を圖つて輸出の伸長を期すべきである。現在最も有望視されているのは、注射筒、注射針等の醫科器械類であるが、その他の醫科器械及び齒科器械類にあつても、朝鮮臺灣をはじめ支那滿洲等これらの國々の醫師齒科醫師の大部分が日本の教育を受け、從來から日本製品に慣れ親しんでいる地域に對する貿易が本格的に開始されるに至るならば、輸出申込が相當に殺到するであらうから、嘗ての信用を失墜せず、更に一層の信用を獲得すべく今よりその準備に萬全を期さなければならぬ。

衛生材料についても、既に印度をはじめ南方諸地域、支那等の原料生産地からの加工委託的な輸出申込が相當に舞い込みつつあるのであつて、原料の提供を受けてその加工を行い、製品を輸出するというこのような形態のものにあつては、輸出利益の他に、落綿の獲得という利益をも伴うものであるから、日本經濟のため、大いにその伸張を期すべきである。このことは、ゴムを原料とする氷枕その他の衛生用品についても云い得るのであつて、要するに輸入原料にわが國獨特の技術を加えて製品化して、これを再輸出する産業は

資源に乏しく、相當に發達した技能を持つ人口を多く擁しているわが國の輸出産業として、最も適當したものであると云い得るのである。

上述した所により療品關係産業は、いづれも大きな輸出可能性を持つていたのであつて、この點からも經濟九原則の實施に對處して、狼狽せず、却つてその發展を期し得るものと思はれる。

最後に、一ドル三百六十圓の爲替レートについて云えば、多少の例外を除いてこのレートで療品關係産業は充分にやつて行けると思はれるのであつて、輸出入調整金の廢止も、さして恐るべき惡影響を及ぼさないであらう。

これを要するに、經濟九原則下においては、療品關係業界は、企業運營の合理化によつて九原則の峻嚴なる實施から受ける衝擊を緩和を圖り、更に進んで輸出の伸暢を圖つて積極的に經濟九原則實施の波に乗つて業界の發展を期し得る好條件の下にあるのであるから、經濟九原則實施によるデフレーションや安定恐慌を徒らに恐れて萎微沈滞に陥るべきではないのである。

Ⅶ　む　す　び

さて、以上の論述において「經濟九原則の實施と療品業界の今後」という問題を、企業合理化と輸出可能性とを中心にして、なるべく具體的に論じて見たのであるが、「むすび」として、問題をもう一度總括的に結論づけて見よう。

經濟九原則が峻嚴に實施される結果、今後の日本經濟は、必然的にデスイフレーションの過程に入り各企

業は、一ドル三百六十圓の爲替レートを媒介にして國際的企業水準を目指した企業合理化を餘儀なくされ乍ら全體として輸出産業中心の經濟構造へと急激に切り替えられて行かねばならないのであるが、この切り替えは、根本的には、明治維新以來日本の經濟がその上に組立てられていた、封建的な要素を多分に含んでいる經濟的基盤を、眞に近代的なものに改造する「經濟的基盤の合理化」なくしては到底不可能である。日本の政治構造は、新憲法の制定によつて既に合理化されたと云えるのであるが、日本の經濟構造は、この經濟九原則の實施によつて今後合理化されて行かねばならないのである。

而もこの經濟構造の合理化なくしては、政治構造の合理化は眞に基礎づけられ得ず、折角の新憲法も遂には畫餅に終らざるを得ないのであつて、ここに經濟九原則の實施の持つ最も深い意味が存していると思はれるのである。このような政治と經濟との相互的な關連にまで問題を掘り下げて行くならば、經濟九原則の實施という困難な事業は、また逆に、政治構造の合理化、ひろく云えば社會的基盤の合理化なくしては、根本的には果し得ないものであるということが出来る。従つて、企業合理化についてもこれを單に機械的表面的に理解することなく、企業合理化を可能ならしめる社會的な基礎という點にまで掘り下げて把握しなければならぬ。具體的に云えば、企業設備の合理化という問題については、これを單に手工業的設備の機械化という表面に丈け止らず、機械化を遅らせ、企業合理化を妨げて來た家族勞働又は徒弟制度の存在についても考えを及ぼして見なければならぬのである。又輸出可能性について大いに希望が持てるとしても、低賃銀を利用しての輸出の伸暢という形態が、國際的に又は社會的に果していかなる限度まで許されるかという問題を考へて見る必要があるであらう。

事態を率直に観るならば、狭少な国土、貧弱な資源及び龐大な人口を持つわが國が、相當な文化程度を維持し乍ら國際的に自立して行かねばならぬところに經濟的にも政治的にもかなりな困難があると思はれるのであつて、經濟九原則の實施に關する前述した如き諸々の對策も、強力な政治力による裏打ちと國民各自の強靱な耐乏力とが無ければ、その成功は甚だ困難であらう。

經濟九原則の實施は、日本經濟を安定と自立を導き得る唯一の通路ではあるが、その道は險しく、一度び進路を誤まれば奈落の底へ轉落する危険のある一筋の綱に等しい。行手には怖るべき安定恐慌が待ち構え、一波は萬波を呼ぶ如く、一企業の倒壞が、やがては全企業の、從つて又日本經濟の壞滅えまで波及して行くかも知れない。まことに、經濟九原則は、日本經濟を救ふ妙藥であると共に、一と度びその服用を誤まれば生命をも奪うに至るべき毒藥であるかも知れない。

今後われ／＼に課せらるべき問題は、如何にこの妙藥を毒藥に變せしめずに活用するかといふことである。



「療品とは何か」

多岐多様な療品に確然とした定義を與へることは大變に難事である。療品についての學理的な意味とは別に我々が日頃考へ又は事務上に於いて取扱つてゐる療品の何であるかを述べる。

療品とは醫療並に保健衛生のために専ら使用されるところの物であると考へられる。

又其の分類學的範圍も明瞭ではない。憲法第二十五條は我々國民が健康にして幸福な生活を送り得る生活權の保障である。政府によつて健康にして文化的な國民の最低生活を保障するところの廣汎なる諸政策が強力に推進されるにしても、一度健康を害し臥床したる時は何をにおいても醫師の診斷を受け、藥だ、體溫計だ、氷嚢だ、吸吞だ、吸入器だと大騒ぎして、初めてそれらの物の必要を痛感するものである。これらの健康を恢復するために用ひられるものの中、藥品を除いたもの及び日常健康を保持するために衛生的見地から専ら用いられる物を療品として取扱つてゐる。又其の分類學的範圍も明瞭ではないが一應療品を區分すれば、

a、醫師において専ら使用するもの

醫科機械器具、齒科機械器具、材料及衛生材料、藥包紙藥袋等の如きもの

b、家庭において専ら使用するもの

衛生材料、氷嚢、氷枕、月經帶、おしめカバー、サック、避妊器具、健康帶の如く一般家庭で主として使用する

以上の如く療品は實に多種多様であり且つ非常に廣範圍である。又化粧品の如きも從來は單に身躰みに使用されたのであるが、近時に於ては化學的に研究され、藥劑配合等により皮膚機能を完全ならしめ、皮膚病の原因を除去すると共に皮膚の艶美を企圖せる傾向にあるので、健康を保持する意味においては、これら化粧品も療品に準ずる物であると解釋される。

右の様な解釋をすると、我々が日常使用する日用品も又保健衛生に關係があると言ふことになるが、確かにこれも間接的には關係があるが、それは使用の目的が直接であるか否かに依つて區別されねばならぬ問題である。例えばおしめ袋の如きは判斷に苦しむが現存の處廣義に解し療品として取扱つてゐる。

然し療品の意味も我々の生活狀態の向上及び時代の變遷と共に之が解釋も變つて來ると思ふ。

規格については醫療器械及びゴム製品關係に一部規格があるが醫療器械類は從來よりD・I・Cにより、ゴム製品關係は價格の點より一應規格があるのみで、これについては今後可及的速やかに制定せねばならぬ問題である。

療品の生産については、一部を除き大部分のものにつき厚生省に於て、これら必要なる療品に對し指定生産資材割當規則に基き資材の割當を行い生産指導を實施している。なお配給については衛生材料及び齒科用貴金屬につき配給統制を實施している。又これらのものの輸出品として占める經濟的地位は益々重大であつて、今後我國經濟再建のためこの方面に最も努力せねばならぬところである。

療品については以上述べたが、更にこれら療品業界に最も關係深いところの藥事法上の用具、化粧品とは何であるかを説明する。藥という語が出ると随分藥臭い匂ひがするが、新藥事法では藥事の定義を次の如く下してゐる。

藥事法第二條

この法律で「藥事」とは、醫藥品、用具又は化粧品（五）の製造、調劑、販賣又は授與及びこれらに關連する事項を

右の様に藥事の範圍を定め新に用具、化粧品が藥事の範圍に取り入れられたのである。

從來は單に有害避妊用器具と化粧品だけが國民保健上の見地から取締りを受けて來たが、今回の法的規整によつて右の外廣く療品をも藥事法の中に取り入れて統一的な基盤の上で取締りを嚴にして、以て國民保健上遺憾なきを期せんとするものである。では用具とは何かといふと次の如く定義を下している。

藥事法第二條第六項

この法律で「用具」とは左の各號に掲げる物をいう

- 一、人又は動物の疾病の診斷治療中軽減處置又は豫防に使用することが目的とされている器具器械又は裝置
 - 二、人又は動物の身體の構造又は機能に影響を與えることが目的とされている器具、器械又は裝置
- 右の様にその範圍は極めて廣いのである。

さきに述べた療品が用具であることは明確なことであるが、それらの中には保健衛生上の見地から見て法的規整を要する程には重要ではないものも多く含まれることになるので、かかる用具については法第五十五條に基き省令をもつて適用を除外している。

なお法第五十四條では用具であつて専ら動物（家畜）に使用されることが目的とされているものは農林大臣の所管とする旨を規定している。人にも動物にも共に用いられる用具は、厚生大臣の所管となるのである。

次に化粧品とは何かというのと次の如く定義を下している。

藥事法第二條第七項

この法律で「化粧品」とは人の身體を清潔にし、美化し、魅力を増し、又は容貌を變えるために身體に塗擦撒布その他これに類似する方法で使用することが目的とされているもの又はその構成の一部として使用されている物をいう

右の様に化粧品の外廣く裝身具の「リボン」とか「かつら」や「つけひげ」の如きものまでこの目的で使用される物と言えることになるのであるが、それは使用方法の差異による。化粧品の使用法は「身體に塗擦撒布」即ち白粉クリーム類、眉墨、口紅を身體に塗り又は擦り込むこと、香水を皮膚に振り掛けること及び「その他これに類似する方法」即ち化粧品の使用方法の進歩によつて例えば口紅の如きものは、口紅に注射器で注射する等の方法が先進國に於て現に行はれている。

以上の使用の方法を限定することによつて、前の裝身具の類は化粧品の範疇から除かれてくるのである。「又は構成の一部として使用されているもの」とは現に化粧品の一部として使用されている組成を指すもので、原料自體を法の對象とすることは考えていないのである。

以上療品の何であるかの概念を述べ、藥事法のこと、新らしく内容を盛つた用具と化粧品の定義を説明したのであるが、これらの定義に合う物を製造せんとする場合は登録をなし、更に用具については製造品目の許可を得なければならぬし、又この登録も一ケ年にて更新をせねばならないので之等諸手續については、他の項にて各々説明することとし、ここで療品業界の發展の歴史を顧みること、目下大いに論議されている經濟九原則、爲替レート問題及び

ドツチ聲明等、我國政治經濟の大變換期に直面せる際何等かの參考になると思うので以下沿革を記述する。

衛生材料の沿革

醫科器械の沿革

齒科用品の沿革

化粧品の沿革

齒磨の沿革

ゴムの沿革

一、衛生サツクの沿革

二、月經帶の沿革

三、おしめカバーの沿革

四、ベツサリーの沿革

オブラートの沿革

醫療用紙製品の沿革

衛生材料の沿革

我國における衛生材料の沿革に關しては記録に徴すべき確實な資料は全く不備であるため特筆することは困難視されてきたのであるが、幸い業界の方の御骨折によるその参考資料を基として左に記述しよう。

明治五年發行の「撒善篤繻帶式」という書名の翻譯書があるがこれが言葉として「繻帶」なる文字が使用された最初ではないかと思われる。我國に於ては明治十年の西南戰役後、英國帝室醫學校教授ジョセフ・リステル氏の創案を一參考として試作的に種々研究が行はれたるもの如し。その頃石黒忠恵氏（陸軍々醫總監子爵）萬國赤十字社會議に列席し、各國に於ける衛生材料の整備狀況を知り、我國に於ても是が整備の重要にして急なるを痛感した。歸朝後東京鎮臺藥劑官大井元道、名古屋鎮臺藥劑官安香堯行兩氏に命じてその調査研究と製作方法の實驗を行わしめ、軍用衛生材料の整備につとめた。兩氏は東京及び名古屋に於て夫々別箇に研究を續け、前後三、四年漸く使用に耐える程度の製品を得たが、消費方面の衛生材料に對する認識並びに醫術の發達狀態は衛生材料の工業的企業を成立させるまでの域に達しなかつた。この頃の衛生材料は脱脂綿はなくガーゼの代りに綿撒糸、麻撒糸を用い繻帶は必要に應じ、晒木綿を適當の中に裂斷して使用する他、三角巾が一部に用いられた程度であつたが、其の後綿撒糸等は削除され始めて脱脂綿、ガーゼが創製されたのは明治二十年頃らしい。ではその頃の衛生材料はどのようなものであつたか。

先づ脱脂綿については、明治二十年頃大阪市東區石町に勝田源之助という人があり、後高麗橋一丁目勝田雪曝館

として店舗を構えた。この勝田氏が脱脂綿の製造を創め製綿を壹貫匁位づつ脱脂綿にして「アクマキ綿」という名稱で賣り出し、恐らく之が脱脂綿製造の元祖ではないかとも思われる。當時の製造方法は、原料は國産綿を用い、蒲團綿用弓打機を使用したとの事である。

我國で始めて脱脂綿を大衆的に使用したのは濃尾地方の大震災（明治二十四年十月二十八日）の時、野天に臨時急造の設備をして脱脂綿を製造し、之を傷病者の手當に用いたのが最初であり、衛生材料を始めて大量に使用するに及び廣く一般醫家方面に急激に其の眞價が認められた。

明治二十七、八年の戰役の頃より衛生材料が實地に應用され、其の後幾多の事變に遭遇し、急速に進歩的研究が積まれ、明治三十五年頃には需要に應ずるため工場の擴張も行われなお新規企業も増加し、明治三十七、八年の戰役には一應完成した製品が使用された。然しまだ一般には衛生思想が幼稚で病院醫師等は脱脂綿を貴重品扱いにして容易に使用せず、一般家庭では仲々使用しなかつた。兎に角脱脂綿は贅澤品なりとし、分娩の場合も昔から我國の習慣で殊更に古い汚れた襦袢切を使用するということが都會も地方も同様に行われ、脱脂綿はなるべく使しないようにしたものである。其の後衛生思想も普及され使用者増加の傾向となり明治四十一年一月の第三回日本藥局方の改正に伴い、脱脂綿は精製綿となり、ガーゼは精製ガーゼとして藥品に包含され、この頃から衛生材料の普及が一般的に良好となり追々多量に使用されるようになった。

ガーゼは、原料織物の製作に特別の機械を新設することなく、愛知縣丹羽郡内に木綿蚊張製造を副業とする設備が多數であつたので、これを利用し、横糸二〇番手、縦糸三〇番手及び縦横二〇番手の二種類を粗に織つたものを用い生地生産にあつた。一方關西方面は奈良縣、關東方面は埼玉縣等にて俗にチョンコ機と呼ばれる織機で織られてい

た。併し製品の品質は不定であつて信頼は置けなかつた。明治三十年頃日本藥局方改正の際ガーゼも改正されたのであるが、明治二十八年渡邊松五郎氏、工場を名古屋市押切町に創設、明治三十四年豊田式織機二十臺を据付け局方ガーゼを製織し漂白精練の上、市場に出した。渡邊氏の製品は評判よく最初の二〇臺が五〇臺、八〇臺、一三〇臺となり、漸次その販路が擴張した。これより大阪、埼玉、岡山方面にも工場が出来始めた。他方その頃脱脂綿の原棉として日本棉以外に天津棉等の支那棉を使用するに至つた。打棉機には三州木製打棉機を用い、ガーゼ織機には木製足踏機を用いた。明治三十七年に至り原動機を使用する、工業的生産方式が用いられ、木製動力機械による大量生産となつた。脱脂綿も同様動力打棉機を用うるに至り明治の末期には舶來大形カードを設置するに至つた。大正四年第一次世界大戦中に需要が増大し、木製造工業は一大發展をなし國外輸出も行はれた。大正末期より昭和の始め以後大阪府は綿帯木綿ガーゼの主なる生産地となるに至り、これと併行して愛知縣知多方面、すつと年代が後れて千葉縣、新潟縣及び福岡縣等にも若干生産されたのである。

次に卷軸綿帯であるが、愛知縣知多郡内に於て知多晒木綿織機を利用し、縦糸二〇番手、横糸一六番手並びに縦横一六番手に織つたもの、五裂とか六裂とか必要な裂に切斷して、之を机上にて筆の軸のようなものを以つて一枚つところ／＼巻いたものであるが、大正四年頃より綿帯巻機械の研究に着手、某氏の考案を基礎として遂に大正十年完成し大量の要望に應ずることを得るに至つたのである。

以上が大體の沿革であるが、大量生産に乗出した衛生材料業界は市場を海外にも求め尙明治時代の事は不明であるが、大正初期よりは相當量露國方面始め、朝鮮滿州、支那、シヤム、南米、濠州、スエーデン、南洋諸島等へ輸出された模様である。終戦後我國が輸出を要請せらるるに至るや、昭和二十二年二月二十五日大阪市東區安土町二丁目

於て創立總會を開き、日本輸出襪帯材料組合を結成し、本格的輸出に對し準備態勢をとり順次その成果を見んとしつ
つある。

又これら衛生材料の組合については日本製綿工業組合から獨立して脱脂綿工業組合を設立したこと又脱脂綿と衛生
綿の問題等いろ／＼複雑した問題はあつたが、ここでは詳説をさげ概略を述べれば、衛生材料の製造業については、
昭和十四年全国局方ガーゼ製造統制株式會社、昭和十五年全國局方脱脂綿製造統制株式會社、全國醫療衛生材料製造
株式會社が夫々設立され、又販賣についても昭和十七年東部、中部及び西部に各々衛生材料元賣株式會社が設立され
衛生材料の製造及び配給の圓滑適正なる事務を實施し、大いに成果を収めた事は誰しも認むるところである。たま
たま太平洋戦争となり決戰體制となすの必要に迫られ緊急實施することとなつた譯であつて、局方脱脂綿、局方ガー
ゼ各會社、全國醫療衛生材料製造會社を夫々略ぼ同一方式に依り整備すると共に、衛生材料元卸業をも整備、さらに
以上の企業整備完了後は關係七會社を一會社に併合、昭和十八年統制會社令により一元化された衛生材料統制株式會
社が設置され終戰後に至るまで繼續されたのである。

今や單一爲替レートも設定され、衛生材料業界も茲に世界の風雲に曝されるに至つたのである。業界は十年間の統
制に甘やかされ比較的安易なる夢をむさぼりつつにあるに非ざるか？ 益々生産技術の向上と商業技能の練磨に努め
故人努力奮闘の跡を省みるに非ざれば悔を千載に残すと思はる。大いに奮起すべき秋である。

次に衛生家庭綿について述べることにする。

戰時中輸入纖維原料の杜絶に遭ひ、國內資源の開發が當然の要請となつたので種々探究の結果、國內に無盡蔵にあ
る野生苧麻、桑皮等から纖維の製造が開始されこれ等を雜纖維と總稱して全國各地に數百の製絨工場が設立され、相

當量の纖維を充足して來たのであつたが、終戦となり糸用原棉の輸入見透しが樂觀視されたので雜纖維というものに終止符をうつようになつた。従つて織物用には不必要といふ見方によつて、これら工場の内約百工場が經營の轉換策として、雜纖維業者の獨創により脱脂綿の代用になる家庭綿を製造することとなつた。その後家庭綿は國民保健の立場から厚生省に於て所管すべきものであるので昭和二十三年一月一日商工省より移管された。然るにこの家庭綿は桑皮纖維のみを原料とするため保健衛生上種々の弊害があるのでこれを改良する必要があることを需要者側から要望されるに至つた。その後家庭綿は昭和二十三年九月二十一日附をもつて國民醫藥品集に收載され、名稱を衛生家庭綿と改め左の規格により新たな發足をみるに至つた。

(1) 衛生家庭綿はゴツシビウム屬植物の種子の白色毛を採集したもの及び桑皮の纖維を白色としたものの混合物を脱脂して消毒したものである

(2) 本品は白色でなければならぬ

(3) 本品に水を加えて潤したものはリトマス紙を變色してはならない

(4) 本品を水面に投ずると濡れて直ちに沈下しなければならぬ

(5) 本品は著しく飛散性の短纖維を混有してはならない

(6) 本品の灰分は四%以下でなければならぬ

(7) 本品は被包を施さねばならぬ

然し乍ら厚生省としては更に研究を進め低廉且つ良質なる製品を生産するには桑皮を混入することは技術的に困難という結論に到達し、これが規格改正の必要に迫られ右規格の第一項及び第六項を次のように改めた。

(1) 衛生家庭綿はゴツンピウム屬植物の種子の白色毛を採集し脱脂して消毒したものである。

(2) 本品の灰分は3%以下でなければならない。

右製品の業者は雜纖維工業協會に包含されていたのであるが、將來益々優良なる衛生家庭綿を製造しその發展を期するため各工場の熱意の結集は遂に本年三月十二日、日本衛生家庭綿協會を創立するに至つた。右業界は商工省より移管になつて日尙淺く、ために、全體的に見て工場、設備等も完全ならず技術的指導もその過程にあり、保健衛生上極めて多くの改善、向上を計る必要があるが各製造工場の將來に對する熱意は見るべきものがある。終りに戦前のガーゼ脱脂綿等の價格及び輸出高、並びに戦後の原料割當表を附して参考に供する。

(參考)

統制前に於ける當時の價格

局方ガーゼ 卸賣標準價格

昭和十三年七月十六日 大阪府纈帶品商工同業組合決定

局方	百	七	十	錢
方	五百	三	十五	錢
ガ	千	六	五	錢
ー	百	三	十	錢
ゼ	五百	一	四	錢
	千	二	圓	七
			十二	錢
局方脱脂綿				

卷軸帶卸賣標準價格

昭和十三年八月八日決定

上	下	並
卷軸	卷軸	卷軸
三十尺	三十尺	三十尺
一圓二十錢	一圓五錢	五十三錢五厘
六十一錢		九十二錢
		四十七錢

大正

戰前におけるガーゼ、脱脂綿

輸出額(一)

日本貿易精覽所載

大正	昭和
六年	一
一、〇一〇、六一一	四六六、二九二
一、一八三、一一〇	四六四、四〇〇
二、二七五、六六三	四八二、三一五
七〇四、二五四	三三三、七六五
三一九、一一八	三二六、八五一
二八二、一六三	二二〇、〇三七
三五〇、二九八	二〇七、八六四
五五八、四四一	三五九、九九一
五九五、三七八	

醫科器械の沿革

我國の醫學は富士川博士著「日本醫學史」によると、推古帝の十年十月（西曆六〇二年）百濟の僧「勒靱」の來に始まるとしてあるが「日本の醫學」（太田正雄著）によるとこれよりさき約二百年前允恭天皇の三年（西曆四一四年）に新羅より「金武」の來朝、更に雄略天皇の三年（西曆四五九年）高麗より「德來」が來朝して「難波藥師」の稱號を賜つた事が記載されてゐる。

奈良朝時代は所謂唐醫學の盛んに輸入された時代であつて我國の醫術もこれに伴ひ形成せられたものである。即ち元正天皇の養老二年（西曆七一八年）養老會の中に醫疾會が制定されて、内科、外科、鍼、小兒科、耳目口齒等専門科名と修業年限が規定されてゐる。當時すでに現在の堂阪製作所の前身が針の製造を以て家業としてゐたことが記載されてゐる。疾病の治療に使用された器具については日本醫學史に太古時代に於て石を以て鍼を作つたとされてゐる。次いで鐵器時代には鐵鍼を用ひ時に木又は竹も使用され其後漸次金、銀を用うるに至つたのである。

鍼について古いものとしては烙鐵があるが、これが使用された年代は不明である。

藤原時代を経て鎌倉、足利時代に至るまでは文化の進歩發達と共に醫術にも變動があつたがこの鍼、烙鐵二種の外はみるべきものはない様である。

戰國時代に入つて創傷治療が盛んに行はれたが未だに草、藥、膏烙、の域を脱せずただ縫合法が行はれていた様で

あるが縫合針等については不明である。

西暦一五五六年頃、ポルトガル人が來朝するに及んで布教と共に病院を開設し銃丸剔出等が行はれていたらしいが使用された醫療器械や治術の内容等については詳でない。所謂此等南蠻醫學が我が醫學界に於て織田豊臣時代より徳川時代の初期に至るまで一時代を畫していたことは否定出來ない。

併し當時の醫科器械としては僅かに鉗子形のもの、鉗子、鉸、メス、柳葉針位のものゝ推測されている、鉸は種々鳥鐵砲と同時に傳來したものでこれが使はれた年代は不詳であるが江戸時代の上期より盛んに使はれていたことは事實である。

西暦一六〇八年（慶長十三年）始めてオランダ人が來航し我國と通商を開始したが、西洋文化の輸入に伴ひ、醫療器械もそれ以後年々新しいものの輸入をみるに至り更にこれを見本として醫療器械が製作されるに至つたのである。當時の貿易の中心は長崎にあつた關係上醫療器械に於ても亦長崎が中心であつた。長崎は享保時代（西暦一七二〇年頃）外科器械がその名物の一に數へられていた程であつてその製作品の種類、數量及び技術の優秀性が推定される。

外科道具製作の元祖として傳へられているのは「廣瀬」氏である。已にその製作は寛永年間に始まると云はれて居り、常に優秀なものを製作していて、當時その名聲は天下に聞えていたらしい、氏が最も多く製作したものは小手鉸（鍔鉸）肉切鉸（現在の外科剪刀）玉抜き（現在の森粒鉗子に似たもの）外科用ノミ（手溝の二種）弓鋸、痔刀、三稜刀、彎刃刀、鞘入メス、鉗子、開口器、柳葉針等であつて何れも製作者の刻印をしてある。

廣瀬氏に次いで猪股家があり更に西暦一七〇〇年代に伊藤家があつた。伊藤家では代々所藏の器械圖により製作し

ていた様で器械圖は破れて相當使はれてゐたらしい。伊藤家もその技術は廣瀬、猪股兩家と同様秘傳として他人に傳へられず代々極秘としてその子孫にのみ傳へられていたのである。

前記三家に限らず當時の製作者は何れもその技術については極秘にされてゐて家の秘傳として父子相傳のものであつたため、一般に普及しなかつたのである。

これよりさき熊本の鳩野宗巴は西暦一六七〇年頃鎖國の禁を破つてオランダに渡航し外國の醫療器械を持ち歸つたが本邦に於ける外國の製品を齎した最初の人である。

後に七代目宗巴は當代の名醫であつて父祖の器械類を改良改作し又自ら考案し更に醫書記載の圖譜により久留米、長崎方面より職人を呼んで製作せしめたとされている。

當時の外科手術に使用されていた器械の種類等よりみて小手術程度のもものと推測されてゐる。寛政から文化文政にかけて革岡青洲、本間玄調等の名醫が出て乳瘤、四肢切斷等の大手術が行はれている、そしてこれに使用された器械類は多く大阪の鍛冶屋で製作されたものと云われている。この時代に主として使われた器械類は金創鉞、剪刀、彎形消息子、痔瘻刀、縫合針、脱腸帶、外科刀、反剪刀、鑷子、麥粒鉗子（直反）カテーテル、浣腸器、反剪鉞等が挙げられている。

尙電氣器械は「エレキテル」と稱えられ寶歴、明和時代（西暦一七五〇年頃）平賀源内がオランダより渡來した破損器械を修理完成したのが始めてと云われているがこれより十數年前すでに長崎に於て治療に使用されていたと記載されている。

文政六年シーボルトが來朝した時に産科、眼科等多數の器械を持ち來つたが此等の器械はその形狀に於て現在のもの

のと大差がない。

産科鉗子は我國に於て始めてのものであつたが歐州に於ては西曆一六六〇年（萬治三年）英國のチャムバレンが始めて考案したがあまり秘藏し過ぎて普及せず西曆一七二三年（享保八年）に至りパルフィンにより創案されたものが一般に使用され、フォーセツプスの名稱が出たのは十八世紀の中頃であつた。シーボルトの我國に傳へたものは十九世紀の製品と云はれてゐる。尙産科鉗子は十九世紀初期になつて完成されたものである。

我國の産婦人科に於ては徳川の末期賀川玄悦父子が賀川流産科を確立し多くの産科器械を編み出している。

シーボルトが持参した醫科器械を見本として長崎の製作業者が盛んに製作に従事したがその中でも直ちに製作されたものは眼科器械である。

我國に於ける眼科器械をみると西曆一八三七年（天保八年）に本庄普一著「續眼科錦囊」に眼科療具圖として十九圖四十八種の器械を載せているが約三十種は手術器械であつてその形状も現在のものとは大差がない。而してこの中で始めて「鑷子」なる文字を用ひている。

尙一八四六年（嘉永三年）聴診器、一八六三年（文久三年）にヘルムホルツの檢眼鏡が渡來してゐる。聴診器は當時長崎の通詞であつた品川藤兵衛がモウニケ氏の指導によりこれを模造し我國最初のものを作したのである。この時代は蘭學全盛時代で刊行された醫書も多く、眼科器械の附圖をのせてある著書も外科宗傳、和蘭陀内外要方等十指にあまり、現代醫療器械の搖籃時代と云うべき時期であつた。而して其の中心は長崎であつて、長崎はまた眼科器械製作の最盛期であつて、この状態は明治初期まで續いたのである。

長崎以外でも江戸、大阪、京都、名古屋等に於て専門業者が製作しており就中京都の人佐々木安則、名古屋の人加

藤九郎の兩名はその技術習得に長崎へ下つた最初の人とされている。醫科器械の専門業者が出来るまでは鍛冶屋が兼業して製作していたものである。

江戸に於ては嘉永、安政時代長崎より伊藤長之助が上京しており又千葉の前田與吉が製作していた。前田與吉の養子眞吉、その門下の鈴木淺之助、梅村銀太等は明治時代に於ける有力な製造業者として活躍された人々である。

大阪では高橋虎造、清水安治、前田半兵衛等あり尙販賣業として白井松商店は明治十年頃すでに立派なカタログを發行していた。其の他清水久平、兒玉彌助、石川六良、桐藤新三郎の諸氏あり此等の人々が徳川末期より明治に至り製作と共に製作者の育成に努めたのである。中でも桐藤新三郎は器械業者として始めてドイツに留學した人であり吸入器を機械的に始めて作つた人として有名である。明治時代の製作状況について尙資料不十分で詳になし得ないのは残念であるが當時の製作者は二〇〇名内外あり板金物等が早く發達したものであると思はれる。鋼製物については技術的にむづかしかつたらしい。

製作用資材は主として英國製のものを使用されていた様である。

製品の種類として現在のもは殆んど作られていたが唯非常に幼稚であつて、その數重も極く僅かであり約八〇％は外國製品の輸入によつて補つていた。

その製法も亦すべて手作りであつたが、日露戦争前後に旋盤線大正三年頃、トン等の器械器具類が使用されるに至り我國現代醫療器械製作の基礎は明治後期より大正初期に於て築かれたものであると云つても過言ではない。

この時代で更に特筆すべきことは從來見られなかつたX線装置を始め各種醫療用電氣器械類、顯微鏡、醫療用硝子製品、醫療用ゴム製品等が輸入或は製作されるに至つたことである。X線装置類については後述するとして其他のも

のについて二、三述べてみやう。

體溫計は明治中期に下關市柏木幸助によつて始めて作られたものであるが止溜點はなく現在の寒暖計と同型のものであつて大きさも一尺位あり腋初に挿入した儘計つたもので十五分計であつた。大正初期ジール(ロンドン)の半分計が岩本藤吉により始めて輸入されたが當時盛んに使用されたことは容易に想像し得る。

超短波治療装置

一八八八年ハインリッヒ・ヘルツ(Hainrich Herz)が實驗的に電氣短波を發生し次いで一八九一年奥國のニコラ、テストラ(Nicola Testa)が高周波電磁波を得てゐる。

超短波を最初に醫學に應用したのは一八九一年 P. Arsonval であるが超短波療法は一九二五年 Schlioph ke が超短波の生物學的作用についての研究に着手したことに始まつている。尙これよりさき一八九五年にヂアテルミーが完成している。

高周波は瞬間火花間隙による淺減振動を用いてきたが一九二五年 Strehlow が始めて真空管を以て治療用高周波發振を利用するに至り著しい進歩を來したのである。

現在本装置はシュリフアーケの流れをくむ離開式と患部配量測定式の二種が作られている。昭和十六年發行の醫科器械目録によると製作會社は十社の名が擧げられている。

電氣心働計

一八八九年 E. Einthoven が毛細管電位計を以てしたのが嚆矢である。本装置は大正初期後藤風雲堂がドイツ、エーデルマン會社により初めて輸入し次いで英國のケンブリッジ、ドイツのシーメンス等より輸入する様になつたのである。

一般に使用されているものは弦線電流計と弦の切れ易いのを防ぐため捲線電流計（固有振動数が小さいのが缺點）の二種がある。尙真空管を使つて電壓を擴大する方法を用いた電氣振動計が製作されるに至つてゐる。

顯微鏡

江戸の末期長崎へ乾燥系統のものが輸入されたのが初めてとされている。

我國に於ては田中が明治二七—二八年頃より研究し三七、八年頃六〇〇倍程度のを完成したと云はれている。大正三年千代田光學株式會社が始めて工業的に製作してから以後、ドイツに次ぐ地位を確保するに至つたのである。

電子顯微鏡は和年十九年島津製作所に於て完成され現在島津、日立兩社に於て製作されている。

注射針

明治二十五年頃我國に輸入され其の後、都築、椿、新田の三氏が時計のゼンマイを延ばして薄くしパイプを作りゴム先をつけて針としたのが始めであるらしい。

現在の扱による製法は大正十年頃月N印の野村氏がコーモリ傘の柄を使つて製作したのに始まつてゐる。ダイス等の製作器具を使用する様になつたのは昭和五—六年頃のことである。

明治四十二年頃の製作者は十五—六名位おり月産十二—三萬程度のものであつた。第一次大戰當時ロシア、南米方面に相當量が輸出されていたがロシアに對しては革命により中止となつて業者の打撃は大きかつた。今次大戰前は中國、滿洲、南米、印度、比島方面に盛んに輸出されていたのである。

製作者者は始め東京醫科器械工業組合に加入し同組合の歩みと共に一般醫科器械製作者と歩を一にしてきたが昭和

十二年に至り獨立して、日本注射針工業聯盟を結成、會員五六名を有していた。會員は殆んど東京在住であつて地方としては僅かに大阪、滋賀に各一名いたのみであつた。

日本注射針聯盟は昭和十八年戰時企業整備により解散して醫科器械統制組合に統合したが終戰の翌二十一年十二月全國の製作者を網羅して日本注射針協議會を設立、理事長に伊藤讓吉氏就任し業界再建に盡力したのである。併し二十三年事業者團體法の公布により本法に基く日本注射針を業會（理事長早川榮吉氏）と協同組合法による東都注射針工業協同組合（理事長石井八郎氏）に分離し現在に及んでいる。

注射筒

一九〇四年頃ドイツ製品が輸入されてから使用されるに至り、専ら輸入品に頼つていたが使用の激増による注射筒の不足に加つて破損による消耗著しく輸入に俟つことが困難となつてきたので當時藏前高等工業學校の山本氏の依頼によつて、イキジセンノスケ氏が研究に着手二年後に製作を完成したのである。

文献的には安政六年杉生鼎著「内服同功」に噴注唧筒（灌腸器）の圖がのつてをり高橋虎造製としてある。

前述の研究に参加した者が各々小工場を建設し一九一四年頃には年産二萬本に達したのである。それより加工技術の向上と機械の應用等により生産は約五倍に上昇し一九一七年第一次大戰當時には、米國、ロシア等に輸出して盛況を來したが未経験者が製作するもの多くなり品質の低下著しく遂に輸出は勿論國內に於ても品位を落すこと甚しいものがあつた。次いで一九二二年頃に至り生産過剩にある廢業者も出て又一九二四年關東大震災に依り業界も一時停止状態となつたが、一部業者が集つて、注盛會を組織し生産の上昇と品質向上に努力することとなり現在の日本硝子注射筒工業會の始めをなしたのである。

一九三三年頃になつて生産は頓に上昇し月産二〇萬本に至り約三〇%が輸出として米國、中國方面に向けられたのである。次いで一九三五年に至り民間の使用は勿論草の需要は増加し業者の一部は家庭工業の域を脱して企業態勢を整備し月産三〇萬本に達するに至つた。一九四四年戦争により業界の運営は全く停止したが終戦と共に復舊著しく現在四二萬―四三萬本の生産をみて輸出再開と相俟つて一意生産に盡力している處である。

東京が醫療器械製作の中心となつたのは、明治中期以後のことであつて、名古屋、京都、大阪、北九州等に於ても作られていたが其他の地方では主として東京の販賣業者から供給を受けていたに過ぎない。

醫科器械の販賣は江戸時代に於ては藥種商が兼ねており獨立した専門商店が出来たのは、明治に入つてからであつて保健衛生用品も扱つていたが大正初期に分離して現在の形となつたのである。而して江戸時代から販賣業者が中心であつたが明治に入るや更に一層その關係は明瞭となり器械の設計、製作指導、監督等はすべて販賣業者が之に當り、各製作業者はそれ／＼の販賣業者に隸屬していて製品にはその商店の刻印をしていた。この形式は現在まで及んでいるのである。

ここで醫療器械商として有名な「いわしや」の起源についてみると寛永年間泉州堺に於て岩本孫兵衛がその開祖であつて、最初は「鱒屋」と稱し鱒の子を販賣していたが江戸に藥種店を開き寛文三年江戸藥問や仲間に入し「いわしや」と號し藥と共に醫療器械の販賣を扱つていたのである。

業態が愈々明白となるに従ひ必然的に同業者の親睦機關設立の機運となり、明治二十七年十一月二日桐藤新三郎外九氏代表として東京府知事より認可をうけて東京醫科器械工業組合を設立し、他方販賣業者は、明治四十四年に至つて後藤風雲堂初代節造、岩本藤吉、篠田利助、松本福松、先代大磯重助の五氏が中心となり始めて同業組合法による

同業組合を設立し初代組合長として松本福松が就任同年五月五日農商務大臣の許可をうけて東京醫科器械同業組合として正式に發會した。當時の組會員は約五、六十名であつた。事業内容は主として従業員の表彰、展覽會、博覽會等の出品に關する事項や自己の製品を組合に登録すれば其の眞似をしない等の申合せもあつた様である。

然し江戸時代に於ても同業組合的なものは存在していた。即ち岩手縣某家の家系譜によると享保時代江戸本町二丁目に二十五人の藥種商が同業組合を作つており、行事（現在の理事長）が世話をしていた、家督相續、改名等の場合には其の旨上申していたのである。

同組合は漸次發展をみ、昭和十七年當時の名簿によると醫療器械の製造業者はもとよりX線装置、顯微鏡等の製作者の参加もあり約五、六〇名位となつてゐる。

昭和十八年諸統制の強化に伴い右諸組合も官の慈愼に従ひ商工一體となり日本醫科器械統制組合が設立されたのである。終戦となり翌廿一年統制組合は解散して新に任意組合として東京醫科器械工業會、東京醫科器械商組合の二團體に分離設立されたが、廿三年事業者團體法の公布をみるや本法に基いてそれぞれ改組し現在に及んでゐる。

戦時中の生産及び品質の低下を憂え、厚生省に於ては優秀製品の生産確保を計るため、醫科器械の規格制定に着手し、各方面の協力により昭和十九年一應成案を得たが實施をみるに到らなかつた。

終戦となるや工場の復舊、轉換により、生産は非常な勢で上昇したが、反面品質の低下は免れず粗悪品の氾濫をみるに到つた。

ここに於て各方面より規格制定を請願されると共に輸出再開に備え、昭和二十三年九月工業技術廳内の標準規格調査會醫療器部會に醫科器械部會を設立し、戦時中の規格を原案として審議を開始し、既に注射筒、注射針等につき成

案を得て日本標準規格として全面的に適用することになっている。

X線装置について

西曆一八九五年（明治二十八年）十一月八日レントゲン氏がX線を発見して、その翌年初夏頃我國にレントゲン氏論文が傳はると村岡博士が中心となつて島津製作所の實驗室で直ちに着手した。當時ルムコルフ氏感應コイルを使用した火花間隙僅かに數種、クルフス氏管も排氣不充分で實驗は成功しなかつた。其後ウキルムシヤルスト起電機を利用し遂に同年十月十日に一圓銀貨を乾板上において形を映出することに成功し、明治三十年初めて實驗用X線装置を製作した。

明治四十四年日赤大津支部に島津製作所が作成した醫療用の大装置を初めて設備した。大正三年クーリツジ管球が、發明されてX線装置による治療方面が研究され表在治療に應用され、更に大正十一年に深部治療に及んだのである。深部治療の發達に伴い精密な測定を必要とされるに至り測定用具及其の方法も著しく進歩するに共に比較的長時間X線の發生を必要とされるに到り電氣的整流器即ちケノトロンが應用される様になつて、片整流、全整流、更に完電壓装置等相次いで製作されて臨牀に使用され遂に昭和四年島津製作所に於て三相交流發生装置の完成をみるに至つたのである。

X線装置が始めて我國に輸入されたのは、明治二十三年頃後藤風雲堂がドイツ、ベルリンのヒルシマン電氣製作所の東洋に於ける總代理店となり、右製作所より購入したものであつて、後藤風雲堂は其後一九三三年シーメンズ、ミンケルウエルケ會社と製作協定を結んで今日の様なシーメンズ型X線装置の製作をするに至つたのである。

昭和八年頃までは機械整流が使用されてゐたが昭和九年より電氣整流式に躍進し、昭和十一年頃に油浸装置とな

り、間接撮影装置は同年日本醫科器械工業株式會社の前身森川製作所に於て完成され、東北大學の古賀博士が始めて使用されたが、昭和十三年頃より集團檢診の普及と共に盛に使用される様になつた。其の他各製造装置も同時期までに完成をみている。現在の装置は、单相、全波整流式が用ひられているが、今後の課題として高電壓の問題が残されてゐる。

X線装置の普及發達につれて製作者も漸次其の數を増し、大正十年頃同業者の親睦團體として廿日會（關東八社）十日會（關西）の設立をみたが其の後規格、取締等について各方面との折衝が多くなつたため、關東關西が合同して昭和十三年六月任意團體の日本レントゲン工業會（十六社）を設立し、昭和十六年十一月日本醫科電氣協會を経て、昭和廿一年一月日本醫科電氣組合と改稱し、更に昭和廿三年七月日本醫科電氣會に改組し、その傘下に關東醫科電氣會（四十二社）關西醫科電氣會（十五社）を擁して、規格制定を始め研究指導に活躍している。

X線装置の規格は昭和十八年部品の統一と品質の低下を防ぐため規格制定に着手され翌十九年成案を得て、電氣統制會に於て性能試験をして販賣されていた。併し當時の規格は資材面に於て着しい制肘を受けていたため、昭和二十一年工業技術廳内醫療器部會、醫療電氣部會に於て檢討し日本標準規格として發表をみたのである。

齒科用品の沿革

齒科醫術についての歴史は古くから窮められているが器械材料については餘り研究されていない。そこで齒科器械及び材料の沿革を知るには齒科醫術の歴史及び當時の義齒等の遺物によつて窺う外はない。

我が邦に於て最も古い記録は古事記、日本書記と言はれ、之等の古い記録から傳えられているものをひろい出して見たいと思ふ。

西洋に於ては西紀前既にヒポクラテスによつて齒科醫術が行はれたと傳えられているが我が邦に於ても神代の時代に大穴牟遲神と、少名毘古那神の二神が専ら疾病の治療に當りその後偶々醫療に巧者の者が漸次經驗を積み、恰も其の人の事業であるように醫療に當つていた者があつたと想像される。

降つて我が邦と朝鮮半島及び支那大陸との交渉が始まり、文化、工藝の渡來につれ、醫術には漢方が傳來し允恭天皇三年正月使を新羅に遣して良醫を求められたので、その秋新羅王は金波鎮漢紀武を送つて帝の御病氣を治療されたと傳えられている。

支那佛教の傳來は我が邦醫術に格段の進歩を興えた。その結果寺院、建築、佛像、繪畫等の藝術の隆昌と平行して佛教の社會事業を盛にすることとなり、四天王寺にけ敬田、悲田、療病、施藥の四院が置かれ、興福寺に施藥、悲田の二院が設けられ、奈良朝期には佛教の教旨によつて醫術は一層普及された。

我が邦最古の法令である大寶律令の傳えるところによると、その中に醫療の規定があるが、その骨子は醫療の官營で諸國に官醫を派遣して醫療に従事させた。この中に耳目口齒の四字があり、耳目口齒は四年專攻となつて居り之が醫術の法律化された始めであつてこの制度は、保元、平治の戦亂頃迄行はれた。

大寶令の醫療令には體療、創腫、少小及び耳目口齒の四科に分ち耳目口齒を一の専門科として取扱ひ後に眼目と口齒に分れ口齒科は近世に於ては、口中科、又は口科と稱して實際の専門科として存在した。この時代が齒科の専門科としてのはじまりと思はれる。

鎌倉時代から徳川時代の末期即ち封建時代は醫療施設も自ら變革され中央政府による醫療管理の制度は廢滅し各人個々に醫療を受ける形に變化し醫業が社會上確然と意識されるやうになつて現代醫療制度に近づいて來た。南北朝時代から室町時代を経て江戸時代には權力者が自己及び子孫の長壽保健をはかるためお抱え醫制度が盛になり之が著明寺院に抱えられるようになつて、一般庶民も之にならつて一般庶民と醫師との間が親密になつて來たのである。

然らばいつの頃から口中科を専門とした者が起つたか。これを決定することはなか／＼むづかしいことではあるが丹波康賴十四世の孫冬康は口中科に長じその孫兼康は醫術を良くし中でも口舌の療治に優れ、親康も口齒科に長じておつたと傳えられているから冬康以來口齒科に長じた者が相繼いだ事が之を専門とするに至り兼康、親康兩家となつた。

以來口中醫の數は餘り増加を見なかつたようであるが江戸時代に入り祖先以來の口中醫の外に新に木業を營むものが多く現はれた。即ち慶長十八年に金保玄泰が召し出され、慶安四年に金元休庵、延寶三年に本康宗碩が仕え口科醫官が三家となつた。天和年間に福山道安、貞享元年に本賀徳順、元和五年に松本善甫、福本一甫、同十二年に兼康榮

庵、寶永元年に安藤安益、文政年間に佐藤道仙等が出て非常に盛になつた。この口科醫官は若年寄の支配に屬して祿高二百俵十人扶持と百俵五人扶持の待遇で家業に専念せしめた。

金保家五代目元孝は寛政二年十二月多系と改姓して木道に轉じ明治三年濟壽館を興してから諸藩も競つて醫學所を作り、醫は益々盛んになつた。その中で口中科を設けたものは天保十一年山口藩、寛政四年に和歌山藩、明治二年に舊高鍋藩（日向國）等であつた。舊高鍋藩の醫學校に於ける科目は内科、外科、産科、眼科、口中科の五科目であつた。

官職上から見た口中醫には禁裏附醫官と徳川幕府醫官とがあり、自由に營業する者には口中醫、入齒渡世者、齒抜き等があつた。

口中醫とは單なる口中療治、入齒師は入齒を主とした者で入眼と兼業した者があり、即ち入齒以世者である。抜齒を主とした者は齒抜きで之は誰でも記憶にある居合抜き或は獨樂廻しの名で大衆に親しまれた口中療治者である。口中療治者は口中醫師、口中醫、牙醫、齒醫、はいしや、齒藥師、入齒師、齒抜き等種々の名稱を用いたが口中醫及び口中醫師は朝廷名で齒醫師は幕府醫官名であつた。

西洋醫學の輸入の端緒は天文十二年、葡萄牙の種子島漂着、慶長五年（一六〇〇年）和蘭人の渡航で蘭學が主として和蘭醫官によつて起り、蘭學者は多く醫者を兼ねたものであつたことから見ても西洋醫學は和蘭醫官から傳つたものと見られる。

殊に記録によれば西洋醫術の進歩は文政六年（一八二三）和蘭醫官シーボルト Philipp Franz Von Siebold 及び安政三年海軍傳老所醫官ボン・フォン・Meurdervoort の指導によるものが多い。次いでペリー Matthew Carberry の

明治の來朝で日米通商條約が成立するやアメリカ齒科醫師が中國渡航の途次寄港してアメリカ齒科醫學を傳えたので日本の齒科醫學は自然とその方向を變えるに至つた。

尙時來朝した齒科醫師はシーボルト、ボンベ、WCイーストレーキ、レスノー、ウキン、エリオット、パーキンス、アレキサンドル、ギューリツキ等が有名である。

日本人が之等外國人齒科醫師に師事して所謂西洋齒科醫學を學び醫術開業試験に合格して齒科醫師になつた。小幡英之助氏はその最初の人でエリオットの門下生であつた。

明治の初期に於ては西洋文化の摸倣に専念していたが齒科醫術も同様歐米齒科醫術の摸倣に過ぎなかつたが、時の進むにつれて外國人齒科醫が多數開業し、その指導を受ける者が多くなるに及んで齒科醫術も漸く一新されるに至つたのである。

之を齒科醫術の實際について見るに我が邦に於ては木製義齒は江戸時代中期から發達し、使用する器械器具等も入齒師と言う特殊器用者が日常有合せの生活物資を選んで秘傳や經驗を生かして木製義齒を彫刻して調製していたのである。この木製義齒は明治の初期には愈々精巧となり皇國入齒と稱する立派な藝術品と稱すべきものが出来るようになった。

日本人は手藝に器用であるので歐米齒科醫學の輸入以後に於ても手藝の最も活用される補綴方面に最も力を傾け、補綴を主とし他を従とする習慣さえ生れた。地方に於ては齒牙疾患に罹ると齒痛療法として拔牙を希望することは珍しくはなかつた。

従つて明治時代は齒科器械材料の進歩は補綴方面が最も早く進んだ。この傾向は順次開催された内國勸業博覽會の

齒科出品物がよく物語っている。

次に我が邦に泰西齒科學が渡來した徑路を見ると次の四つが考えられる。

一、支那を介して漢學によつて東漸したもの

二、外國人殊に葡萄牙人、和蘭人によつて南蠻醫學或は蘭醫學の一科として東漸したもの

三、外國人齒科醫によつて直接紹介されたもの

四、外國に在つた日本人が齒科醫術を習得歸國して本邦に紹介したもの等である

第一の支那を介して東漸した事實は支那の口科書の變遷によつて證明することが出来る

第二の外國人醫師によつて齒科の常識が紹介され殊にシーボルトの如き外科に長じた者によつて蒙を啓かれた

第三の外國人齒科醫はレスノー、ウキン、エリオット、アレキサンドル等である

之等外國人の渡來したと傳えられる年を記して見よう。

ウィリアム、(William) クラーク、(Clark) イーストレイキ、(Eastlake) 一八六〇年頃(萬延元年)

ヘンリー、(Henry) ウキン、(Winn) 一八五〇年頃

セント・ジョージ・エリオット、(St. J. Elliott) 一八七〇年(明治三年)

ハラック・マートン、(H. Mason) パーキンス、(Perkins) 一八七四年(明治七年)

アレキサンドル、(Alexandre) 一八七二年頃(明治五年頃)

ギユリック、(Theodora W. Gulick) 一八七九年(明治十三年)

當時日本人齒科醫師で著名な名の一部を挙げれば次の通りである。

日本人最初の齒科醫師小幡英之助、佐治職、東京齒科大學の前身高山齒科醫學院創設者高山紀齋、長谷川保兵衛、佐藤重、西村輔三、堀内清顯、渡邊普三、林讓治、黒田虎太郎、神翁金松、竹澤國三郎、伊澤信平、益口廣倍、曾根龍藏、脇場守之助、石原久、中原市五郎、中村五六、佐藤運雄、奥村鶴吉、朝比奈藤太郎、緒方六治等の諸氏であつて之等齒科醫人の齒科器械材料に對する研究は次に述べることにする。

この明治時代に於ては之等の歐米人齒科醫師及び日本人齒科醫師の修學研究が最も盛であつて廣告等も興味あるものがあつてもアレキサンドルは明治五年東京銀座に開業し上下顎の開閉する人形に義齒の見本を並列する看板を出し世人は之を「バク／＼の看板」と云つて注目をひいたと言はれる。

又明治八年七月には竹澤國三郎が業務の傍ら修學することが思うに任せないのでアレキサンドルを自己獨占の教師にして勉學これ勉めた。その雇入出願書も當時の狀況が偲ばれて興味があるので掲げて見よう。

外國人雇入之願

一、西洋口中齒病療治教師佛國人アレキサンドル 四十四年

一、給料 一ヶ月 金六拾圓

一、雇期限 明治八年七月一日より明治九年六月三十日迄向十二ヶ月

一、結約所 築地入舟町一丁目一番地

一、住所 第一大區九小區竹川町十八番地竹澤國三郎方

右者今般口中齒病療治施行仕度候に付西洋醫術教師として相雇申度奉存候御差支も無御座候はゞ御検査の上御許

容被仰付下度別紙條約横文並澤書相添此段奉願候也

明治八年七月

第一大區九小區竹川町十八番地

竹澤國三郎 印

東京府知事 大久保一翁 殿

(別約條約文は略す)

本件は外國人雇入れの最初であらう。

次に明治の初期に於ける齒科器械材料について見るに齒科診療器具と使用材料の多くは外國製品であつたので、高價且つ品不足のため「カタログ」或は雜誌によつて自製したものが多し。例えば「エンジン」は木型を作つて鑄造させ、蒸和罐は設計して鐵工所に依頼し「クランプ」は時計の「ゼンマイ」から「エキスカベーター」及び「チゼル」は針金から作つた。小幡英之助の考案の小幡式治療臺はエリオット所持の治療椅子を模倣して若林唯藏が製作し、上部の皮張りは原岩吉が爲したと傳えられている。器械箆筒もエリオット所持のものを模倣して若林唯藏が製作し外科用器械は齒科器械製造の元祖たる中澤寅吉が製作した。

齒科用金箔は當初輸入困難であつたので小幡英之助は日本橋本石町箔新に命じ、失敗に失敗を重ねて漸く成功し、アマalgam合金は高山紀齋が「メキシコ銀四、錫五或は銀三八匁八分、白銅三匁二分、錫四〇匁の比で自製した。

陶齒製造法は渡邊良齊が治明二十一年頃から研究に着手し二十三年八月陶齒を以て專賣特許を受け同年十二月洋銀鑲陶齒により二十六年一月陶齒焼用マツクルにより同年四月齒頸部に燒暈をなした陶齒によつて五種の專賣特許を受け明治四十年東京の勲業博覽會に於て陶齒數種を出品して一等賞牌を得た。

渡邊良齋は小幡、長谷川と相謀り、相互協力して斯學の發達に資することを契い明治十五年第一回内國勸業博覽會に於ては黃楊、木蠟、蠟石等の材料で精巧な彫刻義齒を製作して出品し龍紋賞牌を得、明治十四年の内國勸業博覽會に於ては口蓋破裂、補綴装置、ゴム床義齒等を出品し有功二等賞牌を得た。
その時の賞狀は次の通りである。

義齒有功二等賞

東京府神田區旅籠町

渡邊良齋

象牙寶石等の製作甚新麗にして形狀頗る佳良なり又本邦未だ陶齒の製作あらざるを以て假に西洋の陶齒を用い金銀、ゴム等を以て各種の口蓋或は支柱を作り或は顎首の缺亡を補成する等力を其術に專にし大に得る所あるを見る其の有功甚だ嘉賞す可し

陶齒製造法は渡邊良齋が明治二十一年頃から研究に着手し三十年頃成功した。二十三年八月陶齒を以て專賣特許を受け同年十二月洋銀鍍陶齒により二十六年一月陶齒焼用マツクルにより同年四月齒頸部に焼暈をなした陶齒によつて五種の專賣特許を受け、明治四十年東京の勸業博覽會に於て陶齒數種を出品して一等賞牌を得た。

明治三十年頃からは我が邦で製作する器械も實用に適するようになったが營業者が齒科用品を輸入したのは一八七五年（明治八年）で瑞穂屋が竹澤國三郎、神翁金齋の依頼を受けてアメリカのエス・エス・ホワイト會社から輸入したのが始めである。瑞穂屋は清水卯三郎の創業にかかり、同氏の努力は齒科器械材料の發達に貢獻するところが非常に大であつた。然し陶齒の入來は萬延元年咸臨丸が浦賀に歸港した時浦賀與力佐個桐太郎、嘗て桑港で齒の治療を受けた時治療代を領收しないため所持の越後産藩麻布を齒科醫に贈つた處陶齒十個を返禮として持ち歸つたと傳えられ

ている。

國産器材の進歩

國産品の發達過程は數次に亘る内國勸業博覽會に於ける出品物により又小幡英之助、高山紀齋等の治療術式から推してその梗概が窺知されるが次に審査報告書の一部を摘録する。

第三回内國博覽會（明治二十三年）

齒科出品は十點四十一個なり、（イ）「エンジン」を出品せしもの東京に二名あり各一個を出品せり、（ロ）手術器械一具は中澤寅吉の出品、（ホ）齒科用治療椅子は若林唯造の出品、（以下略）

本回の出品を審査するに爾來頗る進歩の兆あるを見る（後略）

第四回内國勸業博覽會（明治二十八年）

列品の總數は三十九種八十五點にして其の出品人は東京、大阪、京都、岐阜、石川、富山、愛知の三府四縣に涉りその模造製作品の精粗は前回に比較するときは進歩の徵候顯然たるは掩う可らざる事實にして、殊に構造複雑なる若くは新に考案を施せる治療椅子或は製造の困難なる充填用金陶及び「アマalgam」等の出陳を見るに至りたるは齒學頻年長足の歩武を進めたるに因ると一方には亦製作者技術の熟達せるに因る。然れども其製作品の肝要部分に就き熟察するときは未だ全然讚賞する能はざるものあり。（以下略）

右の如く進歩の狀顯著なるも十分満足なる状態には至らなかつた。概ね舶來品の模倣にして稀に獨自の考案なきにしも非ずであるが實用の域に達しなかつた。

明治三十年頃から我が邦で製作する器械が精巧となり價格の低廉を欲する餘り互に競争し粗惡なる品を製造したも

のもあつた。

陶齒の製作は明治二十年頃から始まり東京の中村齒科用物品製造所は二十五年に五十餘種の陶齒の外に婦人義齒用黒齒を發賣し、瑞穂屋は二十七年自製陶齒を販賣した。名古屋市の宿澤陶齒製造所は原料の色素を佛國から輸入し四十年頃には一ケ年に百萬個を超えたと傳えられている。

その後器械には前田、森田、山中の諸氏が製造を始め材料については松風、至圓城、守屋の諸氏が開始するに至つて漸次その數を増し現在の活況を呈するに至つた。

然し戰時中一時低迷した狀況を示したが終戰後業界の發憤により戰前に愈々近付き輸出の見透しも良好で活潑に動してゐる。

組合關係

一、齒科材料

昭和六年一月藥業振興協議會が内務省に設置され、醫藥品の國產獎勵輸入防遏を企圖されるに當つて齒科材料に關する調査も其内容に含まれ主として國產齒科材料の調査をした。昭和六年五月内務省の懇諭によつて全國の主なる齒科材料製造業者の團體社團法人齒科材料協會が設立され昭和八年社團法人の認可を受けた。

是より先昭和七年藥業振興調查會が内務省内に設置され齒科材料の重要性に鑑みて政府は同協會に對して昭和七年以降に於て二萬三百圓の補助金を交附し齒科材料の規格の調査研究を獎勵し約十四種目が一應出來上つた。

尙現在に於ては全國の製産者を一元とする齒科材料工業會が發足し現在は東京都千代田區神田多町東京都齒科醫師會館内に事務所を置き會員相互の親睦を圖り、業界の發足に努力している。

二、齒科器械

昭和五年前田嘉三治、山中卯八、本木梅次郎、木村經治の諸氏が發起となり器械製造業の組合を結成してから之に賛同するもの多くなり昭和十二年東京に東京齒科器械工業會を設立し戰爭たけなわとなつたので醫科器械と統合した組合の結成となり昭和十九年日本醫科器械工業統制組合の齒科統制部として編入された。終戦後同組合の解散と共に昭和二十二年日本齒科器械工業組合設立され、昭和二十三年五月之が改組を行い現日本齒科器械工業會が生れ、東京銀座森田ビル内に事務所を置くこととなつた。

三、齒科用貴金屬

齒科用金屬（充填金冠用）として金地金の優秀性は他の追隨を許さないことは衆目の一致するところであるが昭和十三年八月大藏省令により金使用規則改正され極度の使用節約を圖つて來たが終戦後昭和二十年十月勅令第五百七十七號金銀若しくは白金等の取引等の取締に關する件の公布に伴い、金銀白金の取扱齒科醫師を代表して取引、行爲、使用等の許可を一括して受け配給を行つて來たが昭和二十三年二月二十日大藏省令第十七號によつて昭和二十年大藏省令第八十七號が一部改正されたので齒科用貴金屬は昭和二十三年二月二十四日附厚生省告示第七號齒科用貴金屬配給手續規程によつて配給の圓滑を期することとなつた。

之に伴い連絡の必要上貴金屬加工業者が自發的に貴金屬協議會を結成し齒科用貴金屬の圓滑なる配給に協力することとなつた。

以上が齒科關係の概略でありその内容に不備のあることは調査期間の短いため十分なる調査が出来ないからであつて後日之が補足的の發表の機會があればその機會に正確なる事實の發表をしたいと思ふ。

化粧品の沿革

化粧品は太古から用いられたもので、我國においては彦火火出見尊の頃より、西洋においては、四千年以前からアラビア人エヂプト人は化粧の知識を有していた。更に降つてモーゼの著書には芳香劑、化粧劑の處方が記述されている。中國では秦の時代に臘脂ができていることから推測して、此以前に既に婦人は化粧を施していたらしい。「周の文王の時女人始めて鉛粉をなす。秦始皇の宮中悉く紅粧翠眉をなす是粧の始也」と事物起原に出ておる。然しながら化粧品は香に主目的があつたのではなからうか。天然に植物などから流出される芳香性の樹脂乳香、ミルラ、安息香、沈香その他の草根木皮を、薫じまたは香料として用いていたのであつた。之等のものは非常に高價でありまた非常に神聖視され宗教的にも多く用いられた。製品として現はれた最初のもはフランギバニ香粉及フランギバニ香水であらう。之はローマ時代ローマの貴族フランギバニによつて創製せられたのである。又一六世紀にイタリー人マリネルロは香料の處方を詳しく記述しておる。十八世に有名なオードロンが現われた。之は「コロン市の水」の意でコロン市（ライン川のほとりにあり）のギオヴァンニ・マリア・フアリナによつて創製され、之が一般の嗜好に適しこれ以來化粧品が著しい進歩を見て化學の進歩と共に今日のやうな隆盛を來した。

以上が外國における化粧品の歴史の概要である。

我國においては前述の彦火々出見尊に服従を盟つて彦火酢芹命が俳優ワキをした時に顔に緒アカッチを塗つたとい

うことが文献の始めである。それ以來俳優ハヤシをする時に緒が用いられたらしく殖輪にも眼下、額、口下等に直線又は曲線が描かれその跡が残つておる。お齒黒の起源も上代かららしい。その後朝鮮との交通が開けて以來佛像と共に薰香が輸入された。白粉は雄略天皇以前に、紅は神功皇后時代に渡來したもののやうで之は嬉遊笑覽に出ている。白粉が我國で始めて出來たのは持統天皇の時代で、觀成という僧が作つたというがこの製法は中國から傳來したものである。平安朝時代には白粉や紅が非常に用いられたが、この時代の紅は唇に塗らずに白粉に混ぜて、又はそのまま顔に塗られていた。紅が唇に塗られるやうになつたのはすつと後代である。白粉には鉛の外に水銀のものも作られた。鉛製のものはハフニ、水銀製のものはハラヤと呼ばれ前名は京都で作られ京おしろいの名があり、後者は伊勢で作られたので伊勢白粉の名がある。

白粉は上代はシロキモノと讀まれ清少納言の枕の草紙にも「舍人が顔のきぬあらはれ、白き物のゆきつかぬ所はまことに黒き庭に雪のむら消えたる心地していと見ぐるし」と出ている。その後白粉は婦人が専ら用うるので「お」をつけ「もの」を略しておしろいと呼ばれるやうになつた。

室町時代には眉墨で眉作りをした。この眉墨は露草の黒燒、油煙等を胡麻油で煉つたものである。

徳川時代になつて齒磨が出たが之は別項で述べる。その外種々な化粧品が現われておる。寛政年間に式亭三馬は和蘭の處方によつて江戸の水という化粧水を販賣して非常に好評を博している。寛永年間にはセムシ喜左衛門という者が花の露という顔に艶を出す薬油を發賣している。ヘチマ水も化粧水として使われ、洗粉には長崎洗粉、オランダ洗粉などがあつた。その原料には糠のものもあり、ムクロジと白小豆粉の混合物をシャボンという名で使つたものもある。美人香というのは葛粉に滑石、白造コイシダ、甘松を混ぜてそれを胡麻油で煉つたもので白粉下として大に流行した。

文化文政にはふけとり香油、白粉下其の外種々な化粧品製造が盛になつた。元治年間には堤磯右衛門によつて、我國最初の石鹼が製造されている。

明治時代になつて外國との通商が盛になるにつれ進歩した化粧品、化粧用具が輸入されて、我國の製造業者も之に刺戟され、研究を重ね、今日のやうな隆盛を見るに到つた。

然しながら化粧品はなお日進月歩の進歩を續けている。昔はただ美しく見せるためにのみ用いられ有害有毒なものも避けなかつたのであるが、現在では美しくあるためのみでなく、人體にも有效な影響を與へるものが賞用されて來て藥品との區別の判断に苦しむものも多い。文化水準に上つた現今では化粧品は單なる贅澤品ではなくて、生活必需品であるという觀念に變つて來ている。我々の生活に潤いを持たせるためにも、どうしても必要缺く可らざるものである。我々はなお今日の状態で満足すべきではなく更に研究に研究を重ねて歐米先進國を凌駕する日の一日も早くんことを熱望する。こうなつてこそ初めて輸出品としての重要性が出來平和日本の再建の一助ともなるのである。

齒磨の沿革

(齒磨の歴史より)

古墳墓から發掘された各種の頭蓋骨を調査すると稀には齒牙の側面の強く磨耗しているものがある。これは頑丈な齒楊枝、粗雑な齒磨粉で磨いたものであらう。

之から考へると齒を磨くという事は古墳時代より行はれていたのであらう。文献には弘安二年(約六百七十年前)無住法師の沙石集に齒取唐人の話が出てゐる。こうした人々により齒磨が我國に傳來したらしい。

寛永年代に丁子屋喜左衛門といふ商人が朝鮮人から齒磨の製法を教えられたといふ事が大仰良則著道聽塗説齒磨の角力の項に出ている丁子屋の製品は「大明香藥砂」又は「丁子屋の齒磨」と稱されて賣出されていた。

元祿時代よりは大いに商品化され亂香散の名で販賣され「十一味亂香散夫れ齒は命之也、故此藥を以て常に磨時は其白事銀を如敷く、一生口中齒三無憂こと奇々妙也」と其の齒磨の特色を記している。

明和年間には川合惣助の軟石香淺草名物、源水市之助のはみがきなどが現はれてゐる。

文化文政には百種に近い齒磨が販賣されている。その中主なるものは次の様なものである。匂ひ藥齒磨(尾上菊五郎製)箱入御はみがき(式亭三馬くすり店製)團十郎はみがき丁子屋の齒磨(爲永春水製)清涼齒磨粉(長井兵助製)明治初期に於ては、いまだ歐米式處方が知られず古來の調合になれる所謂齒磨粉が使用され、その中著名なものとして紅梅香、白梅香、寶香等があつた。之等のものは柳楊枝や吉原楊枝の先につけて單に齒面を摩擦してゐた程度であ

つた。従つて齒磨粉の製造も簡單で房州砂を主要な原料として、それに若干の藥味（薄荷胡椒唐辛子等）を加へたものである。

明治五、六年になつて歐米式齒磨の處方が紹介されるやうになり、次第に各種化學品が輸入され、製造の處方も之によるやうになつた。併し藥品の部類に含めてその名稱は何々散と稱していた。此時代の有名なものには花王散、香雪散といふやうなものがある。中期以後は散の名前を放擲して何々齒磨と稱するやうになつた。

この中にはライオン齒磨、ツバメ齒磨、ダイヤモンド、象印等が主なるものである。明治三十六年第五回内國觀業博覽會に出品され之等のものが二、三等に入賞している。之を機會として齒磨業界の競走が烈しくなり種々變遷を経て現在に至つてゐる。又練齒磨は明治三十三年日本元租磨印練齒磨といふのが製造された。明治四十年以後は製造法も慎重に研究され相當化學的觀點に立脚して造られるやうになつた。最初は固練であつたが大正初期よりはチューブ入り純練齒磨に向上した。

水齒磨は最初は第五回内國觀業博覽會の報告で見られる通り含喇劑に過ぎぬと定義されている程度であつたが明治四十一年にライオン水齒磨が製造され洗口料として此の目的に合致するやうになつた。

以上が齒磨の大體の沿革である。

ゴムの沿革

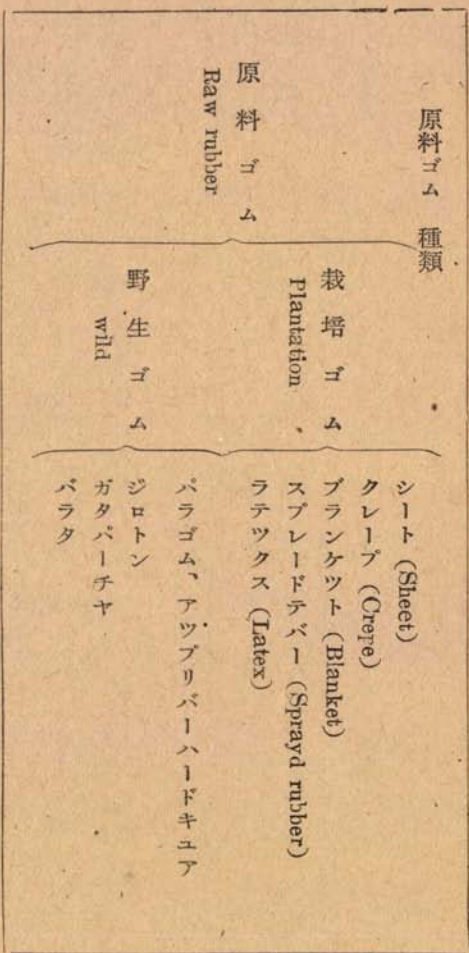
ゴム工業の近代工業に於ける地位はその原料が輸入を仰ぐものであり、繊維工業との深い結びつきから見ても今更云々するを要しない所であつて、「二十世紀はゴムの時代である」と謂はれ、又ゴムの消費量は文化のパロメーターであると謂はれるのも宜なる哉で、今日に於ては如何なる家庭にも日常生活を営む上に缺くべからざるものとして登場している。

ゴムの存在が歐洲人に知られたのは、コロンブスの第二次アメリカ航海の際ハイチ島に於て土人が彈ある球を弄んでいたのを見たのに初まるといはれ、次で一七七〇年には英國人ブリエストリーによつて「消ゴム」に使用され始めたのであつた。ゴムが所謂「加硫法」の發見によつて、工業原料としての存在價値を認められ今日の如き發展を見るに至つたのは一八三九年米國のチャールス・グッドイヤーによつてである。かくしてゴムの需要は急激に増加したが、原料ゴムの供給は殆んど南アメリカ、アフリカ、アジアの野生ゴム樹の産生物であつたので、各國に於ても競つてゴム樹の栽培を始め、一九二〇年には栽培ゴムが野生ゴムの壓倒するに至り、一九三七年にはゴム生産高の九八%を栽培ゴムが占め、野生ゴムの席巻するに至つた。

原料ゴムの中特に我國に關係深いものの種類を別掲して置く。

(註) アメリカに於てはステファノメリヤという一年生の植物から天然ゴムを採取することを研究したが成功しなかつたといは

れてゐるが、シ聯に於てはたんぼ科に属する一年生植物から天然ゴムを採取してゐると傳えられてゐる。



上に述べた天然ゴムは熱帯地方の、ある限定された地域にしか生産されないので、ゴム資源を持たない國に於ては、ゴム樹の栽培、化用植物の探索等にあらゆる努力を拂つたが成功するに至らず、遂に合成ゴムの研究に全力を盡したのであつた。合成ゴムの最初の發明者はティルデン（一八四八年）であつて、爾來各國に於て研究され、漸次優秀な合成ゴムの製造が行はれるやうになつた。我國に於ても戦時中相當な生産を見たがコスト高の爲め一般には引合はず軍需品に全部使用されるという状態であつた。

優秀な性質を有する合成ゴムは天然ゴムに異なる特長を持つていたので近い將來には天然ゴムを凌駕するやうな事態

を招來することになるかも知れない。

X X X

日本にゴム製品が始めて輸入されたのは何時であつたか明らかでないが、徳川時代にはゴムの語は各種樹脂類の總稱に使用され、工業原料としてよりもむしろ藥品として考えられ、赤痢や咳嗽に良好ありといはれた(文化十一年刊厚生新編)と傳えられて居り、徳川晩年には蘭醫を通じ、醫療ゴム管類、ルーデサック等が輸入されていたと思はれる。

サックについては安政年間信州上田藩士の英學者赤松小三郎の傳記に郷里えの土産としてルーデサック二個を横濱で買つた云々の記録がある(傳記二卷五號所載)が、明治維新以前のゴム製品の普及は極めて限られたもので前述の様に醫療用品を主としたものであつたことは興味が深い。

明治五年の京都の内國博覽會にゴム枕が出品されたとの記録があり、明治十一年刊行の醫家機械圖書に、硬ゴム製注入器、輸血器、聽管、哺乳器乳頭帽、水囊、水枕等が紹介されている。

明治十九年には我國の本格的ゴム工場の最初といはれる土谷ゴム(三田土ゴムの前身)の創業を見るに至り、明治二十年の東京府工藝品共進會には他のゴム製品と共に醫療ゴム製品として左の出品があつた。

- 齒療用金充填器械
- 皮下注射器械
- ゴム充填器械
- 枝狀兩耳聽診器械
- カテーテル、脈波計、(銀及びゴム)
- ステトス
- 義齒(陶及びゴム)
- 新式齒用ゴム刷子
- 尻敷
- 西洋總入齒

又明治二十年兵庫縣に於て吉田兄弟がラバー商會を設立し、我國最初の冷式加硫の製法に成功してゴム枕、其他醫療用品の製造を初めたと傳えられている。

當時の生ゴム輸入狀況は、明治十五年に〇、一〇六トン、十七年に〇、〇四八トン、十八年に〇、二三六トン、十

九年に〇、八五九トン、二十一年に一、〇二八トンとなつて居り、創業時代のゴム工業の規模がどんなものであつたかが大體想像できる。尙ほ製品の輸入については、乳首が明治三十五年に二〇、八四四圓、三十六年に六、三三三圓輸入されたとの記録である。

一、衛生サツクの沿革

コンドームが考案された最初の目的は性病の豫防であつて、それが避妊法として本格的に應用される様になつたのは矢張りゴム工業が近代的發達をして以來のことである。

初期のコンドームはリンネル、絹等を以て作られ、次で動物の盲腸、山羊膀胱、魚類の浮袋等にて製造され特に進歩したが、これの實用價値を發揮したのはゴム製品が製産されて以來のことである。即ち一八四六年ゴムの冷加硫法の發見以來であるが、更に最近ラテックス浸漬法の創始によつて今日の如き優秀品の製造を見るに至つた。

コンドーム避妊法の最も普及した國はフランスであつて、人口減少の最大原因は墮胎であつたが、産兒調節殊にコンドームの役割が甚だ大きかつたと謂れてゐる。イギリスに於ても最初一般大衆に普及したのはコンドーム法であつたが、後にベツサリーが盛んになつた。

我國にコンドームが渡來したことは別に述べてあるが、明治十九年の雑誌「智慧の庫」を見るとコンドームの賣價一打三圓と記載されている。勿論當時の利用は性病豫防が目的であつて、避妊法として應用されたのは最近のことであると思はれる。

記述が前後するが、ここでコンドームの異名や隠語を紹介すると、その代表的なものはルーデサツク (Rude sack)

である。文政年間の或る本にも莖袋などを記してある所から見ても相當古い歴史がある様である。明治七年の「東京開化新繁昌記」には防瘡袋の語があるという。最近に於ては支那事變以來「鐵兜」として一般によく知られている。中國では「風流如意袋」の名稱で呼ばれているというが、現在我國に於ては多くの場合商名が呼ばれている。

衛生サツクの検査については左の様な規程により商工省側で、行はれているが、これを小分包装して發賣する發賣元で更に検査を行つて賣出されている現状である。

衛生サツク検査規程（昭和二十一年六月）

- 一、本規格はララックス又はゴム糊浸漬法に依り製造したる衛生サツクに之を適用する。
- 二、衛生サツクは肉厚均整にして塵埃又は氣泡の存在等其他使用上支障ありと認めらるる缺點なく、且つ其の長さ一七種以上なるを要す。
- 三、伸張率及老化後の伸張率は左表の規定に合格することを要す。

伸張率	老化後（攝氏70° 72時間）
100%	減少率 10% 以下

- 四、試料を膨らませその表面積を二、五——三、〇倍ならしめ、兩端を軽く抑へ、約五〇MMの間隔を保ちて徐々に雲母粉末上に回轉せしむるとき雲母粉末の微動せざること。

二、月經帶の沿革

月経帯にゴムを使用し始めたのは今から約四十年前である。當時スターバンドと稱するのがあつたと伝えられているがゴムは使用しなかつたといはれている。

輸入を最初に行つたのは大和眞太郎氏でビクトリヤプロテクターと稱する品を輸入して、當時の婦人雑誌によつて通信販賣を試みた處、可成りの反響があつたので、純ゴムの輸入開始と共に自家製造を思い立ち第一次歐州大戦中の大正八年より製造を始めた。當時薄ゴム技術は發達して居らず、カレンダーローレル機の操作には苦心を要したのとこ
とである。

かくて輸入品に較べて廉價な目新しい婦人衛生用品として全國的に普及し、第二歐州大戦前には朝鮮、臺灣、滿洲、中國、南洋方面へ輸出されるに至つた。

ビクトリヤの製造開始後間もなく、エンゼルバンド、メトロンバンド、次いでフレンド等が生れ、腹巻形式にはズロース型と稱し夫々特點を誇つて猛烈な宣傳を行つたと傳えられているが、これが當時の四大有名品といはれているものである。其後各地に製造者が續出したが、中には下請製造のみに従事し、卸屋に賣捌きを依頼しているものも相當ある様に見受けられる。現在宣傳は醫藥品、化粧品程盛んではないが、最近に於てはラツキーバンドが新聞雜誌を利用して相當宣傳を行つている。

月経帯の生産資材については昭和二十二年十月より厚生省に於いて資材割當を行つて居り、メーカーは現在四十三名を算え、夫々優良品を製産すべく努力している。

輸出は戦後に於いてビクトリヤがトップを切つて本年三月十日三、三六〇打を沖繩向に輸出したのが最初で注目すべき出来事と謂えよう。

現在の公定価格は次の様に定められている。

月経帯公定価格（昭和二三、九、二四、物價廳告示第九二七號）

製販價格

卸賣價格

小賣價格

腹巻型

一、一八八圓

一、三五四圓

一、五七一圓

三角型

二、〇〇一〇

二、二八一〇

二、六四六〇

掛替ゴム

四八六〇

五五四〇

六四二〇

（註） 單位 打

三、おしめカバリの沿革

おしめカバリーにゴムを用いるやうになつたのは明治四十二年頃と伝えられている。これより前は防水劑を用いた幼稚なものであつたが、明治四十二年頃に芝高輪の著述業長康太氏がアメリカよりゴムを用いたズロス型おしめカバリーを持ち歸り、それを見本として同氏夫人が内職的に製造を始め、おしめホルダーと稱して賣り擴めたものといはれている。

大正元年には大阪宗田ゴムより旗子供印が、名古屋よりも他の製品が賣出され、次いで二年には純ゴム製の「ジーおしめ」が製造されるに立つた。

その後、ネル、キヤラコ等を基布として、ゴム張合せのものが各地より賣出され初めその型に就ても種々研究され、東型、巻型、三角型等が造り出され現在に及んでいる。

おしめカバリの生産資材は月経帯と同じく昭和二十二年十月より厚生省に於いて取扱うこととなり、基布として羽二重、スフ、フェルト、ガラ紡などを割當てているが、現在一一九の製産者があり、自由販賣品でもあるので相當競争が激しい模様である。戦後の混亂と品薄に乗じて粗悪品が一時賣出されたが、現在は品質本位となり粗悪品は漸次影を潜めつつある現状である。

輸出は大正末期より昭和初期にかけて、滿洲、朝鮮、臺灣に賣り出されたが、戦後に於ては海外より引合がある程度で未だ輸出されたことを耳にしない。

現在の公定價は次の様に定められてゐる。

おしめカバリの公價表（昭和二三、九、二四、物價廳告示第九二七號による）

資材名	生産者價格	卸賣價格	小賣價格
羽二重六號	二、二五〇圓	二、五六五圓	二四七、九
羽二重六號 純ゴム合せ	二、五三一〃	二、八八五〃	二七八、八〃
捲縮スフ二號	一、七九四〃	二、〇四五〃	一九七、七〃
長尺フェルト 純ゴム合	三、五〇九〃	四、〇〇〇〃	三八六、七〃
(一號硬質フェルト一ミリ)	一、九二〇〃	二、一八九〃	二二一、六〃
スフ金巾三號	二、五二〇〃	二、八七三〃	三七七、七〃
ガラ紡生地 純ゴム合せ			

(註) 生産者、卸賣價格は打單位、小賣價格、單位枚

四、ベツサリーの沿革

産兒調節問題のやかましい今日よく話題に上るベツサリーは一八八〇年獨逸のメンシガ博士の創案になるものといはれているが、一説には一八三八年にドイツの婦人科醫によつて子宮ゴムキャップが考案され、又アメリカに於ては一八六〇年頃ドクトルワートが一種の子宮帽を考案した記録がある。兎もあれメンシガの發表と時を同うしてオランダに新マルサス主義運動が起り、翌年英國に新マルサス主義連盟が結成されるに至つた。

オランダは世界中で最も産兒調節の普及した國であつて、一八七八年アムステルダムに於て開催せられた萬國醫學大會では産兒調節が最も熱心に討議された程で、メンシガの創案したベツサリーはアムステルダムに開設された世界最初の妊娠調節相談所のヤーユ博士によつて實際に應用され好成績を収めた。斯の如くにしてベツサリーはメンシガによつて創案され、オランダにおいて一般に普及されるに至つたから、今日でもメンシガ氏式隔膜（ダイヤフラム）とか、又俗にグツチベツサリー（和蘭式ベツサリー）と呼ばれている。

我國で製造を始めたのは昭和二年當時東京市囑託増田重喜氏がフランス製のベツサリー（メンシガ式）を持歸りその複製を小柳ゴム製作所（後の三信株式會社）に委嘱したに始まるといはれる。

現在市販は三社によつて發賣され、その型は三種類乃至四種類であるが、總べての婦人に完全に固定適合するよう考慮するならばそのサイズは三耗位の段階によつて數種類作るべきであるといはれている。

使用するベツサリーの點檢については次の諸點について確かめる必要がある。始めて使用する際はクレゾール液か、又は熱湯中に浸して消毒したがよい。（煮沸消毒は避けること）

- 一、ゴム膜に孔がないか
- 二、縁と半球状のゴム膜との間は完全であるか
- 三、スプリングは完全であるか、曲げて折れるやうなことはないか

オブラート (Oblate) の沿革

オブラートの沿革オブラートの語原については確定的ではないが、ラテン語のオブラートスから来ているものと考
えられる。Oblatus (ラテン語のOfficiumと同義) は「供える」「捧げる」の意義があり、これから英語、獨語の Oblate と
なり、祭壇に供える「犠牲」(犠の血と肉) の意味を持ち、その後血の代りに葡萄酒、肉の代りに小麦粉で作つた煎
餅様のものを捧げた風習の中で、後者の煎餅様のもの、即ち「聖餅」を Oblata と呼ぶやうになつた。

獨逸ではこの聖餅に類する薄いもので散薬を包み服用に便することになつたが、明治初年獨逸醫學の渡來と共に我
國にもこのオブラートが傳はり、間もなく粳米を用いて同様のものを製造し初めたが、これが所謂硬質オブラート、
俗に煎餅オブラートと稱されるもので、原料は後に小麦粉を主とするものに代つた。明治三十年に至つて長崎縣の山
口商會より「赤罐印柔軟オブラート」が発賣されたがこれにゼラチン及び澱粉を原料としたもので、現在の我國獨特
と稱される柔軟オブラートの嚆矢といふべきものであつた。

次で明治三十五年頃、三重縣度會郡田丸町の醫師小林政太郎氏は原料として海草(寒天)と澱粉を用いる柔軟オブ
ラートを發明し、更に明治四十年、秋田縣横手町の製菓業山下九助氏によつて、コンニャク、澱粉を原料とする製法
が創始されるに至つた。この方法は漆を塗布した鐵板に原料を刷毛で塗り、炭火で乾燥するという幼稚な非能率的な
ものであつた。

オ プ ラ ー ト 價 格 年 次 表

年 次	種 別	製 産 者	卸 價	小 賣 價	澱 粉 價 格
大 3	百枚罐入			15錢	50錢
〃 9	同			20	50
〃 〃	ボール入			15	50
昭 2年-6年	ボール入	山本 0,055 其他 0,040		10	60
7年-10年	〃	山本 0,035 其他 0,025		山元 10 其他 007	75
16	協	〃		10	1,00
20年 7月	公	〃	0,1,85	25	32
〃 12月	協	〃	34		
21年 2月	協	〃	64		1,20 45,00
22年 3月	公	ボール入	4,70	5,40	7,00
22年12月	公	袋 形	3,35	3,85	5,00
22年 9月	公	ボール入	12,00	13,20	17,00 50,00
24年		袋 形	8,10	8,90	11,50 318,00

其後オブラートの需要の増加に伴つて漸次製法に進歩を見、大正十一年に東京山元オブラート工場片平二郎氏に

つて初めて現在全国に用いられつつある山元式ド
ライヤーが完成され、ここにオブラート業界に劃
期的革命が齎らされ従來の手工業から機械的製造
に移ることになつた、この製造機は鐵製回轉鼓胴
式乾燥機といふべきもので、内部に蒸氣を通じて
濡め、漆を塗つて平滑にした表面に糊狀澱粉を薄
く塗り、巻取紙が解かれる如く状態でオブラート
が製造されるのである。

尙オブラートの價格の變遷について調べて見る
と別掲の如くである。

種類、規格

種類は硬質オブラート、柔軟オブラートに大別
されるが、硬質オブラートは戦前迄命脈があつた
が現在に於ては特殊の場合以外は需要が無く殆ん
ど柔軟オブラートのみとなつた。

柔軟オブラートには丸型、角型、袋形があり百

枚入りとして發賣されているのが普通である。(袋形に普通五十個人)

規格は定つていないが、醫藥用としては、〇、〇二耗、〇、〇一五耗の厚味のもものが適當であつて、〇、〇二耗以上のものは醫藥用としては不適當と思はれる。

生産數量

戦前の生産數量は年間平均二〇〇枚入四千萬個を上廻つていたが、現在に於ては原料の制約により生産減であるが、注射藥の普及、散藥油劑の製法改善等を考慮に入れても最低一千五百萬個の生産に確保すべきものと考えられる。昭和二十三年度に於て澱粉を割當てたメーカーは十三工場であつたが、昭和二十四年度に於ては一躍三十七工場に及んだので今後は相當競争は激烈となることと想像される。

輸出について

柔軟オブラートは我國の特産であつて今後開拓すべきであると思はれる。戦後に於ては現在、香港、米國より取引合の引合があり南方市場の回復が有望視されている。

戦前に於ては、中國、香港、臺灣へ相當量の輸出があり、遠くは土耳其、ブラジル、中米、ポルトガル、瑞西等にも及んでいた。

輸出のトップを切つたのは山元オブラートで、本年四月に香港へ、次いでキリンオブラートが第二次の輸出を五月に同じく香港へ輸出し、前者は一、六二〇弗、後者は一、三五〇弗の外貨を獲得した。日本特有の生産技術と謂われるオブラートの輸出は今後新販路開拓の意味からも大いに奨励すべきであらうと思う。

醫療用紙製品の沿革

今日の如き「紙」の創めて作られたのは、西暦一〇五年後漢和帝の蔡倫によつて植物纖維によつて創められたのであつたが、當初に水につけた古絹を打つて白くし、それに陶土や白堊や滑石粉などをよくまぜて一尺四方位の箕の上で薄く引延したのであつた。これを絹と區別して紙と稱したのであるが、これは今日の紙ではなく、蔡倫がその代りに麻類や樹膚や弊布、魚網などから新しい別種の紙を創成したといはれるが、恐らく永年に亘る多數の人達の苦心の結果であらうと思はれる。

蔡倫製の紙は其後高勾麗に傳わつたが、次いで推古天皇十八年（西暦六一〇年）三月に時の貞僧曇徴が聖德太子に傳授したと日本書記に述べてある。舊幕府——特に八代將軍吉宗の頃に至つて漢法、蘭法醫學の普及と相持つて製紙法も漸く本格的と成り、先驅者新井白石に依る處大なるものがあつたと謂われている。

越中富山の賣藥の創始も此頃であつたが、藥包紙、藥袋共に和紙を用いたものであつたて、その最も優秀なものを土佐の藥袋紙と謂っていた。明治初期に至り歐米文化の交流活潑となり、醫學留學生により醫療用紙製品の整備が提唱され漸次洋式に改められ和式に依る診療簿から今日のカルテ、溫度表其他が普及されるに至つた。

和紙の主要原料は樺、雁皮、三柳が主なるものであるが、これに補助原料として藁、ボロ、マニラ麻、竹、桑皮、バガス、紙屑其他が用いられて現在の紙が作られて居り、洋紙の方は明治十二年に王子製紙が、藁、パルプの製法を

アメリカより移植している。

戦前は各種洋紙の充分なる生産があつたので、薬包紙は薄模造紙、グラシンペーパー、ハトロン紙を最適とし、薬袋は模造紙、カルテ、温度表其他は總べて模造紙又は上質印刷紙を使用した。が、戦時中並びに戦後は製紙原料の不足から總べてロール紙を以て辛うじて需要を充たし今日に至つたが、最近の製紙事業の好轉により逐次優良原紙を充當し得ることになりつつあることは喜ばしいことである。



薬事法によつてしなければならない諸手續

薬事法による療品課關係の諸手續は次の通りである。

- 一、製造業登録
- 二、輸入販賣業登録
- 三、販賣業登録
- 四、登録の更新
- 五、製造品目許可
- 六、許可事項の変更の申請
- 七、登録票再交付申請
- 八、登録變更の申請
- 九、届　　出
- 十、登録票の返納及び提出
- 十一、タール系色素の使用許可申請
- 十二、登録についての注意

- 1、諸手續中登録及登録の更新以外は本省、地方廳共に手数料は要しない。
- 2、文章中法とは藥事法、規則とは施行規則、通牒とは次官通牒をいう。

一、製造業の登録

製造業の登録は法第二十六條に規定される處である。無登録で製造業を営んだ場合は、法第五十六條により三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處せられる。新に製造業を営まうする者は此の項の末尾記載の様式規則別記第十二號様式の製造業登録申請書二通（一通に手数料千圓收入印紙貼布）を製造所所在地の都道府縣知事を経由して厚生大臣に提出する。但し用具の製造業は製造せんとする品目の製造許可を品目毎に受けなければならぬ。此の許可を受けない品目を製造すると矢張り法第五十六條の罰を受ける。無登録で用具の製造をすると當然無許可品目を製造している譯であるから此の場合罰則は併科される事がある。

登録について種類別に述べれば先づ衛生材料であるが、之は公定書に記載された醫藥品であるので製造許可は必要でなく單に醫藥品の製造業の登録申請をすればよい。但しこの場合問題となる點は専門の技術者である。これは必ずしも藥劑師ではなくてもよく、その製造に携つてから約二年以上の經驗を有し各知事が資格ありと認めた者でよい。此の資格の認定は各地方により色々である。例へば講習等によるか又は一定の學校の卒業者を認定するなどである。

（通牒第三の第十條参照）

次に用具であるが法第五十五條によれば規則別記第四號表記載の品目以外の用具は法の適用を除外される。従つて

第四號表記載の品目以外の用具のみを製造している製造業又は製造しようとする者は法による登録の必要も品目許可の必要もない。その品目の細別については藥療第二三七號による各地方衛生部長宛療品課長通牒を参照されたい。

なお品目の製造許可についてはその品目を製造する設備も能力もないのに品目を多數列挙して申請をすることがあるが、之は避けなければならない。擔當者としては之等を一々調査し、除去するから手數のかゝる事であり、設備能力を備えた場合は直ちに許可せられる性質のものであるからそうせられたい。

最後に化粧品は製造業登録のみ必要であつて、品目の製造許可申請の要はない。但し製造業登録申請書（別記第十號様式）中の別紙様式「醫藥品の製造の設備施設の概要」は藥務局長通牒（藥發第五二四號）により化粧品にも準用されるから必ず添布しなければならない。又分類名（化粧品類、白粉打粉類等）及び商品名（何々ローション、何々クリーム等）を記載しなければならない。（通牒第五の二参照）

なお製造品目を追加するには何等の申請届出も要しないから、登録更新の際付加へればよい。但し法的には必要でないが届出は望ましいことである。

登録された製造業者には規則別記第十一號様式による登録票が交付されるのである。

二、輸入販賣業の登録

輸入販賣業の登録申請は法第二十八條による處である。なお申請様式は規則別記第十三號様式による申請書を製造業の場合と同様に厚生大臣に提出するのである。販賣業の登録は醫藥品に限られるが、輸入販賣業の登録には醫藥

品、用具、化粧品の種類とも含まれる。然してその規定は夫々の製造業の規定を準用するので、用具を輸入せんとするには品目ごとに輸入許可が必要である。違反の場合の罰則についても製造業についての罰則が準用される。

輸入販賣業は規定されてはいるが、これは貿易が平常に復した場合を対象としているのである。現在醫藥品、用具は國家貿易により輸入され、化粧品は輸入禁止の状態である。將來自由貿易の形態を採ることとなつても、品目について相當制限されることは我國の現状より見て豫想せられる處である。現在化粧品を除いては輸入販賣業の登録をしているものが相當あるが、これは資格を懸念してのもので實際は輸入販賣業を行つてゐるのではない。自由貿易になつたら直ちにこれに處するためと解されるが、その必要の生じた場合に登録申請をすればそれでよいのである。

申請書が提出された場合には資格を審査して登録するのであるが、此場合に交付される登録票は規則別記第十四號様式である。

三、販賣業登録

販賣業の登録は法第二十九條に規定される處であるが、療品課關係に於ては日本藥局方收載のガー壹、脫脂綿、國醫藥品集收載の衛生家庭綿の販賣業のみに適用される。規則別記第十六號様式に手數料として五百圓收入印紙を貼布して都道府縣知事宛に提出する。なお資格は藥劑師でなくてよいことは製造業登録の場合と同様である。藥事法によらない販賣業の登録即ち中央販賣業者及び地方販賣業の登録は醫藥品配給規則を参照されたい。

登録された販賣業者は都道府縣知事より規則別記等十七號様式により登録票が交付されるのである。

四、登録の更新

登録の更新は法第二十六條により毎年十二月卅一日までに受けなければ、登録の効力を失うのである。但し事務の都合上毎年十月末日までに厚生大臣宛に二通の申請書を都道府縣知事を経由して提出する。都道府縣ではその一通を十一月末までに厚生省に進達し、他の一通は地方廳の控とする。この場合厚生省提出分には手数料として二百圓の收入入紙を貼布するのである。厚生省においては十二月末までに翌年度に効力を有する登録票を地方廳經由本人に送付する。若し十月末日までに申請書の提出が遅れた場合でも、十二月末日までに提出したならば登録票の効力は一月一日まで遡るものと解釋される。然し實際問題としては事務上の事故を起す虞があるから出来るだけ十月末日までに提出されたい。又申請の提出が十二月末日を過ぎた場合には、登録更新ではなくて新規登録となるので手数料は千圓となるから注意されたい。登録更新申請書の様式は規則別記第十二號様式によるのである。

五、製造品目許可

療品課關係で製造許可を必要とするものは用具だけである。衛生材料については公定書に收められているものだけであるので該當するものがない。用具の製造許可は通牒の別記第九號様式による申請書を製造所所在地の都道府縣知事を経由して厚生大臣に提出するのである（規則第二十三條）

許可についての形式は規則には定められていないが療品課にては左記の様式を用いている。

指 令 書 [經由]

厚生省 第 號

住 所

氏 名

製造所の
所在地

同名稱

登録番號 第 號

昭和二十年 月 日附申請の藥事法第二十六條第三項の規定による用具製造の件は別記によりこれを許可する

昭和二十年 月 日

記

厚生大臣

六、許可事項の變更申請

規則第二十四條に記載されているもので療品課關係では用具にのみ適用される。即ち許可を受けなければならぬのは用具の名稱、及用法、効能又は性能を變更せんとするときである。この申請様式は、通牒別記第十號様式を用うる。この場合二通を都道府縣知事を経由して厚生大臣に提出するのである。

右の場合厚生大臣は左の様式の許可證を用いている。

指 令 書

厚生省 第 號

住 所

氏 名

製造所の所在地

製造所の名稱

登録番號 第 號

昭和 年 月 日 附申請の藥事法施行規則第二十四條の規定による用具

許可事項變更の件は左記によりこれを許可する

昭和二十四年 月 日

記

厚生大臣

七、登録票再交付申請

登録票を亡失又は毀損した時は再交付申請書にその理由を記載し手数料百圓を添えて、製造業及び輸入販賣業の場合には製造所の所在地の都道府縣知事を経て厚生大臣に、販賣業の場合には所在地の都道府縣知事に申請する。此申請書は一通だけでよいが毀損の場合には毀損した登録票を添付する。又再交付を申請した後亡失した登録票を發見した時はこれをすみやかに當該知事を経て厚生大臣に、又は當該知事に提出しなければならない。

申請書の様式は通牒別記第十二號様式による。
申請書を受理すれば厚生大臣は登録票を再交付する。

八、登録變更の申請

登録變更の申請を要するものは規則第五十八條により次の如き場合がある。

(一)、品目變更

醫藥品の製造業者又は輸入販賣業者が製造又は輸入販賣する醫藥品の中公定書に收められた品目を變更しようとするとき。

(二)、右のものが専任の藥劑師又は技術者を變更しようとするとき。

(三)、醫藥品販賣業者が販賣品目の範圍を變更しようとするとき。

(一)の場合の様式は通牒別記第六號様式を用ひ、(二)の場合の様式は通牒別記第十一號様式を用ひその者の履歴書及び免許證、登録證明書その他資格を證する書面の寫を添えて製造所所在地の都道府縣知事を経て厚生大臣に登録變更の申請をする。申請書は二通必要である。

(三)の場合には都道府縣知事に申請するのである。

右の場合に厚生大臣又は都道府縣知事は變更證明書を交付する。その様式は左記を用いている。

醫藥品製造業登録品目變更證明書

住 所

氏 名

製造所の所在地

製造所の名稱

昭和二十四年 月 日

登録番號 第 號

厚生大臣

昭和 年 月 日附申請の藥事法施行規則第五十八條の規定による登録品目變更の件は左記のとおり登録變更済であることを證する

記

九、届 出

届出をしなければならぬものは規則第五十九條により醫藥品、用具、化粧品の製造業者、

1、その氏名住所（法人ではその名稱及主たる事務所所在地）を變更した場合、

2、法第二十七條に規定する専任の藥劑師その他の氏名及住所を變更した場合、

3、又は製造所の名稱を變更した場合である。

即ち會社の名稱變更や所在地の移轉とか、藥劑師その他の者が養子等のために氏名が變つたとか、轉宅で住所が變

つたとか、又製造所の名稱を變更したとかの場合である。(製造所の場所を變更した時は之は當然新規登録となるのである。)

以上の場合には左記の通り通牒別記第八號様式を用い厚生大臣宛に都道府縣知事に二通提出する。販賣業者はその各氏名及び住所(法人ではその名稱及び主たる事務所所在地)薬劑師を使用する者は薬劑師の氏名及び住所、店舗の名稱、等を變更した場合である。此場合には各都道府縣知事宛に届出るのであるが、その様式は各地方長官に任ざれておる。

届出をした場合厚生大臣又は各地方長官は登録票を書換えて交付するのである。

十、登録票の返納及提出

醫藥品、用具、化粧品製造業者、輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者が藥事法又は藥事法に基く省令に違反したときは、前四者については厚生大臣が後者については都道府縣知事はその登録を取消し、或は業務の停止を命ずることが出来る。(法第四十六條第三項)。この登録の取消をされたものは製造所又は店舗所在地の都道府縣知事を経て厚生大臣に、販賣業者の場合には店舗所在地の都道府縣知事に登録票を返納しなければならない。又業務停止の處分を受けた者は登録票を前記同様に厚生大臣又は各都道府縣知事に提出しなければならない。提出の場合には期間満了の後に還付される。

この厚生大臣又は都道府縣知事の登録取消業務停止は藥事審議會の常任委員會の最後決定に俟たなければならないが、一應登録票の返納又は提出することになつてゐる。(規則第六十二條參照)

又無効になつた登録票はすみやかに各都道府縣知事を経て厚生大臣に、又は各都道府縣知事に提出しなければならぬ。(規則第六十三條参照)

十一、タール色素の申請

現在化粧品に使用することのできるタール系色素は規則の別記第二號表に掲げたものだけであるが之は一應食品衛生法に認められてあるものを承認したのであつて、その他の化粧品に使用して無害であるものは逐次認めてゆくのである。現に承認されている色素以外のタール系色素を使用しようとする者はその名稱、化粧品の含有する分量又は割合を記載した申請書に色素の見本品を添えて製造所所在地の都道府縣知事經由厚生大臣に提出してその使用許可を受けるのである。形式は定つていないが、他の申請書同様に提出すればよい。但しこの申請は藥發第五二四號藥務局長通牒の通り品目の追加により不要とならう。

十二、登録についての注意

昭和二十四年一月二十八日の藥務課長會議に於て都道府縣に對して療品課として次の注意がしてある。

登録申請書の不備について

藥發第六十六號によりすでに各府縣宛登録基準を通知済であるが現在到着中の申請書に於ては左記の點が不備であるから特に御注意願いたい。

(一) 用 具

イ、用具製造許可申請書別記第九號様式の一による製造品目の分類の不備（例消毒器類の電気乾燥器の如し）

ロ、用具製造許可申請書別記第九號様式の一による記載事項の不備（特に従業員數及設備の略圖の不備多し）

ハ、申請者の工場に於て許可申請品目の製造が可能なるや否やの正確な調査

(二) 化粧品

イ、化粧品製造業登録申請書添付第十號様式中別紙「化粧品製造設備施設の概要」の添付洩れ

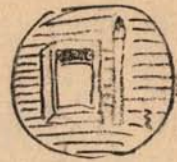
ロ、法人の場合定款又は寄附行爲を添付せず代表者の履歴書のみを添付するもの

ハ、製造品目の商品名記入洩れ

右は登録申請に際して現われた不備の點である。

履歴書について言えば當局として見たい點は關係業についての經歷である。その經歷のあるものは此點を明確にされたい。

又化粧品製造業について製造許可申請書を附するのは蛇足である。



登録基準について

製造業、販賣業、輸入販賣業の登録申請をしても定められた基準に達していなければ登録はされない。登録基準は法第五十二條により藥事審議會（建議案は登録基準小審議會決定）の建議に基いて厚生大臣がその設備、施設資格等について決定するのである。昭和二十四年二月五日付を以て告示された基準は別記の厚生省告示第十八號に示されているが、その實施上の注意は藥務局長通牒（藥發一六四號）によることになっている。

それについて若干を加へれば、要點は保健衛生に盡きるのであつて、居住の場所と作業所と兼ねてはならないことも、土間にて作業してはならないことも此見地から當然のことである。用具製造業には床面に就ての規定はないが之は消毒して用うる器械類の場合であつて、その他のものについては衛生的條件の中に含まれるのである。

今回の登録基準は最低基準であるので、此を以て満足すべきでない。今後なお高い基準の制定されることが豫想される。かくすることが藥事業界の發展及び公衆福祉を増進するものである。

△厚生省告示第十八號

藥事法（昭和二十三年法律第九十七號）第五十二條の規定により藥事審議會の建議に基く醫藥品、用具及び化粧

品の製造業者、薬局開設者、醫藥品の販賣業者並びに醫藥品、用具及び化粧品輸入販賣業者の登録の基準を次のように定める。

昭和二十四年二月五日

厚 生 大 臣 林 讓 治

一 醫藥品製造業

(一) 製造所の作業を行う場所は、作業を行うに支障のない面積を有し、常に居住する場所と明確に區別され、且つ左に掲げる設備施設を備えていること

(イ) 廢水、廢棄物の處理に要する設備、施設

(ロ) 製造品目により有毒ガスを發生する場合には、その處理に要する設備、施設

(ハ) 採光、換氣及び防じんに對する設備、施設

(ニ) 不潔な場所から明確に區別するための設備

(ホ) 床面は板張、コンクリート又はこれに準ずるものであること

(二) 當該製造所の製品を衛生的に製造及び貯藏するために必要な器具、機械設備及び施設を備えていること

(三) 注射劑の溶解、ろ過、分注、密閉の作業を行う場所は、他の場所から完全にしや斷されていること

(四) 當該製造所の製品及び原料の検査に必要な設備、施設を備えていること。但し、當分の間他の試験設備機關を利用して自己の責任において、これを行う場合はこの限りでないこと

(五) 生物學的製劑の製造業にあつては、前四號の基準にかかわらず生物學的製劑製造檢定期則（昭和二十二年厚

生省令第三十二號) 第四條の規定によること

- (6) 薬局において混和、溶解等の簡単な物理的操作により製造し得る醫藥品(但し注射劑を除く。)を薬局開設者登録基準により認められた設備、器具を以て製造し得、且つその薬局の管理薬剤師によつて製造に關し完全な管理をなしうる限度の規模において製造する場合には、(1)から(4)までの基準は、これを適用しないこと

二 用具製造業

- (1) 製造所の作業を行う場所は、作業を行うに支障のない面積を有し、常に居住の場所と明確に區別すること

- (2) 衛生的條件のもとで製造し、保健衛生上危害を生ずる虞のないような設備、施設を備えていること

三 化粧品製造業

- (1) 製造所の作業を行う場所は、作業を行うに支障のない面積を有し、常に居住の場所と明確に區別され、且つ、左に掲げる設備、施設を備えていること

(イ) 廢水、廢棄物の處理に要する設備、施設

(ロ) 床面は板張、コンクリート又はこれに準ずるものであること

- (2) 當該製造所の製品を、衛生的製造及び貯藏するために必要な器具、機械設備、及び施設を備えていること

- (3) 前各號の外、衛生的條件のもとで製造されなければ保健衛生上危害を生ずる虞がある化粧品の製造所は、特に衛生的設備、施設を備えていること

四 藥局

(1) 採光、換氣充分で清潔であること

(2) 調剤を行う場所は、二坪以上の面積を有し、天井及び床面は、板張又はコンクリート等とし他の場所から明確に區別されていること、但し、調剤所の面積は、現に開設されている薬局については昭和二十六年一月一日よりこれを適用すること

(3) 冷暗所及びかきのかかる貯蔵だなを有し、左に掲げる調剤及び薬事に關する試験に必要な設備、器具を備えてゐること

(1) 感量一〇ミリグラムのハカリ及び感量一〇〇ミリグラム上皿ハカリ

(2) ニュウバチ及び乳棒

(3) 二〇cc及び二〇〇ccの各液量器並びに五〇〇ccの熱湯計及び三〇ccの滴ビン（日本薬局方に規定するもの）

(4) 金屬製及び角製のサジ並びに金屬製及び角製のヘラ

(5) 浸セン劑器 (6) 軟膏板

(7) フルイ器 (8) 調劑臺

(9) ロウト、分液ロウト及びロウト臺

(10) 試験管及び試験管立

(11) ビーカー、フラスコ及び枝付フラスコ

(12) メスフラスコ及びメスシリンド

(13) ビベット及びビベット臺

(14) ビュレット及びビュレット臺

(15) 蒸發サラ及びルツボ

(16) コシ紙及び試験紙

(17) デシケータ

(18) 三角架、金網及び三脚

(19) プンゼスバー又はアルコールランプ

(20) 水浴

(21) 融點測定器及び溫度計（一〇〇度及び三六〇度）

(22) 冷却器及び同架臺

(23) ガラス管及びガラス棒

(24) 比重計 (25) コルクボーラー

(26) 倍率六倍以上のルーペ

(27) 實驗臺

五 醫藥品販賣業

(1) すべての品目を販賣する販賣業

(イ) 店舗内は明るく清潔であること

(ロ) 冷暗所及びかきのかかる貯蔵だなを備えていること

(2) 指定醫藥品以外の品目を販賣する販賣業

(イ) 舊藥事法施行規則第七十條第二號の規定により許可を受けた者又はこれと同等以上の知識経験を有するものと、都道府縣知事が認めた者が販賣するものであること

(ロ) 店舗内は明るく清潔であること

(ハ) 冷暗所及び鍵のかかる貯蔵だなを備えていること

(3) 品目を限つて醫藥品を販賣する販賣業

(イ) 毒藥、劇藥及び指定醫藥品以外の品目のうち、その成分、分量、劑形、用法、用量又は効能その他から見て醫藥品に關する知識のない者に使用させることのできる醫藥品を販賣することについて都道府縣知事が適當と認めた者が販賣するものであること

(ロ) 店舗内は明るく清潔であること

(4) 配置販賣業

毒藥、劇藥及び指定醫藥品以外の品目のうち、その成分、分量、劑形、用法、用量又は効能その他から見て醫藥品に關する知識のない者に使用させることのできる醫藥品を、配置販賣することについて、都道府縣知事

が適當と認めたる者が配置販賣するものであること

六 醫藥品輸入販賣業

(1) 當該輸入醫藥品を衛生的に保管するために必要な設備、施設を備えていること

(2) 前號の外、保管條件により變質の虞がある當該醫藥品については、冷暗所、冷蔵所等を備えていること

(3) 當該輸入醫藥品について、その検査(定性、定量分析)に必要な設備を備えていること。但し、當分の間他の試験設備機關を利用して自己の責任においてこれを行ふ場合は、この限りでないこと

七 用具及び化粧品輸入販賣業

(1) 當該輸入品を保管するに必要な設備、施設を備えていること

(2) 前號の外、非衛生的條件のもとで保管されたために保健衛生上危害を生ずる虞がある當該輸入品については、衛生的設備、施設を備えていること

八 この登録基準によつて登録された者が薬事法第四十六條第三項の規定により登録の取消を受けた場合には、その取消の確定した日から二年を経過した者であること

登録基準について

厚生省薬務局長通牒

(昭和二十四年二月七日)
薬發一六四號

各都道府縣知事宛

藥事法第五十二條に基く登録の基準は、昭和二十四年二月五日厚生省告示第十八號をもつて公布されたのであるが、これが實施について左記の諸點に留意の上、遺漏なきよう配意せられたい。

記

第一 醫藥品製造業登録基準について

(イ) 「製造所の作業を行う場所」とは、製造工程のそれぞれについて必要な作業を行う場所であつて、原料貯藏所、事務所等は含まれないものであること。

(ロ) 「常に居住する場所と明確に區別され」とあるのは、作業を行う場所と居住する場所との併用を禁止する趣旨であつて宿直所、脱衣所、食堂等は別棟にするか又は壁、板張等により明確に區別すべきであること。

(ハ) 「廢水、廢棄物の處理に要する設備施設」とは、作業工程に伴い生ずべき廢水については、單なる汚水ならば下水溝の完備、除毒、殺菌を要するものならば更にその施設、又廢棄物については、塵埃等は要すれば焼却處理の設備等により衛生的條件を満足すべきものであること。

(ニ) 「採光換氣及び防塵に對する設備、施設」とは、暗室、冷暗所の如きものを除き、作業所について立地條件

を考慮の上、硝子、網戸等により當該作業所が採光、照明、通風、換氣及び防塵に關する具體的設備施設を備へる趣旨であること。

(ホ) 床面を板張コンクリート又はこれに準ずるもの」とあるのは、土間の如きものを禁ずる趣旨であつて、これに準ずるものとは、例へば漆喰、木練瓦の如きものであること。

(ヘ) 注射劑の溶解、ろ過、分注、密閉の作業を行う場所を、他の場所から完全に遮斷せしめるための施設としては、當該作業所が、ドア、引戸等によらなければ出入できないものであると共に、他の場所と壁、板張等によつて分離すべき趣旨であること。

(ト) 検査、設備施設とは、製品の種類によつて、自ら異なるものであるが、その製造業者が自己の製造所の製品に對して藥事法上の責任を持ち得る程度のものであること、但書の趣旨は、小規模の製造業者にあつては、差し當り試験設備機關を有しないので他の試験所、検査所又は研究所等を利用することを認めると共に、その場合の責任を製造業者に持たしめる趣旨であること。

以上の各號については通常考へ得る範圍について成るべく具體的に指示したのであるが實地に調査の上、書面審査を行ひ不審のある點については、詳細調査の結果を副申中に記載すべきものであること。

第二 用具製造業

登録基準各號について醫藥品製造業に關する注意事項に留意の上處理すること

第三 化粧品製造業

化粧品製造業登録基準の(1)及び(2)については、醫藥品製造業に關する事項に準ずる外、(3)について

は、衛生的條件のもとで製造されなければ保健衛生上、危害を生ずる虞のある化粧品とは、例えば白粉、クリール、口紅等の如く直接、皮膚に塗擦、撤布して使用するものであつて、これらを製造する作業所の設備、施設について特に衛生的條件を必要とする趣旨であること。

第四 藥 局

(イ) 調劑を行う場所を含む店舗について、下水による悪臭の除去、塵埃處理に必要な施設を有すると共に採光、換氣、清潔の條件について實質的調査をすること。

(ロ) 調劑を行う場所を二坪以上とは、調劑臺、水道設備、藥品棚等を含む趣旨であること、但書については、この基準の公布の日までに藥局開設の許可又は登録を受けて現に營んでゐる者については、適用も除外すると共に昭和二十五年十二月末日までに基準に適合せしめる趣旨であること。

第五 醫藥品販賣業

1、すべての品目を販賣する販賣業

第四の(イ)に準ずること。

2、指定醫藥品以外の品目を販賣する販賣業

(イ) 登録基準イにいう都道府縣知事が適當と認めた者とは今後あらたに認める場合には、藥學校卒業者、都道府縣の指定する講習會の受講者又は都道府縣において考查を行い、これに合格した者をいふ、なお従前の藥種商試験合格者及び藥種商の免許又は舊法施行規則第七十條第二號業者として許可を受けた者も含むものとする。

(ロ) 農業協同組合等のような法人にあつては、前號により都道府縣知事の認めたものを雇用している場合におい

ては登録し得るものとするものであること。

(ハ) 販賣に關する必要な知識の向上を目的として講習會等を開催した場合には、登録更新の際にその出缺情況等を考慮して差支えないこと。

3、品目を限つて醫藥品を販賣する販賣業

(イ) 登録基準にいう品目は例へば口中清涼劑、眼藥、簡単な軟膏類、蚊取線香、醫藥としての齒磨等の如きものについて品目を限つて申請し都道府縣知事が適當と認めるものであること。

(ロ) 前號の適當と認めるについては、申請の品目、販賣の範圍、申請者の經歷等を考慮して登録を認めるか否かを決定すべきものであること。

(ハ) 店舗については清潔且つ明るいものであることを充分考慮し尙2の(ハ)に準ずること。

4、配置販賣業

(イ) 配置販賣する品目の範圍については、従前の配置藥を標準とするものであること。

(ロ) 都道府縣知事が適當と認めるについては第五の3の(ロ)に準ずること。

第六 醫藥品の輸入販賣業

(イ) 登録基準1の醫藥品を衛生的に保管するために必要な設備、施設とは、床は板張又はコンクリート、通風、換氣を考慮した倉庫を原則とし、醫藥品を長期保管するに支障のない程度のものであること。

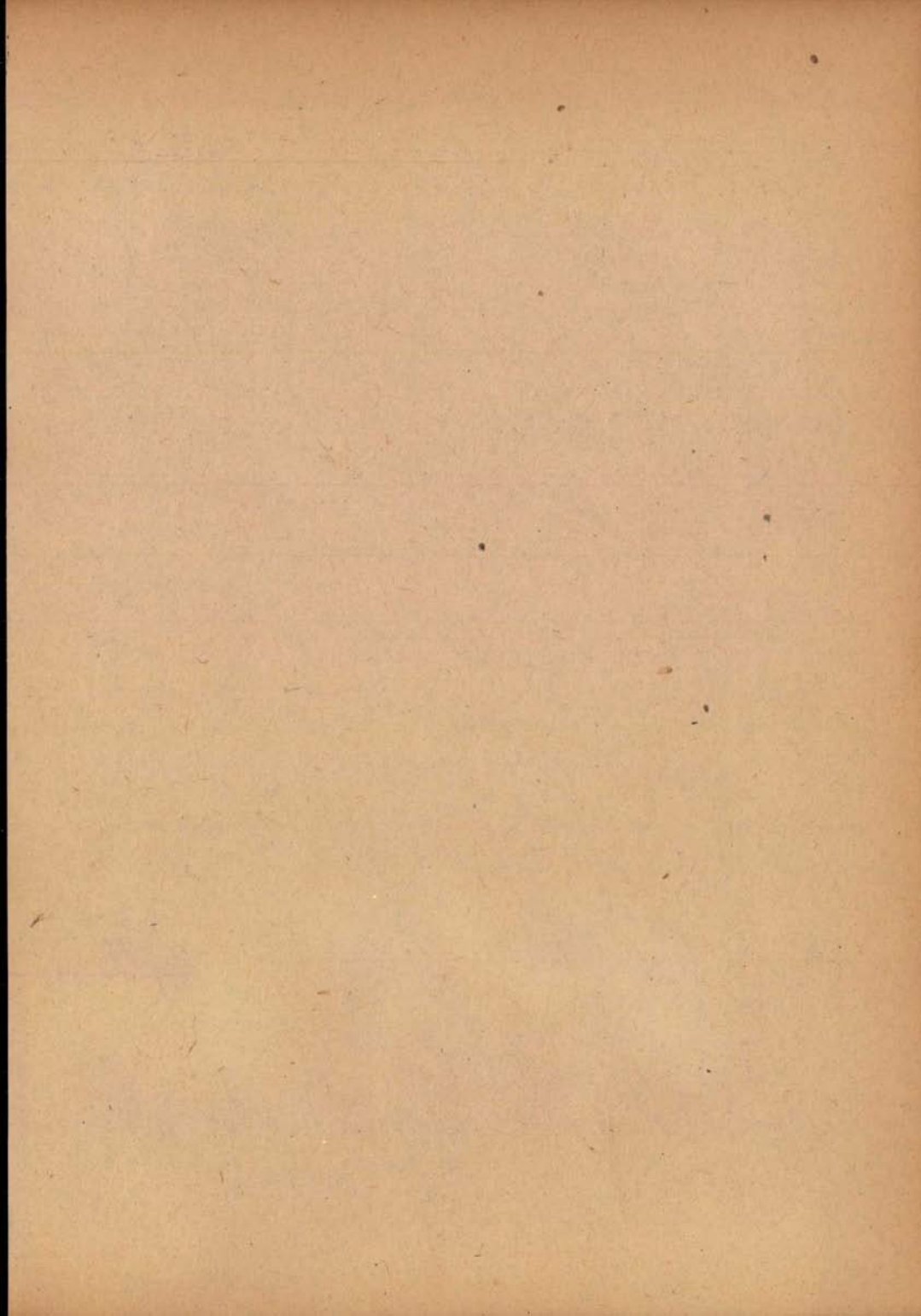
(ロ) 登録基準2及び3については、醫藥品製造業登録基準該當事項に準ずるものであること。

第七 用具及び化粧品輸入販賣業

用具及び化粧品製造業登録基準に準ずること。

第八 登録基準について

登録取消の確定した者が、直ちに登録を申請した場合この基準によらなければ、別に缺格条件のない限り登録を拒否できないのでこれに對する措置として定められたものであること。





藥事法規並參考例規

藥事法

(昭和二十三年七月廿九日公布、法律第一九七號)

第一章 總則

(法律の目的)

第一條 この法律は、藥事を規整し、これが適正を圖ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「藥事」とは、醫藥品、用具又は化粧品の製造、調劑、販賣又は授與及びこれらに關連する事項をいう。

2 この法律で「藥劑師」とは、主として醫藥品の調製、鑑定、保存、調劑及び交付に關する實務を行う者であつ

て、厚生大臣の免許を受けたものをいう。

3 この法律で「薬局」とは、薬剤師が調剤する場所であつて、都道府縣知事により登録されているものをいう。

4 この法律で「醫藥品」とは、左の各號に掲げる物をいう。但し、用具を除く。

一 公定書に收められたもの

二 人又は動物の疾病の診断、治ゆ、軽減、處置又は豫防に使用することが目的とされているもの

三 人又は動物の身體の構造又は機能に影響を與えることが目的とされているもの（食品を除く。）

四 前各號に掲げるものの構成の一部として使用されているもの

5 この法律で「新醫藥品」とはその化學構造式、組成又は適應が一般には知られていない醫藥品をいう。

6 この法律で「用具」とは、左の各號に掲げる物をいう。

一 人又は動物の疾病の診断、治ゆ、軽減、處置又は豫防に使用することが目的とされている器具、器械又は装置

二 人又は動物の身體の構造又は機能に影響を與えることが目的とされている器具、器械又は装置

7 この法律で「化粧品」とは、人の身體を清潔にし、美化し、魅力を増し、又は容ぼうを變えるために、身體に塗

擦、撒布その他これらに類似する方法で使用することが目的とされている物又はその構成の一部として使用されて

る物をいう。

8 この法律で「公定書」とは、薬局方、醫藥品集又はこれらの追補をいう。

9 この法律で「薬局方」又は「醫藥品集」とは、日本薬局方又は國民醫藥品集の最新版をいう。

10 この法律で「標示」とは、醫藥品、用具又は化粧品の直接の容器又は直接の被包（内袋を含まない。）に記載され

る文字、圖形その他の表示をいう。(直接の容器又は直接の被包が小賣のために包装されている場合には、この法律又はこの法律に基く省令により標示中に記載すべき表示と同様の表示を外部容器又は外部被包に記載するか、又は標示が外部容器又は外部被包を透して容易に讀み得なければ、これを標示とすることができない。)

11 この法律で「表示書」とは、醫藥品、用具若しくは化粧品又はこれらの容器若しくは被包に記載される文字、圖形その他の物又は醫藥品、用具若しくは化粧品に添付する文書若しくは圖畫をいう。

12 この法律で「毒藥」又は「劇藥」とは、人又は動物の身體に、これが攝取され、吸入され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は藥理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を與え又は危害を與へる虞がある醫藥品であつて、厚生大臣の指定したものをいう。

第二章 藥 劑 師

(免許)

第三條 藥劑師にならうとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて、厚生大臣の免許を受けなければならぬ。

一 藥劑師免許は、左の各號の一に該當する者でなければ、これを與えない。

一 藥劑師國家試験に合格した者

二 厚生大臣の指定した外國の藥劑師免許を受けた者で厚生大臣が適當と認めた者

二 藥劑師免許を受けていない者は、藥劑師の名稱を用いてはならない。

第四章、藥劑師免許は、左の各號の一に該當する者には、これを與えない。

一 年齢二十年未満の者、禁治産者又は準禁治産者

二 精神病者

三 おし、つんば又は盲の者

第五條 藥劑師免許は、左の各號の一に該當する者には、これを與えないことができる。

一 罰金以上の刑に處せられた者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者

(免許證の交付)

第六條 厚生大臣は、藥劑師免許を與えたときは、藥劑師名簿に登録し、藥劑師免許證を交付しなければならない。

2 前項の免許證は、省令の定めるところにより、毎年十二月三十一日までに、免許を受けた藥劑師の住所地を管轄する都道府縣知事を経て、厚生大臣の登録による更新を受けなければ、その効力を失う。

第三章 藥事 審議會

(審議會)

第七條 藥事審議會は、公定書の改訂又は追補に關して、その原案を厚生大臣に提出し、藥劑師國家試験を執行し、及び新醫藥品その他藥事に關し厚生大臣に建議することを目的とする。

第八條 審議會は大學の長及び教職員、關係各廳の官吏及び吏員並びに藥事、醫事若しくは獸醫事に従事する者につき、厚生大臣が任命した五十一名以上の委員で、これを組織する。

2 審議會の建議は、委員のうちから選任された常任委員の多數決によつてこれを行うものとする。

3 委員の任期は、二年とし、補缺委員の任期は、前任者の殘任期間とする。但し、委員が精神若しくは身體に缺陷を生じ、その職務を行うことができなくなつたとき、又は審議會の利益を害したときは、厚生大臣は、審議會の同意を得て、當該委員を罷免することができる。

第九條 委員の報酬及び旅費については、省令でこれを定める。

(小審議會等)

第十條 藥事審議會に左の小審議會を置く。

一 藥劑師國家試験小審議會

二 公定書小審議會

三 新醫藥品小審議會

2 審議會は、必要と認めたときは特別小審議會を置くことができる。

3 審議會は、厚生大臣に建議し、その他藥事審議會の事務を執行するために、委員の中から常任委員を選任しなければならぬ。

(藥劑師國家試験)

第十一條 審議會は、省令の定めるところにより、厚生大臣の監督のもとに毎年少くとも一回、藥劑師國家試験を執行しなければならぬ。

第十二條 厚生大臣は、藥劑師國家試験を行う場所、日時及び受験願書の提出期限を定めて、少くとも試験を行う三

月前までに、これを公告しなければならない。

第十三條 藥劑師國家試験を分けて、學說試験及び實地試験とする。

2 藥劑師國家試験は省令の定めるところにより、藥劑師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

3 學說試験に合格した者でなければ、實地試験を受けることができない。

第十四條 藥劑師國家試験は、左の各號の一に該当するものでなければ、これを受けることができない。

一 大學において、藥學の正規の課程を修めて卒業した者

二 厚生大臣の指定した外國の藥劑師免許を受けた者で、第三條第二項第二號に該当しないもの

三 外國の藥學校を卒業し、又は厚生大臣の指定した外國以外の外國の藥劑師免許を受けた者

第十五條 藥劑師國家試験を受けようとする者は、省令の定めるところにより手数料を納めなければならない。

2 審議會は、厚生大臣に藥劑師國家試験に合格した者の名簿を提出しなければならない。

3 厚生大臣は、藥劑師國家試験に合格した者に對して、藥劑師免許證を交付するときは、前項の名簿に基いて、これをしなければならない。

(藥局方の改訂等)

第十六條 審議會は、少くとも十年ごとに、藥局方の改訂の原案を、少くとも二年半ごとに、その追補の原案を、厚生大臣に提出しなければならない。

(醫藥品集の改訂等)

第十七條 審議會は、必要があると認めるときは、醫藥品集の改訂又は追補に關して、その原案を厚生大臣に提出し

なければならぬ。

第十八條 審議會は、公務所又は藥事に従事する者に對して、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 審議會は、特に必要があると認めるときは、公務所又は藥事に従事する者その他の者に對し、必要な調査を囑託することができる。

(施行規定)

第十九條 この法律及び省令で定めるものを除く外、藥事審議會の組織その他必要な事項は、藥事審議會がこれを定める。

第四章 藥局及び調劑

(藥局の登録)

第二十條 藥局を開設しようとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて、その藥局の所在地を管轄する都道府縣知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、厚生大臣の定める手数料を納めて毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければ、その効力を失う。

(藥局の管理)

第二十一條 藥局開設者は、自ら藥劑師であつて、その藥局を管理する場合の外、その藥局を管理させるために専任の藥劑師を置かなければならない。

2 藥局を管理する藥劑師は、業として當該藥局以外の場所で、藥局の管理その他藥事に關する實務に従事してはならない。

(調劑)

第二十二條 藥劑師でない者は、販賣又は授與の目的で調劑してはならない。但し、醫師、齒科醫師又は獸醫師が自己の處方せんにより自ら調劑し、又は藥劑師に調劑させる場合は、この限りでない。

第二十三條 藥劑師は、藥局以外の場所で、販賣又は授與の目的で調劑してはならない。但し、省令をもつて別段の定をしたときは、この限りでない。

第二十四條 藥劑師は、處方せん中疑わしい點があるときは、處方せんを交付した醫師、齒科醫師又は獸醫師の承諾がなければ、處方を變更し、又は修正してはならない。

第二十五條 藥局開設者は、當該藥局で調劑した處方せんを、調劑した日から二年間、保存しなければならない。

第五章 醫藥品、用具及び化粧品

(醫藥品等の製造業)

第二十六條 醫藥品、用具又は化粧品の製造業を営もうとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて製造所ごとに、厚生大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、厚生大臣の定める手数料を納めて毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければ、その效力を失う。

3 醫藥品の製造業者が、公定書に收められていない醫藥品を製造しようとするとき、又は用具の製造業者が用具を製造しようとするときは、品目ごとに、その製造について、厚生大臣の許可を受けなければならない。

4 厚生大臣が、新醫藥品その他公定書に收められていない醫藥品について前項の許可を與えるには、藥事審議會の建議に基づいて、これをしなければならない。

第二十七條 醫藥品の製造業者は、醫藥品の製造を管理させるために、製造所ごとに、厚生大臣の登録を受けた専任の藥劑師を置かなければならない。但し、その本質が専任の藥劑師の管理を必要としない醫藥品については、厚生大臣の承認を受けて、専任の技術者をもつて、これに代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、生物學的製劑その他厚生大臣の指定した製劑の製造業者は、その製造を管理させるために、その製造所ごとに厚生大臣の承認を受けて、専任の醫師その他細菌學的知識を有する者を置かなければならない。

(醫藥品等の輸入販賣業)

第二十八條 醫藥品、用具又は化粧品品の製造業に關する規定は夫々醫藥品、用具又は化粧品品の輸入販賣業に、これを準用する。

(醫藥品の販賣業)

第二十九條 醫藥品の販賣業を営もうとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて、店舗を有する販賣業者にあつては、その店舗ごとに、厚生大臣の指定した醫藥品の配置販賣業者にあつては、その營業區域ごとに、當該店舗の所在地又は營業區域を管轄する都道府縣知事の登録を受けなければならない。但し、醫藥品の製造業者

又は輸入販賣業者が、その製造し、又は輸入した醫藥品を醫藥品の製造業者又は販賣業者に販賣しようとするとき又は薬局開設者が醫藥品の販賣業を営もうとするときは、この限りでない。

2 前項の登録は、厚生大臣の定める手数を納めて、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければ、その效力を失う。

(醫藥品の取扱等に關する規程)

第三十條 厚生大臣は、醫藥品の強度、品質及び純度の適正を圖るために、藥事審議會の提出する原案に基いて、日本藥局方、國民醫藥品集又はこれらの追補を發行し、これを公布しなければならない。

2 公定書に收められた醫藥品は、その強度、品質及び純度が公定書で定める基準に適合するものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で製造し、輸入し、貯藏し、若しくは陳列してはならない。

第三十一條 公定書に收められていない醫藥品は、第二十六條第三項の規定により厚生大臣の許可を受けた基準に適合したものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣授與の目的で製造し輸入し、貯藏し、若しくは陳列してはならない。

第三十二條 アミノフェニルスルファミド若しくは誘導體、ペニシリン、ストレプトマイシン並びにその他の抗菌性物質又はこれらの製劑、生物學的製劑その他厚生大臣の指定する製劑は、厚生大臣の定める最小含量若しくは最小包裝單位に關する基準又は厚生大臣の定めるその他の基準に適合するものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で製造し、輸入し、貯藏し、若しくは陳列してはならない。

2 厚生大臣は必要があると認めるときは、前項の醫藥品の製造その他必要な事項について、省令で、これを定める。

ことができる。

第三十三條 厚生大臣の指定した醫藥品は、厚生大臣の指定した者の検査を受け、且つ、合格したものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で貯藏し、若しくは陳列してはならない。

(誇大廣告等)

第三十四條 何人も、この法律に基いて製造する醫藥品、用具又は化粧品名稱製造方法、效能、效果又は性能に關して、虚偽又は誇大な記事を廣告し、記述し、又は流布してはならない。

2 醫藥品、用具又は化粧品に關して、醫師その他の者がこれを保證したものと誤解される處がある記事は、前項に該當するものとする。

3 暗示的な記事、寫眞、圖畫その他暗示的な方法は、第一項に違反して、これを用いてはならない。

4 何人も、醫藥品、用具又は化粧品に關して墮胎を暗示し、又はわいせつにわたる文書又は圖畫を用いてはならない。

(毒藥及び劇藥の取扱)

第三十五條 毒藥の標示には、黒地に白枠、白字をもつてその品名及び「毒」の字を記載しなければならない。

2 劇藥の標示には、白地に赤枠、赤字をもつてその品名及び「劇」の字を記載しなければならない。

第三十六條 醫藥品の製造業者又は輸入販賣業者は、毒藥又は劇藥を容器に收め、これに封かんを施さなければならぬ。

2 毒藥又は劇藥は、藥劑師である醫藥品の製造業者、輸入販賣業者若しくは販賣業者又は醫藥品の製造業者、輸入

販賣業者若しくは販賣業者であつて薬剤師を使用する者でなければ、その封かん又は容器を開いて、これを販賣し、又は授與してはならない。

第三十七條 醫藥品の製造業者、輸入販賣業者又は販賣業者は、毒藥又は劇藥を販賣し、又は授與するときは、その文書にその品名、數量、使用の目的、譲渡の年月日並びに譲受人の氏名、職業及び住所を記載し、且つ、譲受人をして、これに印を押さなければならぬ。但し、薬剤師、藥局開設者、醫藥品の製造業者若しくは販賣業者又は醫師、齒科醫師若しくは、獸醫師に對して各々その身分に關する公務所の證明によつて、これを販賣し、又は授與する場合においては、この限りでない。

2 第三十五條及び前項の規定は醫師、齒科醫師又は獸醫師の處方せんによつて販賣し、又は授與する毒藥又は劇藥に關しては、これを適用しない。

3 第一項の文書は、その日附の日から二年間、これを保存しなければならない。

第三十八條 毒藥又は劇藥は、年齢十四年未満の者には、これを交付してはならない。

第三十九條 業務上毒藥又は劇藥を取り扱う者は、これを他の物と區別して貯藏し、又は陳列しなければならない。

2 前項の場合において、毒藥を貯藏し、又は陳列する場所には、鍵を施さなければならない。

(不良醫藥品及び不良用具)

第四十條 左の各號の一に該當する醫藥品又は用具は、これを不良醫藥品又は不良用具とする。

一 左のいづれかに該當する醫藥品又は用具

イ その全部又は一部が、不潔な物質又は變質若しくは變敗した物質からなるもの

ロ 汚染されるか、又は保健上危険なものにされる虞がある非衛生的條件のもとで、製造、調剤、包装又は取扱をされたもの

ハ 醫藥品であつて、その容器の全部又は一部が、有毒又は有害な物質からなつてゐるためにその醫藥品を保健上危険なものにする虞があるもの

ニ 醫藥品であつて、その着色のみを目的としてタール色素が使用されている場合に、省令の定めるところにより證明されたタール色素以外のタール色素が含有されているもの

ホ 用具であつて、その使用が保健上危険を生ずる虞があるもの

二 公定書に收められた名稱を表示している醫藥品であつて、その強度が公定書で定められた基準と異なるか、又はその品質若しくは純度が公定書で定められた基準に及ばないもの

三 前號に掲げる醫藥品以外の醫藥品であつて、その強度が當該醫藥品の表示書と異なるか又はその品質若しくは純度が、これに及ばないもの

四 醫藥品であつて、その品質若しくは強度を減ずるために、不當に他の物を混ぜ、若しくは他の物で包まれてゐるか、又はその全部若しくは一部が他の物で代用されてゐるもの

(不正表示醫藥品及び不正表示用具)

第四十一條 左の各號の一に該當する醫藥品又は用具は、これを不正表示醫藥品又は不正表示用具とする。

一 その表示書に、虚偽の事項又は誤解を招く虞がある事項の記載されているもの

二 その標示に、製造業者の氏名若しくは名稱、及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）が記載され

ていないもの又は重量、容量若しくは個數等の内容量が正確に表示されていないもの、但し、省令で別段の定をしたときは、この限りでない。

三 公定書に收められた醫藥品であつて、公定書で定める容器又は被包に收められていないもの（厚生大臣の同意を得た場合を除く。）又は公定書で定める表示のなされていないもの

四 公定書に收められていない醫藥品であつて、その標示に左に掲げる事項の記載のないもの

イ 一般的名稱のあるときは、その名稱

ロ 二以上の成分から成る場合において、有効成分を含有するときは、その含有する有効成分の名稱（その一般的名稱あるときは、その名稱）、及びアルコールを含有しているときは、その分量、種類並びに割合及び臭化物、エーテル、クロロホルム、アセトアニリド、フェナセチン、アミノピリン、アンチピリン、アトロピン、ヒヨスチン、ヒヨスチアミン、比素、チキタリス葉、チキタリス配糖劑、水銀、ウアバイン、ストロファンチン、ストリキニーネ、甲狀せん又はこれらの誘導體若しくは製劑を含有しているときは、その効力の有無にかかわらず、それらの名稱及び分量又は割合、但し、省令で別段の定をしたときは、この限りでない。

五 その標示又は表示書に、この法律により表示するように定められた文字その他の事項が、他の文字、記事、圖畫又は圖案に比較して見易い場所に明記されていないもの、又は一般に購入し、又は使用する者が読み易く、理解し易いような用語をもつて記載されていないもの

六 人に使用する醫藥品であつて、アルファ並びにベタオイカイン、バルビタール、ブロムチエチルアセチル尿素、トリブロムアセトアルデヒド、スルホナール、コカ葉、コカイン、コデイン、モルヒネ、阿片又はこれら

の誘導體若しくは代用合成品であつて、習慣性があるとして厚生大臣が指定する物質を含有しているにもかかわらず、その標示にそれらの名稱、分量及び含量並びに「注意—習慣性あり」の記載がないもの

七 厚生大臣の指定するアミノフェニルスルファミド若しくはその誘導體、ベニシリン、ストレプトマイシン又はこれらの製劑その他の醫藥品であつて、その標示に醫師、齒科醫師又は、獸醫師の處方せん又はその指示によつて使用すべきである旨の注意が記載されていないもの

八 表示書に左に掲げる事項が記載されていないもの、但し、厚生大臣が保健上の見地から必要でないと認めた醫藥品又は用具について別段の定をした場合は、この限りでない

イ 使用上の適當な注意 ロ 疾病の狀況により、又は幼児にとり、保健上危険を生ずる虞がある場合の使用に關し、又は危険な使用の分量、方法若しくは使用期間に關し、公衆保健の保護のために必要な注意

九 醫藥品であつて、厚生大臣により、變質若しくは變敗し易いものと認められたもので、保健上の必要により省令の定めるところに従つて包装されず、貯藏されず、又は注意事項の表示のないもの

十 醫藥品であつて、他の醫藥品等と誤解され易い容器に收められているもの若しくは誤解され易い方法で容器に收められているもの又は模造若しくは詐稱のもの

十一 表示書に記載されている用法、用量又は使用期間が保健上危険であるもの

(不良化粧品)

第四十二條 左の各號の一に該當する化粧品は、これを不良化粧品とする。

一 表示書に記載されている使用條件のもとにおいては使用者に有害であるか、又は習慣となり若しくは常用とな

る虞がある有毒若しくは有害な物質を含有しているもの

二 その全部又は一部が不潔な物質又は變質若しくは變敗した物質からなるもの

三 保健上危険なものにされる虞がある非衛生的條件のもとで製造、包装又は取扱をされたもの

四 容器の全部又は一部が、有毒又は有害な物質からなつているために、その化粧品を保健上危険なものにする虞があるもの

五 省令の定めるところにより證明されたタール色素以外のタール色素を含有しているものであつて、染毛劑以外のもの

(不正表示化粧品)

第四十三條 左の各號の一に該当する化粧品は、これを不正表示化粧品とする。

一 その表示書に、虚偽の事項又は誤解を招く虞がある事項の記載されているもの

二 その標示に、製造業者の氏名若しくは名稱及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）が記載されていないもの又は重量、容量若しくは個數等の内容量が正確に表示されていないもの、但し、省令をもつて、別段の定をしたときは、この限りでない。

三 この法律により表示するよう定められた文字その他の事項が他の文字、記事、圖畫又は圖案に比較して見易い場所に明記されていないもの又は一般に購入し、又は使用する者が、読み易く、理解し易いような用語をもつて、記載されていないもの

四 他の化粧品等と誤解され易い容器に收められ、又は誤解され易い方法で容器に收められているもの

(禁止行爲)

第四十四條 左に掲げる行爲は、これをしてはならない。

- 一 販賣又は授與の目的で、醫藥品、用具又は化粧品を不良若しくは不正表示醫藥品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品とすること
- 二 販賣又は授與の目的で、不良若しくは不正表示醫藥品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品を製造すること
- 三 不良若しくは不正表示醫藥品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品を販賣し、授與し又は販賣若しくは授與の目的で貯藏し、若しくは陳列すること
- 四 この法律に基いて得た他人の業務上の秘密を自己の利益のために使用し、又は故なく、権限を有する當該官吏及び吏員以外の者に漏らすこと。但し、他の法律の規定に基き訴訟手續中において漏らす場合は、この限りでない
- 五 藥劑師でない醫藥品の販賣業者であつて、藥劑師を使用していないものが、厚生大臣の指定する醫藥品を販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で貯藏し、若しくは陳列すること
- 六 醫藥品の標示、表示書又は廣告中に、「新醫藥品」という文字を使用すること
- 七 第四十一條第六號及び第七號に掲げる醫藥品を醫師、齒科醫師又は獸醫師の處方せんに基かず、又はこれらの者の指示によらずに、この法律に基いて登録されている藥局開設者、醫藥品の販賣業者、醫師、齒科醫師及び獸醫師以外の者に販賣し、又は授與すること、及び省令の定めるところにより、これらの醫藥品の販賣又は授與に關する記録を保存しないこと

八 第二十九條に規定する店舗を有する販賣業及び配置販賣業以外の方法により醫藥品の販賣業を営むこと

第六章 監 督

(検査)

第四十五條 厚生大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めるときは、藥局開設者、病院若しくは診療所の開設者、醫藥品、用具若しくは化粧品製造業者若しくは輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者に對して、その製造し、調劑し、若しくは販賣する醫藥品、用具又は化粧品について、厚生大臣又は都道府縣知事の指定する者の検査を受けることを命ずることができる。

(免許の取消等)

第四十六條 厚生大臣は、藥劑師が第四條各號の一に該當するにいたつたときは、その免許を取り消さなければならぬ。

2 厚生大臣は、藥劑師が第五條各號の一に該當するにいたつたときは、その免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができる。

3 厚生大臣は、醫藥品、用具若しくは化粧品製造業者若しくは輸入販賣業者について、都道府縣知事は、藥局開設者又は醫藥品の販賣業者について、これらの者が、この法律又はこの法律に基く省令に違反したときは、その登録を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができる。

4 前二項に規定する取消又は業務の停止は、その取消又は業務の停止の日から三十日以内に開かれる當該取消又は

停止に關する公開の常任委員會において常任委員が、多數決によつて、これを適當と認めない旨の決定をした場合には、三十日を経た日から、その效力を失う。

5 前項の規定により取消又は業務の停止の確定した者は、行政事件訴訟特例法により訴を提起することができる。
(設備の修繕等)

第四十七條 厚生大臣又は都道府府縣知事は、藥局開設者、醫藥品、用具若しくは化粧品製造業者若しくは輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者に對して、その設備若しくは家屋が非衛生的であり又は醫藥品、用具若しくは化粧品を不良醫藥品、不良用具若しくは不良化粧品とする虞がある場合においては、その修繕若しくは改造を命じ、又は使用の制限若しくは停止を命ずることができる。

(不良醫藥品の廢棄等)

第四十八條 厚生大臣又は都道府府縣知事は、不良若しくは不正表示醫藥品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品について、その所有者に廢棄させ、所有者若しくは所持者に公衆衛生上危險を生ずる虞のない方法により處置させ、又は自らこれを廢棄し、その他必要な處分をなすことができる。

(立入検査等)

第四十九條 厚生大臣又は都道府府縣知事は、必要があると認める場合においては、藥局開設者、病院若しくは診療所の開設者、醫藥品、用具若しくは化粧品製造業者若しくは輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者について、必要な報告を徴し、又は當該官吏若しくは吏員をして藥局、病院、診療所、工場、店舗、事務所、醫藥品、用具又は化粧品を販賣又は授與の目的で取り扱い、又は貯藏する場所に立ち入り、その構造、設備、原料、材料、醫藥品、用具

又は化粧品を販賣又は授與の目的で取り扱ひ、又は貯藏するために使用する物件を検査させ、又は不良若しくは不正表示の疑のある醫藥品、用具若しくは化粧品又は不良の疑のある原料、材料を試験のため必要な最小分量に限り、無償で收去させることができる。

2 當該官吏又は吏員は、前項の規定による立入検査又は收去する場合には、その身分を示す證票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(藥事監視員)

第五十條 醫藥品、用具及び化粧品に關する前條第一項に規定する當該官吏又は吏員の職權を行わしめるために、國及び都道府縣に藥事監視員をおく。

2 藥事監視員は、官吏又は都道府縣の吏員のうちから、厚生大臣又は都道府縣知事が、これを命ずる。

3 前二項に定めるものの外、藥事監視員に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第七章 雜 則

(施行規定)

第五十一條 この法律の實施に關して必要な事項は、厚生大臣が、これを定める。

(登録の基準)

第五十二條 厚生大臣は、保健衛生上特に必要があると認めるときは、藥局開設者、醫藥品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者の登録について、藥事審議會の建議に基き、これらの者が有

すべき設備、施設、資格等の基準を定めることができる。

(公聴會)

第五十三條 厚生大臣は、必要と認めるとき、又は藥事に關係のある者から要求があつた場合においてその要求が正当であると認めるときは、この法律の規定に基いて發する命令の制定又は改廢について公聴會を開かなければならない。

第五十四條 醫藥品又は用具であつて、もつぱら動物の疾病の診斷、治ゆ、輕減、處置又は豫防に使用することが目的とされているもの及びもつぱら動物の身體の構造又は機能に影響を與えることが目的とされているものに關しては、これを農林大臣の所管とする。

(適用除外)

第五十五條 厚生大臣は、特定の用具については、省令をもつてこの法律の適用を除外することができる。

第八章 罰 則

第五十六條 第二十二條、第二十六條第一項若しくは第三項(第二十八條において準用する場合を含む。)、第二十九條第一項、第三十條第二項、第三十一條、第三十二條第一項、第三十三條から第三十六條まで、第三十八條又は第四十四條の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

2 前項の刑は、これを併科することができる。

第五十七條 第三條第三項、第二十條第一項、第二十一條、第二十三條から第二十五條まで、第二十七條(第二十八

條において準用する場合を含む。第三十七條第一項若しくは第三項又は第三十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

2 前項の刑は、これを併科することができる。

第五十八條 左の各號の一に該當する者は、これを五千圓以下の罰金に處する。

一 第四十五條、第四十六條第二項若しくは第三項、第四十七條又は第四十八條の規定による命令に違反した者

二 第四十九條第一項の規定による立入、検査若しくは收去を拒み、妨げ又は忌避した者

三 第四十九條第一項の規定による厚生大臣又は都道府縣知事の要求があつた場合において、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第五十六條から前條までの違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科する。

附 則

第六十條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六十一條 左に掲げる法令は、これを廢止する。

藥事法（昭和十八年法律第四十八號、以下舊法という。）

醫藥部外品等取締法（昭和二十二年法律第二百三十二號）

日本藥局方調査會官制（昭和十年勅令第二百七十四號）

家畜に應用する細菌學的豫防治療品及診斷品取締規則（昭和十五年農林省令第八十八號）

醫藥品等の封緘及検査證明の取締に關する件（昭和十八年厚生省令第四十二號）

有害避妊用器具取締規則（昭和五年內務省令第四十號）

第六十二條 日本藥局方調査會は、前條の規定にかかわらず、藥審議事會の成立するに至るまではなほ存続するものとみなす。

第六十三條 この法律の規定による藥事審議會の權限は、藥事審議會の成立するに至るまでは、この法律の規定にかかわらず、厚生大臣がこれを行ふ。

第六十四條 舊法第三章の規定により設立された日本藥劑師會及び都道府縣藥劑師會（以下單に藥劑師會という。）は、これを解散する。但し、清算の目的の範圍内においては、なほ存続するものとみなす。

2 前項の規定により解散した藥劑師會の清算人は、會長、副會長、事務理事又は理事のうちから總會において、これを選任しなければならない。但し、補缺の清算人を選任し、又は清算人を増員しようとする場合には、他の者のうちから、これを選任することができる。

3 厚生大臣又は都道府縣知事は、公益上必要があると認めるときは、清算人を解任することができる。

4 清算人は、清算方法及び財産處分について、總會の議決を経た後、監督廳の認可を受けなければならない。

5 厚生大臣又は都道府縣知事は、藥劑師會の清算の監督上必要があると認めるときは、清算の事務及び財産の狀況について、清算人に報告を命じ、又は當該官吏若しくは吏員に検査させることができる。

6 當該官吏又は吏員は、前項の規定により検査する場合には、その身分を示す證票を携帯し、關係人の請求があつ

たときは、これを提示しなければならない。

第六十五條 この法律施行の際、現に舊法の規定による藥劑師免許を受けている者は、この法律により藥劑師の免許を受けたものとみなす。

2 前項に該当する者は、この法律施行の日から三月以内にその住所地を管轄する都道府縣知事を経て、厚生大臣にその氏名、住所及び登録番號を届け出なければならぬ。

第六十六條 舊法の規定により藥局開設の許可、醫藥品の製造業、輸入販賣業若しくは販賣業の許可又は醫藥部外品等取締法の規定により醫藥部外品の製造業の許可を受けた者で、この法律施行の際、現に當該事業を営んでいるものについては、この法律施行の日から六月を限り、なお従前の例による。

第六十七條 この法律施行前に舊法によりなした藥劑師免許、藥局開設の許可若しくは醫藥品の製造業、輸入販賣業若しくは販賣業の許可の取消の處分又はこれらの業務の停止の處分は、なおその効力を有する。

2 前項の取消又は業務の停止の處分については、第四十六條第四項の規定は、これを適用しない。

第六十八條 この法律施行の際、現に醫藥部外品等取締法の規定による届出をなして化粧品製造業を営んでいる者又は用具の製造業若しくは醫藥部外品の販賣業を営んでいる者は、この法律施行の日から六月を限り、これを夫々の法律の規定による登録又は許可を受けたものとみなす。

第六十九條 この法律施行の際、現に家畜に應用する細菌學的豫防治療品及診斷品取締規則の規定により、血清類の製造の許可を受けている者については、この法律施行の日から六月を限り、なお従前の例による。

2 この法律施行の際、現に血清類の販賣業を営んでいる者は、この法律施行の日から六月を限りこれをこの法律の

規定による登録を受けたものとみなす。

第七十條 藥事法施行規則（昭和十八年厚生省令第四十號）第四十六條第一項の規定による調劑録又は同令第一百七條第一項の規定による文書は、第二十五條又は第三十七條第三項の適用については、夫々これを第二十五條の處方せん又は第三十七條第一項の文書とみなす。

第七十一條 この法律施行の際、現に存する醫藥品、用具及び化粧品品の標示又は表示書については、この法律の規定にかかわらず、この法律施行の日から六月を限り、なお従前の例による。

第七十二條 この法律施行前になした舊法、醫藥部外品等取締法、家畜に應用する細菌學的豫防治療品及診斷品取締規則、醫藥品等の封緘及検査證明の取締に關する件又は有害避妊用器具取締規則の違反行爲の處罰については、なお従前の例による。

第七十三條 藥劑師國家試験は、第十一條の規定にかかわらず、昭和二十四年から、これを行う。

第七十四條 大學令（大正七年勅令第三百八十八號）による大學又は専門學校令（明治三十六年勅令第六十一號）による専門學校は、學校教育法（昭和二十二年法律第二十六號）第九十八條第一項の規定により、その存續を認められた間、これを第八條第一項の大學とみなす。

2 前項に規定する大學又は専門學校の卒業者は、これを第十四條第一號の大學の卒業者とみなす。

第七十五條 第五改正日本藥局方（昭和七年内務省令第二十一號）は、第三十條の規定により厚生大臣が日本藥局方を公布するときまで、これを同條に規定する日本藥局方とみなす。

第七十六條 舊法の規定により藥劑師免許を受けることができる者であつて、やむを得ない理由により、この法律施

行の日までに免許を受けることができなかつたもの又は舊法の規定により、單に未成年であるの故をもつて、藥劑師免許を受けることができなかつた者でこの法律施行の後成年に達したものに對しては、第三條第二項の規定にかかわらず、厚生大臣は、藥劑師免許を與えることができる。

藥事法施行規則

(厚生省令第三十七條
昭和二十三年八月十五日施行)

第一章 藥劑師免許

(免許の申請)

第一條 藥劑師の免許を受けようとする者は、本籍地、現住所及び生年月日を記載した申請書(別記第一號様式)に左に掲げる書類を添えて登録税及び手数料金百圓に相當する收入印紙を貼付して、住所地の都道府縣知事を経て厚生大臣に提出しなければならない。

一 藥劑師國家試験合格證書の寫若しくは厚生大臣の指定した外國に於て藥劑師免許を得たことを證する書面又は藥事法(以下法といふ)第七十六條に該當する場合には、昭和十八年法律第四十八號藥事法(以下法という)に規定する資格を證する書面

二 戶籍謄本、戶籍抄本又は戶籍記載事項證明書

三 法第四條各號の一又は法第五條各號の一に該当することの有無を證する書面

四 法第七十六條に該当する場合には、その理由を記載した書面

(藥劑師名簿の登録事項)

第二條 藥劑師名簿に登録すべき事項は、左の通りとする。

一 登録番號及び登録年月日

二 本籍地都道府縣名(外國人であるときは、その國籍)氏名及び生年月日

三 法第三條第二項各號の一又は法第七十六條に該当する事實

四 免許の取消又は業務の停止並びにその事由、期間及び年月日

五 免許證の再交付並びに、その事由及び年月日

六 抹消の事由及び年月日

七 藥事に従事しているか否かの事實

(免許證の様式)

第三條 藥劑師免許證の様式は、別記第二號様式の定めるところによる。

(免許證の更新)

第四條 法第六條第二項の規定により藥劑師免許證の更新を受けようとする者は、申請書(別記第三號様式)を、住

所地の都道府縣知事を経て厚生大臣に提出しなければならない。

2 厚生大臣は、前項に規定する申請書を受理したときは、藥劑師免許證登録證明書(別記第四號様式)を交付する

ものとする。

第二章 藥劑師國家試験

(受験の申請)

第五條 藥劑師國家試験を受けようとする者は、受験願書(別記第五號様式)に左に掲げる書類を添えて、手数料金四百五十圓に相當する収入印紙を貼付して、藥事審議會委員長に提出しなければならない。

一 履歷書(別記第六號様式)

二 法第十四條に規定する要件に關する當該學校長の證明書(外國において藥劑師免許を得た者については、その旨を證する書面)

三 寫眞(脱帽、手札型半身像)

2 前項に規定する手数料は、學說試験と實地試験を分けて受けようとするときは、學說試験については百五十圓、實地試験については三百圓とする。

(試験科目)

第六條 藥事審議會は、藥劑師國家試験の課目について試験を行う四月前までに厚生大臣に建議しなければならない。

5。

2 厚生大臣は、試験を行う三月前までに試験科目を公告するものとする。

(合格證書)

第七條 藥事審議會委員長は、藥劑師國家試験に合格した者には、合格證書を交付しなければならない。

(合格證書の再交付)

第八條 合格證書を亡失又は毀損したときは、申請書に手数料金五十圓に相當する收入印紙を貼付してその再交付を
出願することができる。

第三章 登録及び登録の更新

(藥局登録の申請)

第九條 法第二十條第一項の規定により藥局開設の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書
(別記第七條様式)に手数料金五百圓を添えて申請者の履歷書(法人にあつては、定款又は寄附行爲)及びその藥
局を管理する藥劑師の藥劑師免許登録證明書の寫を添えて、都道府縣知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名稱及び主たる事務所々在地)

二 名 稱

三 開設の場所

四 構造設備の概要

五 管理藥劑師の氏名及び住所

六 當該藥局において、他の業務を併せ行うときは、その旨

(藥局登録票)

第十條 都道府縣知事は、登録を認めるときは、薬局登録簿に登録し、登録票（別記第八號様式）を交付するものとする。

（薬局登録簿の登録事項）

第十一條 薬局登録簿に登録すべき事項は、左の通りとする。

- 一 登録番號及び登録年月日
- 二 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、その名稱及び主たる事務所々在地）
- 三 名稱及び開設の場所
- 四 管理薬剤師の氏名及び住所
- 五 他の業務を併せ行うときは、その旨

（薬局登録の更新）

第十二條 法第二十條第二項の規定により薬局の登録の更新を受けようとする者は、申請書（別記第九號様式）に手数料金二百圓を添えて、都道府縣知事に提出しなければならない。

（製造業登録の申請）

第十三條 法第二十六條第一項の規定により醫藥品、用具又は化粧品の製造業の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書（別記第十號様式）に手数料金千圓に相當する収入印紙を貼付して申請者の履歷書（法人にあつては、定款又は寄附行爲）並びに醫藥品の製造業にあつては、法第二十七條に規定する専任の薬剤師、技術者又は醫師その他細菌學的知識を有する者の履歷書及び専任の薬剤師の薬剤師免許證登録證明書、醫師免許證を

の他資格を證する書面の寫を添えて製造所々在地の都道府縣知事を経て、厚生大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名稱及び主たる事務所々在地）

二 製造の品目

三 製造所の名稱及所在地

四 製造の設備及び施設の概要（簡単な圖面を添付すること）

五 法第二十七條に規定する専任の藥劑師その他の者の氏名及び住所

六 當該製造業の外、他の事業を併せ行ふときは、その旨

（製造の登録票）

第十四條 厚生大臣は登録を認めるときは、醫藥品、用具又は化粧品の製造業者登録簿に登録し、登録票（第十一號様式）を交付するものとする

（製造業者の登録簿の登録事項）

第十五條 醫藥品、用具又は化粧品の製造業者登録簿に登録すべき事項は左の通りとする。

一 登録番號及び登録年月日

二 製造業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名稱及び主たる事務所々在地）

三 製造所の名稱及び所在地

四 製造の品目

五 法第二十七條に規定する専任の藥劑師その他の者の氏名及び住所

六 當該製造業の外、他の事業を併せ行うときは、その旨

(製造業登録の更新)

第十六條 法第二十六條第二項に規定する醫藥品、用具又は化粧品品の製造業の登録の更新を受けようとする者は、申請書(別記第十二號様式)に手数料金二百圓に相當する収入印紙を貼付して、製造所々在地の都道府縣知事を経て、厚生大臣に提出しなければならない。

(輸入販賣業の登録等)

第十七條 醫藥品、用具又は化粧品品の輸入販賣業の登録に關しては、醫藥品、用具又は化粧品品の製造業の登録に關する規定を準用する。但し、登録申請書、登録要及び登録更新申請書の様式は、夫々別記第十三號第十四號及び第十五號の様式の定めるところによる。

(販賣業登録の申請)

第十八條 法第二十九條第一項の規定により、醫藥品の販賣業の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書(別記第十六號様式)に手数料金五百圓を添えて、申請者の履歷書(法人にあつては、定款又は寄附行為)及び藥劑師を使用する者にあつては、藥劑師免許登録證明書の寫を添えて、都道府縣知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所(法人にあつてはその名稱及び主たる事務所々在地)
- 二 店舗の名稱及び所在地(配置販賣業にあつては營業の區域)
- 三 藥劑師を使用する者にあつては、その藥劑師の氏名及び住所(自ら藥劑師であるときは、その旨)

四 販賣しようとする醫藥品の範圍

(醫藥品販賣業の登録票)

第十九條 都道府縣知事は、登録を認めるときは、醫藥品の販賣業者登録簿に登録し、登録票(別記第十七號様式)を交付するものとする。

(醫藥品販賣業者登録簿の登録事項)

第二十條 醫藥品販賣業者登録簿に登録すべき事項は、左の通りとする。

- 一 登録番號及び登録年月日
- 二 店舗の名稱及び所在地(配置販賣業にあつては營業の區域)
- 三 販賣業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名稱及び主たる事務所々所在地)
- 四 藥劑師を使用する者にあつては、藥劑師の氏名及び住所(申請者自ら藥劑師であるときは、その旨)
- 五 販賣する醫藥品の範圍

(醫藥品販賣業登録の更新)

第二十一條 法第二十九條第二項の規定により醫藥品販賣業の登録の更新を受けようとする者は、申請書(別記第十八號様式)に手数料金二百圓を添えて、都道府縣知事に提出しなければならない。

第四章 製造許可

(醫藥品の製造許可)

第二十二條 法第二十六條第三項の規定により公定書に收められていない醫藥品の製造の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を製造所々在地の都道府縣知事を経て、厚生大臣に提出しなければならない。

一 製造業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名稱及び主たる事務所々在地）並びに登録番號

二 製造所の名稱及び所在地

三 製造の品目

四 製造品目の成分及び分量並びに製造法、成分不明のときは、その本質及び製造法

五 用法用量及び効能

六 生物學的製劑及び抗菌性物質製劑にあつては、第四號及び第五號に掲げる事項の外、その貯藏法、有効期間及び檢定法

七 第三十二條に規定する醫藥品については、厚生大臣の定める基準に適合した旨

（用具の製造許可）

第二十三條 法第二十六條第三項の規定により、用具の製造の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を製造所々在地の都道府縣知事を経て、厚生大臣に提出しなければならない。

一 製造業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名稱及び主たる事務所々在地）並びに登録番號

二 製造所の名稱及び所在地

三 製造品目の種類及び名稱

四 形狀及び大きさ

五 原料、材料

六 用法及び效能又は性能

(許可事項の変更申請)

第二十四條 醫藥品又は用具の製造業者が第二十二條第四號から第六號まで、若しくは前條第六號又は許可を受けた醫藥品若しくは用具の名稱を変更しようとするときは、その製造所々在地の都道府縣知事を経て厚生大臣の許可を受けなければならない。

(見本品の提出)

第二十五條 厚生大臣は、前三條の許可について、必要と認めるときは、醫藥品、用具又はこれらの原料品の見本品を提出させることが出来る。

(輸入販賣業)

第二十六條 前四條の規定は、醫藥品又は用具の輸入販賣業に、これを準用する。

第五章 醫藥品、用具又は化粧品取扱

(毒藥及び劇藥)

第二十七條 法第二條第十二項に規定する毒藥及び劇藥の品目は別記第一號表の通りとする。

(變質變敗し易い醫藥品の取扱)

第二十八條 公定書に收められた醫藥品であつて、公定書に貯藏方法その他注意事項について、定のあるものは、こ

れに従わなければならない。

(タール色素の證明)

第二十九條 法第四十條第一號二及び法第四十二條第五號の規定により證明されたタール色素は別記第二號表の通りとする。

2 前項以外のタール色素について、厚生大臣の證明を受けようとする者は、當該タール色素の名稱、醫藥品又は化粧品に含有するその分量又は割合を記載した申請書に見本品を添えて、その製造所々在地の都道府縣知事を経て、厚生大臣に提出しなければならない。

(指定醫藥品)

第三十條 法第四十四條第五號に規定する醫藥品は、別記第三號表の通りとする。

(醫藥品の讓渡記録)

第三十一條 藥局開設者及び醫藥品の販賣業者は、法第四十四條第七號の規定により法第四十一條第六號及び第七號に掲げる醫藥品を販賣し又は授與するときは、文書にその品名、數量、讓渡の年月日、處方せんを交付し、若しくは使用を指示した醫師、齒科醫師又は獸醫師の氏名及び住所並びに讓受人の氏名及び住所を記載しなければならない。

2 前項に規定する文書は、その日附の日から二年間、これを保存しなければならない。

(適用除外用具)

第三十二條 別記第四號表に掲げる用具以外の用具は、法第五十五條の規定により法の適用を除外する。

第六章 標示及び表示書

(虚偽誤解を招く表示)

第三十三條 醫藥品、用具又は化粧品に表示書に記載されている事項で他の醫藥品、用具又は化粧品に関連して虚偽

又は誤解を招く虞があるものは、虚偽又は誤解を招く虞がある表示とする。

第三十四條 二以上の有効成分を含有している醫藥品又は化粧品であつて、表示書中に記載されたその名稱が當該醫藥品又は化粧品が含有している全ての有効成分をあらわす名稱でなくて、單に成分中の一部をあらわしているに過ぎない場合には、表示書の他の部分に全ての有効成分が記載されていても、當該表示は虚偽又は誤解を招く虞があるものとする。

(内容量の表示)

第三十五條 醫藥品、用具又は化粧品の内容量を記載するときは、容器その他包装材料は、内容量にこれを含めてはならない。

第三十六條 醫藥品用具又は化粧品の内容量は、重量、容量若しくは個數又は個數と重量若しくは個數と容量の組合せにより、當該醫藥品用具又は化粧品を使用する者に読み易く、且つ、その内容量を正確にあらわす用語をもつて、これを記載しなければならない。

第三十七條 醫藥品、用具又は化粧品の内容量は、その容器又は被包に收められた醫藥品、用具又は化粧品についてその最小量又は平均量で、これを記載しなければならない。

2 前項の容量が當該醫藥品、用具又は化粧品に最少量を表示している旨の明記がないときは、平均量を示しているものとみなす。但し、アンブルに收められているものについては、この限りでない。

3 アンブルに收められている醫藥品の容量については、最少量でこれを記載しなければならない。

第三十八條 醫藥品、用具又は化粧品の内容量を最小量で表示している場合には、その容量は表示以下であつてはならない。但し、その醫藥品、用具又は化粧品の内容量を重量又は容量で表示している場合に、その容量が通常取引の行われる間に、やむを得ず減少したときはこの限りでない。

2 醫藥品、用具又は化粧品の内容量を最少量で表示した場合には、その容量は表示に比し、不當に大であつてはならない。

第三十九條 その容量を最少量で表示していない醫藥品、用具又は化粧品であつて、左の各號の一に該當するものは、法第四十一條第二號及び法第四十三條第二號に規定する内容量の正確な表示がない場合でも、これを不正表示醫藥品、不正表示用具又は不正表示化粧品としない。

一 その容量を重量又は容量で表示している醫藥品、用具又は化粧品であつて、その容量が通常取引の行われる間に、やむを得ず減少したもの

二 その容量を重量容量又は個數で表示している醫藥品、用具又は化粧品であつて、これを包装をする場合にやむを得ず計量上誤差の生じたもの

第四十條 左の各號の一に該當する醫藥品、用具又は化粧品は、法第四十一條第二號及び法第四十三條第二號の規定により表示すべき容量の表示はこれを要しない。

一 標示の面積が狭いため、第三十六條に規定する用語による内容量を見易い場所に明記できないもの

二 内容量を數量で表示することのできる醫藥品又は用具であつて、その内容量が六個以下であり、且つ、包装を開かないで、容易にこれを知ることができるもの

三 化粧品であつて、内容量が十グラム又は十cc以下であるもの又は内容量が六個以下であり、且つ包装を開かないで容易にこれを知ることができるもの

(醫藥品の名稱の表示)

第四十一條 公定書に收められている醫藥品であつて、公定書で定める名稱と異なる名稱を表示する場合には、公定書で定められた名稱は、他の名稱に比し明瞭に、これを標示に表示しなければならない

(邦文記載)

第四十二條 標示又は表示書中に表示すべき事項については、邦文による表示がなければならない。但し、輸出する醫藥品、用具又は化粧品については、この限りでない。

(外國語記載)

第四十三條 標示に外國語で表示する場合には、標示に表示すべきすべての事項について、當該外國語による表示がなければならない。

2 表示書に外國語で表示する場合には、標示又は表示に表示すべきすべての事項について、當該外國語による表示がなければならない。

(表示の適用除外)

第四十四條 醫藥品であつて、標示の面積が狭いため、當該標示に表示すべきすべての事項を讀み易く、且つ、明瞭に表示することのできない場合には、法第四十一條第四號ロの規定により記載すべき事項の表示は、これを要しない。但し、内容を省略することにより、法第四十一條第四號ロの規定により記載すべき事項を表示することのできる場合には、内容量の記載に代えてできるだけ明瞭に、これを表示しなければならない。

(アルカロイドを含有する醫藥品)

第四十五條 ベラドンナ、ヒヨス葉ロート根、マンダラ葉その他の植物性物質又はこれらの製劑を含有する醫藥品であつて、これらの植物性物質又はこれらの製劑が含有するアトロピン、ヒヨスチン又はヒヨスチアミンを、夫々實用的に、且つ、正確に分析する方法のないときは、法第四十一條第四號ロに規定する事項の記載に代えて、これらの植物性物質又はこれらの製劑が含有する總アルカロイドの分量又は割合を記載しなければならない。

(使用上の注意の表示)

第四十六條 法第四十一條第八號イにいう「使用上の適當な注意」とは、主として左の各號に掲げる事項をいい、これらの事項中當該醫藥品又は用具の使用上必要な事項の全部又は一部の記載がないとき、又はこれらの事項が正確に記載されていないときは、これを不正表示醫藥品又は不正表示用具とする。

一 醫藥品又は用具であつて、その表示書に記載されたすべての適應に對する使用上の注意

二 使用量(年齢及び身體の狀況の差異による使用量を含む)

三 使用の度數

四 使用の期間

五 使用の時期（食事の時期、病狀等に關する使用の時期）

六 使用の順序又は方法

七 使用の準備（振とう、稀釋、溫度の調節その他の操作）

（醫師等の調劑醫藥品）

第四十七條 齒科醫師若しくは獸醫師が自ら調劑し、又はこれらの處方箋によつて調劑される醫藥品であつて、その標示に調劑年月日、調劑者の勤務場所及び氏名並びに當該醫師、齒科醫師又は獸醫師の氏名を記載する場合には、法第四十一條第二號及び第四號の規定により記載すべき事項の表示は、これを要しない。

（使用上の注意に關する適用除外）

第四十八條 左の各號の一に該當する醫藥品又は用具については、法第四十一條第八號に規定する事項の表示は、これを要しない。

一 日本薬局方に收められた醫藥品であつて、その使用方法が醫師、齒科醫師又は獸醫師に一般に知られているもの

二 主として醫師又は齒科醫師に使用される用具であつて、その使用方法が醫師又は齒科醫師に一般に知られているもの

三 他の醫藥品又は用具の製造用として販賣し、又は授與される醫藥品又は用具であつて、その標示に「製造専用」の表示のあるもの

第七章 薬事監視員

(薬事監視員)

第四十九條 薬事監視員は、左の各號の一に該当する者でなければならない。

一 藥劑師

二 醫師、又は齒科醫師

三 前二號に掲げる者の外、薬事監視について必要な知識経験を有する者と厚生大臣又は都道府縣知事が認めたる者
(身分を示す證票)

第五十條 法第四十九條の規定により當該官吏又は吏員が携帶するを要する證票は別記第十九號様式の定めるところによる。

(收去證)

第五十一條 法第四十九條の規定により、薬事監視員が醫藥品、用具若しくは化粧品又はこれらの原料材料を收去し
ようとするときは、被收去者に別記第二十號様式による收去證を交付しなければならない。

第八章 雜 則

(薬局調劑の適用除外)

第五十二條 天災事變その他特別の事由により、薬局において調劑することができない場合には、法第二十三條本文

の規定は、これを適用しない。

(配置販賣業)

第五十三條 配置販賣業者又はその配置員が醫藥品の配置販賣に従事するときは、都道府縣知事の發行する身分を示す證票を携帯しなければならない。

(登録票等の揭示)

第五十四條 藥劑師、藥局開設者、醫藥品、用具若しくは化粧品製造業者若しくは輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者は、有效な藥劑師免許證又は登録票を店頭その他業務所の見易い場所に揭示して置かなければならない。

(再交付申請等)

第五十五條 藥劑師、藥局開設者、醫藥品、用具若しくは化粧品製造業者若しくは輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者が、その免許證、藥劑師免許證登録證明書又は登録票を亡失し、又は毀損したときは、申請書にその理由を記載し手数料金百圓を添えて、毀損の場合には、その免許證、藥劑師免許證登録證明書又は登録票を添えて、藥劑師醫藥品、用具又は化粧品製造業者及び輸入販賣業者にあつては、夫々住所地又は製造所、(輸入販賣業者にあつては營業所を含む。以下同じ)所在地の都道府縣知事を経て、厚生大臣に、藥局開設者又は醫藥品の販賣業者にあつては、その藥局又は店舗(配置販賣業にあつては營業の區域、以下同じ)所在地の都道府縣知事に、その再交付を申請しなければならない。

2 前項に規定する免許證、藥劑師免許證登録證明書又は登録票の再交付を申請した後亡失した免許證、藥劑師免許證登録證明書又は登録票を發見したときは、すみやかに當該都道府縣知事を経て厚生大臣に、又は當該都道府縣知

事にこれを提出しなければならない。

(藥劑師の死亡その他による届出)

第五十六條 藥劑師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者(戸籍法の適用を受けない者にあつては、これに準ずる者)は、すみやかに免許證を添えて藥劑師の住所地の都道府縣知事を經て、厚生大臣に届け出なければならぬ。

2 厚生大臣は藥劑師免許證の取消をしたとき、又は前項の届け出のあつたときは藥劑師名簿の登録を抹消する。
(登録變更の申請)

第五十七條 藥劑師は第二條第二項に掲げる事項に變更のあつたときは免許證及び藥劑師免許證登録證明書の寫並びに戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項證明書を添えて、すみやかに住所地の都道府縣知事を經て、厚生大臣に登録の變更を申請しなければならない。

2 前項の場合において、厚生大臣は、あらたに免許證、及び藥劑師免許證登録證明書を交付するものとする。

3 藥劑師は、その住所を他の都道府縣に移したときは、すみやかに前後の都道府縣知事に夫々届け出なければならない。

4 藥劑師が外國にその住所を移そうとするときは、豫め住所地の都道府縣知事に届け出なければならない。

第五十八條 醫藥品の製造業者又は輸入販賣業者が、その製造又は輸入販賣する醫藥品であつて公定書に收められたものの品目を變更しようとするときは、當該製造所々在地の都道府縣知事を經て、厚生大臣に登録の變更を申請しなければならない。

2 醫藥品の製造業者又は輸入販賣業者が、法第二十七條に規定する専任の藥劑師、技術者、その他の者を變更しうとするとき、その者の履歷書及び藥劑師免許證登錄證明書、醫師免許證その他資格を證する書面の寫を添えて製造所々在地の都道府縣知事を経て、厚生大臣に登録の變更を申請しなければならない。

3 醫藥品の販賣業者が、その販賣する醫藥品の範圍を變更しようとするときは、都道府縣知事に登録の變更を申請しなければならない。

(届出)

第五十九條 藥局開設者が第十一條第二號、第四號若しくは第五號又は管理藥劑師若しくは藥局の名稱を變更したとき又は醫藥品、用具若しくは化粧品製造業者が第十五條第二號、若しくは第五號又は製造所の名稱を變更したとき(第十七條において、醫藥品、用具又は化粧品輸入販賣業に準用する場合を含む)又は醫藥品の販賣業者が第二十條第三號若しくは第四號又は店舗の名稱(配置販賣業者にあつては、營業の區域)又は藥劑師を使用する場合に、使用する藥劑師を變更したときは夫々製造所々在地の都道府縣知事を経て厚生大臣に又は藥局若しくは店舗所在地の都道府縣知事に届け出なければならない。

2 厚生大臣又は都道府縣知事は前項の届け出を受理したときは、登録票を書き換えて交付するものとする。

(都道府縣知事の意見具申)

第六十條 都道府縣知事は、藥劑師又は醫藥品、用具若しくは化粧品製造業者又は輸入販賣業者について、法第四十六條の處分を必要と認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

(免許の返納等)

第六十一條 法第四十六條第一項又は第二項の規定により免許取消の處分を受けた者は、すみやかに住所地の都道府縣知事を経て免許證及び藥劑師免許證登録證明書を返納しなければならない。

2 法第四十六條第二項の規定により業務停止の處分を受けた者は、すみやかに免許證及び藥劑師免許證登録證明書を住所地の都道府縣知事を経て、厚生大臣に提出しなければならない。

3 前項の場合において、厚生大臣は、藥劑師免許證登録證明書及びその裏面に處分の要旨を記載した免許證を期間満了の後これを還付するものとする。

第六十二條 法第四十六條第三項の規定により登録の取消の處分を受けた者は製造所々在地の都道府縣知事を経て厚生大臣に、又は藥局又は店舗所在地の都道府縣知事に、夫々登録票を返納しなければならない。

2 法第四十六條第三項の規定により業務停止の處分を受けた者は、製造所々在地の都道府縣知事を経て厚生大臣に又は藥局若しくは店舗所在地の都道府縣知事に、夫々登録票を提出しなければならない。

3 前項の場合において、厚生大臣又は都道府縣知事は、登録票の裏面に處分の要旨を記載して、期間満了の後これを還付するものとする。

(無効免許證等の提出)

第六十三條 藥劑師、藥局開設者、醫藥品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者は、無効になつた藥劑師免許證、藥劑師免許證登録證明書又は登録票を、すみやかに都道府縣知事を経て厚生大臣に又は都道府縣知事に提出しなければならない。

附 則

第六十四條 この省令は、公布の日から、これを施行する。

第六十五條 藥事法施行規則（昭和十八年厚生省令第四十號）は、これを廢止する。

第六十六條 生物學的製劑製造檢定規則（昭和二十二年厚生省令第三十二號）及び抗菌性物質檢定規則（昭和二十二年厚生省令第三十三號）は、法第三十二條第二項の規定により制定されたものとみなす。

第六十七條 舊法第三章の規定により設立された日本藥劑師會及び都道府縣藥劑師會（以下單に藥劑師會という）の解散及び清算については、夫々厚生大臣又は都道府縣知事がこれを監督する。

2 厚生大臣又は都道府縣知事は、藥劑師會の解散の後、すみやかに解散の告示をしなければならぬ。

3 法第六十四條第二項に規定する總會は、日本藥劑師會にあつては、都道府縣藥劑師會長の、都道府縣藥劑師會にあつては、會員又は總代の三分の一以上の出席がなければ會議を開くことが出來ない。但し、再度招集しても、なお定數に満たないときは、この限りでない。

4 總會の議事は出席者の過半數をもつて、これを決し可否同數のときは、議長の決するところによる。

5 清算が完了したときは、清算人は、日本藥劑師會にあつては、厚生大臣に、都道府縣藥劑師會にあつては、都道府縣知事に届け出なければならぬ。

6 厚生大臣又は都道府縣知事は、前項の届け出を受けたときは、藥劑師會の清算終了の旨を告示しなければならぬ。

7 民法第七十八條から第八十一條までの規定は藥劑師會の清算にこれを準用す。

第六十八條 毒物劇物營業取締法施行規則（昭和二十二年厚生省令第三十八號）中左の通り改める
第二條第二項中「許可證」を「登録票」に改める。

別記第一號様式

収入印紙

藥劑師免許申請書

本籍
住所

氏名

生年月日

資格取得の年月日

資格（藥劑師國家試験合格又は法第三條第二項第二號若しくは法第七十六條に該當する旨）
藥劑師免許を受けたいので藥事法施行規則第一條各號に掲げる書類を添えて申請する。

昭和 年 月 日 右 氏 名

厚生大臣 殿 名

備考

- 一、用紙は、折上り日本標準規格B5（縦二五七糎、横一八二糎）として墨又はインクをもつて記載すること
- 二、収入印紙は消印してはならない
- 三、この申請書提出の際には、都道府縣知事に資格證書を提示してその寫と對照を受けること

藥劑師免許證

本籍縣名(國籍)

氏名

生年月日

昭和二十三年法律第一九七號藥事法により免許された藥劑師であることを證しこの免許證を授與する

昭和 年 月 日

厚生大臣 氏名

藥劑師名簿登録番號

別記 第三號様式

藥劑師免許證登録更新申請書

本籍

住所(住所に異動のあつたときは前住所を併記すること)

氏名

生年月日

藥劑師名簿登録番號

登録年月日

現に藥事に従事している場合は、その旨及び種類

藥事法第六條第二項の規定により藥劑師免許證の登録による更新を申請する。

年 月 日

右

氏名

印

厚生大臣氏

名殿

(用紙 折上り日本標準規格B5)

別式 第四號様式

藥劑師免許證登録證明書

昭和 年度

登録證明書番號

免許證番號

免許證發行年月日

氏名

生 年 月 日

職 業

藥事法第六條第二項の規定により登録による更新を受けた者であることを證する

昭和 年 月 日

厚生大臣 氏

名

都道府縣知事

氏

名

* この證明書は都道府縣知事の印がなければ無効とする

別記第五號様式

藥劑師國家試驗願書

収入
印紙

本籍
住所

氏名

生年月日

試験の種類

受験地

藥劑師國家試験を受けたいので藥事法施行規則第五條各號に掲げる書類を添えて申請する

昭和 年 月 日 右 氏 名

藥事審議會委員長 殿

備考

- 一、試験の種類は、學說試験及び實地試験について受けようとする試験の種類を記入すること
- 二、用紙は、折上り日本標準規格B5（縦二五七耗、横一八二耗）とし、墨又はインクで記載すること
- 三、収入印紙は消印してはならない
- 四、添附すべき寫眞（手札型、脱帽、半身像）の裏面に、住所、氏名、生年月日及び撮影年月日を記載すること

履 歴 書

一、何年何月何中學校入學

一、何年何月同校卒業

一、何年何月何高等學校入學

一、何年何月同校卒業

一、何年何月何大學入學

一、何年何月同校卒業

右の通り相違ありません

年 月 日

右 氏 名

備 考

一、學校教育法（昭和二十三年法律第二十六號）施行以前の學校を卒業した者又は同法第七十六條により存續を

認められた學校を卒業した者は、夫々の相當欄にその學校名を記入すること

二、用紙は、折上り日本標準規格B5（横二五七耗、縦一八二耗）とし、墨及はインクで記載すること

別記第七號様式

薬局開設登録申請書

藥事法第二十條第一項の規定により薬局開設の登録を申請する

年 月 日

都道府県知事 殿

氏名（法人にあつては名稱及び代表者の氏名）

住所	資格	氏名	薬局の名稱	薬局開設の場所	薬局構造設備の概要	管理薬剤師の住所及氏名
		年 月 日生				

他の業務を併せ
行うときはその
旨

記載上の注意

- 一、住所欄には法人にあつては主たる事務所の所在地を記載すること
- 二、資格欄には、申請者が薬剤師であるときは薬剤師と記載すること

その他の場合は、「薬剤師使用」と記載すること

- 三、氏名欄には、法人にあつてはその名稱及び代表者の氏名を記載すること
- 四、薬局の構造設備の概要欄には、薬局に必要な構造及設備について當該薬局の構造及び設備を記載すること
- 五、管理薬剤師の住所、氏名欄には申請者自ら管理薬剤師であるときは「申請者自身管理薬剤師」と記載すること
- 六、用紙は、折上り日本標準規格B5（縦二五七・横一八二・耗）を使用すること
- 七、申請者は一通提出すること
- 八、添附事項

- 一、申請者の履歴書、法人にあつては定款又は寄附行爲
- 二、管理薬剤師免許登録證明書の寫

別記 第八號様式

昭和 年度

薬局 登録 票

薬局所在地

薬局の名稱

薬局開設者の氏名（法人にあつては名稱）

生 年 月 日

登録番號

薬事法第二十條第一項の規定により、登録された薬局であることを證する

年 月 日

都道府縣知事 氏

名



別記 第九 様式

昭和 年度

薬局登録更新申請書

住 所 (法人にあつては、主たる事務所所在地)

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者名)

薬事法第二十條第一項の規定により薬局の登録の更新を申請する

年 月 日

氏 名

印

都道府県知事 殿

薬局の名称	
薬局の所在地	
登録番號及び登録年月日	昭和 年、度
登録事項中變更のあつた點	第 號

(備考)

- 一、「登録事項中變更のあつた點」欄には薬事法施行規則第十一條の登録事項で變更のあつた點を記入すること(朱書)
- 二、用紙は折上り日本標準規格B5(縦二五七横一八二耗)
- 三、この申請書は、一通提出すること

別記 第十號様式

収入
印紙

醫藥品（用具、化粧品）製造業登録申請書

藥事法第二十六條第二項の規定により醫藥品製造業の登録を申請する

年 月 日

厚生大臣 殿

氏 名（法人にあつては名稱及び代表者氏名）

印

住所	氏名	製造所の名稱及び所在地	製造品目	製造の設備施設の概要	専任薬剤師及その他の者の氏名住所	兼營事業の概要	参考事項

第十號様式中別紙様式

醫藥品の製造の設備施設の概要

氏名		
	製造所の の名称所	
製造の設備及び施設	製造の品目	一月の生産能力
	上記醫藥品製造に使用する主要機械	
施設の概要	検査	
	設備	

記載上の注意

一、住所欄には、法人にあつては主たる事務所の所在地を、氏名欄には申請者の氏名（法人にあつては、その名称）を、記載すること

二、製造の品目欄には、

（イ）醫藥品にあつては公定書醫藥品と公定書外醫藥品とに大別し、公定書醫藥品は更に日本薬局方醫藥品と國民醫藥品集醫藥品とに區別し公定書で定められた名稱（別に販賣名があるときはその販賣名を併記しこれに括弧をつける）を記載すること

と

公定書外醫藥品については販賣名（一般的名稱のあるものについては、その一般的名稱を併記し、これに括弧をつける）を記載すること

(ロ) 化粧品の場合は、品名を、用具の場合には第四號表による類別種類毎に區別して夫々の品名を記載すること

(ハ) 品目はすべて五十音順に記載し夫々各番號をつけること

(ニ) 品目が多数あるときは、本欄に「別紙の通り」と記載し品目を記載した別紙を添附すること

三、製造の施設及び設備の概要欄には、醫藥品の場合には、「別紙の通り」と記載し第十號様式の別紙の様式により別紙を添附すること

四、専任の薬剤師その他の者の氏名及び住所欄には、申請者自らこれに従事するときは、その旨記載すること、但し化粧品用具の場合には、この欄は抹消すること

五、兼營事業の概要欄には、當該製造所で併せ行う事業のあるときは、その事業名を記載すること

六、參考事項欄には、當該製造所の周邊の状況その他登録に當り參考となる事項を記載すること

七、用紙は折上り日本標準規格B5（縦二五七耗、横一八二耗）を使用すること

八、この申請書は正副二通提出すること

九、印紙は消印してはならない

昭和 年 度

醫藥品（用具、化粧品）製造業登録票

住 所

氏 名（法人にあつては名稱）

生 年 月 日

登 録 番 號

藥事法第二十六條第二項の規定により登録された製造業者であることを證する

昭 和 年 月 日

厚 生 大 臣 氏

名 印

都 道 府 縣 知 事 氏

名 印

* 登録票に都道府縣知事の印のないものは無効とする

別記第十二號様式

昭和 年 度

收 入
印 紙

醫藥品（用具、化粧品）製造業登録更新申請書

藥事法第二十六條第二項の規定により醫藥品（用具、化粧品）製造業の登録の更新を申請する

年 月 日

氏 名（法人にあつては、名稱及び代表者の氏名）

登録番號

厚生大臣 殿

住所	氏名	製造所の名稱及び所在地

㊟

製 品 目 造	製 造 設 備	及 び 施 設 の 概 要	専 任 の 藥 劑 師 そ の 他 の 者 の 氏 名 及 び 住 所	兼 營 事 業 の 概 要	参 考 事 項

記載上の注意

醫藥品（用具、化粧品）製造業登録申請書の記載上の注意により記載のこと、但し、變更のあつた場合には参考事項欄にその旨記載のこと（朱書）

別記第十三號様式

収入
印紙

醫藥品（用具、化粧品）輸入販賣業登録申請書

藥事法第二十八條において準用する同法第二十六條第一項の規定により醫藥品（用具、化粧品）輸入販賣業の登録を申請する

年 月 日

厚生大臣 殿

氏名（法人にあつては名稱及び代表者名）

①

住所	氏名	營業所の名稱及び所在地	營業所の設備及び施設の概要

輸 入 品 目	輸 入 先	専任の薬剤師 その他の者の氏名 及び住所	兼 營 事 業 の 概 要	参 考 事 項

記載上の注意

一、住所欄には、法人にあつては、主たる事務所の所在地を、氏名欄には、申請者の氏名（法人にあつてはその名稱）を記載すること

二、輸入品目欄には、

（イ） 醫藥品の場合には、公定書醫藥品と公定書外醫藥品とを大別し、公定書醫藥品は、更に日本薬局方醫藥品と國民醫藥品集に區別し、夫々、公定書で定められた名稱（別に販賣名あるときは、その販賣名を併記し、これに括弧をつける）を記載すること

公定書外醫藥品については、販賣名（一般的名稱あるものはその一般的名稱と併記し、これに括弧をつける）を記載する

こと

(ロ) 化粧品、用具の場合には、種類毎に區別して、夫々の品名を記載すること

但し用具は第四號表にある類別を記載しその下に商品名を記載すること

(ハ) 右品名は、すべて五十音順に記載し、夫々各品目毎に番號をつけること

(ニ) 品目が多数あるときは、本欄に「別紙の通り」と記載し、別紙に記載すること

三、構造設備の概要欄には、貯蔵設備その他當該醫藥品、用具又は化粧品取扱上必要な設備について、記入すること

四、専任の薬剤師その他の者の住所、氏名欄には、申請者自らこれに従事するときはその旨記載すること

化粧品、用具の場合には、本欄は抹消すること

五、「兼營事業欄」には、當該營業所で併せ行う事業のあるときは、事業名を記載のこと

六、参考事項欄には、營業所の周邊の状況その他登録に當り参考になる事項を記載すること

七、用紙は、折上り日本標準規格B5（縦二五七耗、横一八二耗）を使用すること

八、この申請書は正副二通を提出すること

九、印紙には、消印をしてはならない

別記 第十四號様式

昭和 年 度

醫藥品（用具、化粧品）輸入販賣業登録票

登録番號

營業所々在 地

營業所の名稱

氏 名（法人にあつては、その名稱及び代表者氏名）

藥事法第二十八條に於て準用する同法第二十六條第一項の規定により登録された醫藥品（用具、化粧品）の輸入販賣業者であることを證する

年 月 日

厚生大臣 氏 名

都道府縣知事 氏 名

*この登録票に都道府縣知事の印のないものは無効とする。

別記第十五號様式

昭和 年 度

収入
印紙

醫藥品（用具、化粧品）輸入販賣業登録更新申請書

藥事法第二十八條において準用する同法第二十六條第二項の規定により醫藥品（用具、化粧品）輸入販賣業の登録の更新を申請する

年 月 日

氏 名（法人にあつては名稱及び代表者氏名）
登録番號

厚生大臣 殿

住 所	氏 名

營業所の名稱及び 所在地	營業所の設備及 施設の概要	輸入品目	輸入先	専任の薬剤師そ 他の者の氏名 住所	兼營事業の概要	参考事項

記載上の注意

一、輸入販賣業登録の申請に従い記載のこと、但し、變更のあつた場合には参考事項欄にその旨記載すること（朱書）

別記第十六號様式

醫藥品販賣業登録申請書

藥事法第二十九條第二項の規定により醫藥品の販賣業の登録を申請する

年 月 日

都 道 府 縣 知 事 殿

氏 名（法人にあつては、名稱及び代表者氏名）

印

店舗の所在地配 置販賣業にあつ ては營業の區域	店舗の名稱	資 格	氏 名	住 所
			年 月 日 生	

藥劑師を使用する者にあつては、使用する藥劑師の住所氏名の販賣する醫藥品の範圍	年 月 日 生
----------------------------------------	--------------------------

記載上の注意

- 一、住所欄には、法人にあつては主たる事務所々在地を記載すること
- 二、資格欄には、申請者が藥劑師であるときは、藥劑師と記入すること
藥劑師を使用する者にあつては藥劑師使用と記入すること
藥劑師でなく藥劑師を使用しない者にあつては實務經驗の種類及び期間その他必要事項を記入すること
- 三、「店舗の名稱」欄には、配置販賣業者にあつては、配置販賣と記入すること
- 四、「使用する藥劑師の氏名」欄には、申請者自ら藥劑師である場合は、その旨を記載すること
- 五、用紙は、折上り日本標準規格B₅（縦二五七耗、横一八二耗）を使用すること

別記第十七號様式

醫藥品販賣業登録票

昭和 年 度

店舗の所在地（及は營業區域）

登録番號

店舗の名稱

販賣業種

氏 名（法人にあつてはその名稱及び代表者名）

藥事法第二十九條の規定により登録された醫藥品販賣業者であることを證する

年 月 日

都道府縣知事

別記第十八號様式

醫藥品販賣業登録更新申請書

藥事法第二十九條第二項の規定により醫藥品販賣業の登録の更新を申請する

年 月 日

氏 名（法人にあつては名稱及び代表者氏名）

登録番號

都 道 府 縣 知 事 殿

住 所	氏 名	資 格	店舗の名稱及び所在地配置販賣業者にあつては營業の區域

記載上の注意

醫藥品販賣業登録申請書の記載上の注意事項により記載のこと

但し、變更のあつた場合には参考事項欄にその旨記載のこと（朱書）

参考事項	販賣する薬品の範圍	藥劑師を使用する者にあつては、藥劑師の姓名及び住所

12cm

表

<p>第 號</p> <p>所屬廳</p> <p>氏 名</p> <p>生 年 月 日</p> <p>臨 檢 票</p> <p>昭和 年 月 日 發行</p> <p>(一年間有効)</p> <p>厚生省(都道府縣)</p>	<p>寫 眞 貼 附 面</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------

裏

<p>第五十條</p> <p>本文記載のこと</p>	<p>第四十九條 (略)</p>	<p>藥 事 法 抜 萃</p> <p>この證票を携帶する者は、藥事法第四十九條及び第五十條の規定により立入検査又は收去を行う職權を有するものである。</p>
----------------------------	------------------	---------------------------------------------------------------------------------

知記第二十號様式

収 去 證 控

收 去 證

番號

番號

住所又は営業人名	住所又は営業人名
氏名又は法場數量	氏名又は法場數量
物品	物品
年 月 日	年 月 日
収去者・職氏名	薬事監視員 (氏名)
備考	(印)

契 印

薬事法第四十九條の規定により検査のため上記のように収去する

備考 一、()内は例示

二、用紙は日本標準規格A5

(縦一四八耗、横二〇耗)

別記 第一號表

毒 藥

アコニチン、その鹽類及各製劑 アトロピン及びその鹽類 アボモルヒネ及びその鹽類 アレコリン及びその鹽類 エゼリン及びその鹽類 エピレナミン及びその鹽類 エマチン及びその鹽類 黃燐及その製劑 萬年青配糖體 海葱配糖體 カンタリヂン及びその化合物 コルヒチン及びその鹽類

シアン化合物及びその製劑、但し、ベルリン青、黃血鹽、赤血鹽、ロダン化合物及びその各製劑並びに〇・二以下のシアン銀、シアン水銀又はオキシアン水銀を含有する各膏劑（硬膏、軟膏、漿劑又はバスタ劑以下同じ）並びにその他のシアン化合物の製劑であつてシアン水素として〇・二%以下を含有するものを除く。

水銀化合物及びその製劑、但し、朱、甘汞、黃色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞、アセチルオキシメルクリベンゾール、エチルメルクリチオサルチル酸ナトリウム、ハロゲンオキシメルクリフルオレスエインナトリウム及びその各製劑並びに昇汞〇・一%以下を含有しスカレット又はフロキシンを以て着色した水溶液並びに昇汞綿、昇汞ガゼ、黃降汞軟膏、赤降汞軟膏並びにシアン水銀又はオキシアン水銀の〇・二%以下を含有する各膏劑を除く。

スコポラミン及びその鹽類 鈴蘭配糖體 ストリキニーネ及びその鹽類 ストロファンツス配糖體
 蟾精及びその毒成分 チギタリ、ス配糖體 チロキシシン テバイン及びその化合物 ニトログリセリン及びその製劑 巴豆油

砒素、その化合物及びその各製劑、但し、砒素として〇・〇六%以下を含有するものを除く。

ヒオスチアミン及びその鹽類 ビロカルピン及びその鹽類 福壽草配糖體 河豚毒成分及びその製劑

ペラトリン及びその鹽類

ホマトロピン及びその鹽類

メタオキシフェニルトリメチルアンモニウムメチル

スルファートチメチルカルバマート

モルヒネ及びその化合物、但し、エチルモルヒネ、コデイン、デヒドロコデイン及びその各鹽類を除く。

劇 薬

亞鉛鹽類、但し、炭酸亞鉛を除く。

アガリチン及びその鹽類並びにアガリチンを含有する製劑

アコニチンを含有する生薬（鳥頭、附子、アコニットの根の類）及びその製劑

亞硝酸アミル

亞硝酸鹽類

アセチルコリン、その鹽類及びその各製劑、

アセトアニリド及びその製劑、但し、一個（一丸

一錠、一アンプル、一カプセル又は一包以下同じ）中アセトアニリド〇・二五瓦以下を含有するもの及びアセトアニリド一五瓦以下を含有する牛馬用劑を除く。

アセトン、クロロホルム、

アトロピン、ヒオスチアミン又は

「スコボラミン」を含有する生薬（ピオス葉、草及び子、ロート葉、草及び根、ペラドンナ草及び根、マンダラ葉、草及び子、ゾボアシア葉の類）及び製劑、但し、膏劑、坐劑、燻煙劑（マンダラ葉を含有するものに限る）及び一個中ロートエキス〇・〇三瓦以下を含有するものを除く。

アポモルヒネを含有する製劑

アレコリンを含有する製劑

アンチピリン及びその化合物並びにアンチピリン又はその化合物の製劑、但し、一個中アミノピリン〇・二瓦、ブチルアンチピリン〇・三瓦又はアンチピリン、サリチル酸アンチピリン、スルピリン、トリクロルエチルウレタン、アミノピリン若しくはミグレン各〇・五瓦以下を含有するものを除く。

アンチモン化合物及びその製劑、但し、軟膏劑及び金硫黃を除く。

イソプロピルブロムブチルアミド及びその製劑、但し、一個中イソプロピルブロムブチルアミド〇・一瓦以下を含有するものを除く。 印度大麻草及び印度大麻子を含有する製劑

エクゴニン及びその化合物並びにエクゴニン又はその化合物を含有する生藥（コカ）葉及び製劑

エゼリンを含有する生藥（カラバル豆）及び製劑

エチルモルヒネ、コデイン、デヒドロコデイン及びその各鹽類並びにモルヒネ又はその化合物を含有する製劑、但し、阿片坐劑及び一個中磷酸コデイン、硫酸コデイン又は磷酸ヒドロコデイン〇・〇一五瓦以下を含有するもの並びに一日量中磷酸コデイン、硫酸コデイン又は磷酸ヒドロコデイン〇・〇五瓦以下を含有するシロップ劑を除く。

エピレナミンを含有する製劑、但し、エピレナミンとして〇・一%以下を含有する外用劑を除く。

鹽酸及びその含有物、但し、鹽化水素一〇%以下を含有するものを除く。

鹽素酸カリ及びその製劑、但し、鹽素酸カリ一〇%以下を含有するものを除く。

鹽素酸カリ及びその製劑、但し、鹽素酸カリ一〇%以下を含有するもの及び一個中鹽素酸カリ二瓦以下を含有する外用劑を除く。 萬年青配糖劑を含有する製劑 海葱及び海葱配糖體を含有する製劑

過酸化水素を含有する製劑、但し、過酸化水素三・三%以下を含有するものを除く。

過酸化ソーダ及びその製劑、但し、過酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。

苛性カリ及びその製劑、但し、水酸化カリウム五%以下を含有するものを除く。

苛性ソーダ及びその製劑、但し、水酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。

乾燥甲狀腺及び甲狀腺ホルモン又はチロキシンを含有する製劑、但し、一個中乾燥甲狀腺〇・〇二瓦以下を含有する

ものを除く。

カンタリス及びカンタリヂン又はその化合物を含有する製剤、但し、弱發泡膏を除く。

揮發芥子油

金化合物

銀の無機酸鹽類及びその製剤、但し、ハロゲン銀及びその製剤並びに硝酸銀一%以下を含有する外用剤を除く。

グアヤコール及びその製剤、但し、グアヤコール一〇%以下を含有するもの及び一個中グアヤコール〇・〇五瓦以下を含有するものを除く。

クレオソート及びその製剤、但し、クレオソート一〇%以下を含有するもの及び一個中クレオソート〇・〇五瓦以下を含有するものを除く。

クロルエチル

クロロホルム及びその製剤、但し、クロロホルム擦劑及びクロロホルム油並びにクロロホルム二〇%以下を含有するものを除く。

グルゼミンを含有する生藥(ゲルゼミウム根)及び製劑

牽牛子脂及びその製剤、但し、複方大黃丸及び一個中牽牛子脂〇・〇五瓦以下を含有するものを除く。

コタルニン及びその鹽類

コルヒチンを含有する生藥(コルヒクム根及び子)及び製劑コロシント質及びその製劑

サビナ油並びにサビナ油を含有する生藥(サビナ葉)及び製劑サントニン及びその製剤、但し、一個中サントニン〇・〇五瓦以下を含有するものを除く。

四鹽化炭素及びその製劑

萘酸セリウム

硝酸及びその含有物、但し、純硝酸一〇%以下を含有するものを除く。

商陸製劑

水銀化合物及びその製劑中甘汞、黄色ヨード汞、オイレン酸水銀、白降汞、アセチルオキシメルクリベンゾール、エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム、ハロゲンオキシメルクリフルオレスセイナトリウム及びその各製劑並に昇汞〇・一%以下を含有しスカレット又はフロキシンを以て着色した水溶液、但し、膏劑及びアセチルオキシメルク

リベンゾール又はエチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム〇・二%以下を含有する外用劑、一個中ハロゲンオキシメルクリフルオレスセイナトリウム〇・一瓦以下を含有する外用劑及びハロゲンオキシメルクリフルオレスセイナトリウム二%以下を含有する水溶液を除く。

鈴蘭配糖體を含有する製劑

ストリキニーネを含有する生藥（ホミカ、イグナチウス子）及び製劑、但し、ストリキニーネ〇・〇一%以下を含有する製劑及び一日量中ホミカエキス〇・〇三瓦以下を含有するものを除く。

ストロファンツス配糖體を含有する生藥（ストロファンツス屬種子）及び製劑

スバルテイン、その鹽類及びその各製劑　スルフアピリヂン及びその製劑

スルホナール及びメチルスルホナール並びにその各製劑

石炭酸及びその製劑、但し、純石炭酸五%以下を含有するものを除く。

セフアランチン及びその製劑、但し、一錠中〇・〇〇〇一瓦以下を含有するものを除く。

蟾酥毒成分を含有する製劑、但し、一日量中蟾酥〇・〇〇五瓦以下を含有するものを除く。

ヂエチルアミノイソベンチルアミノメトオキシキノリン及びその製劑、但し、一錠中ヂエチルアミノイソベンチルアミノメトオキシキノリン〇・〇一瓦以下を含有するものを除く。

ヂエチルアミノイソベンチルアミノメトオキシクロルアクリヂン及びその鹽類、但し、一錠中ヂエチルアミノイソベンチルアミノメトオキシクロルアクリヂン及びその鹽類〇・一瓦以下を含有するものを除く。

ヂギタリス配糖體を含有する生藥（ヂギタリス屬植物の葉及び子）及び製劑

ヂフェニルヒダントインナトリウム及びその製劑、但し、一個中ヂフェニルヒダントインナトリウム〇・一瓦以下を

含有するものを除く。

チフェニルプロピルエチルアミン及びその鹽類

注射用血清

注射用細菌製劑

注射用降蔵ホルモン製劑

チラミン及びその化合物

テバイン及びその化合物の各製劑

銅鹽類、コロイド銅及びその製劑

吐根及びエメチンを含有する製劑、但し、吐根一%以下を含有するもの及び吐根錠並びに一日量中吐根〇・〇六瓦以下を含有するものを除く。

トリクロル醋酸及びその製劑

トロパコカイン、その鹽類及びその各製劑

鉛化合物及びその製劑中醋酸鉛、一酸化鉛並びに次醋酸鉛液麥角及びそのアルカロイドを含有する製劑

巴豆油を含有する生藥（巴豆）及び製劑

パバベリン及びその鹽類

パラフェネチン化合物及びその製劑、但し、一個中フェナセチン又はラクチルフエネチン〇・五瓦以下を含有するものを除く。

バリウム化合物、但し、硫酸バリウムを除く。

バルピツール酸化合物及びその製劑、但し、一個中ピラピタル又はバルピタルフェナセチン複合體〇・五瓦以下を含有するものを除く。

ハルマアルカロイド及びその鹽類

ハルマアルカロイド及びその鹽類

ビクリン酸及びその鹽類

砒素として〇・〇六%以下を含有する砒素及びその化合物の各製劑、但し、砒素として〇・〇〇三%以下を含有するものを除く。

ヒドラスチン、その鹽類及びその各製劑

ヒドラスチン、その鹽類及びヒドラスチンを含有する製劑

ピロカルピンを含有する生藥ヤボランチ葉及び製劑

フェニルメチルアミノプロパノール、その鹽類及びその製劑、但し、一個中フェニルメチルアミルプロパノールとして〇・〇二五瓦以下を含有するもの、一日量中フェニルメチルアミノプロパノールとして〇・五瓦以下を含有するシ

ロツブ劑及びフェニルメチルアミノプロパノールとして〇・三%以下を含有する點眼劑を除く。

フェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン及びその各鹽類並びにその各製劑、但し、一錠中フェニルアミノプロパン又はフェニルメチルアミノプロパンとして〇・〇一瓦以下を含有するものを除く。

フェニルエチルヒダントイン、フェニルエチルヒダントインナトリウム及びその各製劑、但し、一個中フェニルエチルヒダントイン又はフェニルエチルヒダントインナトリウム〇・一瓦以下を含有するものを除く。

フェネチルチアニシルグアニジン及びその鹽類
フェノールフタレイン
福壽草配糖體を含有する製劑

ブチルアミノベンゾイルチアルキルアミノエタノール、その鹽類及びその各製劑、但し、ブチルアミノベンゾイルチアルキルアミノエタノール〇・一%以下を含有する點眼劑を除く。

ブチルオキシシンコニン酸チエチレンチアミド、その鹽類及びその各製劑、但し、ブチルオキシシンコニン酸チエチレンチアミドとして一%以下を含有する外用劑を除く。

ブリン化合物及びその製劑、但し、一個中カフェイン又はラオプロミンとして〇・二五瓦以下を含有するものを除く。
ブルチン、その鹽類及びその各製劑
ブルボカブニン及びその鹽類

プロカイン、その鹽類及びその各製劑、但し、鹽酸プロカイン五%以下を含有する外用劑を除く。

プロム
プロムエチル
プロムカンブル
プロムチエチルアセチル尿素及びその製劑、但し、一個中プロムチエチルアセチル尿素〇・五瓦以下を含有するものを除く。

プロムワレリル尿素及びその製劑、但し、一個中プロムワレリル尿素〇・五瓦以下を含有するものを除く。
プロモホルム
ベタナフトール及びその製劑、但し、ベタナフトール五%以下を含有する外用劑を除く。

ヘノボチーム油及びその製劑

ベラトリンを含有する生薬（サバチルラ子、蘆根）及び製劑ベルリン青、黃血鹽、赤血鹽及びロダン化合物以外のシアン化合物の製劑であつてシアン水素として〇・二%以下を含有するもの、但し、シアン銀、シアン水銀及びオキシアン水銀〇・二%以下を含有する膏劑及びシアン水素として〇・一%以下を含有する外用劑を除く。

ベンゾイルテトラメチルジアミノエチルイソプロピルアルコール及びその鹽類

ペンタエリトリツトテトラニトライト

泡水クロラー

ボドフィルム脂及びその製劑

ホマトロピン及びその鹽類の各製劑

ホルムアルデヒド含有物、但し、ホルマリン石鹼液及びホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。

無水クロム酸　メタオキシフェニルトリメチルアンモニウムメチルスルファートデメチルカルバマート製劑

メタノール及びその製劑、但し、消毒用メタノール及びメタノールを含有する外用劑を除く。

メチレンクロリド　メチレンジオキシフェニルメチルメチレンジオキシイソキノリン及びその鹽類

メチレンジオキシベンチルメチレンジオキシイソキノリン及びその鹽類

メトキシアリルフェノールジアリルアミノエチルエーテルその鹽類、及びその各製劑

メトキシアリルフェニルジエチルアミノエチルエーテル、その鹽類及びその各製劑

綿馬根及びその成分を含有する製劑

ヤラツバ根、ヤラツバ脂及びその製劑、但し、ロカイヤラツバ丸、複方大黃丸、ヤラツバ石鹼及一個中ヤラツバ脂

〇・〇五以下を含有するものを除く。

ヨード及びその製劑、但し、遊離ヨード三・二%以下を含有する外用劑を除く。

ヨードカリ及びその製劑、但し、ヨードカリ一〇%以下を含有するもの及び一個中ヨードカリ〇・三五以下を含有するものを除く。

ヨードホルム

ヨヒンビン、その鹽類及びその製劑

硫酸及びその含有物、但し、純硫酸一〇%以下を含有するものを除く。

ロベリンその鹽類並びにロベリンを含有する生藥（ロベリヤ草）及び製劑但し、ロベリヤ草を含有する燻煙劑を除く。

ヤニチン素 (四十、四十二、四十三)

別記 第二號表

赤色タール色素

醫藥藥及び化粧品用

赤色一號（ボンソー3R）1. プソイドクミルアゾ 2. ナフトール 3. 6. チスルホン酸のナトリ

ウム鹽

醫藥品及び化粧品用

赤色二號（アマランス）1. (4. スルホ1. ナフチルアゾ) 2. ナフトル 3. 6. チスルホン酸のナト

リウム酸

醫藥品及び化粧品用

赤色三號（エリスロシン）6. オルトカルボキシフェニル 6. ヒドロオキシ 2. 4. 5. 7. テトラヨ

1. 3. イソキサントンのナトリウム鹽

醫藥品及び化粧品用

赤色四號（ボンソーSX）2. (5. スルホ 2. 4. キシリルアゾ) 1. ナフトール 4. スルホン酸の

ナトリウム鹽

醫藥品及び化粧品用

赤色五號(オイレットD X O) 1. キシリルアゾ 2. ナフトール

醫藥品及び化粧品用

赤色一〇一號(ボンソーR) 1. キシリルアゾ 2. ナフトール 3. デスルホン酸のナトリウム

鹽

醫藥品及び化粧品用

赤色一〇二號(ニューコクシン) 1. 4. スルホ 1. ナフチルアゾ 2. ナフトール 6. 8. デスルホ

ン酸のナトリウム鹽

醫藥品及び化粧品用

赤色一〇三號(エオシン) 2. 4. 5. 7. テトラブロム 9. オルトカルボキシフェニル 6. ヒドロキ

ン 3. イソキサントンのナトリウム鹽

醫藥品及び化粧品用

赤色一〇四號(フロキシシン) 9. (3. 6. デクロル、オルトカルボキシフェニル) 6. ヒドロキシ、

2. 4. 5. 7. テトラブロム 3. イソキサントンのカリウム鹽

醫藥品及び化粧品用

赤色一〇五號(ローズベンガル) 9. (3. 6. デクロル、オルトカルボキシフェニル) 6. ヒドロキ

シ 2. 4. 5. 7. テトラヨード 3. イソキサントンのカリウム鹽

だいたい色タール色素

醫藥品及び化粧品用

だいたい色一號(オレンヂ1) 4. パラスルホフェニルアゾ 1. ナフトールのナトリウム鹽

醫藥品及び化粧品用

だいたい色二號(オレンヂSS) 1. オルトトリルアゾ 2. ナフトール

黄色タール色素

醫藥品及び化粧品用

黄色一號(ナフトールイエローS) 2. 4. チニトロ、1. ナフトール、7. スルホン酸のアルカリ鹽

醫藥品及び化粧品用

黄色二號(イエローAB) 1. フェニルアゾ 2. ナフチルアミン

醫藥品及び化粧品用

黄色三號(イエローOB) 1. オルトトリルアゾ 2. ナフチルアミン

醫藥品及び化粧品用

黄色四號(タートラヂン) 3. カルボキシ 5. ヒドロキシ 1. パラスルホフェニル 4. パラスル

ホフェニルアゾピラツオロンのナトリウム鹽

醫藥品及び化粧品用

黄色五號(サンセツトイエローFCF) 1. パラスルホフェニルアゾ 2. ナフトール 6. スルホ

ン酸のナトリウム鹽

青色タール色素

醫藥品及び化粧品用

青色一號(ブリリアントブルーFCF) 4. [4. (Nエチルパラスルホベンチルアミノ)フェニ

ル] (2. スルホニウムフェニル) メチレン] [1. (NエチルNスルホベンチル) チクロヘキサチ

エンイミン] のナトリウム鹽

醫藥品及び化粧品用

青色二號(インヂゴカーミン) 5. 5. インヂゴチスルホン酸のナトリウム鹽

綠色タール色素

醫藥品及び化粧品用

綠色一號(ギネアグリーンB) 4. (4. (Nエチルパラスルホベンチルアミノ)ヂフェニルメチ

レン) 1. (Nエチル、Nパラスルホニウムベンチル)チクロヘキサヂエンイミン)のナトリウム鹽

醫藥品及び化粧品用

綠色二號(ライトグリーンSF黄口) 4. (Nエチルパラスルホベンチルアミノ)フェニル

(4. スルホニウムフェニル)メチレン) 1. (NエチルNパラスルホベンチル)チクロヘキサヂ

エンイミン)のナトリウム鹽

醫藥品及び化粧品用

綠色三號(ファストグリーンFCF) 4. (4. (Nエチルパラスルホベンチルアミノ)フェニル)

(4. ヒドロキシ 2. スルホニウムフェニル)メチレン) 1. (Nエチル、Nパラスルホベンチル)

チクロヘキサヂエンイミン)のナトリウム鹽

別記 第三號表 (指定醫藥品)

亞硝酸アミル

アセタルゾール

アセチルタンニン

亞砒酸カリ液

アミノ安息香酸エチル

アミノコルチン

アミノピリン

アルゼノベンゾール

アルゼノベンゾールナトリウム アンチピリン

鹽化亞鉛

鹽酸エブレナミン液

鹽酸エフエドリ

鹽酸エメチン

鹽酸プロカイン

鹽酸ロベリン

鹽酸ピロカルピン

黃降汞

黃磷

オキシシンアン水銀

オキシシンアン銀錠

還元鐵

甘汞

甘汞錠

乾燥甲狀腺

カンタリスチンキ

含糖ペブシン

含糖ヨード鐵

キノヨチン	杏仁水	強ネオアルゼノベンゾール	グアヤコール
クレオソート	クローラミン	クロルエチル	クロロホルム
コロイド銀	コロイド銀軟膏	サリチル酸アンチピリン	サリチル酸エゼリン
サリチル酸水銀	サントニン	次没食子酸ヨード蒼鉛	蒸水製甘汞
昇汞	昇汞ガーゼ	昇汞錠	昇汞綿
硝酸銀	硝酸銀加硝酸	硝酸ストリキニーネ	消毒用昇汞
ストロファンツスチンキ	スルピリン	スルホナール	生理食鹽水
赤降汞	赤色ヨード汞	チウレチン	チギタリスチンキ
チキタリス葉	テオフィリン	吐根	テオフィロール
吐根チンキ	ネオアルゼノベンゾール	ノイホルム	麥角
麥角エキス	麥角流動エキス	巴豆油	麥角
ヒヨスエキス	ピラピタール	フエナセチン	バルピタール
プロテイン銀	プロム水素酸スコボラミン	プロム水素酸ホマトロピン	フエノバルピタール
プロムワレリル尿素	ヘノボヂム油	泡水クローラール	プロムヂエチルアセチル尿素
ホミカチンキ	マーキエロクロム	麻酔用エーテル	ホミカエキス
ミグレニン	メチルスルホナール	決菌ゼラチン液	麻酔用クロロホルム
燐製硝酸銀	溶性バルピタール	溶性フエノバルピタール	綿馬エキス
			ヨードカリ

ヨードカリ錠
 ヨードホルム
 ヨード化油
 硫酸アトロピン
 ヨードチンキ
 硫酸エゼリン
 ヨード鐵シロップ
 レゾルシン
 ロック液
 ロートエキス
 リンゲル液
 ロートチンキ
 指定醫藥品を含有する製劑であつて毒藥又は劇藥に屬するもの

別記 第四號様式

醫 療 器 械

印象及び咬合採取用具類 銳匙類 X線裝置類 X線フィルム類 遠心沈澱器類 開創及び開口器類 カーテテル類
 ブージー類 鉗子類 穿孔器類 穿刺及び穿削器類 鏡類 計測器類 顯微鏡類 捲綿子類 鉤類 咬斷器類 骨接
 合器類 殺菌水用器具類 散粉器類 齒科用剔削用器具類 齒科用充填用器具類 齒科用ブローチ類(クレンザーを
 含む) 齒科用防濕用器具 齒科用練成器械器具類 手術用手袋 種痘器具類 消息子及び探針類 消毒器類 照明器
 具類 蒸溜器類 蒸和用器械器具類 人口氣胸器類 鑷子類 剪刀類 舌壓子類 打診器類 治療臺及び手術臺類
 注射針及び縫合針類(貼藥針を含む) 注射筒及び洗滌器類 聽診器類 槌類 梃子類 電氣器械類(X線裝置を除
 く) 展伸器類 刀類 鋸類 鑿類 剝離子及び把子類 ハンドピース類 副木類 孵卵器類 縫合糸類 保持器類
 麻醉器類 ミクロトーム類 滅菌用器具類 鐘類 輸血用器具 ユニツト類

齒 科 材 料

義齒床用材料類 齒科用印象材料 齒科用ガツクバーチャー製品 齒科用金屬類 齒科用研削材料類 齒科用石膏製
品類 齒科用セメント類 齒科用ワックス類 陶齒及びレヂン齒々冠用合成樹脂材料

衛 生 用 品

家庭用洗滌器類 性病豫防器具類 浣腸器類 月經處理用具類 性具類 脫疾治療用具類 避妊用具類

藥事法施行に關する件

厚生次官通牒(厚生省發第一九號
昭和二十三年八月十六日)各都道府縣知事宛

首題の法律は、本年七月二十九日法律第一九七號をもつて公布、即日施行せられ、これが施行規則は八月十五日厚生省令第三十七號をもつて公布即日施行せられたのであるが、舊藥事法とは體系その他根本的に異なるものであり、立法の精神を具體化し、所期の効果を達成する途は、かかつて施行に際して、法律の解釋を一定し、その運用の適切を圖ることにあると考えられる。

都道府縣においては、移めて事務處理の圓滑迅速を圖り、取締に當つては、公平を期することが最も肝要である。

よつて左の事項に留意の上部下吏員の指導監督につき、遺憾のないよう通牒する。

第一 藥 劑 師

- 一 藥事法施行の際、舊法の規定により藥劑師免許を得た者は、藥事法第六十五條第二項の規定により三月以内にその住所地を管轄する都道府縣知事を経て厚生大臣に届け出ることと規定されているが、届出様式は別記第一號様式とし、その際同時に藥劑師免許證登録更新申請書を提出せしめること
- 二 都道府縣は、當該都道府縣に所在する藥劑師の名簿を作成し、記載事項欄は厚生省に備える藥劑師名簿に準ずるものとし、これに必要事項を記載すること
- 三 都道府縣は、一により届出及び申請のあつた者につき申請書及び届出書を取纏め集計表を添えて十一月末日までに厚生省に進達すること
- 四 厚生省は、本年末日までに届出及び申請のあつた者につき二十四年度に效力を有する藥劑師免許證及び藥劑師免許證登録更新證明書を都道府縣を経て本人に送付すること
- 五 藥劑師免許證の毎年更新については、更新申請書を、十月末日までに都道府縣に提出せしめ、前二項に準じて取扱ふこと
- 六 規則第五十七條第一項に規定する登録の變更申請については別記第二號様式に、規則第五十五條第一項に規定する再交付申請については、別記第三號様式によること
- 七 免許證の再交付申請については、その申請者、事由等について、調査し、以前に再交付の申請をした事實のある場合には、その年月日及び申請書提出の官公署名も記載させること

第二 薬局及び調剤

一 薬局開設の登録については、薬局開設者登録申請書の審査及び開設すべき薬局の實地調査等により當該申請薬局が別に定める薬局開設者登録基準に適合しているか否かを検討の上、基準に適合する者のみを登録すること

二 薬局開設者登録基準(三)に掲げる調剤及び藥事に關する試験に必要な設備、器具については、これは最低の基準であるので都道府縣において右以外必要な設備、器具を備えるよう指導することは差支えないこと、なお醫師齒科醫師又は獸醫師の調剤所に對しては、調剤に必要な設備器具について、右基準中適宜取捨の上、これを備えさせるよう指導すること

三 薬局開設者登録基準(一)に規定する「採光換氣」「設備が衛生的であること」等の諸點については、形式的に調査せずに實質的な點に留意すること

四 薬局登録更新申請書は、毎年十月末日までに、これを提出させるよう指導し、審査の上十二月末日までに翌年度に效力を有する登録票を交付すること、なお登録更新の申請をしなかつた者は、翌年一月一日から無登録薬局として法第五十七條により處罰の對象となるからこの點周知の上取扱に留意のこと

五 登録の更新を受けた薬局開設者は、前年度の登録表を一月末日までに、都道府縣に還付させること

六 法第六十六條に規定する「舊法の規定による薬局開設者」は、都道府縣の事務の便宜のため十一月末日までに新しい登録の申請をなさしめるよう指導すること

なおこの場合の登録票は昭和二十四年度のものとし、發行の日附は、昭和二十四年一月二十九日とすること

七 法第二十二條に規定する「自ら調剤し」とは、調剤の本質的實務例えば醫藥品の秤量、混合分割等は、本人以

外には、これをなさしめないことであるので管下の醫師、齒科醫師及び獸醫師に周知徹底せしめること

八 法第二十三條の規定は、病院、診療所の調剤所における調剤は、これを含まない趣旨であること

九 法第二十五條の處方せん保存規定は、非醫師の處方せんも含まれるので、この點に留意すること

第三 醫藥品の製造業

一 醫藥品の製造業の登録については、醫藥品製造業登録申請書の審査及び製造所の實地調査等により當該申請者が、別に定める醫藥品の製造業者登録基準に適合しているか否かを調査の上その結果を副申すること

右調査のためには、保健所の機能をも充分に活用すること

二 登録基準(一)の各號に規定する事項、その他設備、器具等については、形式的に調査せずに實質的な點に留意すること

三 公定書に收められた醫藥品(以下公定書醫藥品という)のみを製造しようとする者は、醫藥品製造業登録申請書を、公定書醫藥品と公定書に收められていない醫藥品(以下公定書外醫藥品という)とをあわせて製造しようとする者は、醫藥品製造業登録申請書(品目欄には、製造しようとする品目をすべて記載のこと)と公定書外醫藥品製造許可申請書(別記第四號様式)を同時に提出させること

公定書外醫藥品のみを製造しようとする者については、前項後段に準じた取扱をすること

四 醫藥品製造業登録申請書に添付する定款、寄附行爲、藥劑師免許證登録證明書、醫師免許證その他資格を證する書面等の寫は本證と照合の上、これに照會済みである旨を附記すること

五 申請書、届書は、すべて二通宛提出せしめ一通を厚生省に進達し他の一通は都道府縣の控とすること

六 都道府縣は、當該都道府縣に所在する醫藥品の製造業者の製造所別名簿を作成し、これに必要事項を記載すること

七 醫藥品の製造業の毎年の登録更新については、更新申請書は、毎年十月末日までに二通宛都道府縣に提出せしめ、當該都道府縣は、十一月末日までに一通を厚生省に進達し、他の一通は都道府縣の控とすること

厚生省は、前項の申請のあつた者につき、翌年度に效力を有する登録票を十二月末日までに都道府縣を経て本人に送付すること

八 法第六十六條に規定する「舊法により許可を受けた醫藥品の製造業者であつて、藥事法施行の際現にその業を営んでいる者の取扱に關しては、左によること

(一) 舊法第二十二條の規定により許可を受けた者で、昭和二十四年一月二十九日以後も引き続きその業を営もうとする者については、原則として昭和二十四年一月一日より同月二十八日までの間に昭和二十四年度に效力を有する登録票を交付することにより、手續その他について、最も簡便な方法を取る方針であるから、事務の都合もあり、本年十月末日までに三に準じた手續をさせること

右の手續の簡易化を圖るため特に規則第十三條に規定する左の添付書類は、これを省略する外公定書外醫藥品製造許可申請書は、別記第四號様式によらず臨時公定書外醫藥品製造許可申請書（第五號様式）によらせること、但し左記（ハ）について變更のあつた場合には、これを省略してはならない。

(イ) 申請者の履歷書（法人にあつては、定款又は寄附行爲）

(ロ) 製造の設備及び施設の概要並びに圖面

(ハ) 専任の藥劑師、技術者醫師又は細菌學的知識を有する者の履歷書及び専任の藥劑師の藥劑師免許證登錄證明書、醫師免許證その他資格を證する書面の寫

(二) (一)の申請にあたり(一)の(ハ)に關係のある事項を除く外舊法の規定による許可事項を變更して登録を申請しようとする者又は故意に舊法の許可事項を變更して申請しようとする者であると認められるものについては、(一)による省略は認めず、新しい登録の申請によらしめること

従つて、(一)による申請書の記載事項については、氏名、住所(法人にあつては名稱、主たる事務所の所在地)製造所の所在地、その名稱、製造の品目及び専任の藥劑師その他の者の氏名並びに住所については、特に舊法による許可事項と嚴密に對照し、誤りのないようにすること

(三) 昭和二十四年一月二十九日以前において、製造の品目の追加、許可内容の變更等の申請又は届出をしようとする場合は新たな登録を必要とするものでありこの場合は(一)に準じた申請書に公定書醫藥品の品目追加については、醫藥品製造業登録品目變更申請書(別記第六號様式)を公定書外醫藥品の品目追加又は許可内容の變更については、公定書外醫藥品製造許可申請書(別記第四號様式)又は公定書外醫藥品製造許可事項變更申請書(別記第七號様式)を、及び製造業者の氏名、住所、製造所名稱の變更については、醫藥品製造業登録事項變更届(別記第八號様式)を添付して提出させること

(四) 醫藥部外品等取縮法第三條の規定により許可を受けた者については、(一)の前段により取扱ふこと、但し従前都道府縣知事により許可を受けていた關係上、後段による手續の簡易化をすることなく、醫藥品製造業登録申請書及び臨時公定書外醫藥品製造業許可申請書(第五號様式)に當該品目につき、醫藥部外品等取縮法に

より許可を受けた内容（品名、原料品名及びその分量、用法、用量、效能並びに効果、製造法について、既に許可を受けている場合には、その製造法）を記載した別紙を添付させること

右の場合申請書に添付する別紙の記載事項については、醫藥部外品等取締法による許可の内容と相違のあるか否かを臺帳等と厳密に對照すること、但し、申請者の主たる營業所が製造所在地以外の都道府縣にあるため別紙の記載事項と許可内容とを對照することのできない場合には、申請者をして許可を受けた都道府縣知事から別紙の記載事項について許可の内容と相違ない旨を證する書面を受けさせて、これを添付させること

なお舊法による醫藥品の製造業者が従前醫藥部外品であつたものを、他の醫藥品と同時に申請する場合にもその許可内容を記載した別紙を添付させ、前記と同様に取扱うこと

九 舊法施行規則第九十六條に規定する醫藥品の小分業は、本法では、これを醫藥品の製造業として取扱うこと

十 法第二十七條に規定する「専任の藥劑師を必要としない醫藥品」とは、ガーゼ、脱脂綿、家庭用衛生綿及び従前醫藥部外品として取扱われて來たねすみ、はえ、か、のみ類の驅除又は防止を目的とする醫藥品を主とするものであつて厚生省の承認を受けたものとし、その製造を管理させるための専任の技術者としては、これらの製造に従事している者であつて、その製造につき必要な知識、技術、經驗を充分に有するもの又はこれと同等以上の知識、技能を有すると認められるものについて承認を與える方針であること

十一 施行規則第五十八條第二項の規定により醫藥品の製造業者又は輸入販賣業者が専任の藥劑師その他の者を變更しようとする場合には、別記第十一號様式によること

施行規則第五十五條に規定する醫藥品の製造業登録票の再交付を申請する場合は、別記第十二號様式によるこ

と、この場合申請者、事由等について、調査し、以前に再交付の申請をした事実のある場合にはその年月日を記載させること

第四 用具の製造業

前項については、用具及び化粧品品の製造業登録票再交付申請についても同様であること

一 施行規則別記第四號表に掲げる用具以外の用具は、その製造業の登録及び製造品目についての許可は、不要であること

二 用具の製造業の登録については、用具製造業登録申請書の審査及び製造所の實地調査等により当該申請者が別に定める用具製造業者登録基準に適合しているか否かを調査の上、その結果を副申すること

三 登録基準（一）に規定する事項その他設備器具等については、形式的に調査せずに實質的な點に留意すること

四 用具の製造をしようとする者は、用具製造業登録申請書及び用具製造許可申請書（別記第九號様式）並びに製造業者の履歷書（法人にあつては、定款又は寄附行爲）をそれぞれ二通宛提出せしめ一通を厚生省に進達し他の一通を都道府縣の控とすること

五 都道府縣は、當該都道府縣に所在する用具の製造業者の製造所別名簿を作成し、これに必要事項を記載すること

六 用具の製造業の毎年の登録更新については、更新申請書は、毎年十月末日までに二通宛都道府縣に提出せしめ當該都道府縣は、十一月末日までに一通を厚生省に進達し、他の一通は都道府縣の控とすること

厚生省は、前項の申請のあつた者につき、翌年度に效力を有する登録票を十二月末日までに都道府縣を経て本

人に送付すること

七 法第六十八條に規定する用具の製造業者は、昭和二十四年一月二十八日まで登録又は許可を受けた製造業者とみなされるのであるが、一月二十九日以後も引き続きその業を営もうとする者については、原則として昭和二十四年一月一日より同月二十八日までの間に昭和二十四年度に効力を有する登録票を交付することになるが、その手續については、事務の都合もあり本年十月末日までに四による手續をなさしめること

八 施行規則第二十四條に規定する用具の製造業の許可事項の變更申請については別記第十號様式により都道府縣に二通提出させること

なお施行規則第五十九條に規定する登録事項變更の届出に關しては、醫藥品製造業登録事項變更届（別記第八號様式を準用すること

九 用具の登録基準の(三)に該当するものは左のようなものであること

齒科用セメント類、齒科用印象類材料（モデリングコムパウント）

齒科用ガッタパーチア製品（テンポラリストツピング）

齒科用石膏類、月經處理用具類（例えばサンボン）

第五 化粧品製造業

一 化粧品の製造業の登録については、第四の二及び三に準ずること

二 化粧品の製造品目については、次の分類名及び品名を記載させること

頭髮用化粧品類（何々ローション）

化粧水類（ヘチマコロン）

白粉打粉類（何々白粉）

紅眉墨類（何々頰紅）

齒磨類（何々齒磨）

石鹼類（何々石鹼）

染毛劑類（何々毛染）

香水類（何々ローズ）

三 化粧品の製造をしようとする者は、化粧品製造業登録申請書及び製造業者の履歴書（法人にあつては、定款又は寄附行爲）をそれぞれ二通宛提出せしめ、内一通は、厚生省に進達し、他の一通はこれを都道府縣の控とすること

四 都道府縣は當該都道府縣に所在する化粧品の製造業者の製造所別名簿を作成し、これに必要事項を記載すること

五 化粧品の製造業の毎年の登録更新については、更新申請書は、毎年十月末日までに二通都道府縣に提出せしめ當該都道府縣は、十一月末日までに一通を厚生省に進達し、他の一通は都道府縣の控とすること

厚生省は、前項の申請のあつた者につき翌年度に效力を有する登録票を十二月末日までに都道府縣を経て本人に送付すること

六 法第六十八條に規定する化粧品の製造業者は醫藥部外品等取締法の規定により主たる營業所所在地の都道府縣

うららかし

知事に届け出でその業を営んでいたのであるが、その取扱については第四用具の製造業の七に準じて取扱うこと
七 施行規則第五十九條に規定する登録事項の變更届出に關しては、醫藥品製造業登録事項變更届（別記第八號様式）を準用すること

第六 醫藥品、用具、化粧品の輸入販賣

登録の手續及び様式は施行規則別記様式に定める外醫藥品、用具又は化粧品製造業に關する事項に準ずること

第七 醫藥品の販賣業

一 醫藥品の販賣業者の登録については、これをすべての品目を販賣する販賣業者指定醫藥品以外の品目を販賣する販賣業者及び配置販賣業者の三種に區別し、申請者の有すべき設備、施設、資格等が別に定める醫藥品の販賣業者登録基準に適合するか否かを検討の上、基準に適合する者のみを登録すること

二 醫藥品の販賣業者の登録基準については次のように運用すること

(一) すべての品目を販賣する販賣業者

(イ) 登録基準(一)に規定する「採光換氣」「設備が衛生的であること」等の諸點については、形式的にこれをなすに實質的な點に留意すること

(ロ) 登録基準(一)に規定する「藥事に關する試験に必要な設備器具について」は都道府縣の實情により必要なものについてなお整備するよう指導して差支えないこと

(二) 指定醫藥品以外の品目を販賣する販賣業者

(イ) 登録基準(一)に規定する都道府縣知事の適當と認める者に關しては、左の要領により都道府縣において

試験を行うことができる。

(學說)

(1) 藥事法規

(2) 醫藥品の性状、貯藏方法及び取扱上の注意事項

(實地)

醫藥品の實物鑑定及び取扱方法

(ロ) 登録基準(二)に規定する「採光換氣」「設備が衛生的であること」等の諸點については、「すべての品目を販賣する販賣業者」の場合に準ずること

(ハ) 登録基準(四)に該當する申請者に對しては、管理者の試験合格證の寫及び雇傭契約書の寫を申請書に添付せしめること

(三) 配置販賣業者

(イ) 配置販賣とは、行商の一種であるが販賣業者があらかじめ消費者に醫藥品を預けて置き消費者がこれを使用した後でなければ、代金請求權を生じないような販賣方法であつて、現金行商は含まれないこと

(ロ) 登録基準(一)に規定する醫藥品は、從來のいわゆる家庭藥の範圍に止めんとする趣旨であること

(ハ) 登録基準(二)に規定する都道府縣知事の適當と認める者に關しては、左の要領により都道府縣において試験を行うことができる

(1) 藥事法規

(2) 配置販賣業者の取扱い得る品目の範囲内において、醫藥品の性状、貯藏方法、用法、用量效能及び取扱以上の注意事項の概要

(四) 登録基準(三)に該当する申請者であつて都道府縣知事の行う試験に合格した者に管理させる場合には、管理者の試験合格證の寫及び雇傭契約書の寫を添付させること

三 法第六十六條に規定する醫藥品の販賣業者であつて、すべての品目を販賣する販賣業者、指定醫藥品以外の品目を販賣する販賣業者又は配置販賣業者については、都道府縣の便宜のため十一月末日までに新しい登録の申請をなさしめるよう指導すること。なおこの場合の登録票は、昭和二十四年度のものとし、發行の日附は、昭和二十四年一月二十九日とすること

四 醫藥品の販賣業者登録更新申請書は、毎年十月末日までにこれを提出させるよう指導し、審査の上十二月末日までに翌年度に效力を有する登録票を交付すること

なお登録更新の申請をしなかつた者は、翌年一月一日から無登録の販賣業者として法第五十七條により處罰の對象となるからこの點周知の上取扱に留意すること

五 登録の更新を受けた販賣業者には、前年度の登録票を一月末日までに還付させること

六 規則第十八條の申請事項中第二號の配置販賣業の營業區域は、市郡區單位に記入させ、配置販賣業者以外の者については、「すべての品目」「指定醫藥品以外の品目」の別を記入させ、配置販賣業者及び舊法施行規則第七十條第三號の規定により品目を限つて販賣の許可を受けた者については、醫藥品の品名及び製造會社名を記載させること

七 舊法施行規則第十七條第三號の規定により品目を限つて販賣の許可を受けた者であつて、法第六十六條の規定により「従前の例による」者は、四に準じて十二月末日までに新しい登録の申請をなさしめ、毎年の更新については、舊法施行規則第七十條第三號により許可を受けた品目を限つて登録の更新をなさしめること

八 醫藥部外品等取締法の規定による醫藥部外品であつて法第二條第四項の規定により醫藥品とせられたものを藥事法施行の際販賣している者は、舊法施行規則第七十條第三號の品目を限つて販賣する販賣業者とみなし七に準じて登録並びに登録の更新をなさしめること

なお、今後あらたに品目を限つて販賣する販賣業者は、指定醫藥品以外の品目を販賣する販賣業者の外は、認められないこととなるので念の爲

九 規則第五十四條に規定する「身分を示す證票」は、販賣業者の住所地の都道府縣知事に左記書類を添付して證票の交付を申請せしめ、審査の上證票を交付すること

(イ) 配置販賣業者の登録票寫

(ロ) 配置員の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項證明書

(ハ) 雇傭契約書の寫

配置販賣業者自ら販賣に従事する場合の證票の交付申請書添付書類については、(ロ)、(ハ)は省略すること

十 施行規則第五十四條に規定する「身分を示す證票」は別記第十三號様式によること

十一 舊法施行規則第六十九條の規定により配置販賣業の協同組合であつて、許可を受けているものについては、登録の対象とすることができる。なお、今後あらたに配置販賣の協同組合が登録の対象とならうとする場合には

當該協同組合が内容的に配置販賣の實質を備えているものでなければならぬこと

第八 標示及び表示書

一 標示及び表示書に關する法及び施行規則の規定は、今後の運用及び具體的事實によつてその解釋が定められることとなるので疑義のあつた際は、厚生省宛照會することとし、一方的判斷による運用を避けること

二 施行規則第三十三條は、他の醫藥品、用具又は化粧品に對する效能、效果又は名稱に關連して虚偽又は誤解を招く虞があるものであること

三 施行規則第三十四條は、醫藥品の名稱に關して、アセトアニリドとアンチピリンを成分とする醫藥品をアンチピリン散と稱する如きものであること、なお有效成分とは、「標示又は表示書に記載してある效能」に對して有效な成分を指すものであること

右の場合、原則として主薬及び佐薬は有效成分であり賦形薬、矯正薬は有效成分とは考えられないこと

四 施行規則第三十八條第一項及び第三十九條第一號にいう通常取引の行われる間とは、製品が製造業者から最終購入者に移るまでの時間的の間隔を意味していること

五 施行規則第四十三條に規定する外國語とは、法又はこれに基く省令で表示するように定められた醫藥品、用具又は化粧品の使用（成分、分量、使用方法、使用上の注意その他）に關して意味を持つ外國語を意味し、g. cc等は含まれないこと

六 法第七十一條に規定する「現に存する醫藥品、用具又は化粧品に對する標示又は表示書」とは、製造業者が現に所有している標示又は表示書をいい、製造業者には、製造年月日を示す又は標示書に記載せしめるよう指導し、昭和

二十四年一月二十九日以後は製造年月日が一月二十八日以前のものであるについてのみ、その存続を認め、その他は現行薬事法により取締ること

第九 その他

一 薬局開設者若しくは醫藥品、用具、化粧品、製造業者、若しくは輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者の登録の更新はすべて登録更新申請書をそれぞれの項において示した期日までに提出せしめ、十二月末日までに翌年度に效力を有する登録票を交付することとなつてゐるが、都道府縣において更新をするものにあつては、できる限りすみやかに処理し、厚生省において更新をするものについては、十一月末日までに申請書の外、夫々の業態について申請者数を一括して報告をし、申請書の進達が遅れる場合にあつても更新をする者の都道府縣別数にすみやかに報告すること、この場合厚生省は、登録票を都道府縣別申請数に應じて送付し、都道府縣において必要事項を記載の上すみやかに交付するよう処理すること。

前項の場合でも、やむを得ない理由により提出期限以後に登録更新の申請書を提出する者に對しては、翌年度に效力を有する登録票を交付するものとし、一月一日以前に交付することのできない場合には、申請受理を證する書面を交付する等の手段によりその者の營業を繼續せしめることのできるよう措置すること

二 毎年十二月三十一日までに登録更新の申請をしなかつた者は、あらたに登録を受けることとなるので、留意すること

三 法第六十六條の規定により「舊法により許可を受けた薬局開設者及び醫藥品の販賣業者であつて昭和二十四年一月二十八日まで従前の例による者」の登録に關しては、法第六十六條に規定する醫藥品の製造業の登録に關す

る取扱いに準じて添付書類を省略する等簡便な措置を講じて差支えないこと

四 無効になつた薬剤師免許證登録證明書、醫藥品、用具若しくは化粧品の製造業登録票又は醫藥品用具若しくは化粧品の輸入販賣業登録票は、毎年一月末日を以て都道府縣を経て厚生省に還付させること

別記 第一號様式

藥事法第六十五條の規定による届書

住 所
氏 名

生 年 月 日

藥事法第六十五條第二項の規定により左記のように届け出る

昭和二十三年 月 日

右

氏 名 ①

厚生大臣 殿

1	登番	録號	第	號
2	登年	月	録日	明大昭 治正和 年 月 日
3	資格反得	年 月 日	及 資 格	明大昭 治正和 年 月 日
4	本	籍		六
5	氏	名		
6	生年	月 日	明大昭 治正和	年 月 日
7	登録後再交	付を受けた	ことの有無	明大昭 治正和 (理由) 年 月 日 無 有
8	薬事に關する實	務に従事してい	るか否か	無 有 薬局—管理薬剤師 勤務薬剤師 製造業者—専任薬剤師 勤務薬剤師 販賣業者—主任薬剤師 勤務薬剤師 輸入販賣業者—専任薬剤師 勤務薬剤師
9	免許證所持	の有無	無 有	再交付申請中
10	備	考		

都
道
府
縣

別記 第二號様式

藥劑師名登録事項變更申請書

一、新本籍村

一、舊本籍地

一、現住所

新 舊

氏 氏

名 名

生 年 月 日

職 業

變更の事由及び年月日

右のように變更したので藥事法施行規則第五十七條第一項の規定により申請する

年 月 日

右 氏 名 印

厚 生 大 臣 殿

備考 一 用紙は折り上り日本標準規格B5（縦二五七糎、横一八二糎）として墨又はインクで記載すること

二 収入印紙は消印してはならない

三 免許證及び登録證明書の寫を添附すること

藥劑師免許證（登録證明書）再交付申請書

改入
印紙

本籍
住所

氏名
生年
月日

一 資格取得年月日及び藥劑師名簿登録番號

一 資格（藥劑師國家試験又は法第三條第二項第二號若しくは第七十六條に該當する旨）

一 登録番號

一 再交付申請の事由

一 登録後登録事項の變更又は再交付申請の有無及び年月日

右の通り藥劑師免許證（登録證明書）の再交付を願いたく別紙亡失（き損）證明書を添えて申請する

年 月 日
右 氏 名
殿

厚 生 大 臣 殿

備考 一、用紙は折上り日本標準規格B5（縦二五七種、横一八二種）とし墨又はインクで記載すること

二、收入印紙は消印してはならない

三、登録番號は當該年度の登録番號によること

四、亡失（き損）證明書として引揚又は罹災證明書の寫を添附するときは、本證を提示して、その寫と對照を受けること

別記 第四號様式

公定書外醫藥品製造許可申請書

藥事法第二十六條第三項の規定により公定書外醫藥品の製造許可を申請する

年 月 日

住所
氏名（法人にあつては名稱及び代表者氏名）

厚生大臣 殿

製造業登録番號	製造所在地	製造の品目	成分 又は 本質	製 造 法	用 法 用 量	效 能	檢 定 方 法	法第三十二條の 規定による基準 關係欄	年度第	號	販賣名	貯藏法
											一級的名稱	有效期間

記載上の注意

- 一、本申請は一品目毎に用紙を改めること（同一成分であつても一、散劑と錠劑、二、重量の異なる錠劑、三、濃度の異なる注射劑等は夫々各別に申請すること）
- 二、登録番號欄には當該年度の登録番號を記載すること、但し醫藥品製造業登録申請と同時に本申請をする場合には記載を要しない。
- 三、一般的名稱欄には販賣名の外に一般に通用する名稱（慣例名、化學名のようなもの）がある場合に限り記入すること。
- 四、成分、分量又は本質欄に記載する成分が日本藥局方又は國民醫藥品集に收められているものであるときは、その旨附記すること（例 日本藥局方 國民醫藥品集 重碳酸ソーダ ビタミンB₂末）
- 五、製造法について特許がある場合には、製造法欄に特許年月日及び特許番號を附記しその特許要旨を記載した別紙を添付すること。
- 六、用法、用量、又は效能が一般に知られていないものについては相當の實驗成績を添附すること。
- 七、生物學的製劑及び抗菌性物質製劑であつてその製造法、檢定方法、貯藏法、有効期間等が法第三十二條の規定による基準に適合するものについては該當欄に夫々右基準による旨記載すれば詳細な記載を要しない。但し、右基準によらないものについては、合欄に詳細な記載をなし基準と異なる點及びその事由を該當欄に明記すること
- 八、檢定方法欄及び次の欄は生物學的製劑、抗菌性物質製劑その他厚生大臣の指定する製劑以外の品目の場合は記載を要しない。
- 九、各欄は記載事項の多寡により適宜伸縮するか又は該當欄に別紙の通りと記載し當該事項を記載した別紙を添付してもよい。
- 一〇、用紙は折り上り日本標準規格B5（縦二五七糎、横一八二糎）を使用すること
- 一一、この申請書は二通提出すること

別記 第五號様式

臨時公定書外醫藥品製造許可申請書

藥事法第二十六條第三項の規定により公定書外醫藥品の製造許可を申請する

年 月 日

厚生大臣 殿

住所
氏名 (法人にあつては名稱及び代表者氏名)

㊦

製造所の所在地	製造の品目	成分 又は 本質	製 造 法	用 法 用 量	效 能	貯 藏 方 法	有 效 期 間	檢 定 方 法

記載上の注意

一、この申請書は現行の薬事法施行の際許可を得て現に医薬品の製造業を営んでいた者が製造の品目（公定書外医薬品）の許可を現行の薬事法の許可に切換えるために提出する臨時的なものである。

二、製造の品目欄には、七月二十九日現在で舊薬事法又は醫藥部外品等取締法により許可を受けていた品目（公定書外醫藥品）を販賣名で五十音順に列挙すること。

販賣名の外に一般的名稱（一般に通用する名稱「慣用名、化學名のようなもの」）があるときは、販賣名と併記し括弧を附すること。

品目が多数ある場合は、本欄に「別紙の通り」と記載し品目を本項に準じて記載した別紙を添付すること。

三、成分分量又は本質以下の各欄には七月二十九日現在で舊薬事法による許可を受けていた品目については「舊薬事法による許可通り」醫藥部外品等取締法により許可を受けていた品目については「醫藥部外品等取締法による許可通り」と記載すれば足りること。

四、醫藥品と従来の醫藥部外品とを製造の品目欄に列記したときは従来の部外品名の上には○印を朱書し成分分量又は本質以下の各欄には「○印のないものは舊薬事法による許可通り」「○印は醫藥部外品等取締法による許可通り」と記載すること。

五、製造の品目欄に記載されている品目中の従来醫藥部外品であつたものについては、その品目につき、醫藥部外品等取締法による許可内容（品名、原料品名及びその分量、用法用量效能及び製造法についても既に記載し許可を受けている場合は、その製造法）を記載した別紙をこの申請書に添付すること。

六、用紙は折上り日本標準規格B5（縦二五七糎、横一八二糎）を使用すること。

七、この申請書は二通提出すること。

別記第六號様式

醫藥品製造業登録品目變更申請書

藥事法施行規則第五十八條第一項により登録品目の變更を申請する

年 月 日

住 所

氏 名（法人にあつては名稱及び代表者氏名）

印

厚生大臣 殿

製造業登録番號	年 度	號
製造所の所在地 名稱		
變更しようとする 品 目		
参 考 事 項		

記載上の注意

- 一、この申請書は公定醫藥品の品目變更の場合に限り提出すること。
- 二、製造登録番號欄には當該年度の登録番號を記載すること。

三、變更しようとする品目欄には變更しようとする品目につき日本薬局方醫藥品と國民醫藥品集醫藥品とに分け夫々五十音順に記載し、且つ、その品目が追加であるか廢止であるかを附記すること。

公定書で定められた名稱以外に販賣名を附する場合は、その名稱を括弧書すること。

四、用紙は折上り日本標準規格B5（縦二五七耗、横一八二耗）を使用すること。

五、この申請書は二通提出すること。

別記 第七號様式

公定書外醫藥品製造許可事項變更申請書

藥事法施行規則第二十四條の規定により公定書外醫藥品の許可事項の變更許可を申請する

年 月 日

住 所

氏 名 (法人にあつては名稱及び代表者氏名)

印

厚生大臣 殿

製 造 法	又 成 分 本 質 量	製 造 の 目		製 造 所 々 在 地 名 稱	製 造 業 登 録 番 號	年 度 第 號	許 可 番 號	年 第 號
		一 般 的 名 稱	販 賣 名					

用法用量	
效能	
檢定方法	
法第三十二條の 規定による基準 關係欄	
參考事項	

記載上の注意

- 一、本申請は一品目毎に用紙を改めること。(例 同一成分であつても一、散劑と錠劑、二、重量の異なる錠劑、三、濃度の異なる注射劑等は夫々各別に申請すること。)
- 二、製造業登録番號欄には、當該年度の製造業登録番號を記載すること。
- 三、許可番號欄には、當該品目の現在の許可番號及び許可を受けた年を記載すること。(例 昭和二十三年阪醫第九八七號)
- 四、一般的名稱欄には、販賣名の外に、一般に通用する名稱(慣用名、化學名のようなもの)がある場合に限り記入すること。
- 五、成分分量又は本質欄に記載する成分が日本薬局方又は國民醫藥品集に收められているものであるときは、その旨附記すること。(例 日本薬局方 國民醫藥品集 重炭酸ソーダ ビタミンB₂末)
- 六、變更しようとする製造法について特許があるときは、製造法欄に記載する特許年月日及び特許番號を附記しその特許要旨を記載した別紙を添附すること。

七、用法用量又は效能が一般に知られていないものについては、相當の實驗成績を添附すること。

八、生物學的製劑及び抗菌性物質製劑であつてその製造法、檢定方法、貯藏法、有効期間等が法第三十二條の規定による基準に適合するものについては、該當欄に夫々右基準による旨記載すれば詳細な記載を要しない。但し右基準によらないものについては、各欄に詳細な記載をなし基準と異なる點及びその事由を該當欄に明記すること。

九、一部分のみの變更の場合であつても各欄の記載は、省略せず變更のない部分も全部記載すること（八による省略の場合を除く）

一〇、檢定方法欄及び次の欄は生物學的製劑、抗菌性物質製劑その他厚生大臣の指定する製劑以外の品目の場合は記載を要しない。

一一、参考事項欄には變更しようとする個所及びその事由について簡単な説明を記載すること。

一二、各欄は記載事項の多寡により適宜伸縮するか、又は當該欄に別紙の通りと記載し當該事項を記載した別紙を添附するも差支ない。

一三、用紙は折上り日本標準規格B5（縦二五七耗、横一八二耗）を使用すること。

一四、この申請書は二通提出すること。

別記 第八號様式

醫藥品製造業登録事項變更届

藥事法施行規則第五十九條の規定により左の通り届出る

年 月 日

住 所

氏 名 (法人にあつては名稱及び代表者氏名)

印

厚生大臣 殿

住所 氏名	専任薬剤師其の 他の者氏名		製造所の名稱		氏名	住所	製造登録番號	年度第 號
	新	舊	新	舊				

記載上の注意

- 一、製造業登録番號欄には當該年度の登録番號を記載すること。
- 二、變更のあつたもののみについて記載し不要欄には記載しないこと。
- 三、この届書は製造業者が個人であつたものが會社を組織しその會社が事業を繼承しようとする場合若くは合名會社が株式會社になつたような場合又は製造所の所在地を移轉した場合等には提出してはならない。この場合にはすべて法第二十六條第一項の規定による登録申請をしなければならない。
- 四、専任薬剤師其他のものについては單にその者の住所又は姓名に變更があつた場合にのみこの届書を提出し従前の者と全然異なるものに變更しようとするときは規則第五十九條第二項の規定による申請をしなければならない。
- 五、用紙は折上り日本標準規格B5（縦二五七耗、横一八二耗）を使用すること。
- 六、この届書は二通提出すること。

別記 第九號様式

用具製造許可申請書

事法第二十六條第三項の規定により用具の製造許可を申請する

年 月 日

住所

氏名 (法人にあつては名稱及び代表者氏名)

印

厚生大臣 殿

一、登録番號	年度第 號
二、製造所の名稱及び所在地	
三、製造品目の種類	
四、形状及び大きさ	
五、原料材料 (單位表)	

別記 第九號様式の一

	製造の種類	製造所の 名稱
	品目	
	形状及 大きさ	
	原料、 材料	
	用法及 性能	
	参考 事項	

七、参考事項	六、用法及び 性能

(3)		(2)			(1)		
設備の略圖	主要機械名及數 設備の概要	從業員數			敷地坪數	製造所の名稱	
		事 務 關 係			坪		
		計	女	男			工場延坪數
		名	名	名			
		工 場 關 係			延		
		計	女	男			
		名	名	名			
		總 數			坪		
計	女	男					
名	名	名					

記載上の注意

一、製造品目の種類及名稱

規則第三十二條に基く別記第四號表の類別及び品名を記載すること、大日本醫科器械目錄(D I c)の最新版(以下D I cと記す)記載のものは、その品名を記載し、別に販賣名があればその販賣名を併記すること。

二、形状及び大きさ

D I c 記載のものは「D I c による」と記載すればよい、記載されていないものについては形状大きさを記すると共に、文字の記載のみで不明確のものは圖をつけること。

三、原料、材料

D I c 記載のものは原料、材料の名稱のみを記すること、然らざるものは原料、材料名及使用箇所を明記すること。

四、用法及び效能又は性能

主として醫師、齒科醫師、藥劑師、助産婦が使用するもので、これ等のものがその用法效能又は性質を周知してゐる用具については記載しなくても差支えない。右以外のものは詳細に記すること。

五、製造品目が多數あるときは、三、四、五、六、七の各欄には「別紙の通り」と記載し別記第九號様式の一の様式により別紙とし添付すること。

六、製造の設備の概要を別記第九號様式の二の様式により別紙とし添付すること。

七、效能又は性能については、實證するに足る證明書を添付すること。

八、用紙は折上り日本標準規格B5(縦二五七耗、横一八二耗)を使用すること

別記第十號様式

用具製造許可事項變更申請書

藥事法施行規則第二十四條の規定により用具の許可事項の變更許可を申請する

年 月 日

住 所

氏 名（法人にあつては名稱及び代表者氏名）

印

厚 生 大 臣 殿

及 び 品 目	製 造 の 種 類		製 造 所 の 名 稱 及 び 所 在 地	製 造 業 登 録 番 號	年 度 第 號	許 可 番 號	年 第 號
	新	舊					

備考

- 一、参考事項欄には變更しようとする個所につきその變更の事由を記載すること。
- 二、許可番號の欄はその品目の製造許可の指令を記載すること。
- 三、一般名稱のあるものは一般名稱欄に記入すること。
- 四、用紙は折上り日本標準規格B5（縦二五七耗、横一八二耗）を使用すること。

事 項	参 考	用法及び效能又は性能	
		新	舊

醫藥品製造業専任管理者登録變更申請書

薬事法施行規則第五十八條第二項の規定により専任の管理者の登録變更を申請する

年 月 日

住 所

氏 名 (法人にあつては名稱及び代表者氏名)

印

厚生大臣 殿

製造業登録番號	年度第		號
	専任管理者	住所	
資格	新	舊	
氏名			
變更事項			

記載上の注意

- 一、登録番號欄には當該年度の登録番號を記入すること。
- 二、資格については氏名の上に薬剤師、醫師、其他の技術者の別を明記のこと。
- 三、用紙は折上り日本標準規格B5 (縦二五七耗、横一八二耗) を使用すること。
- 四、この申請書は二通提出すること。

別記第十二號様

収入
印紙

醫藥品用具、化粧品製造業登録票再交付申請書

藥事法施行規則第五十五條の規定により醫藥品製造業登録票の再交付を申請する

年 月 日

住所

氏名（法人にあつては名稱及代表者氏名）

印

厚生大臣殿

登録後再交付申請の有無及び年月日	申請理由	製造所々所在地名稱	製造業登録番號
			年度第
			號

記載上の注意

- 一、製造業登録番号欄には当該年度の登録番号を記載すること。
- 二、申請理由欄には再交付申請をする理由を記載すること。
- 三、き損の場合にはその免許證を添付すること。
- 四、用紙は折上り日本標準規格B5（縦二五七耗、横一八二耗）とすること。
- 五、この申請書は一通提出すればよろしい。
- 六、収入印紙は消印してはならない。

別記 第十三號様式

配置販賣業 配置員身分證明書

配置販賣業者

登録番號 登録年月日

住 所 (法人にあつては主たる事務所所在地)

氏 名 (法人にあつては、その名稱)

營業の區域

登録更新年度

配置員 本籍

住 所

氏 名

生 年 月 日

右は、配置販賣業登録済の配置員であることを證明する

年 月 日

都 道 府 縣

廳印

申請書、届出書一覽表

提出者

- 1、薬剤師國家試験を受けようとする者
- 2、舊法による免許を受けた薬剤師
- 3、新に薬剤師にならうとする者

4、薬剤師

- 5、薬局を開設しようとする者

書類

- 薬剤師國家試験願書(規則 第五號様式)添附書類
 1、履歴書 2、學校長の證明書 3、寫眞
 藥事法第六十五條の規定による届書(通牒別記第一號様式)
 薬剤師免許證登錄更新申請書(規則別記第三號様式)
 薬剤師免許申請書(規則別記第一號様式)添附書類
 1、國家試験合格證書の寫(その他資格を證する書面)
 2、戶籍謄本戶籍抄本又はは戶籍記載事項證明書
 3、法第四條又は法第五條各號の一に該當することの有無を證する書面
 4、法第七十六條に該當する場合は理由書
 5、登録税千五百圓に相當する収入印紙
 薬剤師免許證登錄更新申請書(規則別記第三號様式)
 薬剤師名簿登錄事項變更申請書
 (通牒別記第二號様式)
 (註) 登録變更税六十圓に相當する収入印紙貼付のこと
 薬剤師免許證(登録證明書)再交付申請書
 (註) 手数料金百圓に相當する印紙貼付のこと
 薬局登録申請書(規則別記第七號様式)添附書類
 (1)、申請者の履歴書 (2)、管理薬剤師の薬剤

備考

大學藥學科(藥學專門學校)卒業者についての場合昭和二十三年十月二十八日までには舊法により免許を受けた薬剤師が來年度の免許證及び登録證明書を得るための手續
 薬剤師となる資格のあるものが都道府縣を経て提出し、免許されると薬剤師免許證及び薬剤師免許證登録證明書が交付される

毎年十月末日までに都道府縣を経て提出し翌年一月一日から十二月三十一日までには效力を有する薬剤師免許證登録證明書が交付される
 本籍氏名に變更のあつた場合に提出

亡失き損の場合再交付のための申請

申請者の履歴書は法人にあつては、定款又は寄附行為(以下同じ)

6、藥局開設者

7、舊法により許可を受けた醫藥品の製造業者

師免許證登錄證明書の寫(三)、手数料金五百圓
藥局登錄更新申請書(規則別記第九號様式)
(註) 手数料金二百圓

(一) 昭和二十四年一月二十四日までに舊法により許可を受けた事項を變更しない者

(1) 醫藥品製造登錄申請書(規則別記第十號様式)

(2) 公定書外醫藥品の製造業者は更に、臨時公定書外醫藥品製造許可申請書
(通牒別記第五號様式)

(3) 醫藥部外品製造業者(1)(2)の外更に
(イ)申請者の履歷書(法人にあつては、定款又は寄附行爲)(ロ)製造設備及び施設の概要並びに圖面)(ハ)専任の藥劑師技術者、醫師又は細菌學的知識を有する者の履歷書及び専任の藥劑師の藥劑師免許證登錄證明書、醫師免許證その他資格を有する書面の寫の添附を要す

(4) 醫藥部外品の製造業者は、その製造する醫藥部外品の許可を受けた内容を記載した別紙を添附すること。尙、製造業者が醫藥部外品製造許可を他の都道府縣知事より得ていたものは、その都道府縣知事より、この別紙について證明書を必要とすること

(5) 手数料金千圓に相當する収入印紙貼付のこと

(二) 昭和二十四年一月二十四日以前に舊法により許可を受けた事項を變更しようとする者

(1) 「醫藥品の製造業を行おうとする者」と同一

舊法により藥局開設の許可を受けている者は昭和二十三年十月末日までに上に準じて都道府縣知事に提出すれば二十四年度の藥局登錄票が交付される

毎年十月末日までに藥局所在地の都道府縣知事に提出、翌年度の登錄票が交付される再交付、登錄事項變更の申請又は届出の様式は都道府縣が定める

(一) 申請書類は、二通提出のこと

(二) この申請書類は昭和二十三年十月末日までに製造所々在地の都道府縣知事を経て厚生大臣に提出すること

(三) (3)に掲げた(イ)(ロ)(ハ)の書類は、舊藥事法により許可を受けた醫藥品製造業者は、省略し得ること、但し、(ハ)の事項について變更のあつた者は、省略し得ざること

(四) 厚生大臣は、この申請を受けたときは昭和二十四年度の登錄票を交付する

8、醫藥品の製造業者

9、用具、化粧品
の製造業を行
うとする者
10、用具化粧品
の製造業者

手續を要すること

(2) 公定書醫藥品の品目追加の場合、醫藥品製造登録品目變更申請書(通牒別記第六號様式)

(3) 公定書外醫藥品の品目追加又は許可内容の變更の場合、公定書外醫藥品製造業許可申請書(通牒別記第四號様式)又は公定書外醫藥品製造許可事項變更申請書(通牒別記第七號様式)

(三) 製造業者の氏名、住所、製造所の名稱の變更の場合、醫藥品製造業登録事項變更届(通牒別記第八號様式)

醫藥品製造業登録更新申請書(規則別記第十二號様式)

手数料金二百圓に相當する収入印紙貼付のこと

公定書外醫藥品製造許可申請書(通牒別記第四號様式)醫藥品製造業登録品目變更申請書(通牒別記第六號様式)公定書外醫藥品製造許可事項變更申請書(通牒別記第七號様式)

醫藥品製造業登録 變更届(通牒別記第八號様式)

醫藥品製造業專任管理者登録變更申請書(通牒別記第十一號様式)

醫藥品製造業登録再交付申請書(通牒別記第十二號様式)

製造業登録申請規則(別記第十一號様式)

用具製造許可申請書(通牒別記第九號様式)

用具(化粧品)製造業登録更新申請書(規則別記第十號様式)

申請者の履歷書、用具製造許可申請書(通牒別記第九號様式)用具製造許可事項變更申請書(通牒別記第十號様式)

この申請をした者は、更に昭和二十三年十二月末日までに、登録更新申請書の提出を要すること

毎年十月末日までに製造所々在地の都道府縣知事經由厚生大臣に提出、厚生大臣は、翌年度に效力を有する登録票を交付する

それらの變更のあつた都度提出のこと

化粧品については製造許可申請不要
用具化粧品の場合従前業を營んでいたものは、10の書類を二十三年十月末日までに提出、翌年度の登録票交付を受ける
毎年十月末日までに提出翌年度の登録票交付

必要の都度提出

11、醫藥品、用具
化粧品、化粧品の輸入販
賣業を行おうと
する者

12、醫藥品、用具
化粧品の輸入販
賣業者

13、醫藥品の販賣
業を行おうとす
る者

14、醫藥品の販賣
業者

用具、化粧品製造業登録票再交付申請書
醫藥品用具化粧品輸入販賣業登録申請書
(規則別記第十三號様式)

申請者の履歴書、専任の薬剤師その他の者の履歴書
登録證明書その他資格を證する書面の寫

醫藥品、用具化粧品の輸入販賣業登録更新申請書
(規則別記第十五號様式)

その他登録事項變更申請等は製造業に準ずる

醫藥品販賣業登録申請書(規則別記第十六號様式)申
請者の履歴書、薬剤師免許證登録證明書の寫、手數
料金五百圓

醫藥品販賣業登録更新申請書(規則別記第十八號様
式)手數料金二百圓

用具、化粧品にあつては専任の薬剤師その他の者の
履歴書

毎年十月末日までに申請、翌年度の登録票交付

舊法により許可を受けた醫藥品の販賣業者は14に準
じて二十三年十月末日まで提出翌年度の登録票交付
添附書類省略その他は都道府縣知事の定めるところ
による

毎年十月末日までに提出、翌年度に效力を有する登
録票交付登録事項變更その他の様式は都道府縣知事
が定める

(註) この表中、規則とあるのは、薬事法施行規則昭和二十三年八月十五日厚生省令第三十七號、通牒とあるは、昭和二十
三年八月十六日厚生省藥發第十九號をいう。

以上は、業種別の登録、登録更新等の手續に要する書類の一覽表であるが、詳細は施行通牒の夫々の欄に記載するところによら
れたい。

藥事法施行に關する件

厚生省藥務局長通牒(藥發第五二四號)
(昭和二十三年十月十九日)各都道府縣知事宛

本年八月十六日厚生省藥發第十九號(以下次官通牒という。)をもつて藥事法及び同法施行規則の施行について通牒したのであるが、なお實施上萬全を期するため次のように通牒する。

第一 一般的事項について

一、藥劑師免許申請書、醫藥品、用具又は化粧品製造業登録申請書等に貼附せられた收入印紙の消印は、都道府縣において、これを行うこと。

二、都道府縣において備うべき、藥劑師名簿、醫藥品、用具、化粧品製造業者製造所別名簿の様式については、別紙の通り様式を添付するから参考とせられたいこと。

三、製造業登録申請書の進達に際しては、左の通り取扱うこと。

(イ) 醫藥品、用具又は化粧品の製造業登録申請書は、それぞれ區別して一括すること

(ロ) 明年一月二十八日以前に登録を要するもの(明年一月二十八日以前に醫藥品の新規製造、品目變更等をしようとするもの)と法第六十六條の規定による來年度の登録申請とは區別し、前者には一件毎に副申を付すること

四、用具、化粧品の製造業登録申請書添付書類として施行規則別記第十號様式中別紙様式は、必要であること。

第二 藥劑師免許等について

一、あらたに藥劑師免許を受けた者に對しては、藥劑師免許證の外に、藥劑師免許證登録證明書を同時に交付するものであること。

藥劑師が免許證の更新を怠り、その後免許證を必要とする場合には、藥劑師免許證の更新申請の手續によるものであつて、再交付申請によるものではないこと。

二、法第二十二條に規定する「醫師……が自ら調劑し」に關しては次官通牒第二の七において指示したのであるが、病院、診療所において従來行われてきた、所謂豫製劑との關係については、次のように、解釋を一定するものであること。

(イ) 病院、診療所において、處方に基く調劑の豫備行爲として醫藥品を調合して置くことは差支えないこと

(ロ) 前記の醫藥品を患者に交付するときには、必ず特定人に對する處方による調劑の過程を経なければならぬこと(即ちこの場合秤量、分割、混合について醫師又は藥劑師が自ら、これを行うべきものであること)

三、施行規則第二十九條のタール色素の證明については、今後無害のタール色素の品目を追加することにより、同條第二項の證明申請が、實際上不要となるよう準備中であること

四、次官通牒第三の九において指示した小分業の取扱は具體的には、次のような趣旨であること。

(イ) 小分を專業とする者は、當然醫藥品の製造業であること

(ロ) 醫藥品の販賣業者であつて、小分を業とする者(零賣を除く)も製造業の登録が必要であること。但し、醫藥品等配給規則による、中央販賣業者又は地方販賣業者であつて、配給上止むを得ず、小分をするものにつ

いては、差當り製造業の登録は不要であること。但し、この場合小分した容器又は被包にその氏名及び住所を記載せしめること。

五、配置販賣業の配置員身分證明書（次官通牒別記第十三號様式）は、別表三のように改めること

第三 登録基準について

（註） 本條については藥事委員會に於て決定された

藥局、醫藥品、用具若しくは化粧品品の製造業並びに同輸入販賣業及び醫藥品の販賣業の登録の基準に關しては、さきに次官通牒をもつて、法第五十二條の規定により藥事委員會の建議に基き決定されるに至るまでの暫定案を指示したのであるが、これは諸般の情況により法的手續を取ることが困難な事情にあるので差當り、申請のあるものについて、次のように取扱はれたること。

一、新に醫藥品、用具及び化粧品品の製造業を申請する者については、さきに藥務課長會議において指示した事項について、調査の上その結果を具し、すみやかに當省に進達すること。

二、醫藥品、用具及び化粧品品の輸入販賣業については、舊法により許可を受けた者が新法により登録を申請する場合の外、あらたに登録申請があつたときは、その設備、施設等について調査の上、その結果を具し、すみやかに當省に進達すること。

右の場合、品目欄には、輸入販賣しようとする品目を記載せしめること

なお、輸入販賣業の登録は、政府の輸入した醫藥品を國內に販賣させるために行う業者別の割當には無關係であること。

三、藥局及び店舗を有する販賣業の設備については、さきに指示した器具のすべては、これを要しないこと。但し指導によつて舊法による藥局に備へべき器具は、これを備えしめるようにすること。

四、指定醫藥品以外の品目を販賣する販賣業者及び配置販賣業者の登録の資格については、試験を行うことができ旨指示したのであるが、これは都道府縣知事が適當なりや、否やを認定するための一つの手段であつて、右以外客觀的認定（一定の學校卒業者又は講習會の受講者）であつても差支えないこと。

五、前記の資格の中、販賣に關する實務經驗については、實際に従事するも支障なしと信用し得る者であることを要するのであつて必ずしも一年又は三年以上でなければならぬ趣旨ではないこと。

六、舊法施行規則第七十條第二號の許可をうけた者であつて、途中營業を休止していた者が、新藥事法施行後あらたに、指定醫藥品以外の品目の販賣業者にならうとする場合には、過去における許可の事實をもつて、資格あるものとしても差支えないこと。但し、この場合資格があるとされるのは、許可を受けた當該都道府縣においてであつて、他の都道府縣にわたるものではないこと。

第四 醫藥部外品等について

一、醫藥部外品等取締法の規定により、醫藥部外品の取扱を受けていたものであつて、新藥事法による醫藥品として又は化粧品として、何れの取扱を受けるか限界の不明瞭なものについては、そのものの主たる目的が藥事法第二條第四項又は第七項の何れにあるかを本質的に検討の上、更に社會的通念によつて決定すべきものであるが、差當り、次のような取扱によるものであること。

(イ) 醫藥品として取扱うもの

1、體臭の防止（わきがの藥）毛生え、除毛を主目的とするもの

2、飲酒、喫煙その他習癖の矯正を目的とするもの

3、ぬすみ、はえ、か、のみ類の驅除又は防止を目的とするもの

(ロ) その限界が、やや疑問と思われるものであつても、化粧品として取扱うもの

1、皮膚組織の變更（しみ、そばかすの除去、日やけの防止、皮膚の色を白くする等）を目的とし、小賣包装、使用方法、使用の目的等から見て、化粧品に準じているもの

2、脱毛の防止（毛髪の榮養、ふけの除去及び防止を含む。）を目的とするもの

3、染毛を目的とするもの

第五 取締その他について

一、醫藥品、用具及び化粧品の誇大廣告、宣傳及び表示書の取締について、次のような方針であること。

(イ) 醫藥品及び用具の取締範圍

(一) 醫藥品又は用具の效能、效果若しくは性能又は使用方法については、左に掲げる事項以外の宣傳又はこれらの事項の説明の範圍を越えるものは、不可とすること

1、公定書醫藥品にあつては、一般に知られている效能、效果又は使用方法

2、公定書外醫藥品又は用具にあつては、許可を受けた事項

(二) 左に掲げるような用語による廣告、宣傳は不可とすること

1、效力一〇〇%、根治、妙藥又はこれらに類似する用語

2、例えばベニシリンより良く効く（醫藥品又は用具によつては事實限られた範圍で、既成醫藥品又は用具より效能、效果又は性能のすぐれている場合に眞實を記載してあるものは差支えない。）

3、全ての症狀に良く効く

4、實驗報告を記載する場合マイナス的結果を除外し、好結果のみを集計してあるもの及び副作用のあるものについて、これが記載を全く缺くもの

5、厚生省推薦その他、かかる事實なく厚生省又は都道府縣の名を冠したもの

(ロ) 化粧品を取締範圍

左に掲げる範圍を越えた藥效的效果を覗う用語例による廣告、宣傳をするものは不可とすること

(一) 頭髮用化粧品類

- 1、赤毛、裂毛、抜毛を防ぐ
- 2、フケ、カユミがよくとれる
- 3、頭髮に榮養を與える

(二) 化粧水類

- 1、肌荒れを防ぐ、キメを整える、日やけを防ぐ
- 2、肌をひきしめる、清淨にする、色を白くする
- 3、小皺を防ぐ、皮膚に榮養を與える

(三) クリーム類

1、肌荒れを防ぐ、キメを整える、日やけを防ぐ

2、肌に滲透する、シミ、ソバカスを防ぐ

3、肌をひきしめる、清浄にする、色を白くする

4、小皺を防ぐ、皮膚に栄養を與える

(四) 白粉、打粉類

1、日やけを防ぐ、荒れを防ぐ(打粉)

(五) 紅、眉、墨類

1、荒れを防ぐ、キメを整える

2、皮膚に栄養を與える

(六) 齒 磨 類

1、ムシ齒を防ぐ、齒を白くする、強くする

2、口中を淨化、爽快にする

3、口臭を防ぐ、齒のやにを取る

4、齒石の沈着を防ぐ

(七) 石 鹼 類

1、毛髪をいためない

2、皮膚を荒らさない

3、キメをこまかにする

(ハ) 以上の用語の外、薬劑の配合を表示することは、差支えないこと但し、薬劑の效能を表示することによりその化粧品が、醫藥品の效能を有するような誤解を生ずる虞のあるものは、認めないこと

二、標示及び表示書に關しては、次官通牒によるの外、次のように取扱うものであること。

(イ) 二cc以下のアンブル又は救命丸のような小形の容器を使用するものはその記載事項を規定通り記載することとが、相當困難があるので目下省令改正の準備中であつてその案としては、直接の容器又は直接の被包に名稱「毒、劇」、「注意—習慣性あり」又は「醫師の處方箋又は指示により使用すべし」を記載すれば足りるようにする見込であること

(ロ) 施行規則第四十三條の外國語記載については、左によること

(一) 標示に表示すべき事項であつても名稱、製造業者の住所、氏名(法人にあつては、主たる事務所所在地名稱)メートル法に記載する諸單位の略字(例えば g m cc 等)、外國語にて記載するタブレット、アンブル、及び化學名に使用される記號(Q B 等)等を外國語又は外國文字で記載する場合に限り、施行規則第四十三條の規定は、これを適用しない方針であること

但し、名稱、製造業者の住所及び氏名については、施行規則第四十二條の規定により邦文による記載は當然必要であること

前項の名稱を外國語で表示する場合、外國語により、インジェクション、パウダー等の記載をしても、その文字が「……注射液」「……末」という公定書名又は製造許可を受けた名稱の外國語譯である場合には、

これを名稱の一部と見なし、その使用に關し、意味を持つ外國語であるとは見なさないものであること

(二) 輸出する醫藥品については、その標示及び表示書に關する藥事法の規定は適用されないこと、但し、そのものが國內にも販賣される場合は、當然藥事法の適用があるものであること

(三) 生物學的製劑製造檢定規則により一定の事項の英文を併記する場合であつても、すべての事項を外國語に記載することはこれを要しないこと

(四) 法令により標示に表示すべき事項以外の事項を單に裝飾的に模様として外國文字で記載することは差支えないこと

(ハ) 醫藥品にあつては、容器の側面又は上面とし、底面であつてはならないこと、外國語で表示する場合も右に準ずるものであること公定書の名稱の外に商品名を記載する場合その大きさについて、公定書の名稱は商品名と同等以上の明瞭さを持つものであること、但し、同一平面であることは法令の定めるところではないが、名稱を併記する場合には、なるべく同一平面に記載するようにすること

(ニ) 化粧品にあつては、頭髪用化粧品類、化粧水類、クリーム類等の直接の容器の下面に標示するものが多いのであるが、これは側面の見易い場所に標示するようにし、白粉、打粉類は、容器の下面に記載することが、通常慣習となつている事例が多いので、これは認めるものであること

眉墨、頬紅類は容器の下面又は見易い場所に、細紐（紙、テープ等）をもつて標示するよう指導すること

第六 國民醫藥品集について

國民醫藥品集は、昭和二十三年八月二十一日厚生省告示第七十三號をもつて公布されたのであるが、これは都道府

際にて送付したものを正本とし、常時閲覽に供すること

一 本集の内容は、第一部と第二部に分れ、第一部は舊法の公定醫藥品を、第二部は舊法施行規則第五十二條による別記第一號表醫藥品を掲げたのである。但し、舊法の公定醫藥品との相違は、左の通りであること。

除外したもの

スルファピリジン注、

カタマリン散、

カタマリン錠、

カタマリン液、

マイチン液、

マイチン散、

マイチン錠、

改正したもの

アセトスルファミン注射液一號及び二號、

スルファチアゾール注射液一號及び二號、

キノホルミン錠

あらたに收載したもの

サルファダイアチンB錠、

サルファメラチン及び錠、

ホモスルファミン

及び錠、

純マファゾール、

マファゾール一號及び二號並びに集團用、

ヘキシルレゾルシン錠及び

丸、^一 ノルマルアミルレゾルシン錠及び丸、

衛生家庭綿

第七 標示に記載する製造年月日について

次官通牒「第八、標示及び表示書の六」にいう製造年月日の記載方法については、昭和二十三年十月一日製造の場合、^一 10. 23^二 又は 1. 01. 33 のように、算用数字を逆に記載するような方法をとるよう指導すること。但し、舊法において適法であつたものであつて、新法においても適法であるものについては製造年月日の記載は不要とするこ
と。

別紙(1)

號	號	號	第	號	登 明 證 書 行 日	登 明 證 書 發 行 日	登 明 證 書 發 行 日	登 明 證 書 發 行 日
月 日	月 日	月 日	第	第	第	第	第	第
六	號	號	號	號	號	號	號	號
月 年	日 月 年	日 月 年	日 月 年	日 月 年	日 月 年	日 月 年	日 月 年	日 月 年
年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
町(村) 區(町) 市(郡)	町(村) 區(町) 市(郡)	町(村) 區(町) 市(郡)	町(村) 區(町) 市(郡)	町(村) 區(町) 市(郡)	町(村) 區(町) 市(郡)	町(村) 區(町) 市(郡)	町(村) 區(町) 市(郡)	町(村) 區(町) 市(郡)
町(村)	町(村)	町(村)	町(村)	町(村)	町(村)	町(村)	町(村)	町(村)
月 年	日 月 年	日 月 年	日 月 年	日 月 年	日 月 年	日 月 年	日 月 年	日 月 年

(注意)

業事法施行規則第二條第四號の「取消又は業務の停止並びにその事由、期間及び年月日」、第六號の「抹消の事由及び年月日」は記事欄に記入のこと。

別表(三)

(別記第十三號様式)

都道府縣別發行番號 第

號

配置販賣業配置員身分證明書

配置販賣業者

住所(法人にあつては主たる事務所々在地)

氏名(法人にあつては、名稱)

登録番號

配置員

本籍

住所

氏名

營業の區域

右は配置販賣業登録済みの配置員であることを證する

年 月 日

都 道 府 縣 印

記載上の注

一、用紙日本標準規格B5

(縦一五〇糎
横一二八糎)

二、配置員の營業區域欄には、配置員が實際に配置
販賣する區域を記入のこと。

三、この身分證明書は毎年配置販賣業登録更新の際
に更新するものであること。



指定生産資材申請手續等について

生産業者が生産資材を入手するにはどうすればよいか、又工場の擴張補修等のために建築をしたい時はどうすればよいか、以下概略を述べて詳しくは手續規定に譲ることにする。

天然資源の少い我國が戦争によつて受けた打撃のために、なお一層生産資材の不足を告げたことは當然の歸結である。この少い資材を重點産業に割當て、我國經濟の再建を一日も早からんことを目的として政府は昭和二十一年臨時物資需給調製法を公布し、これに基いて十一月には内閣訓令を以て指定生産資材割當手續規定を定めたのである。この規定は爾後經本訓令第七號第二十一號によつて改正されている。指定生産資材として擧げられている品目は、現狀において缺乏している重要な生産資材であるが、これは手續規定を見らねたい。

さて、これ等の指定生産資材を入手したい需用者は、その割當期間の二ヶ月前までに割當申請書を主務官廳に提出する。この様式は昭和二十三年十月各省告示第一號の通りである。この申請書に基いて主務官廳は別に定められた割當基準により資材割當をして需用者割當證明書を發給するのである。證明書を入手したならば之を指定生産資材取扱店で現物化すればよい。現物化したら現物化報告書を主務官廳に提出しなければならない。この報告事項の内容は指定生産資材割當規則の第二十條の項目である。なお割當申請するには一件について五十圓以下、現物化した場合には讓渡總價格の百分の一の手續料を徴收し得ることが法律第百五十二號（物資の割當に關する手續料等の徴收に關する

法律)に規定されている。

次に資材の割當基準であるが、これは公正で、且つ無差別な割當を基礎としているが、資材の總量に餘裕がないものが多く、合理的生産を確保しなければならないため必要な制限を行うものもある。指定生産資材割當手續規定の第四條第三項には割當基準として考慮すべき條件を擧げている。

1、指定生産資材の使用効率

2、生産物の品質

3、生産物の正規の系路による出荷実績

4、當該需要部門の全體の合理的生産を確保するために特に考慮すべき事項

以上のやうであるが經濟九原則の實施に伴い豫約注文制の方式を採用することゝなつた。然しながら療品業界におけるやうに品目が多種多様に涉つている部門においては之を急速に實施するのは事實上困難な問題がある。それ故漸進的にこの方式を採るための過渡的方法として、出荷実績と受註量を併せた別紙割當基準を割當基準審議會の答申に基き經濟安定本部において決安したのである。

衛生用品用指定生産資材割當基準

昭和二十四年二月二日

方 針

衛生用品指定生産資材の需要者別割當は、國民保健衛生の維持増進を目的として、適正且つ公平を期するため、次の基準により、これを行う。

一、醫藥品製造用指定生産資材割當基準

醫藥品製造用指定生産資材（以下資材という。）の需要者別割當は次の基準による。

(一) 企業者別に生産目標量を示した品目については、その目標量を達成するための資材を重點的に割り當てる。

この目標量の決定は、別紙基準による。

(二) 企業者別に生産目標量を示さない品目についての割當は、次の基準による。

1、資材枠の七〇%を當該割當期の前々四半期における消費実績の比率により、按分して割り當てる。

2、資材枠の二〇%を當該割當期における各企業者の生産計畫に基づく資材所要量の比率により、按分して割り當

てる。

3、資材枠の10%を生産能力等の諸事情を勘案調整の上割り當てる。

(三) 不良醫藥品を製造した企業者に對しては、當該割當期又は次期以後の割當期間における割當の停止又は削減を行う。

企業者別生産目標量決定基準

企業者別生産目標量の決定は、次の基準による。

(イ) 割當基準

(A) 次の計算で得た數値で、品目別生産目標量を按分して算定する。

(a) 指定配給醫藥品の場合

$(\text{前期生産目標量} \times 30\%) + (\text{前期供出貨量} \times 40\%) + (\text{前期生産実績} \times 30)$

(b) (a) 以外の品目の場合

$(\text{前期生産目標量} \times 30\%) + (\text{前期生産実績} \times 70\%)$

(B) (A)で算出した生産目標量が、當該業者の實稼動能力を超える場合は、その超えた量はこれを切捨てる。

(C) 企業者が生産目標量を辭退した場合の外次の場合においては、生産目標量を削減し又は生産目標量の指示を停止することがある。

生産、検定合格、供出等の実績及び資材の使用効率についていちぢるしく成績不良であつた場合。

(D) (B)(C) によつて生産目標量を切捨てた場合は、その切捨てた量を他の企業者に割り當てることとし、その割當基準は(A)、(B)による。

(E) 新たに生産しようとする企業者に對しては、當該品目の前期生産目標量の最底の量を取り、生産実績、供出実績を零として(A)の(a)又は(b)の算定により割り當てる。

但し、特に優秀な生産能力を有する場合は、別途これを考慮する。

(H) (イ)の基準によることが不適當であるか又は不適當であると認められるに至つた品目については、概ね次の事項を基準として、別途基準を定める。

(A) 従來の生産実績又は能率

(検定を要する品目にあつては、更に検定合格の実績)

(B) 従來の受註及販賣実績

(指定配給醫藥品にあつては供出実績)

(C) 生産原單位効率

(D) 製品の品質

(E) 生産稼働能力

二、醫療用具製造用指定生産資材割當基準

醫療用具（醫療器械、齒科器械、齒科材料）製造用指定生産資材（以下資材という。）の需要者別割當は、品目別に次の基準による。

- (一) 資材枠の七五%を當該割當期の二ヶ月前より遡つて六ヶ月間における出荷実績の比率により、按分して割り當てる。
- (二) 資材枠の一五%を一企業者に對する購入希望者數の比率により、按分して割り當てる。
- (三) 資材枠の一〇%を生産能力等の諸事情を勘案調整の上割り當てる。

三、衛生材料製造用指定生産資材割當基準

衛生材料製造用指定生産資材（以下資材という。）の需要者別割當は、次の基準による。

- (一) 資材枠の六〇%を當該割當期の前々四半期における出荷実績の比率により、按分して割り當てる。
- (二) 資材枠の三〇%を受註量の比率により、按分して割り當てる。
- (三) (一)の基準により算定した割當量が當該企業者の実績動能力を超える場合は、その超えた量はこれを切捨てる。

なお、その切捨てた量はこれを他の企業者に(二)の基準により割り當てる。

(四) 新規企業者に對しては、資材枠の一〇%を一應割當量と定め、生産能力等を調査の上、既存企業者に對する

(一)、(二)の基準による割當量の最小量に相當する量を一企業者當りの限度とし、その範圍内において、割り當てる。

(五) (四)の基準により割り當て、なお残量があるときは、既存企業者に對して(一)、(二)の基準により割り當てる。

四、醫療衛生用品製造用指定生産資材割當基準

醫療衛生用品製造用指定生産資材(以下資材という。)の需要者別割當は、品目別に次の基準による。

(一) 資材枠の七〇%を當該割當期の二ヶ月前より遡つて六ヶ月間における出荷実績の比率により、按分して割り當てる。

(二) 資材枠の二〇%を一企業者に對する購入希望者數の比率により、按分して割り當てる。

(三) 資材枠の一〇%を生産能力等の諸事情を勘案調整の上割り當てる。

五、義肢製造用指定生産資材割當基準

義肢製造用指定生産資材（以下資材という。）の需要者別割當は、次の基準による。

（一） 資材枠の四五％を當該割當期の二ヶ月前より遡つて六ヶ月間における出荷実績の比率により、按分して割り當てる。

（二） 資材枠の四五％を申請時における註文料の比率により、按分して割り當てる。

（三） 資材枠の一〇％を生産能力等の諸事情を勘案調整の上割り當てる。



指定生産資材割當申請について

生産資材の中重資材にして輸入に俟つもの等は臨時物資需給調整法により指定生産資材として品目を定められている。これらの資材を必要とする場合は右法に基く指定生産資材割當規則第三條第一項により主務官廳たる厚生省の藥務局宛に割當期の二ヶ月前迄に申請書を提出すること、なおこの場合藥事法による用具に指定されたものについては登録がなければ製造することが出来ないので登録後に申請することである。どちらも申請書には「物資の割當に関する手數料等の徴收に關する規則」第一條第三項により印紙欄に手數料として五拾圓の收入印紙を貼付すること。

なお割當基準については經濟安定本部において九原則の實施に伴う諸情勢の變化に適應さすべく現行の指定生産資材割當手續規程に基く割當方針即ち實績を中心とする公平主義を廢して能率生産主義（豫約注文制）を極力擴大する方針にて目下改正案を準備中である。

次に參考法規を掲載する。

- 1、指定生産資材割當規則（抜萃）
- 2、指定生産資材割當手續規程
- 3、醫藥品等の生産に要する指定生産資材割當實施要領
- 4、指定生産資材の割當方式の改善に關する件

5、物資の割當に關する手数料等の徴收に關する法律

6、輸出品生産用資材等確保要領

指定生産資材割當規則（拔萃）

第一條 この命令で指定生産資材とは、附表第一で商工大臣又は農林大臣が指定する物資をいう。

2 この命令で需要者とは、自己の使用に供するため指定生産資材を需要する者（國の機關又は地方公共團體を含む。）をいい、微量需要者とは、需要者のうち毎割當期間において商工大臣又は農林大臣の定める數量の範圍内において、自己の生活の用に供するため指定生産資材を需要する者をいい、販賣業者とは、自己の名及び自己の計算において指定生産資材の販賣を業とする者（公園その他國の機關を含む。）をいい、又生産業者とは、指定生産資材の生産（加工及修理を含む。）を業とする者及び指定生産資材を生産する者で商工大臣又は農林大臣の指定する者（國の機關又は地方公共團體を含む。）をいう。

この命令で主務官廳とは、附表第二で産業又は物資の需要部門別に掲げる行政官廳をいい、又物資の所管官廳とは、當該指定生産資材の生産を所管する行政官廳をいう。

第二條 指定生産資材の需要者（微量需要者を除く。以下同様である。）に對する割當は、經濟安定本部總裁の定める需要部門別の割當の範圍内において、經濟安定本部總裁の承認を受けた割當基準に基き、且つ割當る指定生産資材

を使用する事業の種類、使用場所及び用途（生産品の種類、規格及び數量等）に関する條件を附して主務官廳がこれをを行う。

2 物資の所管官廳は、經濟安定本部總裁の定める微量需要者割當の範圍内において、微量需要者用指定生産資材の都道府縣別割當を行う。

第三條 指定生産資材の割當を受けようとする需要者は、割當を受けようとする指定生産資材の割當期間の二箇月前までに、指定生産資材割當申請書を主務官廳に提出しなければならない。

2 繼續して指定生産資材の割當を受けようとする需要者は、前項の指定生産資材割當申請書に代えて、一年を超えない期間の各割當期間に通ずる指定生産資材割當申請書を提出することができる。

3 天災事變その他やむを得ない事由によつて、指定生産資材の割當を受けようとする需要者は、第一項に規定する期間經過後であつても、第一項の指定生産資材割當申請書を提出することができる。

4 第一項及び第二項の指定生産資材割當申請書の様式及び提出先その他必要な事項は、主務官廳が、經濟安定本部總裁の承認を受けて告示をもつてこれを定める。

第四條 主務官廳が、需要者に對して指定生産資材の割當を行い、割當の結果を當該物資の所管官廳に通知したときは、當該需要者に對して、附表第三で商工大臣又は農林大臣の定める様式による指定生産資材の需要者割當證明書（以下需要者割當證明書という。）を交付する。

2 經濟安定本部總裁が、指定生産資材の需給調整上特に必要があると認め指示したときは、これに基き商工大臣又は農林大臣は、主務官廳が前項、需要者割當證明書を交付すべき期限を定めることができる。

第六條 指定生産資材の取引上必要があるときは、需要者又は販賣業者は、主務官廳又は物資の所管官廳に對して、需要者割當證明書又は販賣業者割當證明書の分割、併合又は書換を請求することができる。

2 主務官廳又は物資の所管官廳が前項の請求を受けたときは、商工大臣又は農林大臣が經濟安定本部總裁の承認を受けて定める手續に従い、分割、併合又は書換を請求された需要者割當證明書又は販賣業者割當證明書と引換に、需要者に對しては需要者割當證明書を、販賣業者に對しては販賣業者割當證明書を交付する。

第七條 主務官廳若しくは物資の所管官廳又は都道府縣知事は、需要者又は販賣業者に對する指定生産資材の割當の結果を公表しなければならない。

2 第四條の場合において、需要者が自己に對する割當について不服があるとき又は第五條の場合において販賣業者が割當を受けなかつたときは、その者は、自己が割當を受け又は割當を受けなかつたことを知つてから二十日以内に、自己に對する割當に關する不服を經濟安定本部總裁に申し出ることができる。この場合において、その者は、その文書の寫を當該指定生産資材について割當の權限のある主務官廳若しくは物資の所管官廳又は都道府縣知事に提出しなければならない。

3 經濟安定本部總裁が前項の申出を受けたときは、その申出を受けた日から三十日以内にその申出を審査した結果を公表するものとする。

第八條 指定生産資材は、左に掲げる場合を除く外、何人もこれを譲り渡してはならない。

一 指定生産資材を所有する者（需要者を除く）が、需要者割當證明書又は販賣業者割當證明書の記載するところに従い、且つこれと引換に譲り渡す場合

二 第五條の規定により割當を受けた販賣業者が、その割當範囲内において、商工大臣又は農林大臣が、經濟安定本部總裁の承認を受けて定める手續に従い、微量需要者に譲り渡す場合

三 需要者が、經濟安定本部總裁の定める方策に基く主務官廳の許可を受けて譲り渡す場合

四 臨時物資需給調整法又はこの命令その他同法に基く命令の規定により、又はこれらの法令に基く主務官廳の命令又は許可を受けて譲り渡す場合

第九條 指定生産資材は、左に掲げる場合を除く外、何人もこれを譲り受けてはならない。

一 販賣業者が、販賣の目的をもつて、需要者割當證明書又は販賣業者割當、證明書の記載するところに従い、且つこれと引換に譲り受ける場合

二 需要者が、需要者割當證明書の記載するところに従い、且つこれと引換に譲り受ける場合

三 微量需要者が、商工大臣又は農林大臣が經濟安定本部總裁の承認を受けて定める手續に従い、販賣業者から譲り受ける場合

四 需要者が、前條第三號の規定により、主務官廳の許可を受けた者から譲り受ける場合

五 臨時物資需給調整法又はこの命令その他同法に基く命令の規定により、又はこれらの法令の規定に基く主務官廳の命令又は許可を受けて譲り受ける場合

第十一條 生産業者は、毎月二十日まで、前月中に指定生産資材と引換に受けた需要者割當證明書又は販賣業者割當證明書を、當該物資の所管官廳に差し出さなければならない。

第五條の規定により、販賣業者割當證明書の交付を受けた販賣業者は、その販賣業者割當證明書と引換に譲り受

けた指定生産資材を譲り渡したときは、前月中に當該指定生産資材と引換に受けた需要者割當證明書又は販賣業者割當證明書を、毎月二十日までに當該物資の所管官廳に差し出さなければならぬ。但し、商工大臣又は農林大臣が、經濟安定本部總裁の定める方策に従い、物資の需給調整上必要があると認め、當該販賣業者割當證明書を交付するとき指示した場合は、この限りでない。

3 前二項に掲げる場合を除く外、需要者割當證明書又は販賣業者割當證明書と引換に指定生産資材を譲り渡した者（販賣業者を除く。）は、その譲り渡しの時から二十日以内に當該割當證明書を、その發行廳に差し出さなければならぬ。

第十三條 商工大臣又は農林大臣は、經濟安定本部總裁の定める方策に基づいて附表第五で需要者割當證明書又は販賣業者割當證明書をもつて需要者又は販賣業者が、販賣業者又は生産業者から當該指定生産資材を譲り受けることができる期限を定めるものとする。

2 前項の規定により、商工大臣又は農林大臣の定めた期限經過後は、當該需要者割當證明書又は當該販賣業者割當證明書は、これを無効とする。

3 前項の規定により、無効となつた需要者割當證明書又は販賣業者割當證明書は、第一項の期限經過後二十日以内に、これを當該證明書の發行廳に差し出さなければならぬ。

第十六條 主務官廳又は物資の所管官廳が、需要者又は販賣業者に指定生産資材の割當を行つた場合、當該指定生産資材又は當該指定生産資材を使用して生産した生産品の需給調整上必要があると認めるときは、當該主務官廳又は當該物資の所管官廳は、割當を行つた當該指定生産資材につき、經濟安定本部總裁の定める方策に基づいて、當該指

定生産資材の割當に關し左の條件を附することができる。

一 割當を受けた指定生産資材の購入地域又は購入先の制限

二 割當を受けた指定生産資材の譲渡先の制限

三 割當を受けた指定生産資材をもつて生産した生産品の譲渡先の制限

2 需要者又は販賣業者が第二條第一項又は前項の條件を附した割當を受けたときは、その條件に従わなければならない。但し、經濟安定本部總裁の定める方策に基いて、主務官廳又は物資の所管官廳が行う許可を受けた場合は、この限りでない。

第十七條 物資の所管官廳は、供給の特に不足する指定生産資材の需給調整上その必要があると認めるときは、經濟安定本部總裁の定める方策に基いて生産業者又は販賣業者その他の者に對して指定生産資材の種類を指定してその譲渡し若しくは譲受けを禁止し又は制限し、數量、時期、地域又は譲渡し先を指定して、指定生産資材の譲渡し又は出荷を命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者は、これに従わなければならない。

第二十條 需要者は、左に掲げる事項が常に明確に判明するよう關係書類を整備しておかなければならない。

一 譲り受けた指定生産資材の種類別の數量及び譲受けの年月日

二 指定生産資材の使用状況及び指定生産資材を使用して生産した生産品の種類別の生産數量

三 需要者割當證明書の發行官廳、割當期、割當番號、割當數量（品種、規格別）

四 割當に關して附された條件

第二十二條 主務官廳は、必要があると認めるときは、需要者に對して需要者が第二十條の規定により關係書類を整備すべき事項に關して、所要の報告を命ずることが出来る。

2 前項の命令を受けた需要者は、これに従わなければならない。

第二十四條 主務官廳又は物資の所管官廳は、需要者又は販賣業者がこの命令の規定に従わない事實があると認めるときは、當該需要者又は販賣業者に對する當該期又は次期以後の割當期間における割當を停止し又は削減することが出来る。

第二十六條 昭和二十二年法律第五十四號第二十四條に掲げる要件を備え、且つ法律の規定に基いて設立された組合（組合の連合會を除く。）の構成員が、指定生産資材を需要する場合、その組合は、この命令の適用に關しては、需要者とみなす。

2 前項の組合が、この命令の規定に従つて取得した指定生産資材を、その構成員に譲り渡す場合には、第八條の規定による主務官廳の許可は、これを受けたものとみなす。

附 則

1 この命令は、公布の日から、これを施行する。

6 指定生産資材の需要者割當申請書及び販賣業者割當申請書の様式及び提出先は、第三條第四項及び第五條第三項の規定にかかわらず、當分の間なお従前の例による。

7 指定生産資材の需要者割當證明書及び販賣業者割當證明書の様式は、附表第三及び第四の規定にかかわらず、當分の間なお従前の例による。

附表 第一

- 一、石炭（煖ちゆう房用石炭を除く。）
 - イ、原料炭
 - ロ、發生爐用炭
 - ハ、一般用炭
 - ニ、無煙炭及び燐石
- 二、亞炭（配炭公園法別表第一に掲げる亞炭）
 - 三、コークス
 - 四、再生コークス
- 五、石油
 - イ、原油
 - ロ、石油製品
 - 1、アスファルト
 - 2、石油製品
 - 3、パラフィン
 - 六、銑鐵
 - 七、鑄鐵管
 - 八、普通鋼（中間鋼を含む。）
 - イ、鋼塊
 - ロ、半製品（ブルーム、ピレット、シートバー、ティンバー、スケルプ）
 - ハ、壓延鋼材
 - 1、（厚板三ミリ以上）
 - 2、薄板（三ミリ未満）
 - 3、ブリキ板
 - 4、高級仕上鋼板
 - 5、線材
 - 6、ガスパイプ
 - 7、鑄用鋼管
 - 8、一般用鋼管
 - 9、その他鋼管
 - 10、軌條及びその附屬品
 - 11、形鋼
 - 12、棒鋼
 - 13、帶鋼
 - 14、その他壓延鋼材
 - 九、硅素鋼板
 - 一〇、鐵鋼二次製品
 - イ、釘
 - ロ、釘金
 - ハ、鐵線
 - ニ、硬鋼線
 - ホ、鋼索
 - ヘ、亞鉛鐵板
- 一一、銑屑（艦艇、商船及び兵器の解体により發生したものに限る。）
- 一二、鋼屑（艦艇、商船及び兵器の解体により發生したものに限る。）
- 一三、重要非鐵金屬
 - イ、銅
 - ロ、故銅
 - ハ、鉛
 - ニ、故鉛
 - ホ、亞鉛
 - ヘ、錫
 - ト、アンチモン

チ、ニッケル
リ、アルミニウム
又、アルミニウム屑及び同合金屑（アルミニウム及び同合金の再生塊を含む。）
ル、水銀
ヲ、カドミウム
ワ、コバルト

一四、硫化鐵 一五、亞ひ酸 一六、硫黃

一七、重要非鐵金屬製品
イ、電線
ロ、伸銅品
ハ、機械用銅合金鑄物（銅鑄物を含む。）
ニ、鉛管

及び鉛板
ホ、減摩合金
ヘ、半田
ト、亞鉛板
チ、輕金屬延壓品
リ、機械用輕金屬鑄物

一八、重要化學製品

イ、鹽及びその誘導物

1、鹽（食料鹽を除く。）
2、ソーダ灰
3、か性ソーダ
4、鹽酸
5、晒粉

6、液體鹽素
7、重曹

ロ、重要タール製品

1、純ベンゾール
2、ソルベントベンゾール（九〇%ベンゾール、モーターベンゾール及びソルベントオ

フタ）
3、トルオール
4、コールタール
5、クレオソート油
6、フェノール油

ハ、セメント

1、ポルトランドセメントクリンカー（白色セメントクリンカーを除く。）
2、ポルトランドセメント（白

色セメントを除く。）
3、高爐セメント
4、珪酸質混合セメント
5、雜用セメント及び塗

装用セメント（ポルトランドセメントクリンカーを含むものに限る。）

ニ、セメント製品

1、高壓コンクリート管 2、石綿高壓管 3、石綿スレート 4、厚型スレート 5、木毛

セメント板

ホ、耐火煉瓦 へ、板硝子

ト、アンモニア及びその誘導物 1、アンモニア（液體アンモニア及びアンモニア水を含む。） 2、硝

酸 3、鹽化アンモニウム 4、尿素

チ、硫酸 リ、カーバイド

ヌ、カリ鹽類 1、鹽化カリ 2、硫酸カリ 3、か性カリ 4、炭酸カリ

5、過マンガン酸カリ 6、硝酸カリ 7、重クロム酸カリ

ル、燐鱘石

ヲ、工業火藥類 1、爆藥（火藥を含む。） 2、雷管 3、導火線（導爆線を含む。）

ワ、重要無機藥品

1、重クロム酸ソーダ 2、無水クロム酸 3、亞鉛華 4、クロールズルフォン酸 5、珪

5 砂 6、ほう酸 7、ほう硝 8、鉛丹 9、リサージ 10、活性炭 11、鹽

化亞鉛 12、硫化ソーダ

カ、合成樹脂（フェニール系及び尿素系のもの。） ヨ、黒鉛（國産品を除く。） タ、電極

レ、ビッチコークス ソ、アルコール（アルコール分九〇度以上のもの。但し、局方アルコールを除く。）

ツ、エーテル

一九、油脂及び重要製品

イ、工業用油脂

ロ、重要油脂製品

1、硬化油

2、硬化蠟

3、脂肪酸

4、グリセリン水（石けん廢液を含む。）

5、粗製グリセリン

6、精製グリセリン

7、塗料

8、油劑（農業用及び工業用石けんを含む。）

二〇、ゴム（合成ゴムを含む。）

イ、生ゴム（インディアナラバー、バララバー、ラテックス、ジロトン、バラグ及びガタバリーチャをいう。）

ロ、再生ゴム

ハ、屑ゴム（エボナイト屑を除く。）

二一、ゴム製品

イ、ベルト

ロ、ホース

ハ、タイヤ及びチューブ（新車用のもの。）

ニ、ゴム引布

二二、皮革

イ、原皮（にべ及びとこを含む。）

1、牛皮

2、馬皮

3、山めん羊皮

4、豚皮

ロ、革（屑革を含む。）

1、牛革

2、馬革

3、山めん羊革

3、豚革

5、鯨革

6、鮫革

二三、革ベルト

二四、タンニン（漁業者の使用すべき漁網用タンニンを除く。）

二五、膠及びゼラチン

二六、漆（原料生漆及び精製漆）

二七、纖維

イ、綿花

ロ、ステールプファイバー

ハ、羊毛及びその他の獸毛

ニ、副蠶糸

ホ、絹短織

維

ヘ、亞麻

ト、ちよ麻（野生ちよ麻については開織したもの。）

チ、大麻（線麻を含む。）

リ、黄麻（市皮、青麻及びぼつ麻を含む。）

ヌ、マニラ麻

ル、サイザル麻（マデーを含む。）

ワ、桑皮（開織したもの。）

カ、屑纖維（輸入纖維の空包装及び屑纖維の反毛したものを含み国内故纖維に

ついでには選別したもの。）

二八、纖維製品（衣料品を除く。）

イ、糸

1、綿糸（漁具糸を除く。）

2、スフ糸

3、毛糸

4、人絹糸

5、生糸（漁具糸を除く。）

6、絹紡糸

7、絹紡細糸

8、亞麻糸（漁具糸を除く。）

9、ちよ麻糸（漁具糸を除く。）

10、黄麻糸

11、大麻糸（漁具糸を除く。）

12、屑紡糸

13、右に掲げる糸に該當しないもので二

七に掲げる纖維を使用した糸

ロ、織物

1、綿織物

2、スフ織物

3、毛織物

4、絹織物

5、人絹織物

6、麻織物

7、屑紡織物

8、二八のイの13に掲げる糸を使用した織物

ハ、その他の纖維製品

- 1、メリヤス
- 2、羊毛フェルト及び獣毛フェルト
- 3、網（漁網を除く。）
- 4、網（漁業用網を除く。）
- 5、細幅織物
- 6、ひも
- 7、レース
- 8、ホース

二九、紙

イ、洋紙

- 1、新聞用紙
- 2、クラフト紙
- 3、一般用紙

- ロ、板紙
- ハ、和紙
- ニ、クラフト紙袋
- ホ、ロール三號紙袋

三〇、パルプ

- イ、人絹パルプ
- ロ、製紙パルプ

三一、木材

- イ、一般用材
- ロ、杭木
- ハ、枕木
- ニ、電柱
- ホ、パルプ用材
- ヘ、造船用材

- ト、車りよう用材
- チ、農機器用材
- リ、腕木
- ヌ、腕木用材
- ル、マッチ用材
- ヲ、單

- 材
- ワ、合板
- カ、合板用材
- ヨ、床板
- タ、床板用材
- レ、たる丸
- ソ、和た

- る用材
- ツ、仕組板

三二、建築用資材

- イ、普通煉瓦
- ロ、ルーフイングペーパー（ルーフイングクロスを含む。）
- ハ、疊
- ニ、建具

三三、標準電気機械

- イ、单相誘導電動機（三五ワット以上のものに限る且つ商工大臣の指定するものを除く。）

ロ、三相誘導電動機（四〇〇ワット以上七五キロワット以下のものに限り且つ商工大臣の指定するものを除く。）
 ハ、變壓器（容量一キロボルトアンペア以上、二〇〇キロボルトアンペア以下のものに限り、且つ商工大臣の指定するものを除く。）

三四、熱絶線材料

イ、炭化コルク板

ロ、生壓搾コルク板

衛生用品

醫藥品
 醫療用品

厚生省

附表 第五

資材名

有效期限

一、石 炭

當該四半期限り

二、亞 炭

同 右

三、コークス

同 右

四、再生コークス

同 右

五、石 油

割當當月限り

六、銑 鐵

當該四半期終了後一箇月

七、鑄 鐵 管

當該四半期の翌期の末日限り

八、普通 鋼

同 右

九、硅素鋼板

一〇、鐵鋼二次製品

一一、銑 屑

一二、鋼 屑

一三、重要非鐵金屬

一四、硫化鐵礦

一五、亞 硫酸

一六、硫 黃

一七、重要非鐵金屬製品

但し、電 線

當該四半期の翌期の半ば限り

當該四半期の翌期終了後二箇月

當該四半期の翌期の末日限り

同 右

當該四半期終了後一箇月

當該四半期限り

當該四半期終了後一箇月

同 右

當該四半期の翌期末日の限り

當該四半期終了後二箇月

但し、卷 線

動力ケーブル

通信ケーブル

東京ゴム線

當該四半期の翌期の末日限り

當該四半期終了後二箇月

同 右

一八、重要化學製品

但し、ソーダ灰

か性ソーダ

當該四半期の翌期の末日限り

當該四半期の翌期終了後二箇月

當該四半期の翌期終了後二箇月

當該四半期の翌期の末日限り

硫 酸

同 右

カーバイト

同 右

アルコール

當該四半期限り

エーテル

同 右

一九、油脂及び重要油脂製品

當該四半期の翌期の末日限り

二〇、ゴ ム

同 右

二一、ゴム製品

同 右

二二、皮 革

同 右

二三、革ベルト

同 右

二四、クニン

同 右

二五、膠及ゼラチン

同 右

二六、漆

當該四半期の翌期の半ば限り

二七、織 維

原料繊維（屑繊維を含む。）

當該四半期限り

生糸及び糸以外の糸

當該四半期終了後一箇月

生 糸

當該四半期限り

毛 糸

當該四半期終了後二箇月

二八、纖維製品

絹以外の織物メリヤス雜品(生地)

當該四半期の翌期終了後一箇月

同 右(糸染)

當該四半期の翌期終了後二箇月

同 右(後染及び整理)

當該四半期の翌期終了後一箇月

絹の織物メリヤス雜品(生地)

當該四半期の翌期の末日限り

同 右(糸染)

當該四半期の翌期終了後一箇月

同 右(後染及び整理)

當該四半期の翌期終了後二箇月

羊毛フェルト及び獸毛フェルト

當該四半期終了後二箇月

綿網及び麻網

當該四半期の翌期終了後一箇月

絹 網

當該四半期の翌期の末日限り

綿 網

當該四半期の翌期終了後一箇月

麻 網

當該四半期終了後一箇月

絹 網

當該四半期の翌期の末日限り

綿 縫糸

當該四半期の翌期終了後一箇月

絹 縫糸

當該四半期の翌期の末日限り

綿撚糸及び麻撚糸

同 右

絹 撚糸

當該四半期終了後二箇月

二九、紙

三〇、パルプ

三一、木材

三二、建築用資材

三三、標準電気機械

三四、熱絶縁材料

當該四半期終了後一箇月

當該四半期の翌期の末日限り

當該四半期の翌期終了後一箇月

當該四半期の翌期の末日限り

同 右

同 右

總理廳、大藏省、法務廳、文部省、厚生省、農林省、建設省、

商工省、運輸省、逓信省、勞働省、告示第一號（昭和二十三年十月一日）

指定生産資材割當規則（昭和二十三年總理廳令、法務廳令、大藏省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、勞働省令（第一號）第三條第四項の規定により、指定生産資材需要者割當申請書の様式を次のように定める。

指 定 生 産 資 材 割 當 申 請 書

1. 申請者の住所氏名又は名称	日 附 昭和 年 第 月 四半期		印 紙 欄
2. 主 務 官 廳 名	厚生省薬務局薬品課	割當期	
3. 指定生産資材を使用して生産する製品の種類 (生産業以外の事業については其の事業の種類)		(關 係 係 名)	
4. 生産高 (生産業以外の事業については事業量) 製品の種類及び規格	生産高 又は 出荷高	現四半期生産豫定高	申請四半期生産豫定高
			主 務 官 廳 査 定 高
5. 指定生産資材の使用場所			
6. 消定生産資材必要高		別表による	
7. そ の 他			
8. 備 考 (仕上製品用途その他資材割當上参考となる事項)			
9. 此の申請書は眞實に相違ありません	年 月 日	申請者の氏名又は名称及び印 略 利	

- 備 考
- (1) この申請書は、毎四半期開始の二箇月前までに主務官廳の三部 (主務官廳の別に指示した場合二部) 提出すること。
- (2) この申請書は、査定の上主務官廳の官印を捺捺して申請者に返戻される。そのときは、この申請書の3,4の『主務官廳査定高』5.及び7.の欄に記載された事項は、これを指定生産資材割當規則第二條第一項に規定する割當条件とみなす。
- (3) 『生産高又は出荷高』の欄には、主務官廳の示す期間における生産高又は出荷高を記載すること。
- (4) 生産業以外の事業である販賣業、土木、建築業等においては販賣数量、工事数量等を生産業に準じて相當欄に記載すること。
- (5) 月別割當に係る指定生産資材については、申請書に (四半期) とあるのは (月) に讀み替えること。

別表

種	額	規格	村	前	森	清	獲	高	前	森	手	持	保	有	高	申	請	求	高	申	請	求	高	主	務	官	權	奉	定	高		
				</																												

指定生産資材割當手續規程

(昭和二十一年十一月二十日)
内閣訓令第十號

改正
(昭和二十三年六月二十六日經本訓令第七號、
昭和二十三年四月二十日經本訓令第二十一號)

第一條 別表に指定する生産資材（以下指定生産資材と稱する。）の割當は、日本經濟再建を目的として公正な分配を確保するため、本規定に従い實施する。

第二條 指定生産資材の割當は、臨時物資供給調整法及び他の割當に關する法令に基いて實施する。

第三條 經濟安定本部は、指定生産資材の割當方針を策定すると共に、需要部門毎に指定生産資材の用途又は製品の種類を指定して、その割當を行う。

第四條 前條の需要部門が割當内において、指定生産資材の用途別需要割當を行う權限ある官廳（以下主務官廳と稱する。）は、毎四半期開始一ヶ月前迄にその期間中の需要部門別生産資材需要表を經濟安定本部に提出することを要する。

主務官廳は、指定生産資材の割當を要求する所管需要部門の表を本規定施行後十日以内に經濟安定本部に提出の上、その承認を受けることを要する。

第四條の二 主務官廳は、その所管する各需要部門における需用者別割當の基準を定めて經濟安定本部に提出の上、

その承認を受けることを要する。

主務官廳の行う需要者割當の一般的基準は左の通りとする。

一、同一需要部門内の各需要者に對する指定生産資材の割當は公正、公平且つ無差別な基礎の上になされなければならない。

主務官廳が産業團體に割當に關する事務を委託している場合にはその割當が無差別な基礎の上になされることが保證するよう特に注意しなければならない。

二、當該需要部門に對する指定生産資材の割當の總量に餘裕がなく當該需要部門の全體の合理的生産を確保するため必要な制限をしなければならない場合を除きすべて新規企業に對しても既存企業と同様公正な割當基準に基いて指定生産資材の割當を行わなければならない。但し、右の制限は新規企業の發生を不當に抑制する爲に利用されることがあつてはならない。

三、指定生産資材の割當は、企業設備の實際動能力を考慮して過去の一定期間における生産を基礎として行わなければならない。但し、需要部門の特性に應じて左の要素を考慮しなければならない。

1、指定生産資材の使用効率

2、生産物の品質

3、生産物の正規の系路による出荷実績

4、當該需要部門の全體の合理的生産を確保するために特に考慮すべき事情

指定生産資材の割當を受けた需要者が當該指定生産資材を使用して生産した生産物を正規の系路以外の系路に

出荷した場合には、主務官廳は昭和二十二年四月十四日内閣訓令第五號「臨時物資需給調整法の命令違反に對して執るべき措置に關する件」に從つて當該需要者に對する指定生産資材の割當を停止又は減少することができ
る。

主務官廳は、指定生産資材の割當に當つては、需要者に必要なすべての資材、動力及び努力の総合的な活用を考慮しなければならない。

第五條 主務官廳は、經濟安定本部の定めの方針に從つて第三條の需要部門別割當内における指定生産資材の用途別割當及び經濟安定本部の定めた基準に適合する需要者に對する割當を行う。

主務官廳は、前項の割當の結果を公表することを要する。

主務官廳は、經濟安定本部の同意の下に、第一項の割當に關し、諮問委員を指名することが出来る。諮問委員は、廣く且つ民主的に當該需要部門を代表するものであることを要する。

主務官廳に對し指定生産資材の割當申請をした者で、その割當措置に不服ある者は、經濟安定本部に、割當の公表のあつた日から二十日以内に不服の申立をすることができる。この場合において、その文書の寫を主務官廳に提出しなければならない。

經濟安定本部が前項の申出を受けたときには、その申立を受けた日から三十日以内に、その申出を審査して結果を公表するものとする。

第六條 指定生産資材の所管官廳は、次の規則を定め、これを施行することを要する。

一、主務官廳（販賣業者については當該販賣業の所管官廳）又は政府機關の發行する割當證明書、購入切符、購入

通帳、その他同種の公文書を提示する場合を除いては、如何なる者も指定生産資材を譲り渡し又は譲り受けるとは出来ない。

二、販賣用として、指定生産資材を所有する者は、前號の公文書を提示する者に對して、これを販賣することを要する。その販賣は公定價格で且つ公正な條件で行うことを要する。

第一號の公文書は一定の經路を経て主務官廳に返還することを要する。

三、指定生産資材は第一號の公文書に記載された入手目的及び諸條件に従つてのみこれを使用することが出来る。

第七條 指定生産資材の割當實施の狀況に鑑み、これを重要でない用途に轉用することを防止する必要があると認められる場合には、經濟安定本部は、主務官廳に對し臨時物資需給調整法に基き、特定物資の生産の禁止若しくは制限又は指定生産資材の使用の禁止若しくは制限の命令を發するよう指令する。

第八條 指定生産資材の需要者は、豫め別に定める需要申請書を主務官廳に提出することなくしては、その割當をうけることが出来ない。

附 則

本則に抵觸する現行の省令其の他の規程については、關係各廳において、所要の改廢手續をとることを要する。
この訓令は公布の日からこれを施行する。

經濟安定本部訓令第十一號

各 廳

昭和二十一年內閣訓令第十號（指定生產資材割當手續規程）の一部を次のように改正する。

昭和二十四年四月一日

經濟安定本部總裁

吉 田 茂

別表中「普通鋼（中間鋼を含む。）」の項中「ハ、壓延鋼材」の項を次のように改める。

ハ、壓延鋼材

- 1、薄板
- 2、ブリキ板
- 3、線材
- 4、一般壓延鋼材

「重要非鐵金屬」の項を次のように改める。

重要非鐵金屬

イ、銅 ロ、鉛 ハ、故銅 ニ、亞鉛 ホ、錫 ヘ、アンチモン ト、ニッケル

チ、アルミニウム（新地金） リ、コバルト ス、亞砒酸 ル、硫化鐵銅 ヲ、硫黃

「重要非鐵金屬製品」の項中「ト、亞鉛板」、「チ、輕金屬壓延品」及び「リ、輕金屬鑄物（鍋、釜を除く。）」を削除する。

「重要化學製品」の項中「イ、鹽及び同誘導物」の中より「4鹽酸」、「5晒粉」、「6液體鹽素」及び「7重曹」を

削除し「ロ、重要タール製品」中「2ソルヘントベンゾール」を「2ソルベントベンゾール（九〇%ベンゾール及び四〇%ベンゾール）」に改め、「ル、セメント」の項を「ル、セメント（雑用セメント及び塗装用セメントを除く。）」に改め、

「ナ、重要無機藥品」の項中「11鹽化亞鉛」を削除し「12硫化ソーダ」を「11硫化ソーダ」に改め、「ラ、合成樹脂（フェニール系、尿素系）」の項を「ラ、合成樹脂（フェニール系）」に改め、「イエーテル」を削除する。

「油脂及び重要油脂製品」の項中「ロ、重要油脂製品」中「7塗料」を「7塗料（水性及び無機質塗料を除く。）」に改める。

「ゴム製品」の項中「ニ、ゴム引布」を削除する。

「標準電気機械」の項中「イ、单相誘導電動機（三五ワット以上）」及び「ロ、三相誘導電動機（四〇〇ワット—七五キロワット）」を削除し「ハ」を「イ」に改める。

以 上

總理廳令他十一省令、第二號

昭和二十四年總理廳令、外務省令、内務省令、大藏省令、司法省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、勞働省令、第一號

重要物資輸送證明規則の一部を次のように改正する。

昭和二十四年四月一日

内閣總理大臣他十一大臣

別表第四號 「石油製品」の行を次のように改める。

品目	出荷證明書發給機關名	出荷證明書分割併合機關名	出荷證明書
石油製品	商工省、商工局又は需要者の主務官廳	商工省、商工局、貿易廳又は石炭廳	同返荷 戻證明書 右先書

醫藥品の生産に要する指定生産資材割當實施要領

(昭和二十二年九月四日
厚生省醫務局)

第一、割當の責任

割當の實施については厚生省が割當の決定を行い且つその責任を負う。

第二、割當主任官

割當は厚生物資調整官が行う。

第三、割當の方法

一、經濟安定本部の定める需要部門別割當の範圍内において第四號の割當基準により業種別用途別及び製造業者販賣業者又は製造所販賣所別に割當を行う。

二、團體申請及び團體割當は原則としてこれを行わない。

第四、割當基準

資材の需給状況及び手持状況を考慮して左の基準によつて割當を行ふ。

一、資材はこれを先づ次の業種別に割當て次に業種内需要者別に割當る。

1、醫藥品製造業及び販賣業（醫藥部外品製造業販賣業を含む）

2、衛生材料製造業及び販賣業

3、醫療衛生用品製造業及び販賣業

4、醫科器械製造業及び販賣業

5、齒科材料製造業及び販賣業

6、齒科器械製造業及び販賣業

7、義肢製造業及び販賣業

二、資材は別に定め重要醫藥品等の生産に優先的に割當る。

三、重要醫藥品等についてはその緊要度を考慮して割當を行ふ。

四、製造業者製造所についてはその設備、技術、生産能力、供出実績等を考慮して割當を行ふ。

第五、割當の公表

厚生省醫務局に割當臺帳を備え、割當を行つた時は直に割當臺帳に記入して關係者の閲覧に供する。

第六、割當需要申請

需要者は指定生産資材割當規則第三條所定の様式に従い所定の期間内に割當需要申請書を厚生省醫務局又は所

轄厚生省衛生物資調整事務所に提出する。

第七、需要者割當證明書

一、需要者割當證明書は指定生産資材割當規則第四條所定の様式に従い厚生省醫務局において發行交付する。

二、需要者割當證明書は原則として製造業者販賣業者又は製造所販賣所別に發行する。

第八、割當實施の查察

割當の適正を確保するとともに割當實施及びその現物化の實情を把握するため常時查察を行う。

指定生産資材の割當方式の改善に關する件

(閣議決定 二三、四、一六)

従來政府は生産用資材中主要なるものを、臨時物資需給調整法に基き指定生産資材として指定し主務官廳に於て割當を實施せしめて居るが、今回割當方式の改善を圖る爲

(一) 割當基準を定め政府自らの責任の下に公平且つ妥當なる資材割當を行うと共に

(二) 割當諮問審議會を設置し、民意と企業の実體に即した割當が圓滑に行われるように措置を講ずる

第一、割當基準

一、主務官廳は、その所管する各需要部門における需要者別割當の基準を定めて經濟安定本部に提出の上、その承

認を受けることを要する。

主務官廳の行方需要者別割當の一般的基準は左の通りとする。

(一) 同一需要部門内の各需要者に對する指定生産資材の割當は公正公平且つ無差別な基礎の上になされなければならぬ。

主務官廳が産業團體に割當に關する事務を委託している場合には、その割當が無差別な基礎の上になされることを保證するよう、特に注意しなければならない。

(二) 當該需要部門に對する指定生産資材の割當數量に餘裕がなく當該需要部門の全體の合理的生産を確保するため必要な制限をしなければならない場合を除き、すべて新規企業に對しても既存企業と同様、公正な割當基準に基いて、指定生産資材の割當を行わなければならない。但し、右の制限は新規企業の發生を不當に抑制するために利用されることがあつてはならない。

(三) 指定生産資材の割當は企業の設備の實際働能力を考慮して、過去の一定期間における生産を基礎として行わなければならない。

但し需要部門の特性に應じて左の要素を考慮しなければならない。

1、指定生産資材の使用効率

2、生産物の品質

3、生産物の正規の系路による出荷実績

4、當該需要部門、全體の合理的生産を確保するために特に考慮すべき事項

指定生産資材の割當を受けた需要者が當該指定生産資材を使用して生産した生産物を正規の系路以外の系路に出荷した場合には、主務官廳は昭和二十二年四月十四日内閣訓令第五號「臨時物資需給調整法の命令違反に對して執るべき措置に關する件」に従つて、當該需要者に對する指定生産資材の割當を停止し又は減少することが出来る。

主務官廳は、指定生産資材の割當に當つては、需要者に必要なすべての資材、動力及び勞力の總合的な活用を考慮しなければならない。

二、主務官廳に對し指定生産資材の割當申請をした者でその割當措置に不服ある者は、經濟安定本部に割當の公表のあつた日から二十日以内に不服を申立をすることが出来る。

この場合においては、その文書の寫を主務官廳に提出しなければならない。

經濟安定本部が前項の申出を受けたときには、その申出を受けた日から三十日以内に、その申出を審査した結果を公表するものとする。

第二、割當諮問審議會の設置

各主務官廳は、割當基準の策定又は需要者別割當その他割當に關する事項を決定するに當り充分民間業界又は知識經驗者その他の者の意見を參酌するため、昭和二十二年經濟安定本部訓令第三號に基き速かに産業部門別又は産業部門を通じて割當諮問審議會を設置する、なお本審議會設置に要する經費については必要な措置を講ずる。

物資の割當に關する手数料等の徴收に關する法律

(申請手数料及び割當料の徴收)

(法律 第百五十二號)
昭和二十三年七月一二日公布

第一條 主務大臣は、臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二號)に基く命令(以下割當規則という。)の規定による物資の割當を行う場合において、物資の割當の申請手数料及び割當料を徴收することができる。

2 前項の申請手数料及び割當料は、これを一般會計の所屬とする。

3 第一項の申請手数料及び割當料の金額は次に定めるところによる。

一、指定生産資材の割當の申請をする場合において、割當申請書一件につき五十圓を超えない金額の範囲内で、命令で定める金額

二、指定生産資材の割當を受けた者當該物資を譲り受ける場合において、割當に係る物資の價格の統制額(讓受價格)が統制額よりも低い場合又は統制額のない場合には讓受價格)に割當數量(割當數量の一部の數量に相當する物資を譲り受ける場合においてはその數量)を乗じて得た額の百分の一に相當する金額(當該金額に一圓未満の端數があるときは、その端數を切り捨てた金額)

4 第一項の申請手数料及び割當料は割當申請書又は割當規則に基いて發行された割當證明書その他の割當に關する公文書(以下割當公文書という。)に收入印紙をはつて納めなければならない。

(消印義務)

第二條 物資の割當を受けた者に對し物資を譲り渡す者は、前條第四項の規定により割當公文書にはられた収入印紙が割當料の金額に相當することを確認して、これに消印を押さなければならぬ。

(割當申請書の不受理)

第三條 主務大臣が第一條第一項の規定による命令の定めるところにより申請手数料を徴収する場合において、割當の申請をする者が同條第四項の規定にかかわらず収入印紙をはらない割當申請書を行政機關に提出したときは當該行政機關はこれを受理しない。

(割當公文書の無効)

第四條 主務大臣が第一條第一項の規定による命令の定めるところにより割當料を徴収する場合において割當を受ける者が同條第四項の規定にかかわらず割當公文書に収入印紙をはらなかつたときは當該割當公文書はこれを無効とする。

2 物資を譲り渡す者が、物資の割當を受けた者に對し割當に係る物資を譲り渡す場合において第二條の規定にかかわらず割當公文書にはられた収入印紙に消印を押さなかつたときは當該割當公文書は、その取引においては、これを無効とする。

(罰則)

第五條 前條第一項の場合において、當該命令に違反して割當料を納めなかつた者は、これを一萬圓以下の罰金に處する。

2 前條の場合において、納付しなかつた割當料の金額は直ちに國稅徵收法（明治三十年法律第二十一號）の例により、これを徵收する。但し、先取特權の順位は國稅に次ぐものとする。

第六條 第二條の規定に違反した者は割當公文書五百圓以下の罰金に處する。

第七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前二條の違反行爲をしたときは、その行爲者を罰する外その法人又は人に對し各本條の罰金刑を科する。

附 則

この法律は公布の日からこれを施行する。

内閣總理大臣	芦 田 均
大藏大臣	北 村 徳 太 郎
法務總裁	鈴 木 義 男

指定物資の割當に關する手数料等について

一、物資の割當に關する手数料等徵收規則

(定義)

第一條 この命令において「物資」とは、指定生産資材割當規則（昭和二十三年第一號）總理廳令、法務廳令、大藏省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、勞働省令、建設省令による、以下割當規則という。第一條第一項の指定生産資材（以下指定生産資材という。）及び石油製品配給規則（昭和二十二年第一號）

總理廳令、内務省令、大藏省令、司法省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、勞働省令（以下配給規則という。）第一條第一項の石油製品（日常生活における燈火の用にする燈油を除く。以下石油製品というをいう。）

2 この命令において「需要者」「主務行政機關」及び「所管行政機關」とは、それぞれ割當規則第一條及び配給規則第一條の需要者（割當規則第二十六條において需要者とみなされる組合を含み、國、特別調達廳及び毎割當期内において商工大臣又は農林大臣の定める數量の範圍内において自己の生活の用に供するため物資を需要する者を除く。）主務官廳及び物資の所管官廳をいう。

（申請手数料の納付）

第二條 指定生産資材の割當の申請をする需要者は、物資の割當に關する手数料等の徴收に關する法律（昭和二十三年法律第五十二號以下法という。）第一條第三項第一號に規定する申請手数料を納付しなければならない。但し、當該申請に係る指定生産資材の申請當時における價格の統制額が千圓未満の場合又は價格の統制額のない指定生産資材については當該物資の生産を所管する大臣が大藏大臣と協議して定める數量未満の場合は、この限りでない。

2 前項に規定する申請手数料の金額は、割當申請書一件につき五十圓とする。

3 臨時建築制限規則（昭和二十三年建設省令第二號）第九條第二項の規定により指定生産資材の割當を受けようとする者の申請手数料の納付については、同條第二項に規定する所要の事項を記載した申請書をもつて、法第一條第四項の割當申請書とみなす。

注意事項、物資の價格計算については申請手数料の場合は取引高税を含めない價格とする。

(割當料の納付)

第三條 物資の割當を受けた需要者は、當該物資を譲り受ける場合には、法第一條第三項第二號に規定する割當料を納付しなければならない。但し、當該物資の譲受價格が千圓に満たない場合は、この限りでない。

注意 譲受價格の價格は取引高税を含めて計算する。

(物資を譲り渡す者の確認及び消印義務)

第四條 物資の割當を受けた需要者(前條但書の規定により割當料の納付を要しない者を除く)に對し物資を譲り渡す者は法第一條第四項の規定により割當公文書にはられた収入印紙の額が割當料の金額に相當することを確認して、これに消印を押さなければならない。

(消印の方法)

第五條 前條の規定により消印する場合においては、割當公文書の紙面と収入印紙の彩紋とにかけて、消印義務者の印章又は署名をもつて、判明にこれを消さなければならない。

(申請手數料徴收実績報告書)

第六條 主務行政機關又は所管行政機關は前月中に提出せられた割當公文書について様式第二の割當料徴收実績報告書を作成し、毎月十五日までに、これを當該行政機關を所轄する主務大臣に送付しなければならない。

(割當料徴收実績報告書)

第七條 主務行政機關又は所管行政機關は、前月中に提出せられた割當公文書について様式第二の割當料徴收実績報告書を作成し、毎月十五日までに、これを當該行政機關を所轄する主務大臣に送付しなければならない。

(告發及び未納割當料の徴收)

第八條 主務行政機關又は所管行政機關は、前條の規定により割當料徴收実績報告書を作成する場合において割當料の全割又は一部に相當する金額の収入印紙をはつてない割當公文書又は法第二條の規定による消印を押していない収入印紙を發見したときは、直ちにこれを告發し、未納割當料の金額は直ちに國稅徴收法の例によりこれを徴收しなければならぬ。

(割當料等徴收実績報告書)

第九條 主務大臣は第六條及び第七條の規定により送付せられた申請手数料徴收実績報告書及び割當料徴收実績報告書により、様式第三の割當料等徴收実績總報告書を作成し、毎月二十五日までに、これを大藏大臣に送付しなければならぬ。

附 則

1、この命令は昭和二十三年十月一日から、これを施行する。但し、割當料は昭和二十三年十月以後の分に係る物資の割當から、これを徴收する。

2、この命令の施行前郵便によつて、提出した指定生産資材の割當申請書が、この命令施行後主務行政機關に到達したときは、當該割當申請書は、申請手数料の納付に關しては發信の日に主務行政機關に提出されたものとする。

輸出品生産用資材等確保要領

(昭和二十四年 經本訓令第七號)

第一條 この要領は、我國經濟の現状に鑑み、輸出の増進を圖るため、輸出品の生産に必要な資材及び動力の迅速適切な割當を行い、且つ、その現物化を確保することを目的とする。

第二條 輸出品の生産に必要な資材及び動力は、他の需要に優先してこれを割當なければならない。

第三條 經濟安定本部は、毎期の物資需給計畫に定める「輸出用」の大枠の中において、計畫的生産を要する輸出品（基礎的生産資材、船舶、車輛、大型機械、纖維等の如く輸出品生産のために大量の資材を要し、或いは國內向品の生産との關係上特に総合的な生産計畫を必要とするものをいう。）及び右以外の輸出品の前期にその輸出が確實と見透されるものの所要資材割當量の特掲し、且つこれと均衡のとれた石炭及び電力の割當計畫を組むとともに、その他の輸出品（當該割當期の進行中において新に輸出が確定したものを含む。）の所要資材については、輸出確定次第その残量の中から随時割當を行い、且つ石炭及び電力もこれに應じて「輸出用保留」の枠からの機動的操作を行つて、輸出契約の遂行に努めるものとする。

前項によるもなお資材の不足を生じたときは、經濟安定本部は、輸出品生産業者の主務官廳（以下主務官廳といふ。）の要求に應じ、毎割當期毎に各資材及び動力につき別に定める數量の限度内において、當初の輸出用割當の枠

を越えて隨時追加割當を行い、以て輸出品生産の圓滑化を圖るものとする。この場合の追加割當分については、次の割當において、これを調整する。

第四條 前條による各産業別割當の範圍内において、主務官廳が當該輸出品生産業者に對して行ふ資材及び動力の割當は、貿易廳から輸出確定通知があり次第、原則として左の各號に従つてこれを行わなければならない。

一、當該輸出品の發註者が特定の生産業者の製品を希望するときは、その生産業者の生産能力を越えない限り全面的にこれに割り當てる。

二、當該輸出品の發註者において、生産業者につき特別の希望がない場合においては、製品の品質とその生産原價を特に考慮し、契約價格の範圍内で良質の製品を生産することが可能な生産業者に對して集中的に割當を行ふ。

第五條 主務官廳は、必要がある場合には、經濟安定本部の承認を得た基準に従い、輸出品生産用の主要資材につき、工場別割當によらず企業別の割當をすることができる。

第六條 前二條により輸出品生産業者が割當られた資材及び動力の現物化を確保するため、需給關係の逼迫している資材及び動力で經濟安定本部が別に指示するものについては、輸出品生産用のものは最優先注文として取扱ひ、當該資材又は動力の生産業者又は販賣業者は、他の注文又は豫約に先行してこれを出荷することを要するものとする。とともに、又當該資材及び動力の割當證明書の有効期限についても、現物化を阻む特別の事情があるときには、簡易な手續でこれを伸長し得るよう改めるものとする。

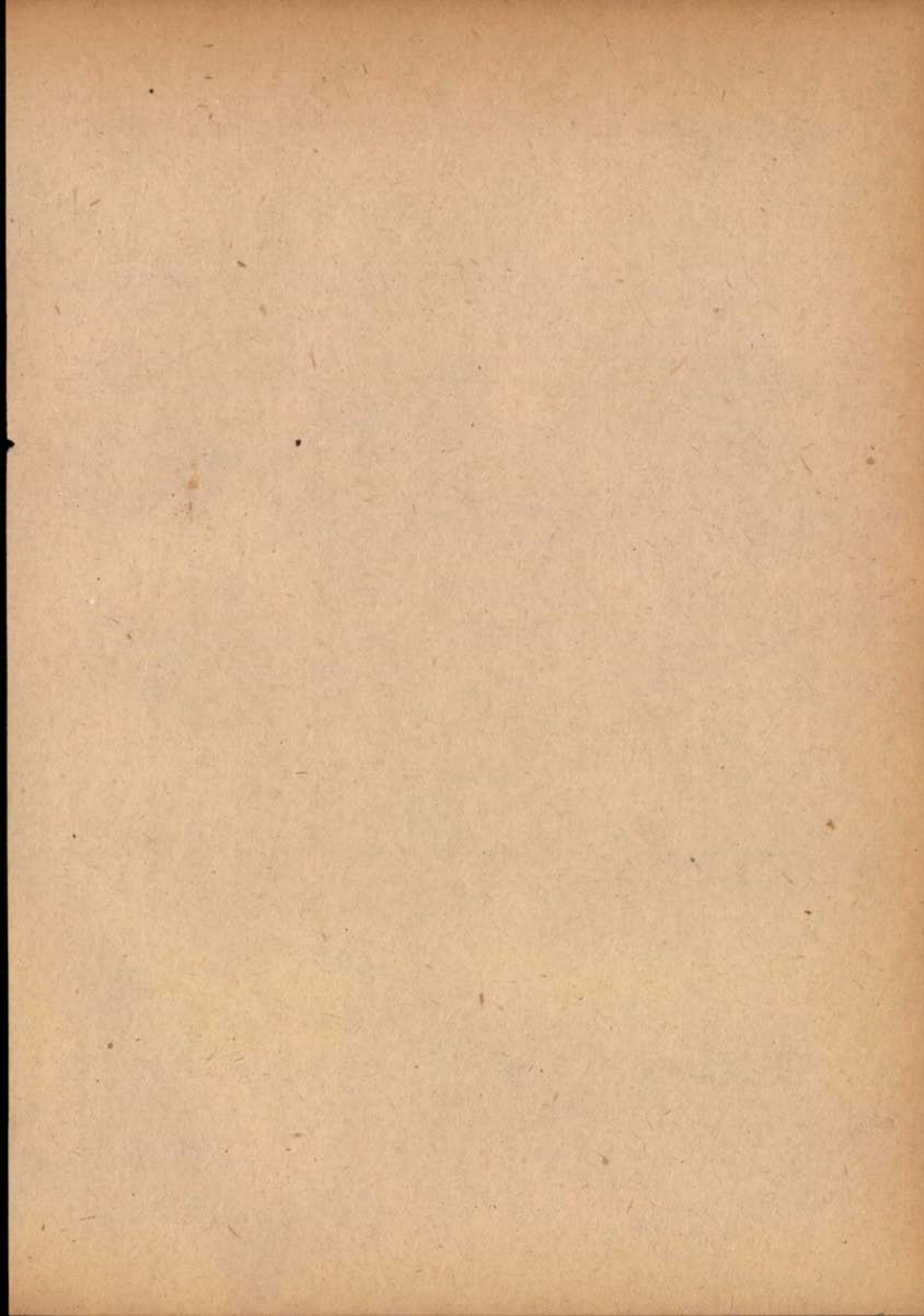
前項の措置を実施するため、主務官廳は、所要の法令を制定することを要する。

第七條 關係官廳は、輸出品生産業者が輸出品生産用として入手した資材及び動力を適正有效に使用するよう指導監

督するとともに、不正不當の使用に對しては、嚴格な匡正措置を講じなければならない。

第八條 主務官廳は、輸出品生産業者の資材及び動力の割當現物化実績、輸出品の生産及び出荷実績等資材及び動力の割當後における入手使用の状況を常に明確に把握し、經濟安定本部の指示するところに従い、貿易廳を經由してこれを經濟安定本部に報告しなければならない。

前項の措置を実施するため必要あるときは、主務官廳は、所要の法令的措置をとるものとする。





配給統制について

一 衛生材料配給について

衛生材料は原料が總て輸入棉によるものであつてその數量に限度がある。この現状においてこれを自由販賣とするときは一人當りの平均入手量は實に微々たるものでその使用價値は殆んど零に等しい。それ故需要度の高いもので醫療並びに保健衛生上緊要缺くことのできないものに對しては絶対に原料を確保し、これを重點的且つ優先的に配給の要があるのでこの萬全を期するため臨時物資需給調整法に基く別記厚生省令第三〇號醫藥品等配給規則により配給統制を實施している。

醫藥品等配給規則

昭和二十二年十一月 厚生省令第三〇號
改正 昭和二十三年七月 厚生省令第二五號
改正 昭和二十三年十二月 厚生省令第五九號
改正 昭和二十三年十二月 厚生省令第六〇號

第一條 醫藥品その他の衛生用物資（以下醫藥品等という。）で厚生大臣の指定するもの（以下指定配給品という。）の配給については、この省令の定めるところによる。

第二條 この省令において取扱者とは、病院、診療所、家畜診療所、薬局、醫藥品等の小賣業者その他業務上醫藥品等を使用するもので、都道府縣知事の指定するものをいう。

指定消費者とは、指定配給品中厚生大臣が、保健衛生上特に必要があると認めて指定する品目（以下指定品という。）を消費する者で、都道府縣知事が指定する者をいう。

販賣業者とは、指定配給品の販賣を業とする者をいう。

販賣業者を分けて、指定品小賣業者、地方販賣業者及び中央販賣業者とする。指定品小賣業者とは、その營業の區域が、その營業所所在地の都道府縣を區域とし指定品を指定消費者に販賣する者をいい、地方販賣業者とは、その營業の區域がその營業所所在地の都道府縣區域とし、取扱者又は指定消費者に指定配給品を販賣する者をいい、中央販賣業者とは、指定配給品を地方販賣業者又は他の中央販賣業者に販賣する者をいう。

製造業者又は輸入業者とは、指定配給品の製造又は輸入を業とする者をいう。

第三條 都道府縣知事は、指定消費者に對しては、その指定消費者が指定品小賣業者又は地方販賣業者から、指定品

を購入するための購入切符（指定品小賣業者が地方販賣業者から、指定品を購入するための予約券を含む、以下同じ。）を、取扱者に對しては、その取扱者が地方販賣業者から指定配給品を購入するための購入通帳を、地方販賣業者に對しては、その地方販賣業者が中央販賣業者から指定配給品を購入するための購入割當證明書を發給する。

厚生大臣は、指定配給品を原料とする醫藥品製造業者、中央販賣業者、又は第四項に規定する場合において特に必要があると認める者に對して、これ等の者が、製造業者、輸入業者又は中央販賣業者から指定配給品を購入するための購入割當證明書を發給する。

製造業者指定配給品を原料とする醫藥品製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者又は指定消費者は、前二項の購入通帳、購入切符又は購入割當證明書（以下配給割當公文書という。）の記載するところに従ひ、これと引換え（購入通帳においては提示及び記入を含む。）の場合地方販賣業者は、その譲渡しに際し購入者に對して譲渡しの證明を求めることができる。以下同じ。）でなければ、指定配給品を譲り渡し又は譲り受けることができない。

厚生大臣は、指定配給品の配給上特に必要がある場合において、經濟安定本部總裁の承認を得て指定配給品の配給方法の變更その他必要な措置を採ることができる。

第四條 配給割當公文書の様式、有効期間及び有効區域その他必要な事項は、別記第一號、第二號、第四號及び第五號様式の定めるところによる。

第五條 配給割當公文書は、これを他に譲り渡し又は他から譲り受けることができない。

第六條 製造業者、輸入業者又は販賣業者は、配給割當公文書と引換えに指定配給品の譲り受けの申込があつたときは、當該指定配給品を所有しない場合その他正當な事由がある場合を除き、統制價格で且つ公正な條件でこれを譲

り渡さなければならぬ。

前項の正当な事由及び公正な条件は、いずれも經濟安定本部總裁の認めるところのものでなければならぬ。

製造業者は、指定配給品を自製の醫藥品その他の原料に供しようとするときは、豫めその品目及び數量について厚生大臣の許可を受けなければならぬ。

輸入業者又は販賣業者は、販賣の目的をもつて輸入又は譲り受けた指定配給品を販賣以外の用途に供してはならぬ。

第七條 購入通帳又は購入切符による指定配給品の購入可能數量又はその基準は、厚生大臣又は厚生大臣の承認を得て都道府縣知事が、これを定める。

購入割當證明書による指定配給品の購入可能數量は、その販賣業者が、配給割當公文書と引き換えに譲り渡した數量を基礎として、第十一條に規定する配給許可數量の範圍内において、中央販賣業者に對しては厚生大臣が、地方販賣業者に對しては、都道府縣知事がこれを定める。

この省令に基いて指定配給品の配給を実施する場合又はあらたに販賣を業としようとする者に對する場合の購入割當證明書による購入可能數量は、前項の規定によらず第十一條に規定する配給許可數量の範圍内において、厚生大臣又は都道府縣知事が、これを定める。

第八條 製造業者、輸入業者及び販賣業者は、指定配給品と引き換えた配給割當公文書を速やかに、製造業者、輸入業者及び中央販賣業者にあつては厚生大臣に、地方販賣業者及び指定品小賣業者にあつては都道府縣知事に提出しなければならぬ。

取扱者及び指定消費者は、效力を失つた、配給割當公文書を、速やかに、都道府縣知事に提出しなければならない。

第九條 指定配給品の製造、輸入又は中央販賣を業としようとする者は厚生大臣に指定配給品の地方販賣を業としうとする者は、その營業所在地を管轄する都道府縣知事に、製造業者及び輸入業者においては營業の種類について、販賣業者（指定品小賣業者を除く。）においては、中央販賣、地方販賣の別及び營業の區域について登録を申請し、登録を受けなければならない。但し、醫藥品については、藥事法第二十六條第一項若しくは第二項又は同法第二十九條第一項若しくは第二項の規定による醫藥品の製造業又は販賣業の登録又は登録の更新（同法第二十八條において醫藥品の輸入販賣業に準用する場合を含む。）を受けた者でなければ、登録を申請することができない。

前項の登録を受けた者は、厚生大臣又は都道府縣知事の交付する登録票その他厚生大臣又は都道府縣知事の指示する事項を、店頭その他の見易い場所に表示しなければならない。

厚生大臣又は都道府縣知事は、第一項の登録の申請を受けたときその者の營業の能力が、厚生大臣が經濟安定本部總裁の承認を得て定める基準に達しない場合又は配給許可數量の割當をする餘裕がない場合に於ては、登録を拒むことができる。

厚生大臣又は都道府縣知事は、この省令施行後一箇年を経過することに、第一項の販賣業者の登録の更新をすることができ。

第十條 厚生大臣は、經濟安定本部總裁の承認を得て定める供給計畫總量に基き、指定配給品の都道府縣別の配給割當數量を決定する。但し、必要により都道府縣内の細地域別又は經濟安定本部總裁の承認を得て消費部門別の配給

割當數量を決定することが出来る。

第十一條 厚生大臣は、中央販賣業者に對して、都道府縣知事は、前條の都道府縣別、細地域別又は消費部門別配給割當數量の範圍内において、地方販賣業者に對して、その營業の區域及び能力等を基礎として、指定配給品の配給許可數量の割當を行ふ。

厚生大臣又は都道府縣知事は、前項の割當を行つたときは、これを公表する。

第十二條 第九條第三項の規定により登録を受けられなかつた者又は販賣業者の登録を受けた者で、配給許可數量の割當を受けなかつた者は、經濟安定本部總裁にそれぞれの決定のあつた日から二週間以内に、文書により不服の申立てをすることができる。

この場合において、その者は、厚生大臣又は都道府縣知事に、その文書の寫を提出しなければならない。

第十三條 厚生大臣又は都道府縣知事は、販賣業者の登録を受けた者が、厚生大臣の指示する期日において有する指定配給品の在庫數量が、その者に對して割當てられた配給許可數量を超える場合においては、當該超過分の配給によつて引き換えた配給割當公文書に對しては、購入割當證明書を發給しない。

前項の超過分に相當する配給割當公文書は、速かに厚生大臣又は都道府縣知事に提出しなければならない。

第十四條 厚生大臣は、指定配給品の配給上特に必要があると認めるときは、經濟安定本部總裁の承認を得て、製造業者、輸入業者又は販賣業者に對して品目、數量、時期及び地域を指定して指定配給品の出荷を命ずることが出来る。

第十五條 厚生大臣は、指定配給品の供給が著しく少く又は變質、變敗し易いものである場合その他必要があると認め

める場合においては配給割當公文書による購入について經濟安定本部總裁の承認を得て購入の地域又は購入すべき取引段階を制限又は變更することができる。

第十六條 製造業者、輸入業者及び販賣業者は、指定配給品の製造、輸入又は販賣等配給の業務に關する帳簿を備えて、指定配給品の製造數量、輸入數量又は受拂については、その受拂い先別品目別數量及び受拂い月日を正確に記入して、これを保存しなければならない。

製造業者、輸入業者及び販賣業者は、その販賣する日における販賣可能數量を、店頭その他見易い場所に表示しなければならない。

第十七條 製造業者は、厚生大臣に對して、指定配給品について左に掲げる事項中、第一號については當該期の、二箇月前までに、第二號乃至第四號については毎月十日までに報告しなければならない。

一 次期四半期における製造豫定品目別數量及び自製の醫藥品その他の原料に供しようとする豫定品目別數量

二 前月中に製造した品目別數量

三 前月中に譲り渡し先別品目數量

四 前月中に自製し醫藥品その他の原料に供した品目別數量

輸入業者及び中央販賣業者は、毎月十日までに厚生大臣に對して、指定配給品について前月中に受け拂いした譲り受け譲り渡し先別品目別數量を報告しなければならない。

第十八條 厚生大臣又は都道府縣知事は、この省令に違反した者に對して、登録の取消、配給割當公文書の發給の停止、その他必要な措置を採ることができる。

附 則

第十九條 この省令は、公布の日から、これを施行する。但し、第三條、第五條、第六條、第七條、第八條、第十三條、第十四條、第十五條、第十六條、第十七條、第十八條の施行期日は、別にこれを定める。

第二十條 醫藥品等統制規則により指定された中央又は地方の配給統制機關は、第九條の規定による中央又は地方販賣業者としてこの省令施行後二箇月を限り登録を受けたものとみなす。

第二十一條 この省令施行の際、現に指定配給品の販賣を業とする者で第十九條但書の施行期日までに第九條の規定による販賣業者の登録を受けなかつた者は、その所有する指定配給品を厚生大臣又は都道府縣知事の指定する者に譲り渡さなければならぬ。

第二十二條 この省令施行の際、醫藥品等統制規則第十四條及び第十五條の規定により發行された購入券は、第十九條但書の施行期日より二箇月間、第三條の規定により發給せられた配給割當公文書とみなす。

第二十三條 醫藥品等統制規則は、第十九條但書の施行期日から、これを廢止する。

附 則 (昭和二十三年七月二十日厚生省令第二十五號)

この省令は公布の日から、これを施行する。

この省令施行の際、現に發給せられている配給割當公文書は、なお従前の規定による。

附 則 (昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第五十九號)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令施行の際、現に發給されている購入通帳の有効期間は、なお、従前の例による。

附 則 (昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十號)

この省令は、公布の日から施行する。但し、醫藥品等配給規則第九條の規定により現に登録を受けている者については、昭和二十四年一月二十八日まで、なお、従前の例による。

出 産 用 衛 生 材 料 購 入 切 符

予 予 約 券	引 引 換 券										
<p>脱 脂 綿 瓦</p> <p>カ ー ゼ 米</p> <hr/> <p>消費者有効期間一ヶ月 昭和 年 月 日まで</p> <p>小賣業者有効期間二ヶ月 昭和 年 月 日まで</p> <p>有効区域 發給都道府縣</p>	<p>脱 脂 綿 瓦</p> <p>カ ー ゼ 米</p> <hr/> <p>有効期間三ヶ月 昭和 年 月 日まで</p> <p>有効区域 發給都道府縣</p>										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">消費者</td> <td style="width: 15%;">住所</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">⑩</td> </tr> </table>	消費者	住所		氏名	⑩	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">消費者</td> <td style="width: 15%;">住所</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">⑩</td> </tr> </table>	消費者	住所		氏名	⑩
消費者		住所									
	氏名	⑩									
消費者	住所										
	氏名	⑩									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">指定品小賣業者</td> <td style="width: 15%;">住所</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">⑩</td> </tr> </table>	指定品小賣業者	住所		氏名	⑩	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">指定品小賣業者</td> <td style="width: 15%;">住所</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">⑩</td> </tr> </table>	指定品小賣業者	住所		氏名	⑩
指定品小賣業者		住所									
	氏名	⑩									
指定品小賣業者	住所										
	氏名	⑩									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">地方販賣業者氏名</td> <td style="width: 85%; text-align: right;">⑩</td> </tr> </table>	地方販賣業者氏名	⑩	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">地方販賣業者氏名</td> <td style="width: 85%; text-align: right;">⑩</td> </tr> </table>	地方販賣業者氏名	⑩						
地方販賣業者氏名	⑩										
地方販賣業者氏名	⑩										
<p>予約券は指定品小賣業者から購入する場合のみ使用するものとする。</p>											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>發給都道府縣知事名</p>			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>發給都道府縣名</p>								

別記第二號様式(表面)

取扱要領

この切符は醫藥品等配給規則に基づいて發給せられたものである。

△消費者

- (1) 指定品小賣業者から購入する場合は、住所及び氏名を記入してなつ印し予約券により予約し、引換券と引換えにその店から現品を譲受けなければならない。
- (2) 地方販賣業者から直接購入する場合は引換券のみに住所及び氏名を記入してなつ印しなければならない。この場合予約は切りとつてはいけない。

△指定品小賣業者

- (1) 住所氏名を記入してなつ印し消費者から引渡しを受けた予約券により地方販賣業から購入しこれを引換券と引換えにその消費者に販賣しなければならない。
- (2) この切符をもつて譲受けの申込があつたときは、正当な事由がある場合を除き、譲渡さなければならない。(規則第六條)
- (3) 引換券は引換後すみやかに都道府縣知事に提出しなければならない。(規則第八條)

△地方販賣業者

- (1) 氏名を記入してなつ印しなければならない。
- (2) 消費者から直接譲受けの申込があつたときは、引換券のみに氏名を記入しなつ印しなければならない。この場合予約券は切りとつてはいけない。
- (3) 指定品小賣業者から譲受けの申込があつたときは、予約券と引換えに現品を譲渡さなければならない。
- (4) この切符をもつて譲受けの申込があつたとき、正当な事由がある場合を除き、譲渡さなければならない。(規則第六條)
- (5) この切符は引換後すみやかに都道府縣知事に提出しなければならない。(規則第八條)

購入割當證明申請書

中央販賣業者
地方販賣業者

登録番號

住所
氏名

印

昭和 年 月 日

厚生大臣
都道府縣知事

殿

醫藥品等配給規則第三條の規定による購入割當證明書を別記の品目及び数量について發給せられたい。

醫藥品等配給規則第三條の規定による別記の品目及び数量について證明する。

昭和 年 月 日

厚生大臣
都道府縣知事

印

別記

品目	數量	品目	數量

別記第五號様式

△厚生省令第一號

昭和二十三年一月十五日

昭和二十二年十一月厚生省令第三十號醫藥品等配給規則第三條、第五條、第六條、第七條、第八條、第十三條、第十四條、第十五條、第十六條、第十七條及び第十八條の規定は、昭和二十三年二月一日から、これを施行する。

醫藥品等配給規則中一部改正につきて

厚生省藥務局長通牒

(昭和二十四年二月八日)
藥發第一九九號

各都道府縣知事宛

標記については昨年十二月二十九日厚生省令第五十九號、同第六十號をもつて公布、即日實施することとしたので、左記事項御了知の上貴都道府縣下各關係方面に周知徹底せしめられると共に、これが實施に遺憾なきよう御配意願いたし。

記

一、改正の要點

- (1) 別記第三號様式(乳幼児治療劑購入切符)を削除した。
 - (2) 別記第一號様式(指定醫藥品等購入通帳)中有効期間五ヶ月を三ヶ月に短縮した。
 - (3) 新藥事法の實施に伴い、醫藥品等配給規則に基く製造業者、輸入業者及び販賣業者の登録資格條件を改めた。
- 二、改正條項につきて
- (1) 第四條に(5)を

イ、同條中「第三號」を削り、別記第三號様式を削除せる理由は、從來指定品として取扱はれていた乳幼児治療劑（滋養糖、マルソエキス、粉末重湯）が、昨年十二月二十九日公布せられた厚生省告示第一〇九號により指定品目から削除せられ、指定配給品として取扱はれることになり、薬局、小賣業者から消費者に對し譲り渡す部面において乳幼児治療劑購入切符が不必要となつたことによる。従つて規則上末端における統制は行はれないこととなつた。

ロ、指定配給品等購入通帳の有効期間を三ヶ月に短縮せる理由は、從來の五ヶ月をもつてしては、當該四半期における割當量の現物化が遅れ、配給操作は圓滑を缺き、ために業者にとつても現金化が遅延するのみならず、配給計畫實施に當り實狀把握に困難を來たすためによるものである。従つて今後購入通帳は一、四半期毎に新たにせられることとなるのであるが、特にその有効期間については當該四半期頭初より當該四半期末をもつて完了するよう取計はれると共に期間内において可及的速かに現物化するよう關係方面に周知徹底せられたい。なお、昨年十二月二十九日以前に發給されている購入通帳の有効期間は従前通り五ヶ月であるが、今後の購入通帳發給にあつては、未使用の購入通帳を便宜三ヶ月に訂正の上、有効に使用せられたきことを申添へる。

(2) 第九條第一項但書について

從來、醫藥品等配給規則に基く製造業者、輸入業者及び販賣業者の登録資格條件は舊藥事法の「第二十二條又は第二十三條の許可を受けた者」とせられていたが、新藥事法の實施に伴い、舊法の許可制度は、登録制度に改められたため、必然的に舊法第二十二條又は第二十三條の許可は、新法第二十六條第一項若しくは第二項又は第二十九條第一項若しくは第二項の規定による醫藥品の製造業又は販賣業の登録又は登録の更新（舊法第

二十二條第四項の規定が新法により第二十八條となりたるため、新藥事法第二十八條における醫藥品の輸入販賣業に準用する場合を含むべき旨を追加し、輸入業者としての登録資格條件として、新法による第二十六條第一項若しくは第二項の規定に準じ登録又は登録の更新を受けた者でなければならぬべきことを明記した。に改められた。従つて今後は新藥事法に基く登録を受けた者及びその登録の更新を毎年末に行つた者のみが、配給規則の登録対象となり得る譯である。故に新藥事法による登録票を所持するか否かの審査を充分實施せられた

5。

醫藥品等配給規則中一部改正について

△厚生省令第二十五號

昭和二十四年六月二十五日

醫藥品配給規則（昭和二十三年）
（厚生省令第三十號）の一部を次のように改正する。

第九條の二 製造業者、輸入業者又は販賣業者が登録の取消を受けようとするときは、登録票を添え、事由、當該製造業者、輸入業者又は販賣業者が申請の日に所有する指定配給品の品名及び數量を書き厚生大臣又は都道府縣知事に申請しなければならない。

2 製造業者、輸入業者又は販賣業者が死亡又は解散したときは、相續人（相續人のあることが明らかでないときは、相續財産の管理人。）又は清算人は、登録票を添え當該製造業者、輸入業者又は販賣業者が死亡又は解散の日に所

有していた指定配給品の品名及び數量をすみやかに厚生大臣又は都道府縣知事に届け出なければならぬ。

3 第一項の申請又は前項の届出のあつたときは、厚生大臣又は都道府縣知事はその登録をまつ消す。

第十八條 厚生大臣又は都道府縣知事は、製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者又は指定消費者がこの省令の規定に違反したときは、その者に對する指定配給品又は配給許可數量の割當を削減し、若しくは停止し、又は製造業者、輸入業者若しくは販賣業者については、その登録を受けた業務を停止し、若しくは當該業務につき登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により處分を受けた製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者又は指定消費者は、その定める期間中、店頭その他見やすい場所に、處分を受けた旨を別記第六號様式の定めるところに従い、表示しなければならない。

第十八條の二 厚生大臣又は都道府縣知事は、製造業者、輸入業者、販賣業者又は取扱者に對し、前條第一項の處分を行った場合には、割當又は配給される指定配給品を當該製造業者、輸入業者、販賣業者又は取扱者から購入している者が、他の製造業者、輸入業者、販賣業者又は取扱者から引き續き購入しうるよう必要な措置をとるものとする。

第十八條の三 第九條第四項の規定により登録の更新を行ったときに、販賣業の登録を受けなかつた者、又は第九條の二第三項若しくは第十八條第一項の規定により登録をまつ消又は取り消された者が指定配給品を所有している場合には、厚生大臣又は都道府縣知事の指定する譲渡先、時期及び方法に従つて、その指定配給品を譲り渡さなければならぬ。

第十八條の四 厚生大臣又は都道府縣知事は、第十八條第一項の處分を行うに先だつて、當該製造業者、輸入業者、

販賣業者、取扱者若しくは指定消費者又はこれらの代理人の出頭を求め、又は當該製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者若しくは指定消費者から辯明書の提出を求めてその事情を調問するものとする。但し、違反の事實が明瞭であり、且つ、處分が急施を要する場合には、事情を調問するに先だつて、處分を行うことができる。

第十八條の五 厚生大臣又は都道府縣知事は、前條の規定により調問を行う場合には出頭の日時及び場所又は辯明書提出の日時を、少くともその日の十日前までに、當該製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者又は指定消費者に通告するものとする。但し、前條但書の場合においては、處分と同時に、當該製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者又は指定消費者に通告するものとする。この場合において、出頭又は辯明書提出の期日は處分通告發送の後十日以上二十日以内とする。

2 前項の通告をする場合には、處分の根據に關する書類及び處分の原因たる違反事實の調査に當つた取締廳の擔當者が署名なつ印した違反事實に關する書類を通告に添えて送付するものとする。

3 厚生大臣又は都道府縣知事は、必要と認める場合には、調問を行つたのち更に當該製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者又は指定消費者若しくは第二項の取締廳に對して期日を指定して證據の提出を求めることができる。

第十八條の六 厚生大臣又は都道府縣知事は、前二條の規定により事情を調問したのち十日以内に、前條第三項の規定に從つて證據の提出を求めた場合には指定の日から十日以内に處分を行うか否か、又は處分を取り消すか否かを決定し、同時に當該製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者又は指定消費者に通告するものとする。但し、當該製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者又は指定消費者若しくはこれらの代理人が指定された日に出願せず、又は辯明書を提出しなかつた場合には、指定の日から五日以後十日以内に厚生大臣又は都道府縣知事は、その認定に從つ

て處分を行うことができる。

第十八條の七 前條の決定について通告を受けた製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者又は指定消費者であつて、その處分を不服とする者は、決定を知つた日から二十日以内に、經濟安定本部總裁に對して文書をもつて不服の申立をなすことができる。この場合において、申立人は、申立書の寫を、厚生大臣又は處分を行つた都道府縣知事に提出しなければならない。

2 前項の規定に基いて、經濟安定本部總裁に對し、不服の申立がなされた場合には、厚生大臣又は處分を行つた都道府縣知事は、第十八條の五第二項の違反事實に關する書類の寫、處分を受けた當該製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者又は指定消費者の陳述若しくは辯明書、その他必要な關係書類を經濟安定本部總裁に送付するものとする。

3 第一項の規定により經濟安定本部總裁に對する不服の申立が行われた場合においても、厚生大臣又は都道府縣知事の行つた處分は、その效力を有する。

第十八條の八 前條第一項の規定に基く不服の申立がなされた場合において、申立書受理の日から五十日以内に、經濟安定本部總裁の決定が行われた場合には、厚生大臣又は當該都道府縣知事は、その決定に基いて、必要な措置をとるものとする。

2 前項の期間内に經濟安定本部總裁の決定が行われない場合には、厚生大臣又は當該都道府縣知事は、不服の申立が正當と認められたものとして、必要な措置をとるものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

(業種別)

住所(所在地)

氏名(名稱)

右の者は、醫藥品等規則(昭和二十二年厚生省令第三十號)第
知事)により、左記の處分を受けたものである。 條の規定に違反したため、厚生大臣(〇〇都道府縣

記

一、指定配給品又は配給許可數量の割當削減

一、指定配給品又は配給許可數量の割當停止 (自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日)

一、登録を受けた業務の停止 (自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日)

一、登録取消

昭和 年 月 日

厚生大臣(〇〇都道府縣知事) 氏

名 印

(表示期間)

自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日

(註) 處分事項の記載は、該當せるものみを書くこと。

二 齒科用貴金屬の配給について

貴金屬については、昭和二十年勅令第五百四十二號（ポツダム宣言受諾に伴い發する命令に基く勅令）を基とした昭和二十年勅令第五百七十七號（金、銀又は白金等の取引等取締に關する件）によつて、「大藏大臣の許可を受けなければその取引行爲及び使用等の行爲は行うことが出来ない」のである。

この許可は連合軍司令部の放出許可に關する覺書によつて大藏大臣が行うのである。

齒科用貴金屬は特殊事情によつて、免除規定が設けられ、連合軍司令部の放出許可のあつた貴金屬の種類及び數量について、別記厚生省告示第七號齒科用貴金屬配給手續規程により加工を施こし配給を行つてゐるのである。

昭和二十三年二月二十日大藏省令第十七號

昭和二十年大藏省令第八十七號（昭和二十年勅令第五百七十七號金銀若しくは白金等の取引等に關する件の施行に關する省令）の一部を次のように改正する。

昭和二十三年二月二十日

大藏大臣 栗 栖 赴 夫

第三條 左ニ掲グル取引又ハ行爲ニ關シテハ昭和二十年勅令第五百七十七號第一條第一項ノ規定ニ依ル大藏大臣ノ許可ヲ免除スル

一、略

一、大藏大臣ガ齒科ノ診療用トシテ割當ヲ爲ス金銀若クハ白金等ノ地金又ハ合金ヲ厚生大臣ノ定ムル手續ニ依リ齒科診療ニ從事スル病院診療所又ハ齒科醫學校ニ於テ正當ニ取得シ之ヲ齒科診療用ニ供スル場合ノ行爲並ビニ之ニ關聯スル取引又ハ行爲

齒科用貴金屬配給手續規程についで

厚生省醫務局長通牒（昭和二十三年二月二十四日）
（醫發第一九一號）都道府縣知事宛

昭和二十三年二月二十日付大藏省令第十七號で昭和二十年大藏省令第八十七號（昭和二十年勅令第五七七號、金、銀若しくは白金等の取引等の取締に關する件の施行に關する省令）の一部改正が公布せられ更にこれが手續上の必要から昭和二十三年二月二十四日付厚生省告示第七號で齒科用貴金屬配給手續規定が公布施行せられたから本規定の實施運営については別記各項を充分留意の上萬遺漏のないよう格別の御配慮を願ひたい、追つて本規定に違反した場合ハ昭和二十年勅令第五七七號（ポツタム宣言受諾に伴う勅令）及び大藏省令第八十七號によつて處罰されることになるから念のため申添へる。

△厚生省告示第七號

昭和二十年十月十五日大藏省令第八十七號第三條第二號に規程する齒科診療用金、銀、若しくは白金等地金又は

合金の配給等の手續に關する規程を次のように定める。

昭和二十三年二月二十四日

厚生大臣 一 松 定 吉

齒科用貴金屬配給手續規程

第一條 この規程で、指定貴金屬とは別表に掲げる貴金屬をいう。

この規程で使用者とは、齒科診療に従事する病院、診療所及び指定貴金屬を使用する齒科醫學校をいう。

この規程で販賣業者とは、都、道、府、縣知事の登録を受け、指定貴金屬を使用者に販賣することを業とする者をいう。

この規程で、製造業者とは、販賣の目的で厚生大臣の登録を受け金、銀又は白金等を小分し又は加工することを業とする者をいう。

第二條 厚生大臣は、指定貴金屬の都、道、府、縣別配給割當數量を定める。但し、別表六、以下の指定貴金屬については配給割當をしないことがある。

第三條 都、道、府、縣知事は、前條の規程による配給割當數量に基きその範圍内で使用者に對しては使用者が販賣業者から指定貴金屬を購入するための購入券を發給し販賣業者に對しては販賣業者が製造業者から指定貴金屬を購入するための購入券と證明書を發給する。但し別表六、以下の指定貴金屬については、厚生大臣の定める封緘のあるもの限り都、道、府、縣知事は、購入券を發給しないことがある。

第四條 厚生大臣は、製造業者に對してその製造能力を基準として大藏大臣の許可した金、銀又は白金等について指定貴金屬別の製造割當數量を定める。

第五條 製造業者、販賣業者又は使用者は、購入券又は購入割當證明書の記載するところに従い、これと引換えでなければ指定貴金屬を譲り渡し又は譲り受けることができない。但し第三條但書の場合においては、この限りでない。

第六條 製造業者又は販賣業者は、購入券又は購入割當證明書と引換えに指定貴金屬の譲り受けの申込みがあつたときは、當該指定貴金屬を所有しない場合その他正當な事由がある場合を除き統制價格で且つ正當な條件で譲り渡さなければならない。

第七條 購入券及び購入割當證明申請書及び購入割當證明書の様式は、別記第一號第二號及び第三號による。購入券及び購入割當證明書は、これを他に譲り渡し、又は他から譲り受けることができない。

第八條 指定貴金屬の販賣業を営もうとする者は、營業所在地の都、道、府、縣知事に登録を申請し登録を受けなければならない。

第九條 指定貴金屬の製造業を営もうとする者は、厚生大臣に登録を申請し登録を受けなければならない。

第十條 製造業者及び販賣業者は、製造又は販賣の業務に關する帳簿を備えて小分、加工、合金、減耗、加工殘地金、未加工地金の數量並びに指定貴金屬別の受拂先別の數量及び受拂年月日を正確に記入して、これを保存しなければならない。

第十一條 製造業者は、大藏大臣及び厚生大臣に對して、金、銀又は白金等について、毎月五日迄に左に掲げる事項

を報告しなければならない。

一、前月初における地金の手持數量（前月繰越量）

二、前月中の地金の譲受數量

三、前月中の小分、加工、合金、減耗、加工殘地金、未加工地金の數量並びに指定貴金屬別の製造數量及びその

含有量

四、前月末における地金の手持數量（翌月繰越量）

五、前月初における指定貴金屬別の手持數量（前月繰越量）

六、前月中における指定貴金屬別の譲渡先別數量

七、前月末における指定貴金屬別の手持數量（翌月持越量）

第十二條 販賣業者は都、道、府、縣知事に指定貴金屬について毎月五日迄に左に掲げる事項を報告しなければならない。

一、前月初における指定貴金屬別の手持數量

別表

一、齒科醫療用金地金（純金五瓦銀）

二、齒科醫療用白金地金（〇、五瓦銀）

三、齒科醫療用銀地金（純銀二五瓦銀）

四、齒科醫療用金箔

- 五、齒科醫療用白金加金
- 六、齒科醫療用非鑄造用銀合金
- 七、齒科醫療用鑄造用銀合金
- 八、齒科醫療用純銀鍍
- 九、齒科醫療用銀合金鍍
- 一〇、齒科醫療用ニッケルクロム合金鍍
- 一一、齒科醫療用カラットメタル
- 一二、齒科醫療用ソルダメタル
- 一三、齒科醫療用銀錫アマルガム合金

縣 官 報 一 器

甲 申 券 商 科 用 指 定 貴 金 屬 購 入					
昭 和 年 度	購 入	券 番 號	第	年 月 日	號
	交 付	月 日	昭 和	年 月 日	
第 期 分	有 効 期 限				
品 種					
使用 者 住 所					
氏 名 又 は 名 稱					
取 扱 者 住 所					
氏 名 又 は 名 稱					
發 券 主 任 官 官 職 氏 名					
發 券 官 廳 名					
備 考					

商 科 用 指 定 貴 金 屬 購 入 (引 換 券)					
昭 和 年 度	購 入	券 番 號	第	年 月 日	號
	申 込 受 付	月 日	昭 和	年 月 日	
第 期 分	有 効 期 限				
品 種					
使用 者 住 所					
氏 名 又 は 名 稱					
取 扱 者 住 所					
氏 名 又 は 名 稱					
發 券 主 任 官 官 職 氏 名					
發 券 官 廳 名					
備 考					

枠 内 10cm x 8

徳島県三條

(郡道府縣名)

齒科用指定貴金屬購入割當證明書

割當 てら れた 者の の	住所		製 品 名	單 位	數	量	割當 期 限		昭 和 第 幾	年 度 第 幾	期 分 號
	氏 名 又 へ 名 稱	割 當 有 効					期 限				

發券年月日 昭和 年 月 日

10cm × 15

割當主任官
官職氏名印
地方官廳名印

規程各條項について指示事項

1、第一條第三項の「登録」について

指示事項(6)を参照

2、第二條第一項の「指定貴金屬の都道府縣別配給割當量」について

配給割當は左の基準による

- (イ) 齒科診療に従事する齒科醫師數
 - (ロ) 齒科醫學校の所在する都道府縣における齒科醫學校の數及び學校の機構
 - (ハ) 前記期における天災その他特殊事情による取得貴金屬の喪失量
- 3、第三條第一項の「購入券及購入割當證明書」について
- (イ) 都道府縣知事は管下の使用者に對し當該都道府縣に割當てられた數量の範圍内で購入券を發給する。
 - (ロ) 購入券發給の際(販賣業者)取扱者欄を除き各欄に夫々記載の上發給する。
 - (ハ) 購入券は各指定貴金屬一品種一單位毎に發給する。
 - (ニ) 購入割當證明書は販賣業者が提出した購入割當證明申請書に基いて相當欄に夫々記入して發給する。
 - (ホ) 第三條但書の場合の製品に對しては製造業者の註文引受書を徴して購入割當證明書を發給する。
 - (ヘ) 購入券及購入割當證明書の有効期限は一ヶ月とする。
- 4、第四條の「指定貴金屬の製造割當數量」について

厚生省醫務局藥務課に製造割當公表簿を常置する。

5、第五條の購入券又は購入割當證明書と引換えに指定貴金屬の受渡をする事について

(イ) 使用者は購入券を希望する販賣業者(取扱者)に提示し取扱者の住所氏名の記載捺印を受けた上申込券を販賣業者(取扱者)に差置き現品を譲受の際引換券を販賣業者(取扱者)に提出する。

(ロ) 販賣業者(取扱者)は購入割當證明申請書に指定貴金屬名、數量其他を記入し購入(申込)券を一括相添へ都道府縣知事に提出し、購入割當證明書の交付を受け、それと引換えに希望する製造業者から證明書記載の指定貴金屬を取得す。

(ハ) 第五條の但書は使用者が第三條但書に規定する指定貴金屬を購入する場合の取扱をいう。

6、第八條の「登録の申請」について

(イ) 販賣業者は登録申請書(別表様式)二通を都道府縣知事に提出する。

(ロ) 都道府縣知事は登録の完了後登録申請書の内一通を厚生省醫務局長宛提出する。

登録については製品の性質上完全な保管の場所、保管の責任者、業務能力等の申請をさせる。

7、第十條の業務に關する帳簿(別表様式)について 帳簿の保存期限五ヶ年とする。

8、第十一條及第十二條の「報告」について 報告書の様式は別表様式による。

9、「規程別表第六以下の指定貴金屬」について

別表六以下の指定貴金屬に對し昭和二十三年度第一、四半期においては都道府縣別割當書及購入券の發給をしない。
(別表を省略する)

齒科用指定貴金屬製造業者登録申請書

齒科用貴金屬配給手續規程第八條の規定により製造業者として登録せられたいので別記に申請する。

昭和 年 月 日

住 所

申請者商號又は氏名

工場責任者氏名

報告責任者氏名

厚生大臣

宛

別 記

一、營業所所在地

一、工場所在地

一、工場敷

一、人員（工員）數

一、製造品目

工場建坪

齒科用指定貴金屬販賣業者登録申請書

第八條の規定に依り齒科用指定貴金屬販賣業者として登録せられ度いので別記に依り申請する。

昭和 年 月 日

申請者

住所

氏名 (法人の場合は稱號及代表者)

報告責任者

氏名

都道府縣知事

殿

一、店舗の概略

瓦葺平家建 建坪 坪 合

間口 何間 奥行 何間 其他

二、保管の方法

据付金庫何號型の設備を利用す

三、經營の責任者

何 某

四、報告の責任者

何 某

指定貴金屬製造報告書

昭和 年 月 日

貴金屬名 地金名
昭和 年度 四半期分

住所
商號又は氏名
工場責任者氏名
報告責任者氏名

厚生大臣

殿

下記の通り報告致します

月初の地金の手持数量			
月中の地金の譲受数量			
月中の地金の消費数量			
加工減耗量			
未加工残地金量			
翌月へ繰越数量			

指定貴金屬販賣報告書

昭和 年 月 日

厚生大臣 股

住 所	
商號又は氏名	⑩
工場責任者氏名	⑪
報告責任者氏名	⑫

別記の通り購入割當證明書相添え報告致します。

製 品 名	
-------	--

摘 要	製 品 数			備 考
	個	生 数	産 量	
前月の繰越数量				
当月の製造数量				
当月の販賣数量				
翌月の繰越数量				

齒科用指定貴金屬販賣報告書 (年 月分)

販賣責任者住所

縣知事 殿

氏名

報告責任者

貴金屬別	数量		純銀	合金	鑄造用銀	銀合金 非鑄造用	白金加金	金箔	銀地金	白金地金	金地金
	月初に於ける 手持数量	月中における指 定貴金屬數量									
銀合金											
銀合金 アルカ											
銀錫											
メタリ											
ソルダ											
カラム											
クラフト											
合金 クロム ニッケル											
純銀											
合金											
鑄造用銀											
銀合金 非鑄造用											
白金加金											
金箔											
銀地金											
白金地金											
金地金											
数量											
月初に於ける 手持数量											
月中における指 定貴金屬數量											
月末に於ける 手持数量											

齒科用指定貴金屬販賣報告書

(年 月分)

販賣責任者住所

氏名

縣知事

殿

報告責任者

貴金屬別 數 量																					

月中に於ける指定貴金屬別の譲受先別内訳

貴金屬 類別	譲受先別													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
合 計														

貴金屬使用及び消費に關する事項調 (昭二三、八、二八)

區分	所管省	大藏省
<p>一、貴金屬四 半期割當</p> <p>業者(使用又は加工業者)</p> <p>1、四半期開始前九十日前までに所要の申請書を所管省に提出</p> <p>2、申請書は左の二種とする (イ) 和文申請書……昭和二十年勅令第五百七十七號 附屬申請様式 (ロ) 英文申請書……關係方面の審議に必要なもの (用紙規格は縦八吋横十吋)</p> <p>3、英文申請書中の商社名は總て「ボン式ローマ字とすること但し、商號中英文文字を使用した商社例へば「日本ビクター株式會社」の場合はその英字「J」と記することが出来る</p> <p>又、會社名稱區分は株式會</p>	<p>1、業者提出申請書を審査して適當と認められたもののみを四半期の開始前八十日前までに大藏省へ提出する</p> <p>2、申請書は和、英文共各一通を控として保存する</p> <p>3、内容の適否、所要量の適否の査定審査は生産原局の責任である</p> <p>4、許可内容は大藏省からGHQの許可メモの送付を受ける</p>	<p>1、所管省提出申請書を審査して、和文申請書は許可用として保存し英文申請書を取纏め大藏省渉外部を経て連絡調整事務局(C.L.C.O)を経由して四半期開始前六十日前までにC.P.C.(G.H.Q.)に到着する様提出する</p> <p>2、G.H.Q.の許可メモに基づいて各業者に直接許可證を交付する</p> <p>3 各省に對し、G.H.Q.許可メモを通知する</p> <p>4、造幣局に對し地金拂下方依頼する</p> <p>5、金資金保有地金を造幣局に賣却方日本銀行に令達する</p>

<p>三、輸出用割當</p>	<p>二、例外割當</p>	
<p>1、輸出準備申請をする場合に所要の申請書を貿易廳輸出局に提出 2、申請書は左の二種とする</p>	<p>1、右に準ずる 2、申請時期は隨時できるがこの場合は事案について所管廳を通じてGHQ擔當部局の事前に非公式承認を得たものでなければならぬ</p>	<p>社は 合名會社は 合資會社は と記すこと 4、許可證は直接大藏省から直接實需者に交付する 5、使用期間は原則として三ヶ月間である 6、特別の場合は大藏省の使用期間延長の許可を得ることが出来る 7、地金は大藏省の指示に基いて造幣局に大藏大臣の許可證を提示して配給される</p>
<p>1、業者提出申請書を審査して、所要の手續完了後、和英兩文申請書に業者提出輸出準備申請書及資料換算表</p>	<p>1、業者の申出に基いてGHQの擔當部局の非公式承認を得たものに關して提出された申請書を右一に準じて大藏省に提出する 2、この場合申請書（和英兩申請書共）に承認を與へたGHQの擔當官氏名及承認年月日を附記すること</p>	
<p>1、貿易廳提出申請書を審査して適當なものに對し貴金屬消費申請證明書を發行し貿易廳提出英文申請書に添</p>	<p>1、所管廳提出申請書を其の都度GHQに提出する 2、他は右一に準ずる</p>	

<p>四、C・P・O 用割當</p>	
<p>1、E・S・Sに對し、C・P・O (貿易廳輸出局特殊貿易課以下同じ) が承認申請をする場合に所要の申請をC・P・Oに提出する。 2、他は右輸出用割當の場合に準ずる。</p>	<p>(イ) 和文申請書……右一に準ずる。 (ロ) 英文申請書……關係方面の審議に必要なもの、(用紙規格は右一に準ずる)、大藏省の證明する貴金屬消費申請證明書用紙を添加すること。 3、他は右二に準ずる。</p>
<p>1、貿易廳輸出局特殊貿易課 (C・P・C) は業者提出申請書を審査して所要の手續完了後和英兩文申請書に業者提出資料換算表及び購買メモを (P・O・M) 添附して大藏省に提出 2、大藏省から貴金屬消費申請證明書を添附した英文申請書を返付された場合にP</p>	<p>を添附して大藏省に提出する 2、大藏省から貴金屬消費申請證明書を添附した英文申請書を返付された場合に輸出準備申請書と共にこれをGHQ (F・T) に提出する 3、業者提出申請書中英文の貴金屬使用申請書を左項に提出する (イ) 外務省特殊財産局第四課 (福田事務官) 一部 (ロ) E・S・S 原料課ガースト氏四部 4、他は右二に準ずる</p>
<p>1、貿易廳提出申請書を審査して適當なものに對し貴金屬消費申請證明書を發行し貿易廳提出英文申請書に添附し貿易廳に返付する 2、他は右輸出用割當の場合に準ずる</p>	<p>附して貿易廳に返付す 2 和英文各二通共申請書を許可用又は控として保存する 3、貿易廳に對してGHQが輸出のバリデションが出る場合CPCから大藏省に出される貴金屬使用許可メモにより業者別に直接許可證を出す</p>

七、残地金	六、押地金	五、修理改造 關係 1、私有財産 2、その他	
原則としては押地金若しくは修理改造の増地金として使用を認められるがその場合に	1、原則として加工業者が保有を許可される 2、修理改造用及見本製作用としての使用を認められるがこの場合は右五に準ずる	1、和文申請書(三通)を所管省に提出する 2、許可證は大藏省から交付を受ける	
同 右	1、和文申請書二通を大藏省に提出する 2、大藏省が許可したときは其の旨通知を受ける	1、和文申請書を審査の上二通を大藏省に提出する 2、大藏省が許可したときは其の旨通知を受ける 3、大藏省からGHQの許可を申請した場合はメモの寫を送付される	Oと共にE・S・Sに提出する 3、他は右輸出用の割當の場合に準ずる
同 右	1、上記申請に依り許可する 2、許可した時は其の旨を所管省に通知する	1、審査の上直接業者に許可する 2、許可したときは其の旨所管省に通知する 3、私有財産の場合でも過去に配給された地金(残地金を除く)を消費し又は改造修理の爲に代替地金を要求する場合は更めてGHQの許可を得る必要がある 4、GHQの許可があれば右に準ずる	

<p>九、解除代替 地金引渡 一〇、経過規 定</p>	<p>八、プール</p>
<p>造幣局は代替地金引渡については造幣局品位（九九九以上）の塊状のものとし各地毎に和英 兩文併記の特定證明書（別紙三）（八吋—一吋縦打とすること）四通宛添附すること。</p>	<p>右五に準ずる</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、政府保管の箔粉、金液、 含金繪具のプール生産は政 府の指示又は業者の申請に 依り許可する 2、放出は原則として輸出用 C・P・O用として放出する ものとし、放出についても 大蔵大臣が許可する 3 例外として四半期割當中使 用許可された者に充當する 4、申請手續は右五に準ずる
<p>1、輸出、C・P・O用は既發承認（輸出用はバリディション、C・P・O（P・O）分について は一括して従來通りの取扱をする</p> <p>2、未發分目下手續中のものはこの新方法による</p>	<p>箔粉、金液、含金繪具の年間 所要量を豫定し、これをプー ル生産させる爲申請を大蔵省 に提出する</p>
<p>1、所管省からの申請に基い て審査の上C・P・Oに提出 し、許可メモに依り適宜生 産させる</p> <p>（許可は生産者の申請を受 理して許可する）</p> <p>2、プールされた分の放出は 四半期割當又は輸出用許可 メモに依り放出許可を出す</p> <p>（註） 轉寫紙用として含金繪具 の放出があつた場合は鑛 工品貿易公團名古屋支部 において轉寫紙の受拂を 管理させる</p>	<p>1、所管省からの申請に基い て審査の上C・P・Oに提出 し、許可メモに依り適宜生 産させる</p> <p>（許可は生産者の申請を受 理して許可する）</p> <p>2、プールされた分の放出は 四半期割當又は輸出用許可 メモに依り放出許可を出す</p> <p>（註） 轉寫紙用として含金繪具 の放出があつた場合は鑛 工品貿易公團名古屋支部 において轉寫紙の受拂を 管理させる</p>

(理管) 昭二三、八、二三

貴金屬の地金等(金、銀、白金屬の地金又は合金地金若しくは、これらの地金から

作られた箔、粉、液、繪具)を國內消費として各四半期割當申請する場合及び輸出

向製品又はC・P・C納入品の製造用として割當を申請する場合の手續について

、國內消費費用四半期割當

(一) 通常申請

A、一部期限……………各四半期分の使用量に對し四半期(歷年に依る)の始まる九十日前までに申請書を提出すること。

B、申請書提出先……………使用せんとする業務の管轄官廳(中央官廳)に提出すること。

C、申請書の種類及び様式所要部數並びに記入の上注意は左記(一)を参照のこと。

、許可及び地金等の配給……………許可證は大藏大臣名義にて大藏省から各需要者に直接郵送又は手交する。地金は造幣局から右大藏大臣の許可證に依り配給する(許可を受けた者はこの許可證を造幣局に提示すること。)

尙箔、粉、液、繪具についてはこれらの生産者が右の地金の配給を受けて生産し、これを政府の管理廳に「プール保管して」居るものであるから、この箔、粉、液、繪具(轉寫紙を使用する者を除く)を使用するものは大藏大臣の許可證によりこれらの生産者のプールから配給を受けることとなる。又繪具を轉寫紙にして陶磁器に繪付する場合は繪具を轉寫紙の生産業者が右に依り配給を受け、轉寫紙に生産し、これを鑛工品貿易公團名古屋支部の管理下に「プール保管」させて居るものであるから、名古屋公團支部の指示に従い配

給を受けること。

(轉寫紙の購入、使用については大藏大臣の許可は不要であるが名古屋公園の輸出用CPO用の許可を受け
た者以外には配給しない。)

(1) 臨時申請……………通常申請後緊急を要するものについては臨時申請も受理されるがこの場合は所管官廳を經由してGHQの擔當官の事前了解を得たものであり、其の點を大藏省で確認できるものでなければならぬ。

(A) 申請時期……………條件に副うものであれば、隨時できる。

(B) 其の他は(1)の通常申請の例に準ずる。

二、輸出向製品割當

A、申請時期……………貿易廳から司令部に輸出準備申請書を提出するとき。

B、申請書提出先……………

C、貿易廳輸出局。申請書の種類及び様式所要部數並びに記入上の注意は左記(二)を参照のこと。

D、許可及び地金等の配給……………一、のDに依る國內消費費用四半期割當の合の例に準ずる。

三、C・P・O納品割當

A、申請時期……………CPOからEBSに承認申請を提出するとき。

B、申請書提出先……………貿易廳輸出局特殊貿易課(CPO駐在員)

C、申請書の種類及び様式、所要部數並びに記入上の注意は左記(三)を参照のこと。

D、許可及び地金等の配給……………一、の、Dに依る國內消費費用四半期割當の場合の例に準ずる。

左記

(一) 國內消費用貴金屬四半期割當に關する申請書

1、種類

A、和文申請書……………昭和二十年十月十五日大藏省令第八十七號（金、銀又は白金等の取引等の取締に關する勅令の施行省令）に基くもの。

使用申請書取引申請書加工（行爲）申請書（註）加工取引を一申請することが出来る。

B、英文申請書……………關係方面の審議に必要なもの。

2、所要部數

申請書	大藏省必要部數	所管廳必要部數	合計 <small>（申請者作成所 管廳提出部數）</small>
和文申請書 <small>（使用取引加工につき て各別）</small>	二	一	三
英文申請書	<small>（G・H・Q提出入）</small> 二	二	一四

3 様式及記入の注意

A、様式——社文下記A及B

英文下記A

B、記入上の注意

(1) 和文申請書の宛名……………大藏大臣宛とすること。

(2) 英文申請書の商社名……………へボン式ローマ字とし會社區分の略稱は株式會社はKK合資會社はCO-TRK

合名會社はGomai K 等とす。

但し日本ビクター株式會社の様に商號中英語文字を用いたものは其の英字を使用しても可(例

Vel KK)

(3) プール放出の場合の英文申請書……………加工業者名欄に加工業者名の外プールから放出方を記入すること。

C、用紙寸法……………和文半紙判英文は縦八吋横十一吋とし必ず横書にする。

(二) 輸已向製品割當に關する申請書

1、種類

A、和文申請書……………國內消費用四半期割當の場合と同様。

B、英文申請書……………關係方面の審議に必要なもの。

C、參照として左記書類を添附すること。

イ、輸出準備申請書 (A P)

ロ、資材換算表 (M・C・L)

貿易廳の擔當者の署名あるものに限る。

2、所要部數

申請書	大藏省必要部數	F T 提出	貿易廳必要部數	其	その他	合計(申請者作成貿易廳に提出部數)
-----	---------	--------	---------	---	-----	-------------------

和文申請書 (使用取引等に ついて各別)	二	〇	〇	一	五
英文申請書 (消費申請證明 書用紙添附す ること)	二	九	四	一	二〇
参照書類輸出 準備申請書	二	九	〇	〇	一六
資材換算表	二	九	〇	五	一六

註 大蔵省は必要部数各書類二通を受領し英文申請書のFT提出用(九部)ESS提出用(四部)及び貿易廳控(四部)合計大蔵省受領分共十九通に對し添附された消費申請證明書にサインし大蔵省受領分を除き十七通を貿易廳に返付し貿易廳から所定の所に提出する。

3、様式及び記入上の注意

A、様式——和文——國內消費費用四半期割當の場合と同様

英文——下記b(消費申請證明書様式は下記)

B、記入上の注意及び用紙寸法——國內消費費用四半期割當の場合と同様。

(三) C・P・O納品割當に關する申請書

1、種類

A、和文申請書……………國內消費費用四半期割當の場合と同様。

B、英文申請書……………輸出向製品割當の場合と同様。

C、参照として左記書類を添附すること。

イ、C・P・O買入注文書（寫）

ロ、資材換算表（M・C・L）

2、所要部數

申請書 （使用取引加工 について各別）	英文申請書 （消費申請證明 書用紙を添附 すること）	参照書類 （資材換算表）	貿易廳（特殊貿易課）必要部數				合計（申請者 作成貿易廳に 提出部數）
			大藏省必要部數	ESS承認申請	ESS提出	外務省必要部數	
二	二	二	〇	〇	〇	〇	二
六	六	六	四	〇	一	一	一四
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一三	八	八	〇	〇	〇	〇	一三

註 大藏省は必要部數各書類二通を受領し英文申請書のESS承認申請書（六通）ESS提出用及び貿易廳控（二

通）合計大藏省受領分共十四通に對し添附された消費申請證明書にサインして大藏省受領分を除き十二通を

貿易廳輸出局特殊貿易課に返付し同課から所定の所に提出する。

3、様式及び記入上の注意

A、様式——和文、英文共に輸出向製品割當の場合と同様。

B、記入上の注意及び用紙寸法——輸出向製品割當の場合と同様。

○ 申請書様式及び消費税申請證明書様式

一、和文申請書様式（昭和二十年十月十五日大藏省令第八十七號附屬様式）

A、使用許可申請様式

金、銀又は白金等の地金又は合金の使用に関する許可申請書

大藏大臣 殿

年 月 日

申請する地金種類を記
入すること

申請者の住所
職業氏名又は商號
電話番號

實際貴金屬を使用する
者から申請すること

標題の件左の通り許可相成度申請致します。

一、使用すべき地金又は合金の純量及價額。

二、使用の目的。

三、使用の豫定時期及期間。

四、地金の入手方法並に入手の豫定時期。

(入手方法―原則として造幣局から買入、練板等に加工を他に依頼する場合其の加工業者が造幣局から代理買入れ、加工の上手する場合は其の加工業者名を記すこと)

五、最近一ケ年間に於ける同種の地金又は合金の使用実績

六、使用の場所及び使用すべき者。

實際使用する場所及使用者例えは何々工場……………

所在地……………を記すこと。

七、製造すべき製品の種類、數量及び價額。

(最終完成製品の名稱、種類、數量、價額を記すこと)

八、地金又は合金の手持現在高。

九、その他参考となるべき事項。

(1) 輸出用に関する申請の場合は輸出準備申請書の番號を記入すること。

(2) 申請者即ち使用者が他人の注文に依り使用する場合例えは輸出の場合「サプライヤー」からの注文に依り生産者が使用者として申請する場合「サプライヤー」を記入すること。

B、取引又は加工（行爲）許可申請様式

金、銀又は白金等の地金又は合金の取引又は行爲に關する許可申請書

使用の許可を受けた者がその使用すべき地金の入手に關する取引又は入手した地金を他に加工依頼する場合にこの申請書を使用すること。但し加工取引を一連のものとして買入加工として申請書とすることも出来る。

又取引及加工等の行爲については關係者双方共許可を受ける必要がある。

大藏大臣 殿

年 月 日

地金區
分を記
すこと

申請者の住所
職業氏名又は商號
電話 番 號

標題の件左の通り許可相成度申請致します

- 一、取引又は行爲を爲すべき地金又は合金の純量及價額
- 二、取引又は行爲の種類（買入、賣却、加工其の他の區分）
- 三、取引又は行爲を爲すべき豫定期
- 四、取引の相手方
- 五、取引又は行爲の目的
- 六、其の他參考となるべき事項

二 英文申請書 (關係方面の審議の爲必要なもの)

A. 國內消費用四半期割當申請様式

1, 地金放出申請分

Application for "Quarterly Allocation of precious Metals" in the ——— in Quarter of 1948.

Competent authorities

所管省承認欄

Sign of the person in charge

擔當者の Sign

Tel. No.

電話番号

Metals	Allocation (Grams)				Product				Remarks
	Processor	Amt.,	Manufacturer of end prod	Amt.,	Processor	No.	Final Goods	No.	
所要地金の 區分を記す こと	地金の加工業者 を記すこと	地金所要 量を記す 事	製品製造者を記 すこと/ を記してはなら ない。	製品製造 用地金量 を記すこ と	地金から加工す るもの例えば類 板合金地金等を 記すこと	加工品 の數量 を記す こと	製造品名を記 すこと	製品數 量を記 す事	参考事項 を記す事
	Gold	(イ) K. K. Tokuriku Shoten (ロ) Tanaka Ki kinzo- ku K kyo K. K. (ハ)	100Ers	Okura Shoten	100Ers	(イ) Gold Plate (ロ) Silver Solid	50Pes (100 Ers)	(イ) CS Contact point for lectric Communicat- ion	10.0 00 Pes 100 Pes
Silver	Ishinuku Kinzo- ku Kokyo K. K.								

政府管理下の箔・粉・液・繪具のフール放出申請分

Application for Release of "pooled Release" under custody by the J. G. for the "Quarterly Allocation of Precious Metals" in the — Quarter of 1948.

Competent author: _____ 所管省の承認欄

Sign of the person in charge _____

Tel. No. _____

Manufacturer of final goods	Amount		Final Goods	Amount	Remarks
	Items	Contents Grams			
製品の製造業者名を記すこと Okura Shoten	所要資材の區分 (粉・液・繪具)及 數量を記すこと	含有量を記すこと	製造する製品名 を記すこと	製品數量を記す こと	参考事項を記すこと
	(1) Gold dust 100 Grams	(1) Gold Contents 100 Grams	(1) Liquor ware	100 Pcs	
	(2) Liquid Gold 100 Grams	(2) Gold Content 5 Grams	(2) Porcelain ware	100 pcs	

B. 輸南向製品及びCPOC商品割當申請様式

APPLICATION FOR RELEASE OF PRECIOUS MET IS

Precious Metals Used and Amount Required in Grs.	Name of Processor	Name of Manufacturer	Form and wt. in Grs. of Metal Used in Making Final Products	Name and No. of Final Products and wt. in Grs. of Pre. Met Cont	Export order Authority NO. and Remarks
所要地金の區分及び數量を記すこと	地金の加工業者名を記すことと但し、ブール放出の場合な(ロ)の如く記す	實際生産者を記すこと は参照として捨實書きすること	地金から加工するものを記すこと 例えば線板箱液等を記すこと	製造品名及び製造含有貴金屬數量を記すこと	輸出用の場合は輸出準備申請書の番號COTE番號を記すこと
Gold 100g Grs	(イ) Tanaka Kikinzoku ku Kogyo K. K.	Okura Shoten Boeki K, K.)	(イ) Silver Plate 100 Grs	Silver ware Table ware 500 dza	T P 20563
Silver 100g rns	又 は (ロ) Nigdon Kineki K. K (From Pooled Release)	(Supplier Tokyo Boeki K, K.)	(ロ) Liquid Gold 5.200 Grms	Contents Silver 100 Grs	

貿易局總務局調整課擔當官の Sign

三 貴金屬消費申請證明書樣式

Certificate

No 1. 1 Date 18 / u. 1948

I hereby assure you that the Ministry of Finance has approved the use of the following Precious metals required in manufacturing the export goods itemized in the present application and that the approval of General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers for the use of proper Amount of Precious metals is hereby requested,

a. Kind and form : Liquid Gold 100.00 grs

b. Amount : (Contents Au 9.55 grms

Pigment

355 grs (Au 13.0 grs)

(Au 245.09 grs)

For the Ministry of Finance

Hideo One

Exchange Control Section Financial Bureau

Ministry of Finance.

三 醫療用紙製品の配給について

醫療用紙製品たる薬包紙、薬袋、カルテ、溫度表、診療録、請求簿、診断書は從來自由販賣品として取扱つて來たが、そのため地域的に病院、診療所、薬局等需要者の入手が困難なるため保健醫療上支障を生ずるやうになつたので昨年十月商工省と打合せの結果別記の取扱ひ方針を定めたのである。

これは指定生産資材制當規則の讓渡先の制限を運用し、需要者になるべく公平に入手出来ることを主旨としてい

醫療用「紙製品」取扱方針について

厚生省藥務局長 通牒（昭和二十三年十月二十九日）
商工省生活物資局長 通牒（藥發第五九二一號） 都道府縣知事宛

醫療用「紙製品」については從來自由販賣品として取扱つて來たが、病院、診療所、保健所、薬局等において製品の現物化が困難なる地域もあるように聞知しているので、今般別紙の通り取扱方針を決定したから左記要領により運営の圓滑を期するよう取計われたく通牒する。

記

- 一、實施期日は第四・四半期より實施の豫定なること
 - 二、各都道府縣は地方取扱業者を決定の上十二月末日までに厚生省に進達のこと
 - 三、地方取扱業者はその都道府縣に割當てられた數量の範圍で取引きは製造業者又は中間販賣者を通じて自由に購入することが可能であり、又そのものの販賣については自由販賣なるにつき、少數需要者にて多量の買占めをせざるよう都道府縣は指導すること
- 尙、需要者についても四半期毎の需要者一人當り數量を周知せしめ地方取扱業者より各期において購入するよう指導すること。

醫療用「紙製品」取扱方針

一、方針

指定生産資材割當規則に基き厚生省の生産計畫に基き生産された醫療用「紙製品」を需要者に公平に配分することを方針とする。

二、品目

醫療用「紙製品」(以下指定品という)は左記品目とする。

左記

藥包紙 藥袋 診斷書 カルテ

三、需 要 者

病院、診療所、薬局、保健所等醫療機關で指定品を使用するものをいう。

四、取扱機關

(一) 地方取扱業者

指定品を需要者に販賣しようとするもので都道府縣に届出したものをいう。

(二) 製造業者

經濟安定本部の計畫に基いて商工省（下部機關を含む）より生産用原紙の割當を受け指定品の製造をして
いるものをいう。

五、取扱方法

(一) 厚生省は指定品の都道府縣別割當數量を決定し商工省並びに都道府縣に通知する。

(二) 都道府縣は指定品の地方取扱業者を決定し厚生省に申達する。

(三) 商工省は厚生省の通知により製造業者に對して指定生産資材割當規則第十六條第一項第三號に基き讓渡先
都道府縣別品目數量を通知すると共に都道府縣にも通知する。

(四) 製造業者は販賣先都道府縣の地方取扱業者へ直接讓渡するばかりでなく、地方取扱業者の代行機關たる中
間販賣業者（卸業者等）を通じて商工省より決定せられた販賣先都道府縣へ販賣することが出来る。

六、報 告

- (一) 地方取扱業者は毎期都道府縣知事に指定品の譲渡譲受状況を報告すること
- (二) 都道府縣知事は毎期終了後の翌期末迄に(一)項による報告をとりまとめ厚生省に報告のこと
- (三) 製造業者は商工省及び厚生省に對し毎期終了後二ヶ月以内に原紙の現物化品目數量と指定品の品目別、生産數量及び府縣別譲渡先別數量を報告すること

別紙様式(三)

製造所名

(四半期分)

品 目 規	原		格 割 當 數 量	紙	現 物 化 數 量	品	指	目 規	定	品	格 生 產 數 量

府 縣 別	讓 渡 先 品	目	數 量								



療 品 生 産 状 況

療品課關係部門の生産狀況を大別して述べれば昭和二十三年度の年間生産金額は次の様である。

醫 科 器 械	五八三、二八六、一三四圓
齒 科 器 械	一八二、七二九、五四三圓
齒 科 材 料	一一七、二〇〇、二七〇圓
衛 生 材 料	一、二四九、四一六、四五四圓
衛 生 用 品	二五〇、三三五、五九一圓
合 計	二、三八二、九六七、九九二圓

さて右について概略の説明を加えれば

(一) 衛生材料の工場数は一八五工場で小分業四九四計六七九工場であるから一工場平均月産約一五三、三四〇圓である。

(二) 醫科器械中には義肢、注射筒、注射針、醫療革具が含まれその工場数は醫科器械は三八〇、注射筒は九〇、注射針は六七、醫療革具は三八、義肢は九二で計六六七工場である。それ故一工場平均月産約七二、八四四圓となる。

(三) 齒科器械の工場は七九であるから一工場平均月産約一九二、七五二圓である。

(四) 齒科材料工場中には齒科用貴金屬専門工場一四軒が含まれて合計七一工場である。その生産額は貴金屬一四工場を生産額を別にして、一工場平均月産約一七一、三四五圓である。

(五) 衛生用品の工場数は四三工場であるから一工場月産約四八五、一四六圓である。尙療品生産關係に従事する従業員数は左記の通りである。

事務職員 一、三五六人

技術職員 三四〇人

工員 八、九二二人

計 一〇、六一八人

右の數からして従業員一人當りの生産額を見ると平均生産額を一人平均約二二四、四二七圓となる。別表において都道府縣の業種別工場表と月間生産金額とを添付して参考に供する。

次に輸出について見ると昭和二十三年度輸出実績は

(一) 醫科器械は約一億圓で仕向地は印度、北米、カナダ、南米等である。

(二) 齒科器械は約二千二百萬圓で大物類が七〇%小物類は三〇%である。その仕向地はフィリッピン、蘭印、印度、シヤム、及び南米、中米の一部である。

(三) 齒科材料は約三七五萬圓で主に陶齒であり仕向地は印度、フィリッピン、蘭印、シヤム及び南米、中米の一部である。

衛生材料、衛生用品等は昭和二十三年までは具體的に輸出されたものはないが、二十四年度においては相當活潑な

輸出貿易が行われるものと推定される。現在既に沖縄及びパキスタンとの間に輸出契約も成立し、近々終戦後初めての積出が行われる運びとなっている。

薬品課所管医療品生産金額一覽表

(昭和 23 年度) (單位圓)

品目別 月別	衛生材料	醫科器械	齒科器械	齒科材料	衛生用品 (フィルム製品)	合計
1	10,743,960	23,270,286	9,567,689	7,540,385	12,875,882	63,998,202
2	14,832,289	29,601,068	15,119,439	6,765,114	11,959,912	78,277,822
3	33,029,225	34,249,578	16,405,688	10,409,544	11,602,355	105,696,390
4	55,251,858	34,581,862	17,184,603	8,977,069	16,697,222	132,692,614
5	95,864,573	50,647,200	18,540,857	9,722,734	21,195,299	195,970,663
6	86,823,413	42,975,200	18,885,207	10,532,417	13,241,452	167,457,689
7	125,610,107	48,986,040	16,431,309	6,244,970	26,244,659	223,517,085
8	159,116,279	56,657,050	11,578,221	9,261,273	27,961,835	264,574,158
9	67,527,556	59,080,430	17,133,844	10,387,956	23,953,575	178,083,361
10	234,360,906	60,971,630	15,899,655	7,439,813	24,022,497	342,743,901
11	183,366,014	68,318,570	15,201,900	15,467,129	25,410,134	307,763,747
12	182,890,274	73,947,220	15,782,331	14,401,866	35,170,769	322,192,460
合計	1,249,416,454	583,286,134	182,729,143	117,200,270	250,335,091	2,382,967,092

療品課所管工場數都道府縣別調查表

(二三、四、三〇現在)

府縣別	係別	醫科器械	醫療器具	足肢	注射筒	注射針	齒科器械	齒科材料	衛生用品	衛生材料	製造小分	合計
北海道		七		五								一三
青森				一								一
岩手				三								一
宮城				一								一
秋田		一										一
山形		二										一
福島		二										一
茨城												一
栃木		一		二								一
群馬		四										一
埼玉		三										一
千葉		四										一
東京		七		五								一
神奈川		二		三								二
新潟		三		二								二
富山		二										一
石川		三		二								一

愛香德山廣岡島鳥和奈兵大京滋三愛靜岐長山福
歌

媛川島口島山根取山良庫阪都賀重知岡阜野梨井

二一 一〇六一二九二二六一一

一一 一一

一一二二 一二一〇九 三一 三

一一 一一四 二 一

六二 一二一

一一 二六四 一四一 二

一一四一 四二

一一二一九七 五四四〇六 四三九三四二

一一七二 二五四〇七 一六三二一一

一一三二一一 八二三八七二九四五六七八六三

山秋宮岩青北 海 形田城手森道	府縣別 係別	
		醫科器械
	醫療革具	
	義足	二〇
	注射針	四六八
	注射筒	三一〇
	齒科器械	三二〇
	齒科材料	六四五
	衛生材料	七九 二一三 一六
	衛生用品	八九 九 八二
	合計	四八一 一〇二 二四七 一三二

療品業種別從業員數

(二三、四、三〇現在) [單位人]

計	鹿兒島	宮崎	大分	熊本	熊長崎	佐賀	福岡	高知
	三六〇		二	一		二		
	三八							
	九二						六	
	九〇							
	六七							
	七九						一	
	七一						一	
	四四						四	
合計	二八五	三	二	一	〇	二	一〇	二
	四六八						一〇	三
	二八二		二				〇	
	一、三〇八	三	二	四	一	一	三	五

兵大京滋三愛靜岐長山福石富新神東千崎群栃茨福
奈

庫阪都賀重知岡阜野梨井川山湯川京葉玉馬木城島

四〇 五三〇 三七五 二〇 三二五 一三 五〇 六九五 二〇 五四 四〇 三〇 一三五 二〇 八五 三〇 三〇 一〇 一〇 五〇

二八二 二二 二 二二八 七五 一三

七 六二 七九 一九三 八 六 六 一六八 一八三 一三

三 二六 三一 三〇 二七 二 三 五二六 三〇 二一 七 三三 四八

二 一 五 八〇 三一 二二六

三五四 一九五 二三七 二六 一三 三〇 一 一七 九 二五 二四

二九 九四 一〇九 六 二四 七 四八 八 六 五三二 四 五 八

八九 一二五 一三一 一三五 一三一 二六四 七一 八五 四六 七八 八九 六二 二一〇 八三五 一八〇 二一三 三四

二四二 九九二 七六 一二二 七八三 一〇九 二二九 三〇 六 五二 三五 三六七八 三〇二 二一二 五二 九 五一

四〇二 三三五 九七〇 四三 三二二 一四三 四二九 四一 八五七 七七 九〇 一五一 一七五 二二九 二四〇 八九八 四八一 五九〇 三二九 二〇八 三六四 七七

鹿宮大熊長佐福高愛香德山廣岡島鳥和奈
計兒 歌

島崎分本崎賀岡知媛川島口島山根取山良

五〇四二

五〇三

二〇〇

二七

一七二

五三九

四六

四

五六

一三

七七九

一四一九

一一七五

一六

一八

一〇四六

八

五

二一四

五五七

九五

四九

二一

三二四

五一

一八

四六

二一

四〇五

二二五

一五六

八〇

八四七三

七

二六

九五

一八三

二五

三一

三三

九一四

二四二〇二

一〇二

一一五

一三

一一六

七七七

七七七

五一

四八

四

四六

三〇

五〇七

二六八

一五七

九九七



輸出貿易について

現下の國情においては、輸出貿易を最大限に増大することにより我が國經濟復興に寄與することが強く要望せられているのである。輸出貿易の主流をなすと豫想せられる民間貿易においても、昨年八月十五日輸出手續の簡素化が實施せられたことにより一段と躍進を示したのであるが、今なお種々の悪條件の存在により順調な実績を擧げているとは云い得ないのである。

醫藥品及び醫療用機械、器具その他衛生用品についても、單一爲替レート決定に基く價格の問題とか、市場性の問題とか、或は資材、金融の問題とか、國內的にも國外的にも幾多の隘路が存在し、このため輸出振興が防げられていることが多いのであるが、これ等の悪條件も關係方面の積極的な努力により急速な解決が圖られるものと見られ、今後活潑な輸出貿易が展開せられるものと豫想せられるのである。

なお政府としても輸出品製造用原材料の優先配當、貿易金融面における融資等便宜の措置が講じられているのである。

次に民間貿易輸出手續と輸出品取締法について、主として醫藥品、療品關係の面からその概要を取纏めて参考にした。

一、民間貿易輸出手續

1 契約が成立するまで

輸出業者は所定の輸出手續に従つて外國バイヤーと自由に商談することができるのであるから、先づ買手を見つけ、商談を成立させることが先決問題である。

これは輸出業者にとつて最も努力を要することではあるが、坐して買手を俟つようでは到底輸出の實現は困難である。

買手を見つける方法としては次の二つの方法がある。一つは在日バイヤーと直接交渉することであり、他は在外バイヤーとの交渉である。この場合商品の性質により取引市場の探究と取引先の選定を充分考慮して仕向地は何處がよいか、輸出が可能かどうか等の見當をつけた上、できれば商品見本と明細書を送付して交渉をするのである。商談が成立すればバイヤーと自分のサイン入りのセールス・コントラクトを結んで次の輸出手續に入るのである。

2 輸出許可申請書 (E 202) の提出要領

所定の書式に従つて所要事項を記載 (七通) して、資材割當を希望する場合は資材換算表 (M O L) を各通に添附し、セールス・コントラクト (七通) と共に貿易廳へ提出する。これによつて申請商品の生産許可と輸出許可が同時に得られることとなり又 M O L によつて必要な資材の割當を申請することになる。

貿易廳へ提出してから手續が完了するまでは日時を短縮するために輸出業者が書類を持廻りする必要がある、申請書の持廻り先は次の通りである。

貿易廳輸出局（商品擔當課）→生産主務官廳（厚生省華務課）→貿易廳總務局（調整課）→貿易廳輸出局（商品擔當課）

3 輸出の承認

貿易廳が右の結果適當と認めた場合にはこれを許可して司令部に提出するのであるが、(E 202) 又はセールス・コントラクトが司令部で承認せられて始めて輸出ができることになるのである。

4 船積申請書

船腹は通常バイヤー又はバイヤーのエージェントが手配することになっているから、バイヤーから船名の通知があつた場合輸出業者は船積申請書（七通）を司令部より承認せられた (E 202) の正本と共に日本側爲替取引銀行に提出するのである。

5 資材と金融について

輸出品製造用原材料については優先的に割當を受けるよう考慮せられており、(E 202) が司令部より承認せられたときは、添附書類である資材換算表によつて貿易廳から生産原局に連絡し、商品の資材については生産主務官廳（厚生省）から、包装用資材については貿易廳から發券を受けることになつてゐる。

輸出品に對する圓價の支拂いについては、(E 202) が承認せられれば業者はバイヤーに對して契約の内容に従つて

信用狀(L/C)を開設させているので實際支拂を受けるのは船積一週間乃至二週間で現金化せられるようである。輸出金融については、セールス・コントラクト及び(IE202)が司令部によつて承認せられた場合には、貿易廳の證明によつて金融機關から貿易手形による金融を受けることができる。

6 提出すべき關係書類

以上極めて簡單に要點のみを記したのであるが、輸出のために業者の提出すべき關係書類と部数は次のようなものである。

輸出許可申請書 (七)

資材換算表 (七)

セールス・コントラクト (七)

賣買契約報告書 (三)

貨物船積申請書 (七)

輸出資金認證書 (二)

なお、括弧内の部数は最少必要部数であるが、申請書については他に必要なこともあると思われるので實際は數通餘部を作成せられておくと便利である。

又書類にはそれぞれ所定の書式が定められてあり、これらは貿易廳日本貿易館で發賣せられているからそれを利用せられるとよい。

二、輸出品取締法

輸出の増大を圖ることは種々の具體策があるであろうが、その根柢をなすものは輸出品そのものの聲價の向上と品質の改善を圖ることであり、それによつて始めて健全な輸出貿易の發達が期せられるのである。

この目的のために新らたに公布せられたのが輸出品取締法（昭和二十三年七月十二日）であつて、貿易振興の急務が叫ばれている今日洵に時機を得たものと云えよう。

なお、同法に伴う施行規則（昭和二十四年一月四日）等も制定せられて昭和二十四年三月十五日から實施せられており、これに違反すると輸出ができないばかりでなく所罰を受けるから、輸出業者は次の點に充分注意をせられたらう。

1 同法と輸出席具等の關係について

(イ) 現在までに第三條輸出品（通常そのようにいう。）として指定せられているものは次の商品であつて、これらの輸出については同法の適用を受けることになつてゐる。

理化醫療用ガラス器、注射筒、アンブル、水まくら並びに同圓座、醫療用ゴムシート及同製品、氷のう、手術用ゴム手袋、衛生サック、乳首、點眼用スポイト

(ロ) 等級とその標準

第三條輸出品として指定せられている右商品の各々については、それぞれ二乃至三等級に區別せられ各等級の標準が定められている。(詳細は日本輸出規格JES 1051110及び同一160を参照せられたい)

(ハ) 表示方法

輸業者は第三條輸出品が輸出品として特定したときは、當該輸出品に自己の責任において、標準に適合する等級を次の定められた用語、大きさに従つて正しい場所に附することになつてゐる。

醫療器具等の表示用語及び表示場所

(品目)	(等級の用語)	(表示場所)
1. ガラス製品		
理化醫療用ガラス器	一級品は GRAD. A 低級品は GRAD. B	内装箱の表面(但し内装箱を用いないものは每品見易い所) 内装箱の表面
注射筒	同	同
アンプル	同	同上
2. エム製品		
エム製湯メシセラ 及び同水メシセラ	一級品は GRAD. A 二級品は GRAD. B 低級品は GRAD. C	口元部 空氣辯附近
エム製圓座	同	同上
醫療用薄エムシート	同	同上
エム製品	同	同上
エム製水	同上	同上

一 隅部
最小包装單位に封緘狀又は每品見易い所
最小包装單位に封緘狀

手筒用ゴム手袋	同	上	同	上
衛生サック	同	上	同	上
乳首點眼用スベイト	同	上	同	上

なお表示の大ききについて文字の高さは五桁以上とすること。

2 同法と輸出醫藥品の關係について。

(イ) 醫藥品(脱脂綿、ガーゼを含む。)は第四條輸出品となつており、これらの輸出については同法の適用を受けることになつてゐる。

(ロ) 最低標準と包装條件が定められている。第四條輸出品である醫藥品の最低標準について、脱脂綿、ガーゼは公定書で定められた基準によることになつており、包装條件は日本輸出規格(JES八八)による。

(ハ) 表示方法

第三條輸出品の場合と同様に、自己の責任を以て一品目ごとに最低標準と包装條件に達している旨の表示を附することになつてゐる。

醫藥品の表示用語、大きさ及び表示場所

- (1) 用語
- | | |
|----------------|-----------------|
| 標準に達している旨の用語 | EXPORT STANDARD |
| 包装條件に達している旨の用語 | EXPORT PACKING |
- (2) 大きさ
- 文字の高さは五桁(外装に表示する場合は二〇桁)以上とすること。

(3) 表示場所

(最低標準の場所)

(包装条件の場合)

- (イ) 内装化装箱を用いるものはその蓋の左上隅
- (ロ) 内装ダンボールボックスを用いるものはその側面の中央部
- (ハ) 内装紙袋を用いるものはその表面の中央部
- (ニ) 内装紙力嚢を用いるものはその側面の中央部
- (ホ) 内装を施さないものは外装側面の上部
- (イ) 外装木箱の場合は横板
- (ロ) 木箱以外の場合は外装側面上部

3 検査について

(イ) 第三條輸出品及び第四條輸出品を輸出する場合は、前記の如く自己の責任において検査を行い等級或は標準、條件に適合しておることを確認した上表示をするのであるが、更に主務大臣が必要と認めるときは國の検査機關で検査を行うことがある。

(ロ) 検査機關

醫藥品、療品關係品の検査機關は次の通りである。

(検査機關名)

(所在地)

(検査品目)

(厚生省) 東京衛生試験所

東京都世田谷區玉川用賀町二ノ二〇三

醫藥品注射筒

なお、注射筒を除く療品關係の輸出商品については、東京都澁谷區幡ヶ谷本町二丁目、日用品検査所で検査を行うことになつてゐる。



資金について

療品課所管の品目（醫科器械、齒科器械用品及衛生材料）の生産は最近とみに上昇してきたが戦争による設備の破壊と損耗のため、未だ國內需要を満すに至っていないものが多い。品質も改善の一路を辿つてはいるがなお一層の努力を要する過程にある。

然るに國民保健の現状から見るとこれらの生産設備の充實は喫緊を要するものであり、輸出の振興をはかるにも絶對必要で、此問題を解決するのはなんといつても資金である。

療品業界の業種は大半は中小工業に屬しているものと思はれる。では療品關係の工業の屬している中小工業とはどの程度をいふか、又資金についてはどんな工合になつていくかといふと、資本金、設備、雇傭人數という點から考へられると思ふが、復興金融金庫の中小事業部では、資本金二〇〇萬圓（拂込）以下、使用人數一〇〇人未満の工場と一應限界をつけている。そして使用人數五人以下のは中小工業以下の零細工業とみている様である。併し一般の金融機關では今少し範圍を廣めて、資本金三〇〇萬圓以下、使用人數二〇〇人以下を中小工業として取扱つていたりであり、又借入申込額も三〇〇萬圓迄となつていく。政府も中小工業を育成發展させなければならぬとの見地から中小企業廳を設け、更に中小企業専門の金融機關を作らねばならぬことを考へて近い將來「中小企業金融金庫」と云うやうなものゝ設置を目論んでいるやうである。

療品業界も統制時代や、商に従屬していた間は資金と云ふことの苦勞はなかつたが、今日ではいよいよ金詰りと

つてきて、扱て借金をと云う段になつても、従来銀行との取引のあつたものは少いので銀行に關係がないと遂に闇金融に走り勝となるから、益々金詰りとなる。銀行も大工業を相手として中小工業の世話を仲々して呉れないことも原因ではあるが業者自身も積極的に働きかけなかつたことも悪い。銀行に馴れてないと時間的にも又審査に要する資料提出などにも非常に面倒を感じるらしいが銀行と取引を望むものは平素からその銀行とできるだけ密接な連絡をしてゐることが必ずである。

金融機關にも復金、興銀、勸銀、市中銀行、地方銀行と種々な銀行がある。これらの機關は資金融通準則に依つて財政資金に向けた残りを産業資金に貸出している。一般の銀行では預金を貸すので短期のものでないと難かしいが興銀は債券を出しているので長期のものもみている。商工組合中央金庫は協同組合とその加盟單位を對象として貸出しをしており、復金は産業復興の設立趣旨から長期のものを融資している。しかしインフレの先の見透しがむづかしいので期間はせいゝ二年―三年位で餘程のもので五年位のやうである。又日本銀行の融資幹旋部は一般銀行の負擔が難しい場合の相談をして呉れている。

これらの金融機關はどんな方向に貸出をしているかと云ふと、産業資金貸出優先順位表により、各産業毎に甲、乙丙の三段階を設け設備なら甲、運轉なら乙、或は設備は乙、運轉は甲と云う風に、表にしてある。此順序で貸出をしているが、丙の場合は輸出産業を除いては實際上難かしい。ただ運轉資金の場合、製造については、正式契約の出来たものでは貿易手形の發行により、それを割引くという方法があるが、見込の場合は充分納得して貰はねばならないが、何んといつても本人の信用が第一である。

産業別貸出優先順位表

(療二品・關
昭和二四・二・一〇決定)

部 門	業 別	細 目	甲	乙	丙	甲	乙	丙
機械器具製造業 化學工業 其の他の工業 物品販賣業	(二五) 醫療防疫用機器製造業 (二〇) ゴム製品製造業 (四四) 衛生材料品製造業	(7) 醫療用品 (1) 指定配給品 (2) 其の他 (1) 指定配給品配給業務(小賣を含まない)	△	△	△	△	○	○
	次の手形による資金の融通は甲とする 日本銀行再割引の適格ある商業手形及びこれに準ずる優良な手形で日本銀行の承認するもの			△	△	△	△	△

日本再建の上からどうしても必要なものについては、所管官廳の資金需要證明などによつて順位を繰上げて面倒をみて貰うこともある。

設備資金とは工場の建物、倉庫等の建築、或は機械の購入、修理等の資金を云い、運轉資金とは資材の購入や勞務賃等を云うのである。

復金では大工業若くは三〇〇萬以上の借入には融資部で扱つてゐるが、中小工業に對しては中小事業部で扱つてゐる。昨秋からそれも三〇〇萬から二〇〇萬迄の融資だけ扱い、二〇〇萬以下は興銀、勲銀、北海道拓殖及び商工組合中央金庫に代理貸をさせてゐる。又損失補償貸付と云ふのがあつて市中銀行の營利資金を貸して、若し回收不能の場合復金が三割を補償すると云ふこともやつてゐる。これは二〇〇萬圓以下で運轉資金を對象としてゐる。

復金の對象は、はじめ國家の緊要な産業と認めれば、療品關係の工業にも相當貸出してゐてくれたが、經濟九原則

により融資方針が變り一月十三日の暫定方針で鐵鋼、石炭、電氣及び重要な輸出産業に限られて了いこれは益々強化される一方である。中小事業も代理貸や市中の保證貸の制度は従前通行行はれてゐるが非常に嚴選されてきた。このまゝでは療品關係の融資は貿易を除いては道が絶たれるので、保健衛生上の見地から不可缺のものについては興銀等に依頼して極力融資の道を開くようにする考へである。

經營者も今後は益々信用第一になるからその點をよく考へなければいけない。次に自己資本の調達である。借入金にのみ頼るのは近來の惡弊で企業の健全化と云ふ點から融資を希望する場合には自己資金で少くも三割位調達することが望ましい。増資等により安定した金を集めその不足分を銀行に頼ると云ふ方法が一番健全である。とに角中小工業者が信用を獲得することは仲々の努力がある。擔保があればいゝやうなものゝ何んと云つても經營者の信用が第一である。それに療品業界の仕事の重要性を理解して貰うことも必要であるから、銀行に足を運ぶこと、預金をすること、そして金を借りても返済期に返せばいゝと云う考へ方でなく絶えず自己の事業の情勢を知らせること、これが次への金融の信用を得て行く道である。

なお、療品關係の資金については藥務課に資金係があつて局の資金關係事務はこゝで處理してゐる、先づ此處へ相談して貰ふ。それから所管課と協議して取上げることになれば三〇〇萬以上のものについては安本の特からとつてゆく。三〇〇萬以下のものについては資金計畫に入れる。それにはなんの仕事をするために資金が必要なのか、事業の沿革と經營者の經歷、信用、資金状態、設備の概要、流動資産、原材料借入金額、生産能力、原價計算と云うやうなことをしつかり納得して貰う。銀行へ借入申込の時提出する書類は何か必要か参考に後掲しておいたが、この書類を銀行へ出して申込みをする、それから審査に入るのである。

第一に事業の沿革と經營者の信用、第二に製品及設備能力、第三に生産の状態、第四に販賣の状態、第五に收支、第六に財政状態を調査され、申込の金の使途が適當かどうか決まるわけである。

審査の結果取上げて貰えなかつたもので最も多いのは經營者の缺陷で、次が、製造販賣上の缺陷、次が資産状態の缺陷となつてゐる。療品關係で二十三年一月から十二月迄に設備資金で融資を受けたものをあげると復金（代理貸を含む）の融資成立額は、四、五二萬圓である。これを業種別に分けると

	件數	金額(單位千圓)
醫科器械	一三	二八、二二〇
齒科器械	四	四、六五〇
齒科材料	三	八、二〇〇
衛生材料	二	四、〇五〇

復金融資の申込みを希望した件數は九一件、書類が提出され検討採用した數は四三件、成立數二二件となつてゐる。又現在四、四半期で審査にかゝつてゐるものが數件ある。この他に復金で運轉資金をみて貰つたものに防疫器械があり、日銀の融資斡旋部の世話になつたものが齒科材料關係と衛生材料の關係に夫々數件あつた。

扱て、經濟九原則により今後の金融機關の融資は我國の經濟の復興に寄與する基礎産業と貿易關係のものに對してのみに制限されるので、益々辛くなるものと思はれるが、療品關係の廿四年度の計畫は醫科器械についてみると、二十三年に於ける生産金額は六九九萬圓であり、厚生省の生産計畫七五〇百萬圓に對し、九三%に達しているが、尙國內需要に對しては七六%の生産に過ぎないので二十四年度生産計畫は八五〇百萬圓で、一七%の増産を必要として

いる。輸出についても過去の実績と現在の受注に鑑み早急に工場の整備が要求されるのである。

齒科關係についても二十三年の生産金額は機械一八〇百萬圓、材料一七百萬圓で豫定金額の機械二二〇百萬圓、材料一二九百萬圓に達しない。二十四年度の計畫は機械二三百萬圓、材料一三七百萬圓でこれを達成するには一三〇%増産を必要とし、又輸出についても相當の要求がある。

衛生材料については、國內需要に對しては現在の設備能力で概ね最低限度の需要を賄える豫定であるが、輸出に對しては工場整備の要がある状態である。

以上の様な見地から二十四年度の資金計畫を考へているが、復金の前途がはつきりしない今日、これ等の企業に對する金融はむづかしくなる一方なので、企業の組織化、協同化を圖り組織の力によつて強化することが大切だと思はれる。又今考へられている中小企業金融金庫の設置が絶対に望まれるわけである。

借入申込書及添付書類

借入申込書

會社名
工場住所

電話番號

會社要領(年月日現在)

一、會社設立年月日

一、事業の目的(主製品目を併記のこと)

一、資本金

一、従業員數 職員 工員を男女別にすること

一、經營者

一、株式關係 總株式數 株主數 大株主名及所有株數

事業概要

一、沿革(大要)

一、經營者略歴

一、主要設備及其能力 年全生産額の大略

一、事業設備新設(擴張改良)計畫明細書

1 新設(擴張、改良)を爲さんとする事由

2 資金借入用途の大要

3 事業設備の新設(擴張、改良)に關する計畫の明細
設備計畫名(例へば○○工場、○○製造設備新設)

場

所

○○

部

○○

市

○○

町

○○

村

○○番地

縣

郡

○○

(一) 土地
(1) 購入地

計	用途	所在地番	地目	地積	單價	買入價格	整地費	買入先	備考

(2) 借地

用途	所在地番	地目	地積	整地費	借入先	貸付價格	備考

(3) 所有地

用途	所在地番	地目	地面積	整地費	備考

(備考)

- 一、用途は○○工場敷地、倉庫敷地、事務所敷地等に區別すること。
二、地目は現況により田、畑、宅地、山林、原野に區分すること。

三、買入價額に付ては分割拂なるときは其時期並に金額を附記すること。
 四、借地に付ては今後借入るるもの、現在借入中のものの區別を特記すること。

(二) 建物其他工作物

(1) 新規建設分(現有分並に賃借分の改良修繕等を含む)

種別	構造	棟数	延坪	坪単價	建設費	備考
計						一、新規建設、改築等の區別を明かならしむること 二、請負人氏名等記載のこと
建物附帯工事						
其他工作物						
合計						

(2) 既存買收分

種別	構造	棟数	延坪	坪単價	買收價額	備考
計						買入先記載の事
建物附帯工事						
其他工作物						

計	四半期別	資材名	使途別	品種 規格 寸法等	使用数量		手 持	要 割 當	摘 要
					数量	金額			

(備考)

イ、本表の記載は建築の場合に準ずること

ロ、使途別欄には例えば○機械作製又は○装置据付といふ如く記載すること

ハ、機械装置作成に要する資材については完成品にて割當を受けるものを除きその作製するに必要な素材(指定生産資材)の數量に換算し記載すること

但し完成品は割當を受くるもの(例へば鑄鐵管釘等)についてはその旨記載すること

(四) 生産高又は加工高収入高

(1) 現在の生産能力並に實際生産高(一ケ年)

計	製品名	生産能力		最近の四半期 量	自○月 至○月 三ヶ月 間の 實際 生産 高	主 要 納 入 先
		數量	金額			

(2) 設備の新設(擴張改良)に因る増加生産能力並に生産豫想高(一ヶ年)(増加分のみ記載のこと)

計	製品名		金額	生産豫想高	主要納入先
	數量	生産能力			

(五) 所要運轉資材

(1) 現在の所要運轉資材

計	資材名	數量	單價	價額	入手先又は入手経路	現在保有總量		備考
						數量	金額	

(2) 設備の新設(擴張・改良)に因る増加運轉資材(一ヶ月)(増加分のみ)

計	資材名	數量	單價	價額	入手先又は入手経路	備考

(備考)

一、資材名欄には原材料の外操業に要する電力、ガス、石炭等の助力に付て記入のこと
 二、各月の所要運轉資材に著しき増減ある場合には其事情を附記すること

(六) 着工及竣工の時期並に操業開始の時期

但し設備の完了に先だち一部運轉開始をなすものある場合には當該設備の種類、生産品名、並に其時期等を併記すること

三、本件計畫豫算の概要並に資金調達方法

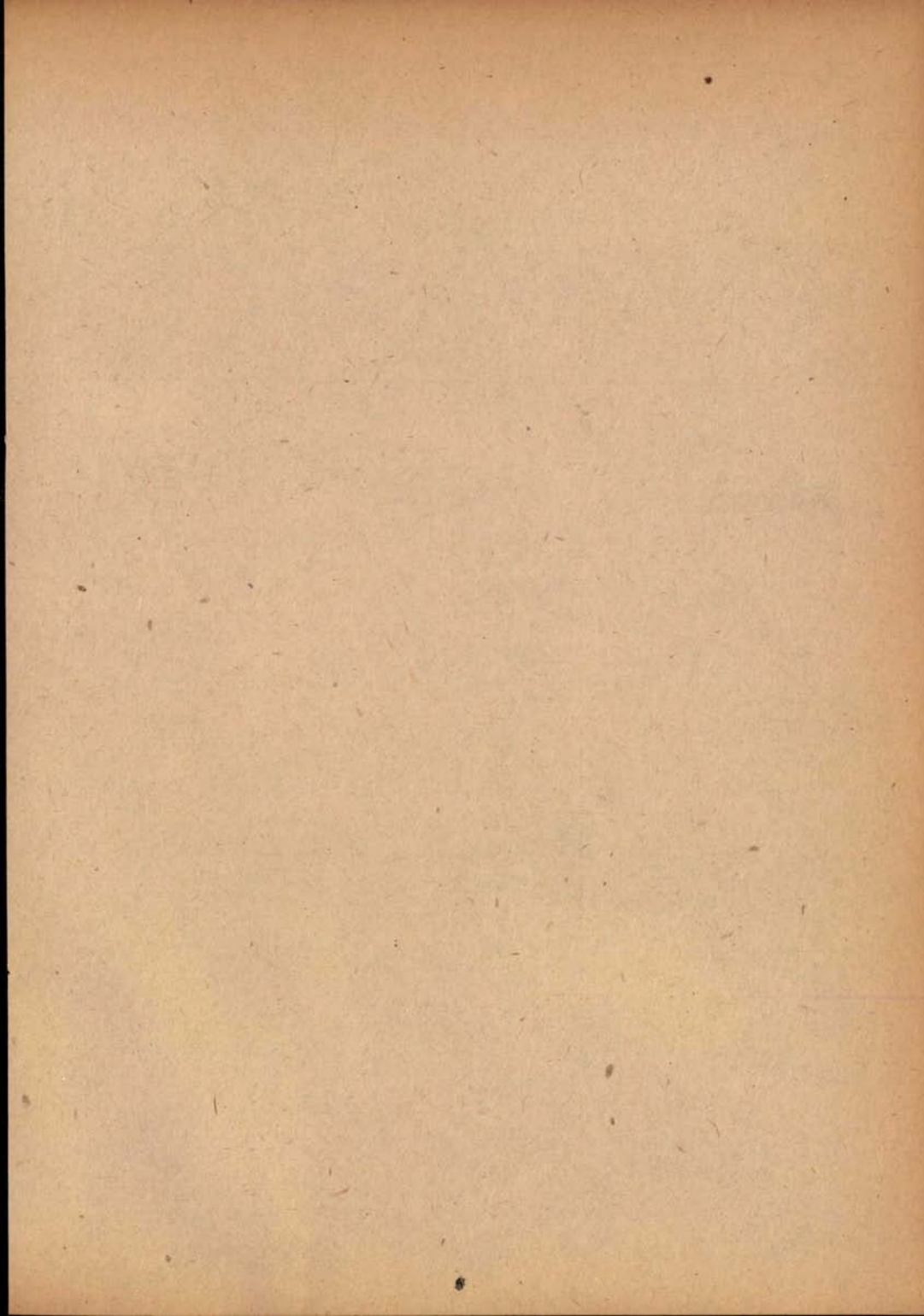
支出區分	總額	自 己 資 金		借入金	其 他 (第二回以後の拂込政府補助金等)	備 考
		手許資金 (自由豫金等を含む)	封鎖預金等特殊預金等			
昭和〇〇年 第〇四半期						
計						

(備考)

一、封鎖預金特殊預金等に付ては其預け先預貯金種類等を備考欄に記入のこと
 二、借入金に付ても借入先等備考欄に記入のこと
 三、自己資金及借入金に依り賄うものゝ内、將來増資、第二回以後の株金拂込、社債發行等に振替豫定のもの其の豫定期及金額等記入のこと

一、定款

- 一、最近二ヶ年の毎期營業報告書
- 一、最近の貸借對照表又は月末殘高試算表（科目の内譯を添附のこと）
- 一、主要製品別製造及販賣高
- 一、最近各期の損益計算書及其明細
- 一、製品原價計算表
- 一、收支目論見書
- 一、計畫土地附近略圖及工場擴充計畫要圖
- 一、棚卸資産内譯、預金現在高預け先種類等内譯
- 一、工事見積書、賣買契約書、發注書等
- 一、制限會社、賠償工場關係の許可認可を要すべき場合は其の許可認可書寫





建築許可並に資材の申請について

療品課關係の業者であつて其の施設を建築しようとする場合に、その建築資材の割當を必要とする者は、工事に着手しようとする當該四半期の開始二ヶ月前迄に、築造計畫書を義務局長宛に提出しなければ所要の資材の割當が出来ない。提出の二ヶ月後資材割當の期間内に臨時建築制限規則による許可申請書を所管の知事に提出すればよいのである。

臨時建築制限規則

(定義)

(昭和二十三年八月三十一日)
建設省令第二十二號

第一條 この省令で建築物とは、土地に定着し屋根及び柱又は壁體を有する工作物、門、へい、塔、物干、物見臺、煙突、鳥居、形像等の工作物、廣告、展覽、觀覽等のための工作物、及び地下又は高架工作物内に設ける、事務所、店舗、倉庫の類をいい、建築物に附帶する設備とは、建築物に附帶する電気、ガス、給水、排水、換氣、暖房、冷房、給湯、浴槽、水洗面所、淨化槽、調理及昇降の設備をいう。

2 この省令で築造とは、新築、増築、改築、移築、修繕又は變更をいう。
(築造及び用途變更の禁止)

第二條 左に掲げる用途に供する建築物を築造し、又は既存の建築物をあらたに左に掲げる用途に供してはならぬ

い。但し法令に基く行政廳の處分により、築造を必要とする場合災害によつて滅失した場合、その他これらに準ずるやむを得ない事由のある場合で、建設大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

料理店 特殊飲食店 待合 貸席 舞踏場 映畫館 劇場その他の興行場

(建設大臣の許可を要する建築物等)

第三條 左に掲げる建築物又は建築物に附帶する設備(以下建築物等という)を築造(第一號及び第三號に該當するものの修繕及び變更を除く)しようとする者は、建設大臣の許可を受けなければならない。但し、經濟安定本部總裁が認證した公共事業に係るもの及び建設大臣が豫め、都道府縣知事に對して築造の計畫を指示したものに對してはこの限りでない。

一、床面積三百三十平方メートル以上の建築物

二、左に掲げるもののうち一以上に該當する資材をもつて築造する建築物等

木材四百石(素材) セメント五吨 普通鋼々材一吨

三、旅館

集會場 マーケット 飲食店(外食券食堂及び床面積)六十平方メートル以下のものを除く

遊技場(床面積六十平方メートル以下のものを除く)

四、建設大臣の指示したもの(都道府縣知事の許可を要する建築物等)

第四條 第二條但書又は第三條の規定により建設大臣の許可を要する場合を除き、建築物等を築造しようとする者は都道府縣知事の許可を受けなければならない。

(既存の建築物の用途變更)

第五條 臨時建築等制限規則(昭和二十二年閣令第六號)施行前に築造した建築物(住宅を除く)をあらたに旅館集會場、飲食店又は遊技場に供しようとする者、又は同規則施行前に築造した住宅を住宅以外の用途に供しようとする者は、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

(許可を要しない場合)

第六條 左の各號の一に該當する場合は、前四條の規定にかかわらず許可を受けることを要しない。

一、指定生産資材割當規則(昭和二十三年總理廳令、法務廳令、大藏省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、勞働省令第一號)第一條により指定された指定生産資材(以下指定資材という)のうち左の資材を使用する建築物等を築造しようとする場合。

三百七十五瓦以下の釘 五メートル以下の電線 二十五疋以下のセメント 十五平方尺以下の板硝子

二石以下の木材 五坪以下の合板

二、外線からメートルまでの電気配線工事をしようとする場合

三、ガスメーターの新設又は取替のため工事をしようとする場合

四、延長五メートル以内の鐵管を使用して、ガスを修理しようとする場合

五、延長五メートル以内の鐵管を使用して水道管を修理しようとする場合

六、本管から止水栓までの給水管工事をしようとする場合

七、指定資材以外の資材を使用して建築物等を修繕又は變更しようとする場合

八、工事用の假設建築物を當該工事現場に築造しようとする場合

九、二週間以内の存続期間で興行等の假設建築物を築造しようとする場合

十、臨時燈を設けようとする場合

十一、電気事業者の業務に供する鐵塔、變壓器塔、屋外鐵稱等の工作物を築造しようとする場合

十二、臨時炭鑛勞務者住宅等建設規則（昭和二十二年閣令第二號）によつて許可を受けた場合

十三、建設大臣の指定した場合

（あらたに築造した建築物の用途の變更）

第七條 第二條、第三條、第四條又は臨時建築等制限規則の規定による許可を受けて築造した建築物は、これを第九條第一項の申請書に記載した用途以外の用途に供してはならない、但し第二條に掲げる用途に供する場合を除き都道府縣知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

（都道府縣知事がする許可の規準）

第八條 都道府縣知事が第四條、第五條又は前條但書の規定による許可をするときは、建設大臣の定める規準によらなければならない。

（申請書の提出）

第九條 この省令による許可を受けようとする者は、別記様式一による申請書正副二通を、建設大臣又は建築物の所在地を管轄する都道府縣知事に提出しなければならない。

2 前項の許可も同時に指定資材の割當を受けようとするものは指定生産資材割當規則第三條による申請に代え前

項申請書に所要の事項を記載するものとする

3 建設大臣又は都道府県知事は第一項の申請書の提出があつた場合において必要のあるときは、所要の書類の提出を命ずることが出来る

(指定資材の割當)

第十條 建設大臣又は都道府県知事は前項第一項の申請書の提出があつた場合において、その指定資材の割當を決定したときは、申請者に對し指定生産資材割當規則による需要者割當證明書（以下割當證明書という）を交付する

(着工届)

第十一條 築造主及びその工事の施工者はその工事に着手したときは遅滞なく、連絡で、別記様式二による届出書を都道府県知事に提出しなければならない、但し第六條第一號から第十一號までに該當する場合はこの限りでない。

(標札の掲示)

第十二條 築造主及び施工者は、その工事現場の見易い所に連名で別記様式三による標札を掲げなければならない。

(無許可建築物等の施工禁止)

第十三條 何人も、築造の許可を必要とする建築物で、築造の許可のないものの築造工事を施行してはならない。

(竣工届、工事取止届及び建築物竣工票)

第十四條 築造主及び施工者は、その工事を完了したときは、遅滞なく連名で別記様式四による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。但し第六條第一號から第十一號までに該當する場合はこの限りでない。

2 築造主がその工事を取り止めたときもまた同様とする。

3 都道府縣知事は第二項の届出書を受理したときは別記様式五による建築物竣工票を築造主に交付する。

4 築造主は、建築物竣工票を築造した建築見易い所に掲げて置かなければならない。

(都道府縣知事がすべき報告)

第十五條 都道府縣知事は左に掲げるものについて建設大臣の定める様式により毎月報告書を作り、これを翌月十五日までに建設大臣に報告しなければならない。

一、都道府縣知事がなした築造の許可

二、第十條の規定により都道府縣知事が割當證明書を交付して割當てた指定資材の數量

三、第十一條の規定による着工届

四、第十四條の規定による竣工届及び工事取止届

五、第十六條の規定による築造の許可の失効

六、建設大臣の指示したもの

(築造許可の失効)

第十六條 築造主が築造の許可があつた日から三箇月以内にその工事に着手しない場合には築造の許可はその效力を失う。

(指定資材の使用及び處分)

第十七條 第十條の規定により割當を受けた指定資材は、第九條第一項の申請書に記載した工事以外に使用し又は處分してはならない。但し、建設大臣が割當證明書を交付した場合には建設大臣の、都道府縣知事が割當證明書を交

付した場合には、都道府縣知事の指示があつた場合又はその承認を受けた場合はこの限りでない。

(未使用の割當證明書及び指定資材の處分)

第十八條 指定資材の割當を受けた者は左の各號の一に該當する場合において、また使用していない割當證明書があるときは、これを建設大臣が交付した割當證明書にあつては、建設大臣に、都道府縣知事が交付した割當證明書にあつては都道府縣知事に返還しなければならぬ。又割當を受けた指定資材でまだ使用していないものがあるときは、その處分につき前段の區別により、建設大臣又は都道府縣知事の指示を受けなければならない。

一、工事の完了したとき

二、工事も取り止めたとき

三、築造の許可を取り消されたとき

四、第十六條の規定により築造の許可が失効したとき

2 建設大臣又は、都道府縣知事は正當の理由なくして築造の工事の完了がその豫定期日より著しく遅れている場合には、指定資材の割當を受けたものに對しその割當を受けた資材でまた使用していないものの處分につき、必要な指示をなすことができる。

(報告、臨檢及び検査)

第十九條 建設大臣は都道府縣知事は左に掲げる事項につき築造主、建築物の用途を變更した者、又は施工者から報告をすることが出来る。この場合において報告がなされず、又は報告が虚偽と認められるときには、建設大臣又は都道府縣知事は當該官吏又は吏員に建築物等を臨檢し必要な物件を検査させることができる。

一、指定資材の使用

二、工事の施工

三、建築物等の状況

2 前項の規定により当該官吏又は吏員が臨検する場合には、建設大臣又は都道府県知事が発行したその身分を示す證票を携帯し、且つ關係者の求めに應じて、これを示さなければならぬ。

(違反建築物等に對する行政處分)

第二十條 建設大臣又は都道府県知事は、この省令又はこの省令に基いてなす處分に違反して建築物等を築造し、又は建築物の用途を變更した者に對し、その建築物等の改築、用途の變更、工事の中止その他必要な措置を命じ又はその使用を制限若しくは禁止することができる。

(取締の權限の委任)

第二十一條 都道府県知事は、建設大臣の指示があるときは、前二條の規定による建設大臣の權限の一部を行使することができる。

(書類の經由)

第二十二條 この省令により建設大臣に提出する書類は、建築物等の築造又は用途の變更の行われる場所を管轄する都道府県知事を經由しなければならない。

(不服の申立)

第二十三條 この省令による處分に對して不服のある者は、書面を以てその理由を明かにして、經濟安定本部總裁に

これを申し出ることが出来る。この場合において、その者は、その書面の寫を建設大臣の處分に對して不服のある者は建設大臣に、都道府縣知事の處分に對して不服のある者は、建設大臣及び都道府縣知事に送付しなければならぬ。

附 則

1 この省令は、昭和二十三年九月一日からこれを施行する

2 臨時建築等制限規則はこれを廢止する。但し、臨時建築等制限規則第四條及び第五條の規定並びに同規則第六條、第十條、第十一條、第十七條、第十八條、第二十條、第二十一條（「建設省の都道府縣ごとの出張所」とあるのは「都道府縣知事」と讀み替えるものとする）第二十二條及び第二十三條の規定は纖維機械裝置に關しては、當分の間なおその效力を有する。

3 この省令施行前になされた行爲に對する罰則の適用及び臨時建築等制限規則第十九條の規定による處分については、臨時建築等制限規則はこの省令施行後も、なお、その效力を有する。

4 臨時建築等制限規則に基いてなした許否の處分は、この省令に基いてなされたものとみなす。

5 臨時建築等制限規則第二條但書の規定による建設大臣の指定で別に規定せられないときは、この省令の第六條第十三號の規定による建設大臣の指定とみなす。

6 臨時建築等制限規則第十條第一項の申請書、第十二條の着工届、第十五條の竣工届又は工事取止届は、この省令の第九條第一項の申請書第十一條の着工届、第十四條第一項の竣工届又は同條第二項の工事取止届とみなす。

別記様式 1

臨時建築制限規則による（許可及び資材割當）申請書

1. 申請者の住所氏名又は名稱	収入印紙添付欄		建設省受付				
2. 建築物又は設備の築造又は使用の場所			都道府県受付				
3. 建設省受付建築物又は設備の主要用途及び利用目的（例えば住宅なら〇〇工場勤務者住宅のように記載すること）			都道府県受付				
4. この申請を必要とする詳細な理由			市區役所地方事務所受付				
5. 建築物申請事項 （該高文字を○で囲むこと）新築 増築 改築 移築 修繕 變更 用途變更 （該高文字を○で囲むこと）	棟數	戸數	建築面積	延面積	工事費概算額	用途變更の場合は従前の用途	町村役場受付
6. 建築物の内容	イ 申請部分	平方米		平方米		千圓	町村役場受付
		棟數	戸數	建築面積	延面積		
	ロ 申請以外の既存	平方米		平方米		合計	町村役場受付
		棟數	戸數	建築面積	延面積	建築面積	延面積

註 この申請書は2通作り（資材割當の申請をする場合はそのうち1通に50圓の収入印紙をはること）都道府県知事の指定した機關を經由して建設大臣又は都道府県知事に提出する。そのうち1通は許可の際その證明として責任官公吏が署名捺印の上申請者に交付する

申請部分の内訳	用途別	申請事項別	階	数	建築面積 平方米	延面積 平方米	構造概要		柱	外壁	床	屋根
							基礎	梁				

7. 建築工事に必要な資材

資材名	用途別	品種 (規格) (寸法)等	使用数量	同上		割当申請数量	査定 (官公廳記載欄)	
				手持数量	割当申請数量		品種	割当数量

8. 設備申請事項 (該当文字を○で囲むこと) 設置 改造

9. 設備の内容

設備名	型式	数量	能力容量等	構造その他の事項

10. 設備の築造等に必要な資材

資材名	使 途 別	品 種 (規格 寸法)	使 用 数 量	同 上 内 課		査 定 (官公廳記載欄)	品 種	割 當 数 量
				手 持 数 量	割 當 申 請 数 量			
11. 許可の日より竣工までの期間 荷月								
12. この申請に係る建築物又は設備に關し 他の法令による申請をしたものがあれば その提出先提出期日及びその結果(許認可割當等)並びに日附								
13. 上記の通り臨時建築制限規則による許可(及び資材割當)を申請します。 本申請書に記載の事項は事實に相違ありません。 申請者の氏名印又は名稱 代理人又は代表者の肩書氏名印 建設大臣 殿 知事 殿								
官公廳證明欄		この申請者は臨時建築制限規則により建築物 設備の設置及び第七項 第十項並定欄に記載の資材の取得を許可されたことを證明しこの申請書を許可證とする						
許 可	年 月 日	建設大臣 殿 都道府縣知事						
官公廳證明欄		責任官公史官公彌氏名印						

別記様式 2

建築物築造工事着手届

1. 築造許可	日 附	年	月	日	官 公 廳 欄	受 付 第	工事に着手したときは直ちにこの届出書を築造許可申請をしたときと同じ機関を經由して都道府県知事宛に提出すること
	番 號	第	年	月			
2. 着工期日	日	年	月	日	年	月	日
3. 築造許可を受けた者の住所及び氏名又は名稱							
4. 築造の場所							
5. 用途又は設備名 工事種別 建築物の構造	棟 数	棟 数	延 面 積	平 方 米			
	戸 数	竣功豫定期日	年 月 日	平 方 米			
6. 上記の通り建築物の築造工事に着手したからお届けする							
築造主の氏名印又は名稱及び代表者の氏名印 工事施工者の氏名印又は名稱及び代表者の氏名印 知 事 殿							
經由廳名	年	月	日	年	月	日	
受付日	年	月	日	年	月	日	

別記様式三

(縦三〇樞以上横二五樞以上の木板を使用すること)

建築物築造許可済

許可日附

年 月 日

許可番號

第 號

用途

築造許可延面積

平方米

許可官公廳及び責任官公吏(官公廳名
官公職氏名)

築造主(住所氏名又は名稱及び代表者の氏名)

施工主(住所氏名又は名稱及び代表者の氏名)

別記様式 4

建築物築造工事竣工(取止)届

1. 築造許可	日附	年	月	日	官公廳 欄	受付 第	受 年 月 日	工事を完了したとき又は取り止めたときは直ちにこの届出書を都道府県知事に提出すること。割當證明書の未使用のものは下欄に記入してこの届と同時に返還すること。又餘つた資材も下欄に記入してその處分方法につき指示を受けること。
	番	第	年	月				
2. 竣工(取止)期日	年	月	日					
3. 築造許可を受けた者の住所及び氏名又は名稱								
4. 築造の場所	割		資材		残		量	
	資材名	品	種	割當切符	符	量	資材	量
5. 用途又は設備名 工事種別 建築物の構造 工事費	棟	数	延	積	延	積	平方	米
	戸	数	延	積	平方	米	延	積
6. 上記の通り建築物の築造工事を竣工(取止)したからお届けする 築造主の氏名又は名稱及び代表者の氏名印 工事施工者の氏名印又は名稱及び代表者の氏名印	知事殿							
經由 受付 日	年	月	日	年	月	日	年	月

5dm

建築物竣工票		
昭 和	第	第
川	米	平
路	米	米
都 道 府 縣 名		

3cm

建設省告示第七十一號

臨時建築制限規則

(昭和二十三年建設省令第二號)

第三條第四號の規定により建設大臣の許可を要する建築物及び建築物に附帶する設備を次のように指定する

昭和二十三年九月七日

建設大臣 一 松 定 吉

- 一、公、私立の大學（舊制高等學校及び専門學校を含む）並びにこれに附屬する學校及び諸施設
- 二、寄附工事による文部省の直轄する教育學術及び文化施設
- 三、公需に屬する都道府縣所有の建築物（消防訓練所を含む）で床面積百平方メートル以上のもの
- 四、衛生用品の製造の用に供する建築物で床面積百平方メートル以上のもの

臨時建築制限規則等に基く厚生省特定

部門の取扱について

建設省建築局長通牒
 厚生省官房總務課長通牒
 厚生省藥務局長通牒

（昭和二十三年九月二十八日）
 建設省發第九一二號

各都道府縣知事宛

臨時建築制限規則の施行に伴い厚生省關係特定部門の取扱に付いて別紙の通り處理する事としたから此れが取扱に遺憾のない様せられたい

尙從來の厚生省關係特定部門の取扱に關する通牒は之を廢止する

厚生省關係特定部門取扱要領

- 一、衛生保健施設及び社會救護施設

以下省略

- 二、衛生用品製造施設

(一) 衛生用品の製造の用に供する床面積一〇〇平方米約三十坪以上の建築物並びに規則第三條第一號及び第二號に該当する場合建設大臣の許可を要し中央扱とする

1 資材の枠は厚生省に於て保有する

2 都道府縣知事は左の方式に依り厚生省資材と査定の上申請書を提出する



(宛名は藥務局擔當課)

3 割當證明書は建設大臣が發券する。但し必要に應じて知事に委任する

(二) 前項以外の許可申請に付いては都道府縣知事の許可として地方扱とする

1 資材枠を知事に一括移管する。但し必要に應じて資材の割當につき指示する事がある

2 建築主管課は衛生主管課と協議の上處理する

3 知事は處理したものに就いて毎期終了後二ヶ月以内に別紙様式(二)により厚生省藥務局長に報告する

(三) 衛生用品の製造及び販賣業者にして建築物並に附帯設備等を築造せんとする場合は毎割當期の二ヶ月前迄に別紙様式(一)による書類を厚生省藥務局長宛二部提出し、二ヶ月以後その割當期内に申請書を提出する

尙書類提出後計畫に変更を生じた場合は直ちに藥務局長宛報告すること

三、公共事業として

以下省略

別紙(二)

衛生用品部門の建築状況報告

都道府県名

決定	可許	不許可	備考
申請書 住 氏 名 所			申請者名 法人の場合は法 人の名稱
事 業 別			事業別は業種別 製造販賣醫藥品 にありては統制 薬麻薬等別記入
施 設 名			施設名は工場倉 庫等の別
工 事 内 容			工事内容は増築 改築補修等の別
資 材 関 係			資材関係は資材 の割當をしたそ の(第何期手持 不要のものゝ別 記入)
摘 要			

臨時建築制限規則による築造計畫書様式

一部訂正方について

厚生省藥務局長通牒 (昭和二十四年二月十日) 各都道府縣知事宛
 (藥發第二一〇號)

昭和二十三年九月二十八日附建發第九一二號通牒による厚生省特定部門の取扱要項中第三項別紙(一)を左記様式の通り訂正をしたから御承知の上處理せられたい。

(衛生用品) 臨時建築制限規則による築造計畫書

都道府縣名		申請者		氏名		印	
會社工場商店名		業別		施設名及棟數		床面積又は延長	
臨時建築制限規則の申請書提出豫定期		同上所在地		施設の目的となる製品或は販賣積目(工事内容)		工事費(自費借入の別)	
所		着工豫定期		普通		其他	
資材名	木	釘	セメント	板	瓦鉛鐵板	漆	銅
單位	材	匙	匙	平方尺	匙	匙	匙
約	石						
數							

衛生用品部門の建築並に補修用板硝子

取扱要領について

厚生省薬務局長通牒

(昭和二十四年三月八日)
(薬發第一五四號)

各産業團體宛

標記については従來當局に於て毎四半期建設省より通知を受けた枠の範囲内で府縣別割當計畫を策定し建設省へ通知すると共に最終需要者割當表を各都道府縣へ送付し、個々の需要者には割當通知書を交付していたが昭和二十四年度第一四半期より各都道府縣知事が夫々産業の實體、需要の緊急度等を勘案し出先機關等の意見を徴し割當を決定することとなつたから爾今標記板硝子の申請書はそれを使用する場所を所管する都道府縣知事に提出せられると共に衛生部所管課及び建築關係の所管課に充分連絡せられる様至急組合員に通知せられたい。なお第一四半期分として當局に提出済み●需要申請書は夫々衛生課宛送付しておいたから念の爲め申添える。

衛生用品部門の建築並に補修用板硝子

取扱要領について

厚生省薬務局資材課長通牒

(昭和二十四年三月八日)
(薬資發第一五四號)

各都道府縣衛生部長宛

指定生産資材中「建築用板硝子取扱要領について」は昭和二十四年二月二十五日附發築第二〇號建設次官通牒並に同

日附建設第五〇〇號建築局長通牒の通り取扱はれることになつたから當局所管の標記板硝子についても従來の扱を變更し各都道府縣に一任することとしたから貴管下關係業者の當該資材需要狀況をよく把握しその業者の實情に應じ又施設の重要性緊急度等を勘案して建築關係の所管部課が行ふ割當に對し積極的に協力し遺憾のないようにせられたい。なお現在當局に提出せられている第一、四半期分需要申請については別紙を返還するから至急關係部課へ連絡せられたい。

特定部門の建築中衛生用品關係の細部

取扱について

建築局監督課長（昭和二十三年九月三十日）
藥務局資材課長（藥資發第二一十號）各都道府縣知事宛

標記については、昭和二十三年度第三、四半期より九月二十八日附建設第九一三號の通牒の通り取扱ふこととなつたが詳細につき左記のように致したいから關係の向も緊密に連絡するとともに貴管下組合員業者にこれが趣旨の徹底をはかられたい。

記

一、衛生用品關係の業者にして其の施設の築造をしようとするものは工事を着手しようとする當該四半期二ヶ月の開始二ヶ月前迄に通牒様式別紙（一）により厚生省藥務局長（資材課）宛計畫書二部を提出すること
豫めこの計畫書の提出なき築造の許可申請に對しては、所要資材の割當が出来ない。

但し資材の割當を必要としない築造の許可申請には必要がない。

二、築造主は前項の計畫書を提出した二ヶ月後其の割當期に臨時建築制限規則による許可申請書を築造場所を所管する都道府縣知事（建築所管課）に提出すること

計畫書提出後其の計畫に変更を生じた場合は遅延なく厚生省藥務局長宛報告すること

三、前項の申請書を受理した都道府縣建築所管課は中央扱に相當するものについては必要事項審査した後厚生省藥務局長に廻送し地方扱に相當するものについては衛生部所管課に合議すること

四、藥務局長は中央扱分については通牒の通り許可の意見並に所要資材の移管書を付して建設大臣に進達する

地方扱分については毎四半期の部門別資材割當量が決定次第其の範圍内で前記計畫書により資材を一括し都道府縣知事（衛生部所管課）宛移管する、其の際申請者より提出せられた計畫書を添付する

五、衛生部所管課は移管せられた資材の範圍内で登録關係及資金調達關係其の他施設の重要性緊急度等に従つて許可の意見を付し需要者別資材配分を行い建築所管課へ廻付する（移管せられた資材數量の範圍内で一定期間内に處理出来ないものの内重要なものについては次期廻しとし申請者に通知すること）

六、前項の處理を行つた衛生部所管課は毎四半期終了後二ヶ月以内に其の期に處理した事項につき通牒様式別紙（二）により藥務局長（資材課）宛報告すること

備考

臨時建築制限規則に該當しない製造の設備等に要する資材については従來通り指定生産資材需要申請書を毎期の二ヶ月前迄に規定の手数料添付の上厚生省へ提出すること。

但し「セメント」については二ヶ月半前迄に藥務局へ到着するように提出せられたい。

参考

第三、四半期分の取扱について

(一) 臨時建築制限規則による申請書が既に藥務局長宛廻送せられてゐるものにつき、中央扱分は従來通り處理する。地方扱分は資材移管書を付して、都道府縣知事（衛生部所管課）宛送付する。

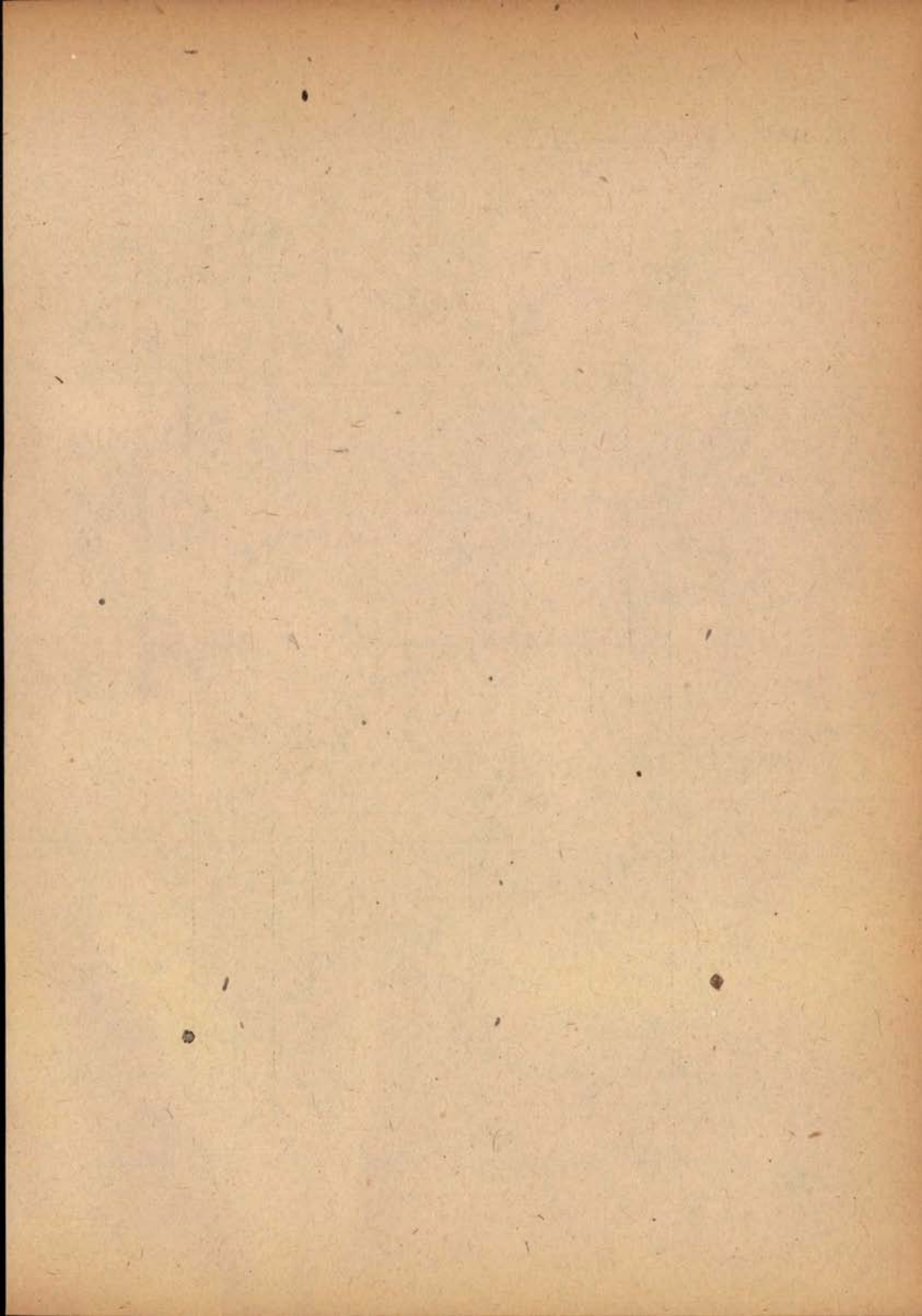
(二) 都道府縣知事より建築資材について既に藥務局長宛申請してゐるものについては此の期に限り計畫書と同様に取扱ひ資材を移管する。

(三) 現在各都道府縣に受理せられてゐる申請書中地方扱に相當するものがあれば（衛生部所管課は建築所管課に連絡し）至急通牒様式別紙（一）に準ずるリストを作成し十月末日迄に藥務局長（資材課）宛提出せられるなら、此の期に限り計畫書と同様に取扱ひ資材を移管する。

(衛生用品) 臨時建築制限規則による築造計畫書

都道府縣名										申請者		氏	名印
工場商店名										同上所在地			
事業別										施設の目的となる製品或は販賣種目			
施設名及棟數										工事内容 (新增修變の別)			
面積又は延長										工事費 (自費借入の別)			
建築制限規則の申請書提出豫定期										着工豫定期			
所要量		資材名	木	材	釘	セメント	板	箔	普通鋼板	鋼板	電線	其他	
單規	位格	素材	石	延	延	延	延	延	延	延	延		
量	量												

昭和 年 月 日
衛生省藥務局長殿





新藥事法實施についての質疑應答

關係法規は充分に了解せねばならないところであるが、手續をする時とか問題が起きたとき初めて頁を繰る様な状態で、日常餘り必要がなく又解釋にもやつかいであり一般に頁を繰ることが少いと思はれるので、こゝでは法規をめぐらず一應一般的に疑議があると思はれるものを質疑應答の形として採り上げたのである。

備 考

質疑應答の中に法とあるのは藥事法を、規則とあるは藥事法施行規則をいう。

問 標示とは何んですか。

答 標示とはガーゼ、齒科用セメント、注射針、衛生サック、クリーム等を製造した場合に容器に詰め又は被包するものが普通であります。この場合の容器なり被包に記載された文字及び圖形。例をクリームに之ればその容器に書かれている文字、何々クリーム何々堂、定價何圓、肌荒れを防ぐ、キメを整える等の記載されている一切の文字及び圖案等一切のものを言ふのであります。(法第二條第十項)

問 標示に記載しなければならぬのはどんなことですか。

答 標示に記載すべき事項は製造業者の氏名、住所（法人の場合は名稱と主たる事務所の所在地）と内容量が必要で

あります。但し化粧品などで一〇cc又は一〇互以下のものは内容量記載の必要は有りません。（法第四十一條第

二號第四十三條第二號規則第四十條第三號）

問 標示に發賣元の氏名、住所を記載して差支えありませんか。

答 差支えありません。

問 醫療器械の如きは大體むき出しで陳列され、實際販賣した時店頭で包装紙又は有り合せの紙で包んで渡すので

が、この場合標示を必要としますか。

答 標示は直接の容器又は直接の被包のある場合に必要なのでありまして、賣つた時に包んで渡すのは販賣上のサー

ビスであり標示を要しません。

問 標示して販賣される注射針の如きものをバラ賣りする場合に標示を必要としますか。

答 一定數量（一ダース）を單位として包装販賣されるのが通例であるから、バラ賣りの場合には標示の必要はあり

ません。

問 衛生サツクはダース箱にだけ標示すれば個々の袋に標示の必要はありませんか。

答 慣習上衛生サツクは従来より一個賣りも出来るように包装されているので、この様なものは標示をするよう指導

しています。

問 化粧品には種々な容器がありますが、實際問題として標示の場所を具體的にお示し下さい。

答 標示の場所は原則として見易い場所ということになつて居るが、化粧品は特に意匠、體裁、形狀が重要視され又

容器の形も多種多様なので表示の困難なものについては慣習を尊重し、「平型容器のものは底」「立型容器のものは側面」又「棒型のものにあつては底貼り、又はテープ類の巻きつけ」等により標示するよう指導しています。（法第四十一條第五號第四十三條第三號）

問 表示書とは何でありますか、又何を書くのですか。

答 標示をも含んだ一切の書かれたもの、印刷されたもの、添付されたもの、文字、圖形等の全部を指すのです。

なほ法規上表示書に記載しなければならぬものは使用上の注意であります。然し用具であつて主として醫師、齒科醫師に使用されその使用方法が知られているものはこの必要がないが、衛生サック等一般に使用されるものは、使用を誤ると保健上害があるから使用上の注意は必要であります。それから又警告されていることは虚偽の事項又は誤解を招く虞れがある事項を記載することでありませう。（法第二條第十一項第四十一條第一項及第八號第四十三條第一號及規則第四十八條）

問 標示及び表示書の外國語の使用とはどういふ場合を指すのですか。

答 輸出品を除き標示又は標示書中に表示すべき事項は必ず邦文によらなければならぬのですか、外國語で書くとき例えば英語で表示する場合、今言つた表示すべき事項はすべて英語で表示しなければいけないというのです。これは外國語の使用を禁止するものではなく、邦文の表示すべき事項の中に部分的に外國語を使用することによつて生ずる解釋上の誤解等をなからしめんがためです。又外國語と言つても意味のあるものを指しているのです、化粧品によく用いられるところの名稱などは意味のある外國語とは見做さなさい。

會社名のローマ字の後の Co. L. T. D. の如きは意味のあるものとは見做せず Chemical Industry Co. L. T. D.

となれば外國語となり、こうなると他の標示に表示すべき事項も、その國の文字によらなければならないのであります。(規則第四十二條第四十三條)

問 化粧品を表示書及び廣告は如何なる限度までの表示が可能ですか。

答 標示に必要で原則的な事項の外に面積がある限りは自由に記載は出来るのですか、この場合も法令により禁止されていることは記載ができない。化粧品については次の範囲内のこととは虚偽又は誇大廣告とはなりません。(法第三十七條)

(1) 頭髪用化粧品類

A、赤毛 裂毛 抜毛を防ぐ B、フケカユミがよく取れる 頭髪に榮養を與える

(2) 化粧水類

A、肌荒れを防ぐ キメを整える 日やけを防ぐ B、肌をひきしめる 清潔にする 色を白くする

C、小皺を防ぐ 皮膚に榮養を與える

(3) クリーム類

A、肌荒れを防ぐ キメを整える 日やけを防ぐ B、肌に滲透する シミソバカスを防ぐ C、肌をひ

きしめる 清淨にする 色を白くする D、小皺を防ぐ 皮膚に榮養を與える

(4) 白粉打粉類

A、日やけを防ぐ 荒れを防ぐ(打粉)

(5) 紅眉墨類

A、荒れを防ぐ キメを整える B、皮膚に栄養を與える

(6) 齒磨粉

A、むし齒を防ぐ 齒を白くする 強くする B、口中を淨化爽快にする C、口臭を防ぐ 齒のやにを取る D、齒石の沈着を防ぐ

(7) 石鹼類

A、毛髪を痛めない B、皮膚を荒らさない C、キメをこまかにする

問 廣告中に厚生省又は公共團體等の名稱を使用してよろしいでせうか。

答 實際に名稱使用を願出でて許されたものは差支えありませんが、登録又は許可があつた場合應々宣傳のため「厚生省指定」とか推薦の文字を表示書又は廣告中に入れる人がありますが、これは表示してはいけないのでありますから特に御注意下さい。(法第三十四條第二號)

問 内容量はどんな單位で記入しなければなりませんか。

答 内容量は重量、容器又は個數、個數と重量、個數と容量の組合わせによつて正確にあらわせばよい。但しこの場合容器とか包装材料は内容量に含まれません。例えば齒科材料に於ては、重量を表す場合はg、陶齒等は何本という如く記入しなければなりません。注射針の場合はダースで記入しなければなりません。

ガーゼは幅と長さを米で表はし脱脂綿、衛生家庭綿はgで記入しなければなりません。(法第四十一條第二號規則第三十五條第三十六條)

(尙藥事法の適要以外の製品ではあるけれども、縋帶の場合に於ても公定價格があるので規格は巾及長さを米で

表はす様になつています。

問

「使用上の注意」はどんなものに必要ですか、又必要であればどんな事を書くのですか。

答

「使用上の注意」は醫藥品及用具であつて厚生大臣が保健上の見地から必要でないと思つたもの以外は必要なのであります。必要でないものは主として醫師又は齒科醫師に使用されるものであつてその使用方法が醫師又は齒科醫師に一般に知られているものと又他のもの、製造用として販賣し又は寄與されるものでありまして、其の他のものは「使用上の注意」が必要であります。では次に「使用上の注意」にどんな事を書くかと言いますと、次のような事項であります。

一、用具の表示書に記載されたすべての適應に對する使用上の注意

二、使用量

三、使用の度數

四、使用の期間

五、使用の時期

六、使用の順序又は方法

七、使用の準備

(規則第四十六條及第四十八條)

問

染毛剤にはどんな事を注意書に書かなくてはいけませんか。

答

染毛剤については「毒、劇物取締規則」の適用を受けるので、醫藥用外劇物として取扱ふことが必要であり、且つ含有しているものが特異體質の人に思はぬ危害を及ぼす場合もあるので、その試験方法を記入し、又「要習慣

性あり」等の注意書が必要であります。

問 登録をしなければならぬ用具とはどんなものですか、又無登録で製造した時はどうなりますか。

答 登録をしなければならぬ用具とは「法規並参考例規」の項の規則別記第四號表（参照）に記載されている品目をいうのです。これを製造せんとする場合は製造業の登録を受け、且つ品目ごとの許可を受け登録を受けないで製造をした場合は、法第五十六條により三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處せられます。（法第二十六條

第一項第二項第三項規則第十三條第二十三條）

問 半製品のみを作る工場は登録を必要としますか。

答 完成品を作る製造工場が法の対象となるので、一部半製品を作る工場は登録の必要はありません。

問 下請工場の登録はどうなりますか。

答 下請工場の場合、その工場において完成品を製造していなければ登録の必要はないが、完成品を製造しておれば登録をしなければいけません。この場合獨立に登録するか親工場の分工場として登録するかどちらかでありますが、兩者相談の上どちらで登録してもよろしいです。

問 用具のセット業者例えば「小外科器具」を仕入れて詰合せて販賣するのですが、これは製造業としての登録を必要としますか。

答 其の場合「小外科器具」とか「注射器の各種」セットを作るのは、使用に便なるための詰合せであるので、製造業とは認められず、従つて登録の必要はないのですが、例えば「人工氣胸器」とか「血沈測定器」の様にガラス管、板ゴム管、計量器等を一組にして初めて一個の完全なる機能發揮するところのものを作る場合には、用具

の製造業となるので登録の要があります。

問 用具を作る設備と能力があるので製造業の登録をしたいと思いますが、どんな方法で手続をすればよいのですか、又登録票はどこから交付されるのですか。

答 登録の申請は「薬事法によつてしなければならない諸手續」の項の製造業登録申請書の様式で記入して、手数料として千圓の收入印紙を貼付の上工場所在地の都道府縣衛生部藥務課に提出すれば、その府縣では實際に設備基準の適合を調査の上副申を附して厚生大臣に申請書を送付します。厚生省にては調査の上決裁を受けて直ちに登録簿に登録の上、登録票をその府縣經由にて申請者に交付します。

問 齒科材料中、齒科用合金類製造業者の小分業とは如何なるものを言うのですか。

答 例えは壓延した長物鋳（ゴム卷）を買入れ、鋳込に切つて包装の上、自己の責任において販賣する場合、これは小分業です。

問 登録した後で用具の新製品を作りたいのですが、追加は如何にしたらよろしいのですか。

答 用具の製造は品目の許可があるので追加の場合は、その新製品について「法規並に参考例規」の項の次官通牒別記第九號様式により製造許可申請をもちて許可があれば製造することが出来ます。（規則第二十三條）

問 同一人が數工場を經營する場合は、各工場別に登録を必要としますか。

答 製造業の登録は製造所ごとに登録を受けなければいけないので、經營が同一人であつても各工場ごとに登録の必要があります。この場合の申請者は各工場の長ではなく經營の代表者である同一人の名義で申請すればよいのです。なお申請書は製造所在地の府縣を經由するので當該府縣へ申請書をお出し下さい。（規則第十三條）

問 繻帯、リント布、三角巾、手術用腹帯の製造業者は登録が必要ですか。

答 これらのものは配給統制品ではあるが、現在の規定では醫藥品でもなく、用具でもないから登録の必要はありません。

問 製造工場番號は如何なる理由にて入れるのですか。

答 用具のうち、小物類は慣習上包装しないで賣買されるのが實情でありますので、この場合は標示の必要はありません。然し藥事法の根本精神が用具、化粧品品の品質向上にあるので、出来るだけ製造に對する責任を明確にするためメーカーに對し工場番號を與え、製品の見易い所に必ずその番號を入れることとなつたのであります。なおこの場合マークのあるメーカーはマークを使用して差支えありません。

問 用具中衛生用品とはどういふものを含みますか。

答 規則の別記第四號様式に記載されている家庭用洗濯器類、性病豫防器具類、洗腸器類、月經處理用具類（月經帶を除く）性具類、脱疾治療器具類、避妊用具類の七種に大別され、これらの類に屬すと認められるものは全部含まれるのです。これは國民保健上の見地から厚生大臣が必要と認めたものです。（規則第三十二條）

問 齒科用貴金屬類中には黃色合金は含まれてますか。

答 現在齒科界に於ては黃色合金の使用は推奨されていないので一應含まないことにしています。

問 齒科用電氣エンヂンとはどの部分をさしますか。

答 ベルトアーム、モーター、抵抗器、コントローラーを含む全體の總稱であります。ハンドピースはこの場合は除かれます。

問 化粧石鹼の定義をお訊ねします。

答 これは非常にむづかしい問題であります。化粧石鹼とは洗濯石鹼に對する概念でありまして浴用石鹼も含めての呼稱であります。規格については、昭和十年十二月四日決定の日本標準規格JES第三一九號に定められています。が、現在の處商工省に於てはこれらの化粧石鹼としての原料配給はしてないので、目下市販されている石鹼は浴用及洗濯石鹼を兼用する一號家庭用配給石鹼であります。然し化粧石鹼と稱して現に販賣される様な場合には藥事法の適用を受けるわけです。

問 醫藥品となる化粧品と普通の化粧品との區別はどうですか。

答 明らかに區別されるものは問題ではないが、限界の不明のものも非常に多く、差當つて考えられるものについて述べますと次の様です。

・ 醫藥品として扱うものは次の事を目的とするもの

(1) 體臭の防止(わきがの藥) 毛生え、除毛

(2) 飲酒、喫煙、その他の習癖の矯正

(3) ねずみ、はえ、か、のみ類の驅除又は防止

・ 化粧品として扱うものは次の事を目的とするもの

(1) 皮膚、組織の變更(しみ、そばかすの除去、日やけの防止、皮膚の色を白くする等)等を目的とし、包装、使用方法、使用の目的からみて化粧品に準じているもの

(2) 脱毛の防止(毛髪の營養、ふけの除去及防止)を目的とするもの

(3) 染毛を目的とするもの

等である。要するに限界の不明なものについてはその主な目的が法の第二條第四項又は第七項のどれにあるのか本質的に検討の上、更に一般の社會通念によつて定まる問題であると思ひます。

問 パーマネントウェーブ用アルカリ水溶液（ソリユーション）は薬品ですか、それとも化粧品ですか。

答 化粧品であります。

問 化粧品を容器に詰めた時は内容量分の五〇グラムを入れたのですが、使用者が入手した時に減少していた場合不正表示化粧品となりますか。

答 製造業者が平均量五〇グラムを詰めたのに係らず、取引過程に於て止むを得ず減少したものは不正表示とはなりません。（規則第三十九條第一號）

問 薬事法で脱脂綿、ガーゼ、繻帯の小分業の今後の在り方をお訊ねします。

答 これらの小分業は一部を除き大體に於て家庭の片隅に小分加工場と稱し小分するのが多い現状ですが、今後はこれら最終品たる醫藥品の小分をするには、速かに施設の衛生的改善と更に工場形態への移行が望ましいのであり、又近き將來には何等かの措置を必要とするので、かかる場合厚生省告示第十八號によつて示されている登録基準に適合している事が必要であります。

なお登録基準は最低限度の線を示しているものですからより以上の設備條件が望ましいことです。

問 個人經營を會社組織にした場合名稱變更届をすればよいのですか。

答 個人經營であつたものが會社を組織して、その會社が事業を繼承しようとする場合には、新規製造業者として法

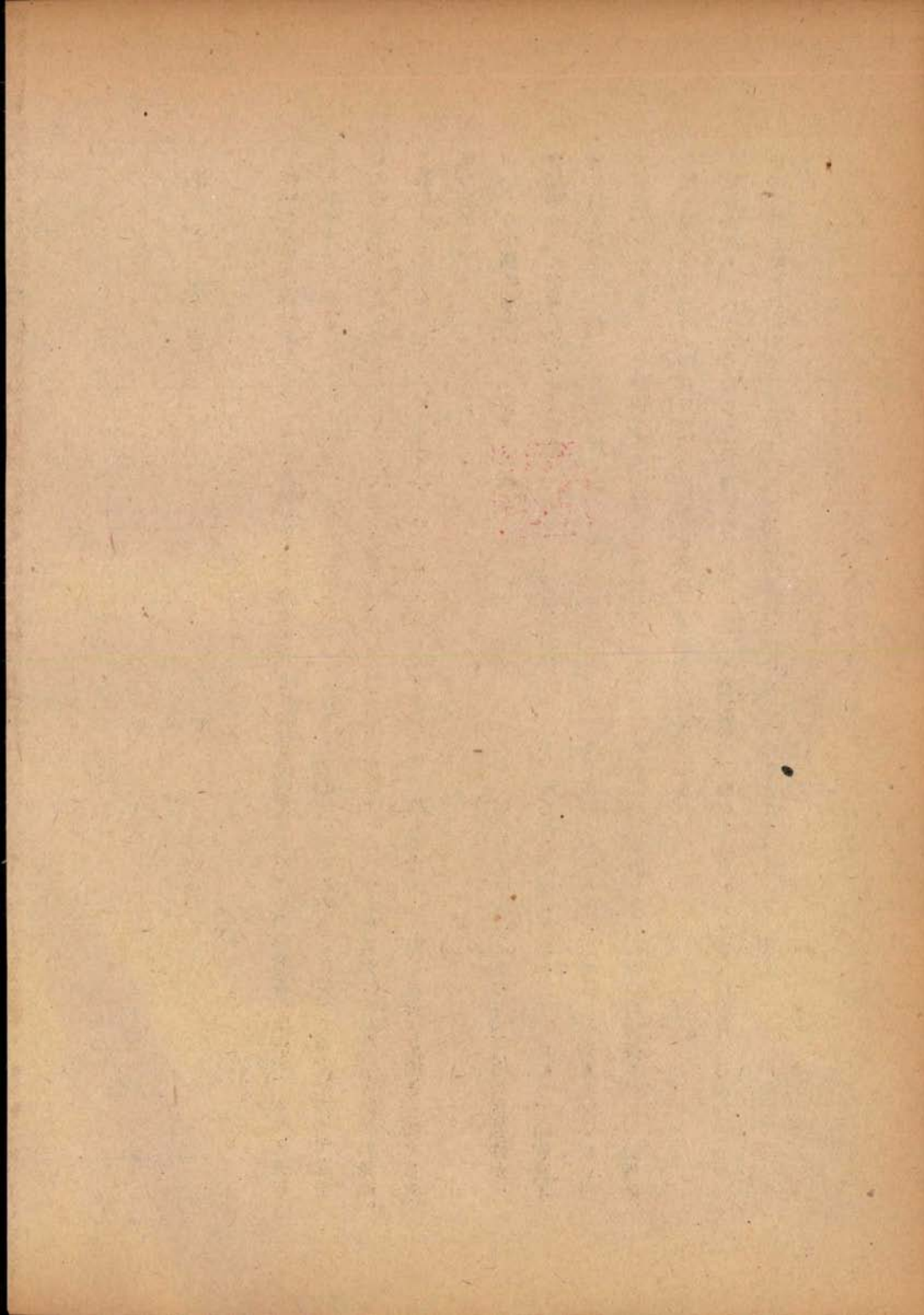
第二十條第一項の規定により、登録申請をしなければなりません。名稱變更届ですむのは、例えば富士KKが櫻KKと組織を變更せずに單に名稱のみを變えた場合等です。

あとがき

昨年七月療品課の誕生このかたの念願であつた療品業界並に關係事務擔當者のための参考書の出版が、本年三月に至り翠波書房の好意によつて「療品」として實現することとなり、本書を完全なる手引となすべく希望を持つて着手したのである。處が編輯途次において行政整理で藥務局の廢止問題が起きその存立も危ぶまれたが、幸いに業界並に一般の人々の力強い御支持により無事局の存置が決定した。各位の御認識と御盡力とに對し敬意と感謝とを捧ぐる次第であります。

かゝる時期に遭遇して「療品」の編集も一時中止の状態になつたが、局の存置の決定によつて刊行の有意義性が一層痛感せられ急速に上梓を企てたのである。何分執務の傍らであり、限られた時間の餘暇を以てしたので、印刷後不備な點も見受けられ、こうすればよかつたという不満もあり、誤りも亦尠くないことと思はれるが御寛恕願いたい。又本書の上梓に當つて、懇切なる序を賜つた慶松藥務局長、業界に具體的な指針を示された中村課長を始め、御援助を與えられた業界並に關係官の方々に對して衷心より感謝の意を表します。

なおお断りせねばならぬことは、最初の企畫に反し、本篇附録の二冊になりましたこと、G・H・Qのアクション氏の「我が療品界に對する希望」の稿が諸種の事情で頂けなかつたことです。



昭和二十四年七月三十一日
昭和二十四年八月一日

發行

品(本文・附録共)

定價 八百圓

編輯者

厚生省藥務局療品課

發行人

飯塚隆久

東京都中央區銀座六丁目
交詢ビル六〇四號

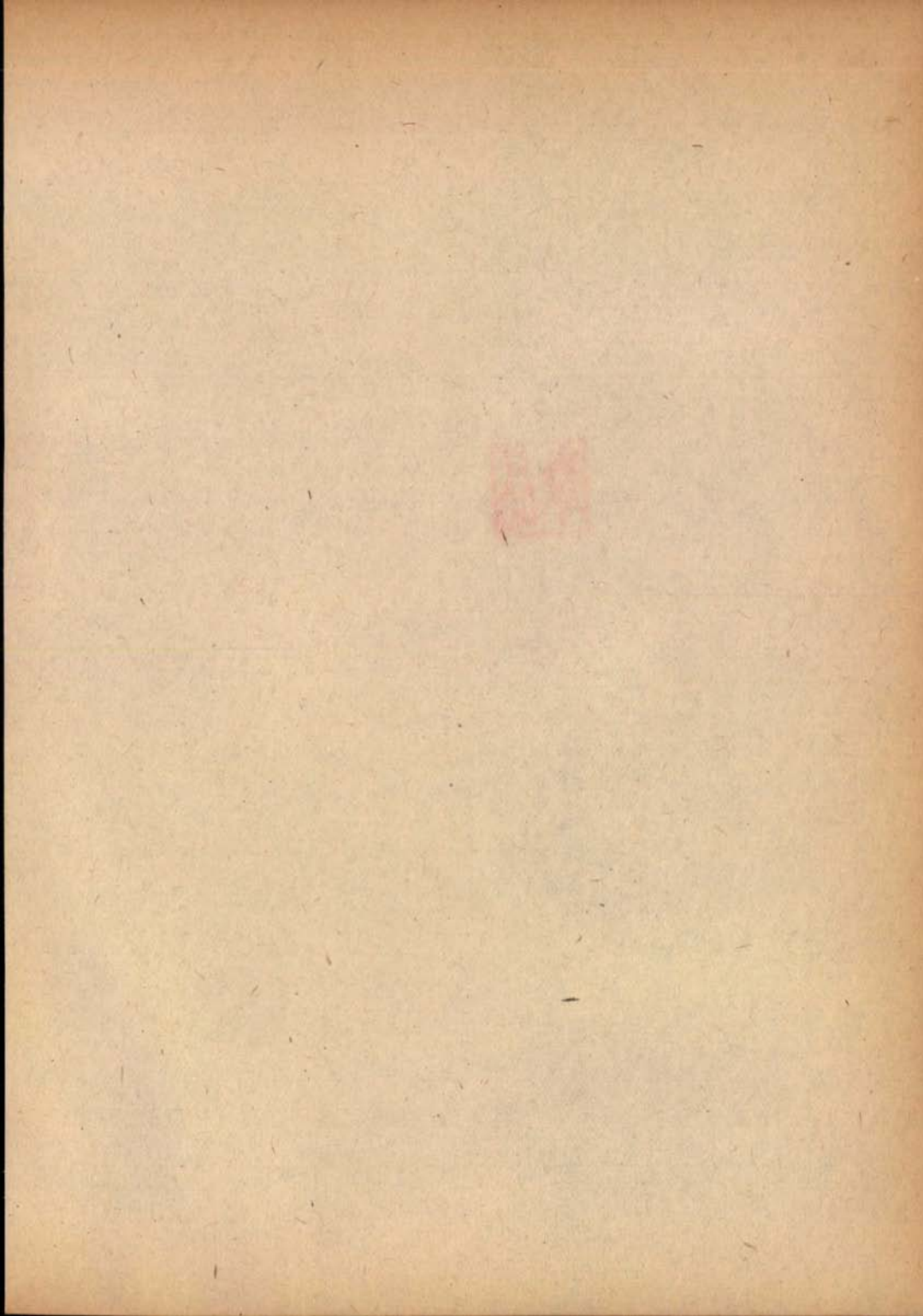
印刷人

吉田寅次郎
東京都板橋區志村二ノ二二

發行所

翠波書房
東京都中央區銀座六丁目
交詢ビル六〇四號





指 定 生 産

生産品

醫療用投薬袋. 薬包紙. 健康保険力ル子
健康保険請求簿. 温度表. 診断書. 処方箋

本 社

大阪市東區南新町二丁目一三 電話東②4 3092.1775

光 星 紙 業 株 式 會 社

第一工場

大阪市東區南新町二丁目一三

第二工場

大阪市東區南新町二丁目六

東京出張所

東京都荏田谷區下馬町三丁目二八

東京連絡所

東京都中央區日本橋大伝馬町二丁目二

櫻十



字印

衛生材料

脱脂綿・ガーゼ・繃帯

衛生材料中央販売業店
衛生材料製造業店

石川工業株式会社

本社・工場

東京都豊島区高田南町三丁目七〇一
電話九段(33)0983・2564

衛生杖料



登録商標



衛生杖料製造業者
 衛生杖料中央販賣業者
 輸入医薬品販賣業者

Akikusa & Co.

TOKATA, MINAMICHO TOSHIMAKU, TOKYO

秋草繙帶杖料株式會社

東京都豊島區高田南町二丁目

良心的製品

イシクラの



綿 脂 綿
ゼ ー ゼ
帯 帯
其ノ他衛生材料一般

衛生材料製造並中央販賣業者

(製造業者登録 東醫第75號)
(中央販賣業者登録衛第60號)

石倉繻帶材料株式會社

東京都中央區日本橋大傳馬町一丁目一番地

電話茅場町 (66) 3900・3901 番

工場 東京都新宿區下落合一丁目 20

電話落合 (95) 4082 番

織布工場 新潟縣北蒲原郡葛塚町 3466



東十字製品

脫大衛
脂判生
綿綿杖
綿綿料

衛生材料・製造販賣

合名會社

東製精綿工場 筑紫商店

東京都豊嶋区高田南町3,700

電話 九段(33) 1664・3203

代表社員 筑紫敏男

TRADE



MARK

製造
 帶料品
 繙材製
 一七
 生紙
 力衛用
 綿療療
 脂療療
 脱医医

衛生材料中央販売業者登録店

合資会社 開新舎

代表社員 金子 昉

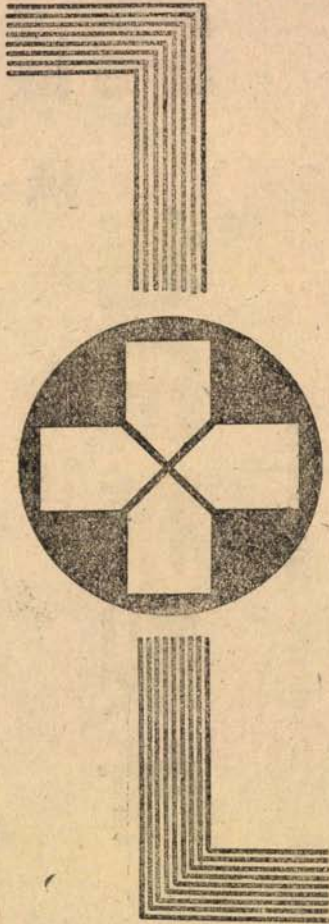
本社並工場 • 東京都豊島区高田南町一丁目二〇六
電話九段(33) 3421・4539

神田営業所 • 東京都千代田区神田紺屋町一五
電話茅場町(66) 7164



白十字印

第一七・縮 業
院脂綿・衛生材料品



株式
株会

純正舎

本社・東京都豊島区高田南町 2 * 営業所・東京都中央区日本橋大傳馬町 3

衛生材料製造
醫療衛生用品製造

衛生材料製造業登錄店
衛生材料中央販賣業登錄店
衛生材料輸入販賣業登錄店

登錄
商標

株式會社

指田精製所

本社並第一工場

第二工場

東京都新宿區下落合一丁目三五
電話落合長崎(95)二五〇一・四三三七
振替口座東京三六一八〇
東京都新宿區下落合一丁目三八
電話落合長崎(95)三四五四



SANITARY GOODS &
DRUG GOODS

株式會社

山本善弘商會

東京都板橋區志村蓮根町一五〇番地

衛生材料製造業者・衛生材料中央販賣業者



Z. YAMAMOTO SHOKAI
No. 1500 HASUNECHO
SHIMURA ITABASHIKU TOKYO

電話赤羽(80)二九六七・二九八三
練馬北町二九番

劍十字印



營業品目

脫	脂	綿
力	一	セ
繼		帶

雪子衛林下業株式會社

東京都板橋區舟渡 1-8

電話赤羽 (80) 2085

脱脂綿

下

七
絹

羽衣印

帯

鳳凰印

製造販賣



三立工業有限公司

代表取締役

志

村

尙

憲

本社

東京都中央区日本橋本町二ノ六

電話茅場町(66)

四七八五・五一五〇
五一五二

工場

埼玉縣北足立郡谷塚町瀬崎五七五

電話草加 四一

印 字 十 鳩



有限 株式 會社
蕨 綿 業 社

脱脂綿その他衛生材料一式製造
精練 漂白加工 並に 販売

衛生材料中央販売業者登録店
輸入医薬品 販 売 業 者

取締役社長 永井秀吉
専務取締役 田口退之

本社並 埼玉縣北足立郡戸田町下戸田二八二
五 場 電話(川口)四〇七〇(蕨)二五七
営業所 埼玉縣北足立郡蕨町四〇一七
電話(川口)四〇六九(蕨)一七五

衛生材料製造業者登録店
地方販賣業者登録店

營業品目

脱脂綿カゼ・繃帯製造
外製綿一切



合名
会社

菅野精製綿工場

代表社員

菅野

進

管理薬剤師

菅野元

明

東京都新宿区戸塚町三、二七。

衛生材料中央販賣業登錄店

三工キ商事株式會社

營業所

東京都中央區日本橋本町四丁目一五

電話 日本橋(24)四五九八

TOBU

衛生材料

脱脂綿

三角巾

ガーゼ

リント布

繃帯

手術用腹帯

厚生省登録
中央販売業

東京都庁登録
地方販売業

東部衛生材料株式會社

社長 塩野 三

東京都中央区日本橋本町3-10

電話茅場町(66) 4 7 1 1

取引銀行

- 第一銀行飯田橋支店
- 大和銀行東京支店
- 三和銀行東京支店
- 千代田銀行大傳馬町支店

東部衛生材料株式會社

東京都中央區日本橋本町三丁目十番地

所屬製產者

大鳥早伊岩岡館内鶴石高中岩出小稻市鹽

羽藤 野田野見橋橋 本路林垣石野
鋸川崎

東京都豐島區高田南町三ノ七五九
 東京都千代田區飯田町二ノ九
 東京都中野區昭利通り二ノ三二
 東京都豐島區椎名町五ノ二一六四
 東京都文京區関口町一〇二番地
 東京都文京區武島町三三
 東京都豐島區高田南町一ノ九二
 東京都豐島區雜司ヶ谷三ノ五五五
 東京都新宿區戸塚町一ノ五六七
 東京都中央區日本橋小舟町二ノ二
 東京都品川區西品川町五ノ八三二
 東京都文京區湯島二ノ二
 東京都新宿區下落合一ノ五四九
 東京都中央區月島西仲通四ノ六
 東京都千代田區富士見町二ノ二
 東京都豐島區高田南町三ノ七八七
 東京都墨田區石原町四ノ二四
 東京都港區南佐久間町一ノ四九

坂佐佐瀬鈴榎海河小後安矢内中中角兼柿

本藤藤戶木本老野林藤井鳥山村田山沼

東京都文京區駒込坂下町一六三
 東京都豐島區長崎町六ノ二一
 東京都文京區弓町一ノ二五
 東京都文京區春木町二ノ三三
 東京都新宿區下落合二ノ五四〇
 東京都墨田區石原町四ノ二四
 東京都中央區日本橋小傳馬町一ノ二
 東京都世田ヶ谷區若林町六三
 東京都豐島區高田南町二ノ六二七
 東京都杉並區高圓寺七ノ九〇三
 東京都太田區調布千鳥町六七五
 東京都葛飾區金町四ノ一八
 東京都臺東區谷中初番町三ノ一九
 東京都豐島區集鵬五ノ一、一六五
 東京都板橋區板橋町一〇ノ二九一四
 東京都豐島區雜司ヶ谷町六ノ八八五
 東京都板橋區板橋町七ノ二四七
 東京都板橋區練馬貫井町四四六

衛生材料は 品質本位の

厚生省中央販賣業者登録第九號

中央衛生材料販賣株式會社

本社 東京都中野區宮園通二ノ三

營業所 東京都中央區日本橋本町一ノ八

電話中野(38)四六四四番
電話日本橋(24)二四四二番

取締役社長 川邊源次郎
專務取締役 比護專壽
常務取締役 黒田市右衛門
取締役 大場吉次郎
吉江宗徳
野中健明
取締役 菅野元朗
玉村吉三郎
瀬端甚三郎
堀田三郎
河合三郎
阿部與三郎
野澤政喜
取締役顧問 阿部與三郎
取締役相談役 野澤政喜

株主 一同 (順不同)

川邊源次郎 羽石長雄 川合吉三郎
比護專壽 伊井うみ 宮下幸太郎
黒田市右衛門 塚原兵藏 山崎平吉郎
阿部與吉 佐藤辰之助 菅野元明
上村禮三 久保田梅太郎 紅林梅太郎
大場吉次郎 重田カクジ 原田重次郎
新田靜野 野澤一雄 瀬端甚三郎
葵衛材社 田口彌堀 田豐喜
稻好照子 岩田清一郎 金安傳次
野澤政喜 井尼誠留 岩月庄吉
河合三郎 笹岡忠治 岩月庄五郎
玉村吉三郎 野田齊野中健
吉江宗徳 小林運治 金子衛材工業株式會社
恩田寅次郎 羽山賢司 報徳綿株式會社

平和十字

衛生材料製造一般

株式會社
康
生
舍

取締役社長

長谷川 勇次郎

(工場) 東京都新宿區下落合二丁目 十三二

電話落合(95) 四六一〇番

衛生材料製造業
販賣及輸出

— 輸 入 衛 生 材 料 —
— 醫 療 衛 生 用 品 —
其 他

醫藥品製造業登錄店登錄第六九號

中央販賣業登錄店登錄第十八號

華

國華衛生材料合資會社

代表社員 國 枝 八 十 四 郎

本社工場 名古屋市北區金田町五丁目二十二番地
電話 東(4)二〇九一 番

連絡所 名古屋市中村區廣井町二丁目五四番地(驛前)
中央產業株式會社內

電話西(58)二〇八八番・三一〇五番

マツホシ印繃帶材料製造本舗



松村衛生材料工業株式會社

取締役社長

松村鹿之助

専務取締役

小西信

本社 工場

名古屋市西區西菊井町三ノ一二

知多工場

電話西(53)一三五五番
愛知縣知多郡西浦町樽水

東部出張所

電話常滑二七〇番
神奈川縣足柄下郡溫河原町宮下
電話吉濱一〇八番

標商錄登



衛生材料中央販賣業者

名古屋市西區兒玉町二五七番地

名古屋衛生材料株式會社

取締役社長

平 松 種 義

電話西局(58)一七一三番
振替名古屋一五八番
製造工場 名古屋市西區兒玉町二七二番地

平 松 衛 生 材 料 工 場

營業
品目

衛生材料製造並販賣

(衛生材料中央販賣業者登録店)



松英精綿株式會社

取締役社長 松 前 勝 助

取締役 伊 奈 英 一

本社並工場

名古屋市西區西志賀町一九〇

(伊奈工場) 電話西(53)二七六〇

名古屋市西區天塚町三丁目五七

(松前工場) 電話西(53)一六〇六

衛生材生
製 造 業
中 央 販 賣 業
登 錄 店



富士衛生材料株式會社

取締役社長 安 井 富 松
專務取締役 渡 邊 登

本社工場 名古屋市西區淨心本通三ノ二〇
電話 西(53)〇三八四番
製綿工場 名古屋市北區清水町八ノ三〇



末廣十字印



地球印

衛生材料製造業
中央販賣業

...☒...

輸入衛生材料
醫療衛生用品
其他

國際衛生材料株式會社

社長 松本 啓治
專務 渡邊 正茂

本社 名古屋市西區鳥見町三丁目三六番地
製藥工場 松本衛生材料製造所

電話西(58)一三五三番

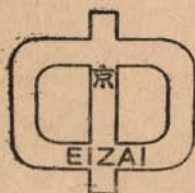
精綿工場

名古屋市熱田區明野町六ノ十七
渡邊 精綿工場
電話南(32)三二二九番

營業品目

衛生材料製造並販賣

中央販賣業登錄店登錄第四一號



中京衛生材料株式會社

代表取締役

木村元平

取締役

松浦弘見

取締役

野田良一

本社・營業所

名古屋市中村區龜島町二ノ二三

製綿工場

電話本局(2)三二四三番
名古屋市中村區龜島町二(木村工場)

製藥工場

電話本局(2)三二四三番
名古屋市西區庄內通り一ノ八(松浦工場)

全

電話西局(53)〇二一六番
名古屋市西區白堀町二ノ三(野田工場)

電話西局(53)二〇三三七番

營業品目

衛生材料製造販賣



大同衛生材料株式會社

專務取締役

松 原 英 俊

本 社
營 業 所

八 百 津 工 場
庄 內 工 場

名古屋市中區東田町二丁目二二三番
 名古屋市東區平田町二二三番
 電話東(4)七四三七番
 岐阜縣加茂郡八百津町二八九七番
 電話八百津一七一七番
 名古屋市西區香吞町六ノ二九番
 電話西(58)四二二三番

【衛生材料中央販賣業者登録店】

龜
巢
堂
綿
行

代 表 者 坂 田 鐵 男

石川縣金澤市長田本町への十八
電 話 金 澤 六 七 三 九 番

衛生材料製造

衛生材料中央販賣

中部衛生材料株式會社

取締役社長

山田善四郎

專務取締役

鈴木清春

營業所

名古屋市西區新福寺二九八

第一工場

電話西局(53)二六六二番

名古屋市西區鳥見町三ノ一四二

第二工場

電話西局(53)五三一番

第三工場

名古屋市西區新福寺二九八

名古屋市西區馬喰町三五
電話西局(53)二二六三番

衛生材料製造
衛生材料中央販賣業



合資
會社

加藤精製社

本社・工場

名古屋市西區深井町五四

電話 四(58) 二一七八〇番

矢田工場

名古屋市東區矢田町八ノ三五

電話 千種(73) 〇六二七番

REGISTESED



TRADE MARK

營業品目

脫脂綿・ガーゼ・繃帶其他衛生材料一式

衛生材料中央販賣業登録店

トモナリ衛生材料製作所

友 齊 昌 三

名古屋市東區茅野町一ノ一二
電話東(4)六七四八番

【衛生材料中央販賣業者登録店】

平和衛生材料株式會社

取締役社長

河野得三

常務取締役

神谷龜太郎

取締役

友齊秀次郎

監査役

笹倉武久

名古屋市中區門前町三ノ三
電話 東一〇八三番

營業品目

衛生材料製造業... 輸入衛生材料
中央販賣業... 醫療衛生用品



東海精綿株式會社

取締役會長

大橋光師

取締役社長

長谷川敏命

專務取締役

河野元二

本社營業所

製綿工場

製藥工場

全 全

名古屋市西區上名古屋町字西江向五九番地
電話西(53)〇四六二番
名古屋市西區上名古屋町字西江向五八番地
愛知製綿工場 電話西(53)〇八九七番
名古屋市西區又穗町六丁目八八九番地
長谷川工場 電話西(53)一六五二番
名古屋市西區兒玉町三丁目六二二番地
大橋第一工場 電話西(53)一一二七〇番地
名古屋市西區笠取町四丁目四八四番地
大橋第二工場 電話西(53)二七六六番地

衛生材料中央販賣業者登録店

木間製藥所

木間隆

静岡縣濱名郡可美村東若林七八〇番地
電話 増樂局 一四九番

營業品目 衛生材料一般

衛生材料中央販賣業登錄店

厚生省登錄番號衛第一號

靜岡衛材株式會社

本社 靜岡市八幡本町二丁目六番地

電話 三二四六番

出張所 沼津市上土町上土一四五

電話 一〇〇番

愛知縣海部郡彌富町鯛浦中六町一一二

衛生材料製造
中央販賣業

愛三精綿株式會社

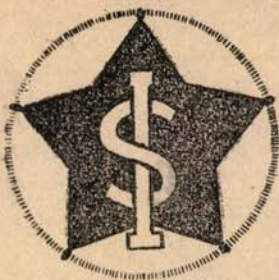
取締役社長 淺井角太郎
專務取締役 丹羽豊一

第一工場 愛知縣海部郡彌富町鯛浦
電話(彌富) 一〇八番
第二工場 三重縣桑名市大字矢田三三六
電話(桑名) 九二二番

第三工場 三重縣桑名市相川町東
電話(桑名) 八〇五番
第四工場 三重縣四日市市東富田八〇七
電話(富田) 二一九番

衛生材料製造

中央販賣業



石田俊一商店

名古屋市東區小川町六一

電話 東一四九二三番

營業品目
衛生材料製造
衛生材料中央販賣業

旭製

綿合名會社

代表社員 石原鈴治郎

本社
堺工場
名古屋市西區堀端町三三
電話西(53)三〇九四
大阪府堺市出馬町二丁目一八五
電話堺二七五四

脱脂綿
ガーゼ
は
品質
量目

共に正確な

南海衛生材料株式會社

大阪市東淀川區紫島町二四八

電話

豊崎 七五八番
吹田 七四三番

衛生家庭綿造製並販賣

登錄商標



青松印製綿本舖

川本繙帶材料株式會社

取締役社長

專務取締役

常務取締役

本社

川本新之助

泉谷良喬

佐々木英藏

分室

大津川工場

第二工場
第三工場

大阪市東區瓦町二丁目二十四番地

電話 北濱(23) 一六四
新町(53) 四七三

大阪市東區安土町二丁目二十六番地
電話 新町(53) 四七三

大阪府泉北郡忠岡町忠岡五八八番地
電話(泉大津) 七二番・四三五番

大阪府岸和田市中井町四〇七番地

大阪府泉北郡忠岡町北出四十八番地

櫻 印
地 球 印
世 界 一 印

醫療衛生材料製造元

合 名
會 社

大 和 工 場

大 阪 市 東 淀 川 區 三 國 町 一 一 六 〇

電 話
三 豐 國 崎 一 一 五 一 六 一 九 一 番

衛生材料製造並輸出

衛生材料中央販賣業者登録店

西浦精練工業株式會社

取締役社長 西 浦 久 藏

本社並工場

奈良縣生駒郡斑鳩町大字龍田一一一五番地

電話 龍田五番・一七番

營業科目

日本藥局方
方一七脫脂綿

衛生材料全般

衛生材料

中央販賣業
製造業



大桑衛材株式會社

取締役社長 大桑弘治

專務取締役 吉野寅雄

本社

大阪市東區般越町二丁目二三番地

鳳工場

電話東三四六八番・三四六九番
堺市鳳東町二丁目一六三番地

堺工場

電話鳳一六一番
堺市八田寺町四六六番地

名古屋工場

電話鳳二〇六番
名古屋西區天塚町一丁目一五四番地
電話西五三三番

衛生材料製造業

衛生材料中央販賣業

大優衛生材料株式會社

大阪市阿部野區天王寺町三一二四

衛生材料製造並販賣業



今永商事株式會社

取締役社長 今永禮吉

營業所 大阪市東區道修町二丁目三八

電話北濱(23)一一六六番

今里工場 大阪市東成區東今里町四丁目七八

電話東(94)三八五一番

鳳工場 堺市毛穴町三十七番地

衛生材料製造業登録店
衛生材料中央販賣業登録店

花菱印
衛生材料製造元



醫療器械
衛生用品
ゴム製品

士岐淺太郎商店

工場

池田市玉阪町二十一番地
電話 石橋 二一六番
兵庫縣川邊郡川西町小花宮之前八番地
電話 池田 八九九番

小賣部
川西藥局

衛生材料製造販賣

大阪衛材工業協同組合

事務所

大阪市三野區猪飼野東二丁目三十四番地
電話天王寺(77)三五九六番

理事長

專務理事

理事

理事

監事

監事

明平弘信

岡部初之丞

木村德之助

平山長治

平山泰生

杉山重久

松川萬次郎

森井萬次郎

村嶋政次郎

北川喜一郎

下川米作

北村常男

TRADE



MARK

Shinko

新興商會

京野富三

大阪市東淀川區小松北通一丁目18

電話吹田 942・558番

營業種目

衛生材料地方販賣業者登録店

脱脂綿・ガーゼ・繃帶

衛生家庭綿

衛生用品一般

Shinko 御産フトン

Shinko リント

近畿脱脂綿同志會

京都市伏見區桃山町丹下八番地

製造品目 精製綿・精製方一七

株式會社 實業製綿所

代表取締役 井上喜太郎

京都市伏見區桃山町丹下八番地
電話 伏見三六六・九六七

製造品目 脱脂綿衛生材料各種製綿

堀内繙帶材料脱脂綿工場

堀内彦勝

福知山市内記二丁目四六

大林精製綿工場

大林義一

製造品目 日本藥局方脱脂綿

和歌山市新堀二丁目五
電話和歌山一〇四四・一五四九

製造品目 脱脂綿・方一七・繙帶

高村繙帶材料製造工場

高村幸之助

京都市東山區本町一丁目五四番地
電話祇園(6)一五一八番

製造品目 日本藥局方醫藥品・精良脱脂綿

合資會社 上田製綿所

上田庄太郎

奈良縣生駒郡山町南鍛冶二四番地

製造品目 局方精製脱脂綿・局方脱脂綿

列楠本綿業所

楠本久藏

和歌山市納定四四番地

製造品目 脱疋綿・衛生材料

力ネニ衛材工場

紀山重郎

奈良縣北葛城郡王寺町王寺

衛 生 材 料 製 造 業

衛 生 材 料 中 央 販 賣 業 登 錄 店



森 清 綿 業 株 式 會 社

取 締 役 社 長

森

清

助

本 社

本 町 營 業 所

第 一 工 場
第 二 工 場

和 歌 山 市 野 崎 一 〇 八 番 地

電 話 和 歌 山 一 二 一 八 番 地

和 歌 山 市 本 町 五 丁 目 一 番 地

電 話 和 歌 山 三 〇 六 七 番 地

和 歌 山 市 野 崎 一 〇 九 番 地

大 阪 府 泉 南 郡 尾 崎 町 二 九 番 地

電 話 尾 崎 一 三 三 番

衛生材料製造
衛生材料中央販賣業

芦屋衛材工業株式會社

社 長 井上市太郎
事務取締役 山田市治郎
取締役 丹澤郁三
監查役 森忠吉
” 石川虎之助



本社並工場 芦屋市津知町八四番地
電話 芦屋三八二・三八二・三六九五

商 事 部 芦屋市業平町一九
電話 四六七七

出張營業所 神戸市長田區監物町三三
電話 湊川四九八四

衛生材料製造業

三宅綿行

三宅廣次

兵庫縣加古郡一色五二一
電話別府一〇五番

品質とサービスの店

衛生材料製造業
衛生材料中央販賣業

姫路衛材工業株式會社

姫路市飾磨區妻鹿町八六七
電話妻鹿七番。一三五番
社長 柳 田 久 一

登 錄 商 標



衛生材料製造業並中央販賣業
中入綿蒲團綿特殊紡績販賣業

藤野綿業株式會社

取締役社長 藤野勇八

本社 廣島 東蟹屋町百參拾番地

電話 2) 中〇五三四・一八九三・四二六四番

支店 大分市田室町

電話 二二二番

出張所 福岡市住吉管絃町

電話 東一四二五番

衛生材料製造業

山陽醫材株式會社

取締役社長

三

田

榮

吉

常務取締役

三

田

辰

巳

常務取締役

三

田

良

一

本社並工場

廣島市尾長町三八四
電話廣島中(2)六五七番

優良
衛生材料のマーク



衛生材料製造元

大山盛幸堂

呉市阿賀町大坪谷

呉 TEL 3498

阿賀 TEL 104



はごろも印

はごろも綿・脱脂綿製造元
衛生材料中央販賣業者

大里製綿株式會社

門司市大里

電話 三一六三番

取引銀行 第一銀行門司支店

第一銀行大里支店

大阪銀行門司支店

大分合同銀行大里出張所

振替口座 福岡八二一三番

山口縣下關市長府松小田

電話 (長府) 三〇三番

脱脂綿工場

衛生材料製造業者
衛生材料中央販賣業者



福岡市比恵明治町二四八番地

おたふく産業株式會社

電話東(3)五二三一―二番

脫脂綿、衛生家庭綿
製綿、特殊紡績製造

衛生材料中央販賣業者登録店
製綿指定工場

イ

カクイわた本舗

山形屋産業合名會社

代表社員 岩本慶二
同 岩本健吉

鹿兒島市郡元町九二七番地
電話 九七〇番

日本藥局方脫脂綿製造

神山製綿合名會社

神奈川縣足柄上郡松田町神山五

振替口座東京39359番

電話松田(長)23番

鍵和田勝治

白鳥印衛生材料 一般
治療用補助品

衛生材料製造業者登録店



三木村工業有限會社

東京都板橋區板橋町六丁目三四四〇番地

電話板橋(96)一一〇六番

振替東京一三三七七九番

電略(ミキム)又ハ(キム)

衛生材料一般

株式会社 葵 衛 棧 社

本社營業所 東京豊島池袋3-1415

電話 大塚 (86) 3771

出張所 東京豊島椎名町5-2164

電話 落合 (95) 4332

登録商標



衛生材料中央販賣業

神原商事株式會社

東京都中央区日本橋小傳馬町一丁目一番地
電話 茅場町 (66) 4340-4341 番
振替口座 東京 9 0 番
取引銀行 第一銀行本店
工場 豊島區高田南町一丁目一〇一番地

玉

川の
衛生材料



衛生材料中央販賣業者

株式会社

玉川商店

東京神田東紺屋町

衛生材料製造業者

衛生材料中央販賣業者



富士十字印衛王材料

日本衛生興業株式會社

取締役社長 推貝日郎

營業品目

局方脱脂綿

ガーゼ

ホータイ

本社及工場

東京都豊島區高田町一ノ二英

電話九段(33)二一二九

出張所

宇都宮市東端田町七八



衛生材料
醫料衛生用品 製造

傍島製綿合資會社

代表社員 傍島 誠一

本社並工場

名古屋市西區笠取町三丁目四十五番地
電話(53)一四四九番
電話 ソヤ(又ハ)ソ

醫藥品等(衛生材料)

中央販賣業者登錄店
地方販賣業者登錄店

東洋衛生合資會社

代表社員 川口 亮助
社員 加藤 彌之
社員 傍島 一郎
社員 近藤 得次
營業所 名古屋市西區笠取町三丁目四一五番地
電話(53)一四四九番

登錄商標



横井

亮商店

名古屋市西區南押切町四ノ一三
電話西(53)〇五七四番

衛生材料製造販賣
地方販賣業者

衛生材料製造販賣
地方販賣業者

高

田

商

店

營業所
高田銀二郎
名古屋市西區押切町一ノ一
電話西(53)三四四五番
多治見市御幸町二ノ六番
電話二二三二番

衛生材料製造販賣
愛知縣地方販賣業

伊藤清一商店

伊

店

藤

清

名古屋市西區新屋敷町五番地
電話西局(53)二二三三五番

衛生材料製造販賣
愛知縣地方販賣業

榮綿業



鵜

行 飼

真

一

商

店

名古屋市西區白堀町二丁目一六番地
營業場所 電話西局(53)〇八〇一六番

衛生材料製造販賣
愛知縣地方販賣業

大

崎

照

正

商

店

名古屋市西區菊井通り二丁目九番地
電話西局(53)〇五九八番

衛生材料製造販賣

地方販賣業者

旭 縹 材 店

代表者 桑原美津

名古屋市西區堀詰町二ノ一六

電話西(53)三五七三番

衛生材料製造販賣

地方販賣業者

共 和 藥 品 商 會

代表者 武田時雄

名古屋市東區中市場三ノ一九

電話東(4)四七二九番

衛生材料製造

西 尾 鍵 一

名古屋市西區兒玉町七三八

衛生材料製造

前 野 茂 三 郎

名古屋市中西區榮生町二ノ三五

衛生材料製造

城 山 繁 太 郎

名古屋市西區上仲町二ノ一〇

衛生材料製造

鈴 木 豐 造

豊橋市松葉町二ノ一四七

厚生省登録第拾參號
衛生材料中央販賣業者

中國衛材株式會社

岡山市東田町八十二番地
電話五五三五番



取締役社長	橫
專務取締役	仲 孝
常務取締役	石 黑 一 史
取 締 役	伊 達 英 次
取 締 役	藤 原 誠 一 郎
常任監査役	小 野 荒 太 郎
監 査 役	藤 澤 忠 一 郎
常任顧問	林 源 十 郎

衛生材料中央販賣業者

近畿衛生材料株式會社

取締役社長 樋口重雄

京都市中京區室町通御池下九
電話本局(2)三六七九番

義務印安産具發賣元

衛生材料製造加工

地方販登業登録

株式
會社

厚生舍

【舊山長】

大阪市東成區大今里町二ノ一二二

電話 東一四一九番

看帽印

醫療衛生材料製造業



高村國盛館

藥劑師 高村幸之助

本店 京都市東山區本町一丁目

電話 祇園(6)一五一八番

工場 京都市伏見區向島庚申町

電話 伏見一六八五番

衛生材料中央販賣業

五味衛生材料興業所

五味五兵衛

兵庫縣芦屋市三條町一三五番地

電話芦屋二九五一番



マンホシ印

萬谷宗三商店

登録商標 マンホシ印

衛生材料製造業者
衛生材料地方販賣業者
登録店

大阪市東住吉區北田邊町八二八番地
振替口座大阪五七八五二番
取引銀行 第一銀行大阪支店

正直と正確



一貫始終

醫藥品等【中央・地方】販賣業者
醫療用紙製品販賣業者

大阪衛材株式會社

大阪市東區道修町一丁目一八

電話北濱(23)四一一六・五二〇八番

衛生材料製造販賣

衛生家庭綿コスモス印販賣元

厚生省登録

阪醫第五十一號 衛生材料製造業者

第六十三號 衛生材料中央販賣業者

株式會社 西衛商會

大阪市東區北濱二丁目七二番地

二四一二番

電話土佐堀二四一四番

二四一六番

北濱七一七番

衛生材料製造加工



衛生材料中央販賣

ORIENTAL

SANITARY MATERIAL CO., INC.

オリエントサル サニタリー マテリアル 株式會社

取締役社長 森下清吉

本社 大阪市東區北久太郎町二丁目三二
電話 北濱 (23) 5844 番
工場 大阪市東淀川區小松町七七一
電話 吹田 942 番

營業品目

衛生材料・ゴム製品

醫療衛生用品

衛生材料中央販賣業

西部衛生材料株式會社

代表取締役 嶋田國太郎

大阪市東區道修町一丁目十八番地
電話 北濱 (23) 四一一六番
取引銀行 帝國銀行大阪支店

衛生材料製造



商
印

子
供

飯野衛生材料加工所

飯野登喜雄

大阪市東區釣鐘町二丁目二十五

衛生材料製造業

北川生治



大阪市北區河內町一丁目三十一番地

營業品目

衛生材料 醫藥品

醫療用衛生品、ゴム製品

再製ガーゼ繃帶漂白加工業

衛生材料製造業

大阪府醫藥品等地方販賣業

醫療用紙製品地方取扱業

會社 福西工場

上田貞次郎

大阪府布施市長堂三丁目三八番地

電話 布施五〇九番

振替口座大阪五六三三七番

取引銀行 大和銀行 布施支店
三和銀行 北支店

元製造衛生材料印二ネカ
製造類簿帳洋和・印刷・綿製



會社 興業株式 二ネカ

取締役社長 紀山重郎

本社 奈良縣王寺町王寺
電話 王寺 { 十八番 (甲)
 { 十八番 (乙)
振替 大阪八〇四三〇番
工場 製綿部・漂白部・印刷部

登錄番號厚生省第七一號
衛生材料中央販賣業

浪速商會

大橋寅吉

大阪市東區備後町
壹丁目拾壹番地

登錄番號坂醫第二一九號
衛生材料製造業

浪速加工場

衛生材料

大橋茂治

大阪府南河內郡日置莊村
字西一〇八七番地

(南海高野線初芝驛前)
電話金田五二番
振替大阪三四一三七番

日本藥局方

精製脫脂綿・脫脂綿製造

株式會社

穗積綿行

取締役社長 穗積莊三郎

營業所 姫路市吉田町參番地

電話 姫路二四三番

工場 姫路市宮西町參丁目

製造品目

日本藥局方

精製脫脂綿・脫脂綿

兵庫縣姫路市船橋町五丁目七

株式會社

澤田棉行

取締役社長 澤田藤一郎

九四五・一四五

電話 姫路

一八四三・二四五

・製造品目・

精製脫脂綿・脫脂綿

兵庫縣加古郡荒井村小松原三八八



山口・棉行

山口公一

電話高砂二七二番

衛生材料中央販賣業

會 商 治 明 社 式 株 會

東京都中央區日本橋本町三丁目九番地

電話日本橋(24) 2723・3736・3446

衛生材料製造業者

三協衛生材料株式會社

岡山市難波町六十一番地
電話七二三三番

取締役社長	小野荒太郎
專務取締役	横田邦郎
常務取締役	仲新一郎
取締役	横田孝史
同	仲一郎
監查役	川上與平次

厚生省登錄

衛生材料製造業

衛生材料中央販賣業



兵庫縣衛生材料株式會社

取締役社長 小西義雄

本社 神戸市兵庫區水木通六丁目五

電話湊川(5) 二五四八

支店 兵庫縣姫路市野里大野町五〇

電話 姫路八一二番

取引銀行

富士銀行	兵庫支店
神戸銀行	兵庫支店
大阪銀行	湊川支店

登 錄 商 標



衛生材料製造並販賣
厚生省登録工場

株式會社

關西繙帶材料製造所

取締役社長

嶋田國太郎

大阪市東成區大今里本町一丁目六八六番
電話南局(75)三三三一
取引銀行 三和銀行 今里支店

イカリトンボ印 衛生材料製造

地方販賣業者登録店

西浦松吉商店

奈良縣斑鳩町龍田三〇八五
電話 龍田 二八

日之出地球印 衛生材料製造販賣

畑衛生材料興業所

所長 畑半三郎

堺市神保通一丁目一三番地
電話(堺) 九三二五
振替大阪 三和銀行 堺支店
取引銀行 帝國銀行 堺支店

日本藥局方

登録商標



ホビソ印

厚生省登録東醫第三十四號
衛生材料製造業者
醫療衛生用品販賣
富士商店

谷田敬壽

東京都中央區日本橋本町
四丁目十五番地
電話日本橋(24)四五九八番

脫脂綿・ガーゼ・繃帶
其他衛生材料一式 製造
特許繃帶發賣元
衛生材料製造業者登録店
衛生材料中央販賣業者登録店
輸入衛生材料販賣業者登録店

岩月繃帶材料工業合名會社

代表社員 岩月庄五郎

本社 東京都板橋區志村町二丁目一六番地
電話赤羽(80)三三八三番
營業所 東京都中央區日本橋本町三丁目六番地
電話茅場町(66)四五三九番
東京工場 東京都板橋區志村町二丁目一六番地
彌彦工場 新潟縣西蒲原郡彌村彦彌 彦八七五



厚生省登録東醫第三十一號
衛生材料製造業者
醫療衛生用品販賣

太田商事有限會社

東京都中央區日本橋
本町四丁目十五番地
電話日本橋(24)二五六三番

厚生省登録第廿一號衛生材料製造業
東京都登錄第十二號衛生材料地方販賣業



鈴木佐一郎

包裝工場 東京都豐島區巢鴨五ノ一、一六五
電話大塚(86)三三三一番
東京都港區芝白金臺町二ノ一

厚生省衛生材料製造業者登録店
・營業品目・ 脫脂綿・製綿製造

栃木縣東部製綿工業株式會社

(元綿万 水井万吉商店)

代表者 永井 勇一 郎
宇都宮市今泉町一〇九五
電話 宇都宮四一〇九五

脫脂綿・衛生材料製造
製綿指定工場



田邊製綿所

營業所 埼玉縣北埼玉郡加須町
竝工場 電話 加須 一一一五
番 振替東京二一七六番

國民醫藥品集

醫療器醫藥品

衛生材料卸小賣のデパート

醫藥品等中央販賣業登録店

醫藥品等地方販賣業登録店

共和醫療商事株式會社

東京都千代田區神田鍛冶町二ノ八
電話神田(25)〇八四九・三二六六
神田驛前今川學校前
振替 東京八四七三〇
(カタログ要廿五圓)

忠實勉強な

醫療用品と

藥の卸問屋

國民醫藥品集

昭和醫療器株式會社

東京都千代田區神田北乗物町八番地
電話茅場町(66)八五三八番
(八六二五番)

國民醫藥品集

衛生材料製造業

富士衛生材料製造所

大阪府泉佐野市車町四八六四

國民醫藥品集

衛生材料製造業

絹屋平岡邦三

營業所

京都市上京區河原町通荒神口下ル
電話上一五一一四番

工場 京都市伏見區桃山町丹下八番地
賞業製綿所
電話伏見三六六・九六七番

衛生材料製造業

京都衛生材料株式會社

取締役社長 大池竹次郎

專務取締役 宇野昇

本社 京都市中京區室町通三條上ル
電話本局三九八六番

衛生材料

醫療器械 販賣

衛生用品

板東忠七

京都市中央區二條通烏丸東八

電話上三七四五番

衛生材料製造業

大阪府醫藥品等地方販賣業

德田 靜夫 商店

大阪市西成區松田町一丁目一五
電話 天下茶屋三五八七番

衛生材料中央販賣業者

合資 丸岡 商店

大阪市東區道修町三丁目五番地
電話 北濱(23)二七四四番
三四六四番

衛生材料製造

衛生材料地方販賣業

六車 商店

六車 初次

大阪市大淀區大仁元町一丁目五一番地

衛生材料製造業

衛生材料地方販賣業

標商錄登
印カタルマ

植田 正雄 商店

大阪府中河內郡柏原町法善寺
電話 柏原三三三番
振替口座大阪一〇九八一一番

衛生材料製造業

大森衛生材料製造所

大阪市東成區南之町二丁目

繙帶材料
衛生用品
醫療器械
醫療ゴム
計量器



株式會社

新喬商會

營業所

大阪市東區安土町二丁目二十六番地
電話新町(53)四七三三番
五五七〇番

厚生省製造登錄店
大阪府衛生材料販賣登錄店

標商製登



後藤憲造商店

代表者 後藤 芳雄

大阪市東區平野町一丁目四番地
電話南(75)五六六四番

脫脂綿製造
製綿商工省指定工場

中國綿業有限會社

取締役社長 渡邊 幸助

岡山市上石井三〇三番地
電話四一六〇番

ハク口印
衛生材料製造業

原 太 治 郎

豊中市大字麻田六六八

衛生材料製造業

北 村 常 男

尼崎市北難波二五四

國民醫藥品集

衛生材料製造業

太 田 榮 一

大阪町城東區野江仲之町三丁目二〇

世界周印
月美人印
衛生材料

製造販賣

沖 井 商 店
店主 沖 井 一 夫

和歌山市字須
電話一〇二八番

衛生材料製造販賣
製綿・綿紡織

登錄商標



藤野綿業株式會社

大分支店

常務取締役
支店長

藤野不器夫

大分市田室番町
電話二二二番

衛生材料・製造販賣

登錄商標



藤野綿業株式會社

福岡出張所

出張所長
藤野房次郎

福岡市住吉管絃町
電話東一四二五番

衛生材料製造加工業
地方販賣業

合資會社

林・田中商店

代表者 林友方

福岡市箱崎武内通二七〇六
(警察署直裏)

衛生材料製造

衛生材料中央販賣業

九州最古の専門店

小田彌吉商店

營業所 九州若松市濱七番町
電話 四八番
工場 九州若松市二島
電話 一一三〇番

(局方脱脂綿製造)

木村脱脂綿工場

木村喜八郎

新潟市白山浦二丁目二三

脱脂綿製造

金井衛生材料合資會社

金井源次郎

沼津市上土字上土町一四五
電話(沼津)一二〇〇番

衛生材料中央販賣業

田内工業合資會社

松山市豊坂町一丁目九〇番地

電話五〇四番

國民醫藥品集

衛生家庭綿

藤田貞二

京都市伏見區深草下横繩町一二番地

印ヤツミ



元製造綿家庭衛生

財團法人

三重德善會授產所

三重縣津市大字小森上野五二

電話(呼)津三五九番

登錄醫藥品販賣業

三鈴産業社商事部

名古屋市昭和區東郊通五ノ一

電話瑞穂三七七三番

登錄醫藥品販賣業

ミツヤ産業社

三重縣津市野崎垣内岩田三二八ノ二

電話津三五九番

國民医薬品集

衛生家庭綿

White Rose

赤十字白綿



販 売 店

青木纖維化工株式会社

東京都台東区浅草鳥越二丁目十二番地

電話浅草(84)4.897番-4.928番

製 造 店

青木纖維化工株式会社相生工場

群馬縣山田郡相生村下新田

電話桐.生 0.764番

國民醫藥品集

衛生家庭綿

サガミの



登録番號 神醫第六號

相模纖維株式會社

取締役社長 吉村 壯

工場

神奈川縣愛甲郡厚木町九三〇
電話 厚木七〇番



◎綠十字衛生家庭綿發賣元
指定纖維資材登録販賣店



登録商標

製造種目
家庭綿
紡毛糸
野生草麻特紡織物
並莫大糸

株式會社
宗川商行

◎綠十字印衛生家庭綿製造元

宗川纖維工業株式會社

本社
支店
工場
倉庫

東京都中央区木挽町四丁目三番地鳥羽ビル四階
電話京橋局(56)五三二七・五三九六
四三二八・八〇三〇
大阪市西區土佐堀通二丁目七番地
電話土佐堀局(44)一七二二
東京都江戸川區東小松川三丁目三三七四番地
電話江戸川局三一八・二七五
東京都墨田區東兩國一丁目一番地(舊本社跡)
電話深川局(64)一三八二

取締役社長 宗川久衛

營業所
工場

東京都中央区木挽町四丁目三番地鳥羽ビル四階
電話京橋局(56)五三二七・五三九六
四三二八・八〇三〇
群馬縣碓氷郡西橫野村八城三四番地
電話松井田局六七番
信越線松井田驛

ケンコー印

衛生家庭綿

丸本纖維工業株式會社

製造元

本社

東京都足立區梅田町三八五

電話 足立二〇九二番

工場

東京都板橋區下赤塚八〇三

電話 練馬北町一〇四番

營業所

東京都足立區千住橋戸町二二

電話 足立二四七四番



菊 印

ABSORBENT. COTTON

國民醫藥品集

綿家庭衛生

製造者 株式會社 晒菊纖維工業所

埼玉縣北足立郡谷塚町瀬崎 135 番地

電話 草加 5 0 番

販賣店

書 間 商 店

埼玉縣北足立郡谷塚町瀬崎 135 番地

電話 草加 5 0 番

KOYAMA KATEIMEN

衛生 家庭綿



神
山
製
綿
合
名
會
社

神奈川縣足柄上郡松田神山五

鍵
和
田
勝
治



日本薬

脱

の
局 芳

脂

綿



業界三十年
に
つ
ま
め
研
究
に

絶
対
優
秀
品

神奈川県 小田原市

報徳綿株式会社

集品藥醫民國

綿庭家生衛

大量生產



品質本位

太田纖維株式會社

製造項目

- 花光印衛生家庭綿
- 特紡糸、紡毛糸、和紡糸
- 特紡織物、野生苧麻織物
- 製綿、反毛、纖維テックス

工場設備

國府津工場
敷地一萬坪
建物三千坪

二宮工場
敷地五百坪
建物三百坪

本社 工場 神奈川縣國府津町

電話 國府津七三・一七九番

二宮工場 神奈川縣二宮町

電話 二宮一四六番

出張所 東京都中央區日本橋通三ノ六

電話 日本橋(24)三四四四・三〇六七番

羽衣

商

標

国民医薬品集

衛生家庭綿

日本衛生家庭綿協会賞

丸二纖維工業所

浜松市助信町一五六

MARUNI SENI KOGYOSHO
KINSEI

國民醫藥品集



衛生家庭綿

高級品

静岡縣笠井町

大洋纖維工業株式會社

TRADE



MARK

國民醫藥品集

衛生家庭綿

THE TOKAI FIBER INDUSTRIAL CO. LTD.

2270 NAKAZUMI IWATA-SHI

製造元 東海纖維工業株式會社

靜岡縣 磐田市中泉2270 電話磐田局317-409

國民醫藥品集

衛生家庭綿製造元

扶桑精練有限公司

靜岡縣濱名郡長上村小池三四〇五

電話積志局二一

取引銀行 靜岡銀行濱松支店

不二印

衛生家庭綿製造



不二纖維工業株式會社

濱松市天神町四八一番地
電話 濱松 三三五番
取引銀行 靜岡銀行相生支店
富士銀行濱松支店

商 標



國民醫藥品集

衛生家庭綿

岡崎市羽根町
衣々浦綿糸株式會社
電話七〇五番

營業品目

衛生家庭綿製造

衛生材料輸入衛生材料並販賣

醫藥衛生用品其ノ他

地方販賣業登錄店登錄番號第七一號

太
國
枝
工
業
合
名
會
社

代表社員 國 枝 太 一

本社工場

名古屋市北區成願寺町八七六番地

電話 東(4)四三一三番

連絡所

名古屋市中村區廣井町二丁目五四番地(驛前)

中央產業株式會社內

電話西(53)二〇八八番・三一〇五番

安心して御使用願える
各印衛生家庭綿の商標を

各
國民医薬品
衛生家庭綿

製造元
岐阜縣笠松町西町五一
岐阜縣製綿工業株式会社
電話(笠松)219番

衛生家庭綿の御用命は。

優良品の取扱いで信用のある

岐阜衛生材料有限公司

岐阜縣岐阜市元町
電話一四二二番

衛生家庭綿
國民醫藥品

白雲



製造元

三重縣宇治山田市中島町379番地
三重纖維工業有限公司

電話 567.290.590.

國民醫藥品集

衛生家庭綿

商標『銀富士』

製造販賣

五光纖維工業株式會社

取締役社長

橫 井 正 勝

大阪工場

大阪市東淀川區相川町二丁目一番地

電話吹田(32)七二一・七四五番

京都工場

京都市伏見區深草山村町一〇二二番地

電話 京都伏見 五七七番

業 歴

衛生家庭綿

商標 一福 印

銀櫻印

製造販賣

福

横 田 晒 綿 工 場

代 表 者 横 田 福 松

本 社 及 工 場 大 阪 市 東 淀 川 區 南 大 道 町 二 五 六 一

電 話 吹 田 三 一 三 五 〇 〇 番 番

私 書 函 吹 田 局 二 番

出 張 所 々 在 地 京 都 ・ 神 戶 ・ 東 京 ・ 福 島

- 一、創立明治四拾四年四月拾壹日
- 二、大正參年第一時歐洲大戰ノ際ロシヤ向キ精製綿（脱脂綿）製造輸出ス
- 三、大正六年拾壹月大正天皇・皇后兩陛下關西行幸ノ際大阪化學工業博覽會ニ行幸弊所、精製綿傳獻致シ御嘉納ノ榮ヲ賜フ
- 大正七年六月二十三日精製綿審査ノ結果大阪化學工業博覽會總裁清浦奎吾氏ヨリ表彰トシテ金牌ヲ授領シ引續キ出品都度金牌ヲ授領ス
- 四、爾來精製綿竝ニ晒綿ヲ專業トシ終戰後衛生家庭綿製造業者トシテ現在ニ至ル

どの袋にも

真心のこもった

國民醫藥品集

衛生家庭綿

「白十字」 HAKUJUJI
「リリー」 Lily
を!

優秀な工場設・備安心のできる製品

月産 200,000 袋

地方送りは 50g 入 500 袋を全部木箱に梱包出荷いたします
多少にかかわらず御引合下さいませ(大阪営業所で御相談に應じます)

厚生省登録番號・阪醫第 68 號 資本金 2,000,000 圓

尾崎工業株式會社

取締役社長 砂本 藏

本社工場 大阪府泉南郡尾崎町 233ノ2 (電話) 尾崎 104 番
(南海線尾崎又は樽井下車)

大阪營業所 大阪市東區瓦町五丁目五番地 (御堂筋西入)

國民醫藥品集

銀波印
眞珠印
衛生家庭綿

製造元
敷島工業株式會社

大阪市東淀川區相川町二ノ六
電話吹田五四五番

發賣元
日綿實業株式會社

大阪市北區中之島二丁目一〇
電話北濱(23)五八六一五八九番

國民醫藥品集

衛生家庭綿製造販賣

三笠産業株式會社

取締役社長

佐々木為男

大阪府南河内郡野田村大字北野田三九〇

電話 黒山 一 一 六 番

國民醫藥品集

衛生家庭綿製造販賣

阪南工業株式會社

取締役社長 築 瀨 治 三 郎

大阪府泉南郡尾崎町三二二五

電話 尾崎二〇三番

大阪出張所 大阪市西區江戸堀上通二丁目九番地

電話土佐堀(44)一四九五番

國民醫藥品集



印衛生家庭綿

曙製織雄信工業所

代表者 北 出 純 三

大阪府泉南郡雄信達村大字男里九八七

國民醫藥品集

衛生家庭綿

有限會社
南邦纖維工業所

大阪府泉南郡尾崎町一九二番地

國民醫藥品集

櫻十字印 衛生家庭綿

日尾纖維工業所

日尾 彙雄

大阪府泉南郡尾崎町三〇八番地

國民醫藥品集

純

印衛生家庭綿

楠本純造

大阪府泉南郡尾崎町二八〇ノ六

國民醫藥品集

竹

の衛生家庭綿

楠本晒綿工場

大阪府泉南郡尾崎町

國民醫藥品集



印衛生家庭綿

三澤晒綿工場

三澤一男

大阪府泉南郡尾崎町

衛生材料
衛生家庭綿製造

衛生家庭綿製造並販賣

西浦精練工業株式會社

取締役社長 西浦久藏

本社並工場

奈良縣生駒郡斑鳩町大字龍田一・二・五番地
電話 龍田五番・一七番

繙帶 ガーゼ 脱脂綿並輸出綿織物製造販賣業

登録商標



川本繙帶材料株式會社

取締役社長 川本新之助
專務取締役 泉谷良喬
常務取締役 佐々木英藏

本社

大阪市東區瓦町二丁目二十四番地
電話 北濱(23) 一六四一
新町(53) 四七三二

分室

天津川工場

大阪市東區安土町二丁目二十六番地
電話 新町(53) 四七三三

第二工場
第三工場

大阪府泉北郡忠岡町忠岡五八八番地
電話(泉天津) 七二番・四三五番
大阪府岸和田市中井町四〇七番地
大阪府泉北郡忠岡町北出四十八番地

衛生家庭綿及原料
落綿、綿狀屑、屑纖維
特紡糸、手紡糸、フエンツ

合名會社 伊藤 藤 棉 行

營業所 大阪市東區瓦町四丁目五三番地

電話北濱一八二四・一六一八
新町五五一五・五五一六番

東京出張所 東京都千代田區神田元佐久間町一四

電話下谷(83) 六一二七一番

和歌山縣衛生家庭綿製造新興會

和歌山市手平二三七

和歌山市手平一二九

倉岡保次郎

鈴木熊太郎

和歌山市手平

和歌山市納定四五

川村豐吉

和田興業株式會社

和歌山市關戸七一

和歌山市黒田一九四

楠本定二

津田延一

衛生家庭綿製造業者



福岡市比恵明治町二四八番地

おたふく産業株式會社

電話東(3)五二三一一番



營業品目

衛生家庭綿・製綿
ガラ紡・反毛・紡績
燃糸・染色・製織
其ノ他

坂 本 商 店

代 表 者 坂 本 芳 太 郎

營 業 所 神 戶 市 須 磨 區 古 川 町 一 丁 目 十 番 地

電 話 須 磨 (7) 1 2 9 2 番
1 2 9 3 番

工 場 神 戶 市 須 磨 區 古 川 町 一 丁 目 一 四 番 地

坂 本 紡 織 株 式 會 社

取 締 役 社 長 坂 本 芳 太 郎

本 社 神 戶 市 須 磨 區 古 川 町 一 丁 目 十 番 地

電 話 須 磨 (7) 1 2 9 2 番
1 2 9 3 番

工 場 兵 庫 縣 朝 來 郡 和 田 山 町

電 話 和 田 山 1 1 1 番 (乙)

岡山縣衛生家庭綿製造業

岩田勝造 岡山市上之町一六二番地

戶田源吉 岡山縣小田郡笠岡町本町

岡野藤吉 岡山縣兒島市下津井町二〇三六番地

金森幹夫 岡山縣淺口郡連島町西浦

梶谷尙太郎 岡山市内田本町三丁目

中桐一夫 岡山市仁王町六二番地

山根金次 岡山市下石井九五番地

山本益鹿 岡山縣倉敷市川西町三五番地

三宅壽吉 岡山市上出石町三一番地

御婦人に贈る最優秀品!

衛生家庭綿 **みゆき**

製造元



諏訪精練所

長野縣諏訪郡下諏訪町

東京支店

東京都臺東區淺草雷門一ノ一九

電話淺草 (84) 8335・8472



マルイ印

衛生家庭綿製造販賣

遠州製維工業株式會社

社長 平尾卓爾

事務所

静岡縣濱名郡小野口村小松

電話 小松 二 三 三

小松工場

静岡縣濱名郡小野口村小松

濱松工場

静岡縣濱松市助信町四一二

衛生家庭綿
商標「月の花」

製造販賣

帝國産業株式會社 忠岡工場

工場 大阪府泉北郡忠岡町八八八番地
電話 泉大津 八七一 番
本社 大阪府貝塚市津田六七番地
電話 { 岸和田 { 一一四一 番
 { 一一四二 番
 { 一一四三 番
 { 貝塚 三四七 番

一 國民醫藥品集衛生家庭綿製造業

白 牡 丹

共和化學纖維工業株式會社

福岡縣嘉穂郡穂波村天道三二九ノ七

(電話 飯塚 一〇〇 一番)

取締役社長 瓜生三次郎

・製造品目・

衛生家庭綿

尼崎市西字東前洲一一五二番地

株式會社

善野精製綿工業所

取締役社長 善野 正雄

電話 尼崎二九三五

國民醫藥品集

衛生家庭綿

旭纖維工業株式會社

取締役社長 遠藤 三次

岡山市上石井二十七番地

(工場) 岡山市北方四四〇

白藤印

國民醫藥品集 衛生家庭綿

東和纖維工業株式會社

大阪府三島郡豐川村祖本一〇一三

國民醫藥品集

衛生家庭綿

〔白菊〕

所在地 石川縣小松市須天町乙ノ二番地

製造元 丸越纖維工業株式會社

代表者 長谷川作右衛門

電話小松七七二・一〇六一番

國民醫藥品集

衛生家庭綿

〔白百合〕

所在地 石川縣小松市符津町 ㊦二十八

製造元 北陸産業株式會社粟津工場

代表者 橫江良一

電話 御幸 四十六番

國民醫藥品集

衛生家庭綿

〔白藤〕

所在地 石川縣小松市三日市町地方 ㊦三十一

製造元 中道纖維工業株式會社

代表者 中道藤吉

電話小松(呼)一五五番

國民醫藥品集

衛生家庭綿

〔白梅〕

所在地 石川縣小松市箕輪地方 ㊦六十四

製造元 小松絹毛工業社

代表者 長谷川好治

電話御幸五四番 月津十八番

國民醫藥品集

衛生家庭綿 「銀嶺」

所在地 富山縣西礪波郡福岡町

西谷纖維工業所

製造元 代表者

西谷 一男
電話福岡二二・六七番

國民醫藥品集

衛生家庭綿 「初雪」「白百合」

所在地 富山市木町四二番地

富山産業株式會社

製造元 代表者

川岸 榮二
電話富山三七〇二番

國民醫藥品集

衛生家庭綿 「さくら」

所在地 富山市黒瀬九五三

廣野特種纖維研究所

製造元 代表者

廣野 徳次郎
電話富山四九八五番

國民醫藥品集

衛生家庭綿

レディコットン

所在地 富山縣高岡市木津一四五七

富山縣綿業株式會社

製造元 代表者

永井 重次郎
電話高岡五六七番

衛生家庭綿販賣業者

日織商工株式會社

本社 大阪市北區絹笠町堂ビル五階
專務取締役 會 根 貞 次
支店 東京都港區芝虎門町二五
常務取締役 內 藤 孝 彦

衛生材料製造販賣

日織衛材株式會社

本社 東京都港區芝虎門町二五
電話 銀座(57) 二八 八六番
工場 東京都武藏野市吉祥寺二九一四

國民醫藥品集

ヴァイオレット

衛生家庭綿

Violet

発売元
製造元

前川工業株式會社
前川紡織有限會社

本社 中央区日本橋兜町2-37
営業所 中央区日本橋茅町1-5
工場 宇都宮市塩田町9-5

國民醫藥品集

「福德印」 衛生家庭綿

渡邊産業株式會社

本社 浦和市北浦和町五丁目一五六番地
電話 浦和三三九四番
營業所 東京都臺東區練堀町九六番地
電話 下谷(83)五六四一

國民醫藥品集

家庭綿販賣業
登録番號 三六〇八

安野 潔 商店

(安野商事株式會社)

大阪市東區南久寶寺町三ノ三〇番地
電話 北濱 二二三 四四五

國民醫藥品集

衛生家庭綿卸店

大阪新興實業株式會社

大阪市南區順慶町四丁目四七
電話 北濱(23) 四四七番

國民醫藥品集

衛生家庭綿製造業



日本纖維產業株式會社

取締役社長 服部 安司

各種纖維反毛
製 綿
紡毛糸、織布
衛生家庭綿

奈良縣北葛城郡志都美村上中一七
電話 下田 四六番・一三八番

近畿家庭綿會員

登録業種
縫業
纖維織物
漁業 資材

三光商事株式會社

大阪市東區瓦町五丁目四一

電話 新町一七〇四番
北濱 四五六五番
四五六六番

出張所 東京都中央區大傳馬町一丁目四

國民醫藥品集

衛生家庭綿
Get印製造元

旭纖維株式會社

取締役社長 早川貞一

大阪府貝塚市浦田一七九
電話貝塚五六一番

國民醫藥品集

衛生家庭綿

楠本凱久工場

和歌山市納定四四

小町印

國民醫藥品集收載

衛生家庭綿

上辻精綿株式會社

和歌山市中ノ島三六〇

國民醫藥品集收載

衛生家庭綿

山形纖維工業有限會社

山形市香澄町字吹張八四番地
電話三三八番

國民醫藥品集

衛生家庭綿『あけぼの』

製造元 三重縣度會郡小俣町明野

明野纖維工業株式會社

電話山田七五七番

總販賣店 三重縣度會郡小俣町明野

明工商事有限會社

電話山田二〇四番

大阪連絡所 大阪市西區土佐堀通一丁目二九番地

電話土佐堀(44)六四三番

國民醫藥品集

衛生家庭綿製造

德島桑織維工業所

代表者 砂子佐一郎

德島市庄町一丁目二九番地

國民醫藥品集

衛生家庭綿の御需要は

是非製品の優秀を誇る

「ことぶき綿」を

壽纖維工業株式會社

津市大字小森一番地
電話津 一二五三番

國民醫藥品集

三星印

衛生家庭綿製造元

日本衛生家庭綿協會會員

八幡濱雜纖維工業所

代表者 菊池滿隆

愛媛縣八幡濱市松柏丙八三一
電話 一六九番

綿家庭衛生・集藥品醫國民

九州衛生家庭綿協議會

久留米市日吉町 (旭屋四階)

<p>ちからわた</p> <p>久留米市東町五七七 電話久留米二〇四三番</p> <p>久留米精練工業所</p> <p>鍋島秀次郎</p>	<p>地球印</p> <p>大牟田市明湊町一丁目 電話大牟田三十一九番</p> <p>だるまわた合名會社</p> <p>代表社員 大賀茂吉</p>	<p>文化綿</p> <p>福岡市比恵明治町 電話福岡(東)五二二一三番</p> <p>おたふく産業</p> <p>株式會社</p> <p>取締役社長 原田平五郎</p>
<p>めぐみ綿</p> <p>大分市中島二條通り 電話大分八八五番</p> <p>めぐみ綿製造所</p> <p>友永重市</p>	<p>みつる綿</p> <p>福岡縣三猪郡 大莞村奥牟田</p> <p>みつる纖維工業所</p> <p>北原重雄</p>	<p>にこにこ印</p> <p>福岡縣山門郡三橋村中山 電話瀬高二二五番</p> <p>九州精練工業</p> <p>株式會社</p> <p>取締役社長 森田勇吉</p>
<p>星印</p> <p>佐賀縣神崎郡神崎町 電話神崎一七三番</p> <p>重松製藥株式會社</p> <p>取締役社長 永井英修</p>	<p>カクイわた</p> <p>鹿兒島市郡元町九二七 電話鹿兒島九七〇番</p> <p>山形屋産業合名會社</p> <p>代表社員 岩元慶二</p>	<p>天使綿</p> <p>大分市田室町 電話大分二二三番</p> <p>藤野綿業株式會社</p> <p>大分支店</p> <p>取締役支店長 藤野不器夫</p>



澁谷レントゲンの

X線装置 X線管

診療用

据置型

500ma 300ma 100ma

移動型

100ma 40ma

製造元

株式会社

澁谷レントゲン製作所

東京都豊島区椎名町八ノ四二八六
電話 落合 (95) 2272, 2791, 3500

發賣元

日製産業株式会社

東京 中央区銀座四七丁目二 電話 (57) 1553, 635
大阪 南區日本橋筋一丁目四二 電話 (75) 2151
名古屋 中村區彌生町一丁目一三 電話 本局 937
仙臺 東西番町一五 電話 仙台 894

取扱

日立製作所 各地特約店

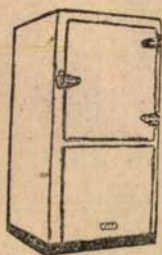
HITACHI



斯界に誇る

日立製作所の

醫科用機器



日立電氣冷蔵庫
日立300倍顯微鏡
日立磁界型電子顯微鏡
日立携帶用蛋白計
日立アツベ屈折計
日立デュポスク比色計
日立チゼリユース
電氣泳動撮影裝置

日製産業株式會社

本店 東京都 中央銀座西七丁目二 電話(57) 1553, 635
支店 大阪 南區日本橋一丁目四二 電話(95) 2151
名古屋 中村區彌宜町一丁目一三 電話(本局) 937
仙臺 東吾町一五 電話(台臺) 893



東芝電氣冷蔵庫

(内容積7立方呎 温度自動調節器附)

マツダ×線装置

マツダ超短波治療器(ラジオテルミー)

マツダ複増感紙(大陸版 四ツ切版)



マツダエックス線管

マツダケノトロン管

東京芝浦電氣株式會社

東京都中央区日本橋本町1の6電話日本橋1311~1317

セレン光電池の

専門製作研究その他應用計測器

照度計 比色計

照度直讀の
携帶用精密計器

我國最初の
電氣式比色計
取扱容易測定正確

本社 東京都港区麻布新堀町

株式
会社

東京光電研究所

池田氏
改良 グラース氏人工氣胸裝置

大槻式胃腸縫合器

高木式整形萬能手術臺

電氣孵卵器及乾熱滅菌器

一般醫料器械及理化學器械

病院設備消毒裝置設計製作

發賣元

株式會社 いわしや

高橋安太郎商店

HELIO

東京都文京區春木町二ノ二二三

電話小石川 (85) 一一五一—一三
一三六六

製作部

東京都文京區駒込坂下町六二二
電話駒込(82)〇三五四



△日本橋いわしや販賣製品▽

醫科器械
理科學器械

最新式 小型 蒸溜器 電氣用
炭火用

一時間一リツタ採取 (カタログ進呈)

救急箱 工場用 (カタログ進呈)
家庭用

學校用 解剖器械 九點入 (カタログ進呈)
五點入

フジ體溫計 捧形
平形

太陽燈カーボン 六ミリ 代理店
八ミリ

東京都中央區日本橋本町三丁目
(電車道昭和通り角)

株式會社日本橋いわしや

木川器械店

電話茅場町(66)四〇八八番
四〇九八番

出張所 小田原市綠町一ノ六三番地

電話一四七一番

TAKEI

種 種 鏡 鏡 鏡
各 各 胃
鏡 鏡 腔 腸
胱 道 性
膀 尿 軟 胸 直

製 作 發 賣 元

武井醫科光器製作所

東京都文京區湯島豊丁目四番地
電話 下谷 (83) 5 1 1 9 番
振替口座東京三六七五一一番
取引銀行 三和銀行本郷支店



株式會社

リヒト主要製作品目

- ◎ ユングミククロトーム
- ◎ Aベツツ氏胃腸縫合器
- ◎ 村田氏梅毒診斷用具
- ◎ 村田氏血清加溫器
- ◎ 厚生省型人工氣胸器
- ◎ 電氣強力吸引裂置
- ◎ エレクトロカウルチオグラフ
- ◎ 外科・婦人科器械
- ◎ 各種消毒裝置
- ◎ 東芝X線裝置
- ◎ 東芝攜帶用X線裝置
- ◎ マツダX線管球各種
- ◎ 東芝電氣冷藏庫
- ◎ J.R.C. ラジヲナイフ
- ◎ J.R.C. 超短波治療器
- ◎ J.R.C. 電擊治療器
- ◎ J.R.C. 感電治療器
- ◎ J.R.C. 體溫計

代理營業品目

東京芝浦電氣株式會社 代理店
日本無線株式會社

株式會社 松山器械店

東京都文京區春木町三ノ一一
電話小石川(85)一六二二三
工場 川越市喜志町
出張所 東京都墨田區業平町
福岡市千代町・千葉市港町
山形市印役

齒科用指定貴金屬製造販賣

齒科用白色合金**デンプラット**發賣元



株式會社

徳力本店

東京都千代田區神田鍛冶町二ノ一六

電話神田(25) 0450・4801・4802

厚生省登録齒科用指定貴金屬製造業
東京都登録齒科用指定貴金屬販賣業
齒科用白色新合金デンタプラツト製造元

⊙ 石福金屬興業株式會社

本社

東京都千代田區神田鍛冶町三丁目一番地

省線 神田驛 際・村田ビル内

電話 神田(25)〇九五六・三〇七五

工場

東京都墨田區龜澤町二丁目十一番地

電話 城東(68)〇二五〇・一九〇四・一九〇五

齒科用貴金屬製造並販賣

齒科用白金、金、銀、白金加金
理科學用白金器具
觸媒用純白金網
電氣電管用白金イリヂウム線



田中貴金屬工業株式會社

熱電對用白金及白金ロヂウム線
各種接點
各種銀鑲
貴金屬加工並精鍊
本社及工場

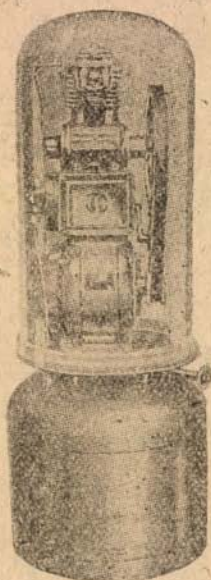
東京都中央區日本橋茅場町二丁目十四番地

電話茅場町

(66)

振替口座東京四六一七七一八番
六三三三三番
五七七五五番
一七五五五番
一八五四三番

「療品」の發刊をお祝します



ユ ニ ッ ト	B型
//	D型
治療品シオン	# 3
モリタサクセス電気エンジン	
モリタサクセス	
エア-コンプレッサー	
モリタサクセス電気レーズ	
モリタレントゲン	

森田齒科商店

東京・名古屋・京都・大阪・小倉

工 場

京都伏見 ・ 京都西院

TRADE  MARK

國民医薬品集

齒科用貴金屬製造販売

小森宮精互株式會社

代表者 小森宮由太郎

東京都台東区浅草烏越2丁目23番地
電話浅草(84)7719番 振替東京44966番

國民医薬品集

齒科用金銀白金

齒科用合金各種

貴金屬圧延合金及精鍊

貴金屬製造登録店・貴金屬販売登録店
農林省認可製杖帶鋸焼継用鋸盤製造

日本貴金屬株式會社

東京都練馬区貫井町410

電話(練馬) 504-754

旧住所 東京都台東区南船荷町36

旧商号 合名会社 水野商店

TRADE MARK



樂に 鉋着の出来る

サンプラチナ特殊線鈎杖

クラスプ専用ワイヤー

鉋・線・矯正杖・ソルダーメタル
リングルバー・パラタルパー・研砂 清掃剤

三金工業株式会社

大阪・東京・兵庫

弾力性白金鑄造合金

シルデン B

主ナル用途

鑄造鈎・ピンレー・パラタル・リングルバー
スリーコーター・クラウン・各種インレー

白金鑄造合金 用途 ダミニー
シルデン C インレー

林合金科學研究所

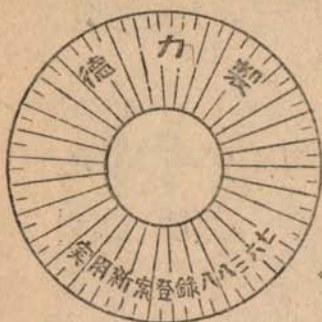
東京都世田谷区玉川奥沢町1の471

代理店

森田齒科本支店・東京中井齒科本店

日本橋 徳力

アロイメタル・ソルダメタル



純金 5 gram 板

純銀 25 gram 板

白金加金 4 gram 線

白金 0.5 gram 板

ニッケルクロム合金錠

医科製品



合資
会社

徳力商店

東京都中央区日本橋江戸橋三ノ四

(省線東京駅八重洲口下幸昭和通)

電話 日本橋(24)〇八一五番

歯科用貴金属製造販売
非鉄金属圧延加工
貴金属精錬分析

東京都中央区銀座四丁目三番地

株式会社 松村金銀店

電話 京橋(56)0051-0052

工場 東京都葛飾区本田川端町六九〇

齒科用純金銀、銀鍍加工販売

白金加金、金箔、銀合金類

齒科用機械器具消耗材料

医薬品、度量衡器、計量器、其他一式



日本齒科機材株式會社

本社 東京都中央区日本橋茅場町二・八

電話 茅場町 (66) 1012-3 441-448

大阪営業所 大阪市淀川区大神橋筋六・五 新京阪ビル

電話 堀川 1051-1054

皆様方の店

便利な五場



齒科用指定

貴金屬製造

貴金屬販売

貴金屬回収精鍊

金銀・白金・地金 賣買

貴金屬 雜滓 買入

貴金屬 分析 精鍊

合金 圧延 加工

合名會社 中溝貴金屬分析所

東京都品川区大崎本町三丁目六二番地

電話 大崎 (49) 2404-5058

振替口座 東京 一・二九〇三番

齒科用指定貴金屬製造

大阪市浪速區日本橋筋四丁目六一

乾庄貴金屬化工株式會社

◇ 純金 五瓦 鈹

◇ 白金 ○ · 五瓦 鈹

大阪市西城區西皿池町一五

橋本貴金屬工業合資會社

電話天下茶屋(66)二二七一番

◇白金加金四瓦線

大阪市東區內本町二丁目三二

山森貴金屬工業合名會社

◇純銀二五瓦銀

大阪市北區旅籠町四番地

合名會社 紫田貴金屬工業所

電話堀川

(35) 一九九六九八番

(イロハ順)

PLUS METAL
PURE GOLD

登録



商標

GOLD SOLDER METAL

プラスメタル

歯科用合金 製造 歯科材料品

ソルダーメタル

高純リボン・ソルダー

清掃液 (油性珪砂粉)

ソルダーリングパウダー (乾性珪砂粉)

ソルダーリングペースト (油性珪砂粉)

優秀研磨材。青棒。赤棒。

モルデン

銀鍍用メタル

合金線(角丸)

矯正器セツト (鑄造用白色合金)

高純リボン・ソルダー

パラデント

大阪 井上齒科用合金製作所

大阪府泉南郡田尻村嘉祥寺一〇七七

金銀鍍線加工業

京都市中京區柳馬場通蛸藥師下ル

山崎商店

電話本局一六八番

製造品目

齒科用蒸和ゴム
床用、前裝用

齒科用ガッタバーチャ製品
テンボラリーストッピング
ガッタバーチャプレート
ガッタバーチャボーイント
バルカボデスク其他

大阪市東區平野町一ノ三

共榮ゴム株式會社

電話北濱二七〇六・二五〇六

最近の改良製品
破損せず
型の變らない
色の良い
丈夫な
ゴム床を
お作り下さい

針射用注射針



全国有名器械店薬店ニアリ

青木注射針製造
株式會社

東京都板橋區志村一丁目十四
電話 赤羽(80)二八八三番

東京 氷島醫科器械株式會社 本郷

Philographia



聴力検査用「オージオメーター」ホーン

Fujicon

本邦アンリル樹膠工業ノ誇リ
完成ノ技術
最高ノ最大ノ生産量
東京都板橋區志村運根町三二一四一帯地
藤化成株式會社

Fujidit

レジンは
セメントは
ルシオン
ペトロイド

守屋化學工業株式會社

工場

群馬縣桐生市横山町二二三八
電話(桐生)二五四番
港區新橋七丁目一番地
電話(芝)〇九三三番

東京事務所

Health Security Begins Here!

テラポール錠

感冒・中耳炎・扁桃腺・
丹毒・淋疾・一般化膿症に

テラポール軟膏

外傷・火傷・にきび・
濕疹・とびひ・化膿症に

ヘクタリン錠

急性下痢・赤痢・小兒下痢
疫痢・傳染性細菌性下痢に

アチスチン錠

心臓べんまく症・心臓衰弱
疲勞防止と回復・體力發揮

スカポール軟膏

疥癬・濕疹・水虫・にきび
寄生性癢痒性皮膚疾患に

グロサール錠

便秘並に便秘による不眠
頭痛・老幼婦女にも好適品

(各御家庭に常備して便利です。)



第一製藥株式會社

東京都日本橋・大阪市道修町

吸収迅速

排泄緩慢

サルフアミンジン

ロメジン

Romezin

ロメジンは本邦喘矢のサルファメラジンで吸収迅速、排泄緩慢、従つて速かに有効血中濃度に達し、然も長時間その濃度を持續し、メルフアミン剤としての機能を遺憾なく發揮するものである。

特に肺炎、流行性脳脊髄膜炎に對する効果は確定的なものであつてロメジン療法の優秀性は既に定評である

適應症

肺炎、敗血症、丹毒、産褥熱、急・慢性淋疾、赤痢、疫痢、中耳炎、扁桃腺炎、一般化膿症



大阪市東區道修町

包裝 注・末・炭

製造發賣元 田邊製藥株式會社

奏効 30分以内

アレルギー性疾患特効薬

アメリカ医師会承認
(英名 ベネドロール)

喘息

蕁麻疹 偏頭痛

濕疹・鼻炎(ハナカゼ)

本剤はエフェドリン、ビタミンB6等の他従来薬の油濁薬に比し副作用の最少を達けた最新薬で、既にアメリカでは多数患者が厚顔に活してゐる



レスタミン 錠・庄・末
「ゴーフ」

製造元 興和化学 販賣元 中村薬商店 東京日本橋本町三

原料香水
オリヂナル

歴史に輝く芸術品

五十年の

香りはまさに日本一

健康=幸福

栄養を充實することは健康……
幸福への第一歩です。栄養の補給はハリバの遣用が経済的です。一粒には肉類、バター、玉子牛乳など脂肪食の中に含まれるビタミンADが濃縮され、毎朝糖衣粒を2~3個、服用極めて簡単です。

脂肪性栄養剤



(包装一〇〇粒) 東京田邊製薬株式会社

蜂 印



純正医薬

東洋製薬化成株式会社

大阪市東区道修町二丁目四〇番地
 東京事務所 中央区日本橋本町3ノ7
 出来島工場 大阪・西淀川・出来島388
 十三工場 大阪・東淀川・元今里北
 城東工場 大阪・城東・鶴見町 961

總代理店

日産薬品株式会社

大阪市西区江戸堀上通二丁目五〇番地



協薬の優良醫藥品

國民醫藥品集

ザルソプロカ糖注 20cc × 5A

國民醫藥品集

葡萄糖注 3 號 20cc × 5A

米國藥局方準據

複方 硼酸 軟膏 500g

米國藥局方準據

複方 亞鉛華軟膏 500g

最新化學療法眼科藥
 ホモスルファミン主劑

クミアイ化學目藥

協同製藥株式會社

東京 都豊島區長崎二ノ一〇
 營業所 東京・中央・日本橋本町三ノ一



胃腸
 トモサン
 胸やけ胃痛
 下痢・腹痛
 漫性胃腸病



友田製 品

六〇圓・藥店
 百貨店にリ

繃帶も進歩する

外國品と品質を競う
我國唯一の特許の繃帶

自着繃帶 特許繃帶



國家は勿論・家庭に職場
にスポーツに必備の藥品

資生堂自着帶製造株式會社

製造元

東京都板橋區志村町二ノ一六

(見本進呈)

創立 明治三十三年



平和化学工業株式会社

本社 東京都港区麻布新堀町
電話三田(44)1040番
工場 川崎市上小田中
電話中原34番

大型紙袋 ➡ セメント袋・粉袋・肥料袋
小型紙袋 ➡ 脱脂綿袋・家庭綿袋・薬品袋
印刷・紙器 ➡ 一般印刷物・紙器類一式

平和紙業株式会社

本社並工場

東京都豊島区高田南町一丁目一七九
電話九段(33) 6597

神田営業所

東京都千代田区神田紺屋町一五
電話茅場町(66) 7164

最良の!
月經帶
ピケルリヤ

純
ゴム
製

イージーおしめ

本舖
株式
會社

大和
ゴム
製作所

東京都中央区馬喰町二ノ一

イージー印 四座

シ
ム
ス
製

イージー印 氷枕

本田工場
東京都葛飾區本田澁江町
川端工場
東京都葛飾區本田川端町
山形工場
山形縣西村山郡谷地町

米國專売特許 No. 1772969

！ 此の特徴

☆他品には見られない純良なゴムで出来ている。
 ☆お肌にピッタリするように、伸縮の度合と、幅の異なる
 二重のゴムから成つている。
 ☆手軽に洗濯出来て、保ちがよい。

本舗 第二ゴム製造所

東京都北多摩郡神代村深大寺
 電話 武藏野三九〇六
 武藏調布三三三五
 振替口座東京四六〇三〇番



飛んでも跳ねても
 びんがびん
 びんがびん

新 發 賣

替ゴム二個入箱

が新に出来ました。市場一般の月經帯にかけ替共通です。

(有名藥局百貨店に有り)



女性の生活はさらに！

ラッキバンド



スポーツ・職場・外出に
生理日不安完全解消！

使用簡易・伸縮自由

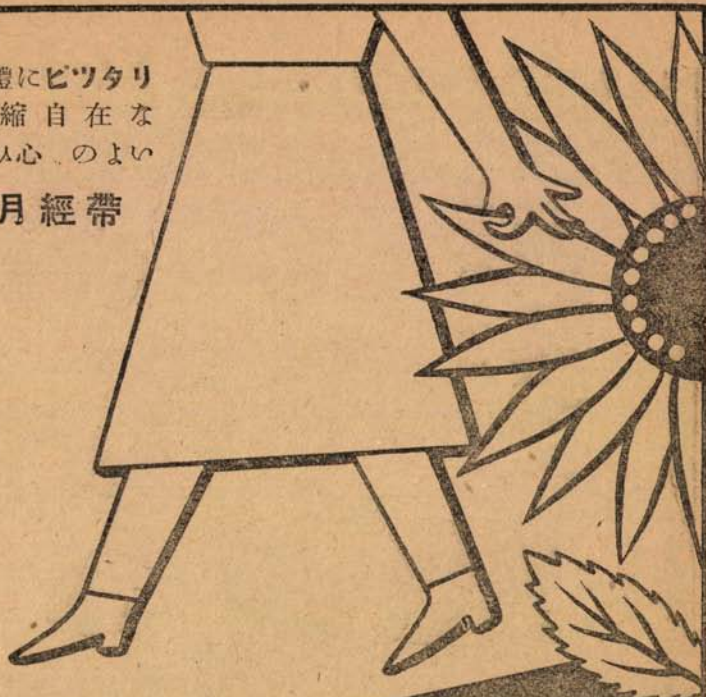
(薬店百貨店に有り)

本 舗

日本ゴム布工業株式會社
東京都豊島區巢鴨一〇十番地

身體にピッタリ
伸縮自在な
使ひ心のよい

月經帶



現代女性の活動に
明るさと健やかさを増す!!

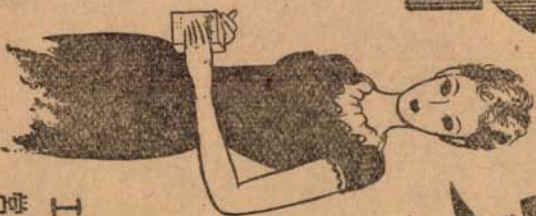
シズンババ

本 舗

太 田 春 龍 堂
東京都文京区竹早町三十五番地
電話小石川(85) 6 0 8 5 番

天行天

高級月經帶



製造発売元
天産業株式

工場・埼玉縣北足立郡谷塚野瀬町
 営業所・東京都文京区本郷三丁目電停前

造 一 入 製 ば つ 入
 品 か む 公 雜 貨
 用 め お 用 コ 公 雜 貨
 生 し 兒 生 用 コ 公 雜 貨
 衛 お 乳 各 種 衛 生 用 コ 公 雜 貨

合 名 會 社 牛 山 縫 製 工 業 所

東京都台東區淺草橋二丁目四番地

電話淺草 (84)

0 0 7 0
 2 6 0 6
 3 2 7 8

代表社員 牛 山 校 一

HAPPY BAND

月經帶並ニ
おしめカバ
防水布雜貨

永興工業所

奈良縣高市市鴨今村繩手二二九番地

竹田製作所

電話極原二七九番

奈良縣高市市今井町今井五八三番地

第二工場 松井縫工所

電話橋原七二番



高級おしめ

夜の鶴

幼児の成人を早めます



ニッ
カー
バンド

(月
經
帶)

保健のために創案して有ります

大
和
高
田
市

日
華
社
工
業
所

中
西
政
一

電話大和高田四六六・五一五
振替口座大阪五貳七七貳番

RRR

優秀な品質と技術……

サン
アール
おしめ
カバー

最高級月經帶……

サン
アール
ベル
ト



縫
製
ゴ
ム
製
衛
生
用
品
は
…
サン
アール

大
阪
市
東
區
淡
路
町
一
丁
目
一
四
ラ
イ
ト
産
業
株
式
會
社

RRR

脱腸は

バネ式でないと治らない

スチール脱腸帯

避妊と

調節に...

マジマペッサリー

避妊薬マジマゼリー

日本産児調節連盟規格品

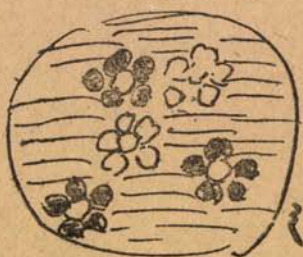
ドクトル馬島備直接指導製作

株式会社 森田製作所

東京都千代田区神田2の8

電話 神田 (25) 4655 4518

安 全
確 實
使用感無



相模ゴム工業株式会社

工場 神奈川県愛甲郡厚木町四五二

電話 厚木 三八〇番

連絡所 東京都千代田区神田銀治町一ノ一

電話 神田 四三七四番

衛生用品製造

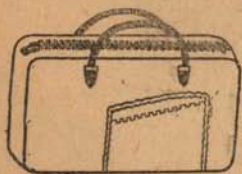
おしめカバー 乳児おむつ入

各種衛生用ゴム雑貨

合名會社 長谷川加工所

東京都臺東區淺草左エ門町一番地
電話 淺草(84) 8 8 3 8
代表社員 長谷川 東吉

≡≡≡ 衛生用品製造卸 ≡≡≡



有限會社

米田商店

米田 次郎

東京都墨田區東兩國

電話 深川

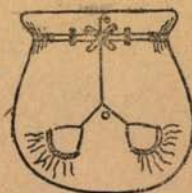
(64) 二九三
三七八九
三七八九

おしめカバー
乳児おむつ入

その他衛生用ゴム雑貨

美麗・耐久 堅牢が

當店の特徴です



必ず貴女の御氣に召す
女性必携生理帯



トーホー
バンド

柔軟にして堅牢

ミナトおしめ

ミナトおしめ 發賣元
トーホーバンド

湊商會

大阪市南区安堂寺橋邊三丁目六〇

アイケー
オシメ
バンド
本舗

國友勇商店

大阪市東區高麗橋詰町二八
電話 東 六二三六番



I . K

アイケーおしめ
アイケーバンド
ゴム醫療衛生用品

祝 發 刊

乳 兒 衛 生 具

衛 生 用 品 雜 貨 工 業 振 興 會

東 京 都 墨 田 區 東 兩 國 三 丁 目 十 四 番 地

電 話 深 川 (64) 二 九 三 九

振 興 會 會 員

石 磯 上 部 延 治 長 谷 川 東 源 西 山 田 太 田 山 田 榮 嘉 米 田 作 次 竹 館 榮 野 根 岸 山 岸 正 野 村 友 和 茂 國 友 村 友 山 岸 友 山 田 政 金 古 田 土 政 山 田 政 平 須 賀 野 千 代 鈴 賀 野 千 代 木 政 一 二 杉 本 一 雄 (イロハ順)

おしめカバー、乳兒おむつ入
氷 枕、 氷 袋

其の他衛生用品、ゴム雜貨各種

株 式 會 社

大 廣 ゴ ム 店

代 表 取 締 役 西 山 源 吾

東 京 都 中 央 區 日 本 橋 橫 山 町 三 番 地

電 話 茅 場 町 (66) 六 九 七 五 番
七 〇 九 五 四 番

振 替 東 京 參 〇 貳 五 六 番

東京都港区虎ノ門二丁目九番十四号
発明会館四階

東京化粧品工業会

全國オブラート協會

東京都世田ヶ谷三 町六八番地

東京醫科器械工業會

理事長 須中西次郎

東京都千代田區神田小川町一ノ六
電話神田(25)二二四二番

東京醫科器械商業會

理事長 高橋安太郎

東京都千代田區神田小川町一ノ六
電話神田(25)二二四二番

醫療ゴム工業會

東京都新宿區角管一ノ一
三越支店六階
電話澁橋(37)一三一(106)番

九州衛生家庭綿販賣協會

會長 瓜生三次郎
專務理事 沖田亮哲
久留米市日吉町三七旭屋四階
電話久留米二一五一番

九州衛生家庭綿協議會

會長 瓜生三次郎
專務理事 沖田亮哲
久留米市日吉町三七旭屋四階
電話久留米二一五一番

日本齒科器械工業會

東京都千代田區神田多町二丁目一
電話神田(25)〇九〇八

日本醫藥用紙工品懇和會

委員長 坂本俊二

東京都中央區日本橋堀留二丁目

おしめカバー・月經帶製作業者團體

近畿衛生帶工業協同組合

事務所 大阪市東區内平野二丁目二三番地

河村伊三郎	北國秋中土河嘉竹米	田田村	村
伊德友寅	岡西井井	井	精
三太郎	寅政助	助	久
郎	郎	勇	作
		一	市
		尚	平
		延	介
佐藤史夫	泉卯東	三好田定	三田太一
		三	田
		三	宗
		三	菊
		三	一
		三	雄
		三	吉

日本ゴム製月經帶工業協議會

理事長 岡崎明朗

東京都豊島區巢鴨一丁目十番地
電話大塚(86)二八五七番

國民醫藥品集收載
衛生家庭綿

近畿雜織維工業會

衛生家庭綿部會

會長 橫井正勝

西浦久藏
有田丈一
橫田福松
磯本嘉藏
日破嘉藏
北佐川端出
北佐川端出
純
武竹精
雄助一武造

梁瀨治三郎
三澤治三郎
楠澤純一
北野純一
梅辻喜造
早川貞次
熊川貞次
楠本熊次
上辻友久
西山茂三郎

衛生材料聯合會

東京都豊島區高田南町二丁目六九六番地

電話九段(33) 四二二〇

四二二六・四二二八
四二二七・四二二九